

認容額等一覧表（被告国関係）

原告 番号	元建築作業 従事者名	枝 番	原告名	認容額 (単位：円)	内訳（単位：円）		遅延損害金 起算日
					慰謝料	弁護士費用	
1	承継前原告(1)		原告(1)	9,900,000	9,000,000	900,000	H27.9.19
2	承継前原告(2)	1	原告(2-1)	4,455,000	4,050,000	405,000	H27.4.9
		2	原告(2-2)	4,455,000	4,050,000	405,000	H27.4.9
4	原告(4)		原告(4)	7,700,000	7,000,000	700,000	H26.4.22
6	承継前原告(6)	1	原告(6-1)	6,930,000	6,300,000	630,000	H27.5.20
		2	原告(6-2)	2,970,000	2,700,000	270,000	H27.5.20
7	原告(7)		原告(7)	7,920,000	7,200,000	720,000	H22.9.3
9	原告(9)		原告(9)	6,600,000	6,000,000	600,000	H25.9.12
10	甲 1 3		原告(10)	9,900,000	9,000,000	900,000	H25.7.11
12	原告(12)		原告(12)	7,128,000	6,480,000	648,000	H24.10.30
13	甲 3	1	原告(13-1)	4,455,000	4,050,000	405,000	H25.1.25
		2	原告(13-2)	4,455,000	4,050,000	405,000	H25.1.25
14	甲 6		原告(14)	8,910,000	8,100,000	810,000	H24.6.22
15	甲 1 4		原告(15)	8,019,000	7,290,000	729,000	H24.6.18
16	甲 1 0	1	原告(16-1)	4,455,000	4,050,000	405,000	H22.9.16
		2	原告(16-2)	4,455,000	4,050,000	405,000	H22.9.16
17	原告(17)		原告(17)	6,930,000	6,300,000	630,000	H23.6.2
19	甲 4		原告(19)	8,910,000	8,100,000	810,000	H25.1.25
20	原告(20)		原告(20)	6,930,000	6,300,000	630,000	H25.1.9
21	原告(21)		原告(21)	7,920,000	7,200,000	720,000	H22.11.26
22	原告(22)		原告(22)	6,600,000	6,000,000	600,000	H23.8.15
23	原告(23)		原告(23)	7,920,000	7,200,000	720,000	H22.11.9
26	原告(26)		原告(26)	7,920,000	7,200,000	720,000	H22.8.27
27	原告(27)		原告(27)	6,930,000	6,300,000	630,000	H26.3.17
28	原告(28)		原告(28)	6,600,000	6,000,000	600,000	H25.2.28
29	原告(29)		原告(29)	8,800,000	8,000,000	800,000	H23.8.31
30	原告(30)		原告(30)	6,600,000	6,000,000	600,000	H23.2.23
31	甲 1 1		原告(31)	8,910,000	8,100,000	810,000	H25.6.28
32	原告(32)		原告(32)	8,800,000	8,000,000	800,000	H23.9.13
33	甲 2		原告(33)	8,019,000	7,290,000	729,000	H24.3.9
36	原告(36)		原告(36)	7,700,000	7,000,000	700,000	H25.10.15
37	甲 1 2	1	原告(37-1)	4,009,500	3,645,000	364,500	H26.1.25
		2	原告(37-2)	4,009,500	3,645,000	364,500	H26.1.25
40	原告(40)		原告(40)	8,800,000	8,000,000	800,000	H25.3.14
43	原告(43)		原告(43)	6,600,000	6,000,000	600,000	H25.12.27
44	原告(44)		原告(44)	7,920,000	7,200,000	720,000	H24.6.1
45	承継前原告(45)		原告(45)	9,900,000	9,000,000	900,000	H28.8.7

認容額等一覧表（被告ニチアス株式会社関係）

原告 番号	元建築作業 従事者名	原告名	認容額 (単位：円)	内訳（単位：円）		遅延損害金 起算日
				慰謝料	弁護士費用	
29	原告(29)	原告(29)	9,240,000	8,400,000	840,000	H23.8.31
40	原告(40)	原告(40)	9,240,000	8,400,000	840,000	H25.3.14

認容額等一覧表（被告株式会社ノザワ関係）

原告 番号	元建築作業 従事者名	原告名	認容額 (単位：円)	内訳（単位：円）		遅延損害金 起算日
				慰謝料	弁護士費用	
3	承継前原告(3)	原告(3)	10,395,000	9,450,000	945,000	H27.10.17
9	原告(9)	原告(9)	9,702,000	8,820,000	882,000	H25.9.12
17	原告(17)	原告(17)	11,319,000	10,290,000	1,029,000	H23.6.2
22	原告(22)	原告(22)	9,702,000	8,820,000	882,000	H23.8.15
23	原告(23)	原告(23)	11,642,400	10,584,000	1,058,400	H22.11.9
26	原告(26)	原告(26)	13,305,600	12,096,000	1,209,600	H22.8.27
32	原告(32)	原告(32)	12,936,000	11,760,000	1,176,000	H23.9.13
35	原告(35)	原告(35)	11,319,000	10,290,000	1,029,000	H23.1.4

担保金額一覽表

原告 番号	元建築作業 従事者名	枝 番	原告名	担保金額 (単位：円)
1	承継前原告(1)		原告(1)	7,900,000
2	承継前原告(2)	1	原告(2-1)	3,600,000
		2	原告(2-2)	3,600,000
4	原告(4)		原告(4)	6,200,000
6	承継前原告(6)	1	原告(6-1)	5,500,000
		2	原告(6-2)	2,400,000
7	原告(7)		原告(7)	6,300,000
9	原告(9)		原告(9)	5,300,000
10	甲 1 3		原告(10)	7,900,000
12	原告(12)		原告(12)	5,700,000
13	甲 3	1	原告(13-1)	3,600,000
		2	原告(13-2)	3,600,000
14	甲 6		原告(14)	7,100,000
15	甲 1 4		原告(15)	6,400,000
16	甲 1 0	1	原告(16-1)	3,600,000
		2	原告(16-2)	3,600,000
17	原告(17)		原告(17)	5,500,000
19	甲 4		原告(19)	7,100,000
20	原告(20)		原告(20)	5,500,000
21	原告(21)		原告(21)	6,300,000
22	原告(22)		原告(22)	5,300,000
23	原告(23)		原告(23)	6,300,000
26	原告(26)		原告(26)	6,300,000
27	原告(27)		原告(27)	5,500,000
28	原告(28)		原告(28)	5,300,000
29	原告(29)		原告(29)	7,000,000
30	原告(30)		原告(30)	5,300,000
31	甲 1 1		原告(31)	7,100,000
32	原告(32)		原告(32)	7,000,000
33	甲 2		原告(33)	6,400,000
36	原告(36)		原告(36)	6,200,000
37	甲 1 2	1	原告(37-1)	3,200,000
		2	原告(37-2)	3,200,000
40	原告(40)		原告(40)	7,000,000
43	原告(43)		原告(43)	5,300,000
44	原告(44)		原告(44)	6,300,000
45	承継前原告(45)		原告(45)	7,900,000

請求額等一覧表

原告 番号	元建築作業 従事者名	枝 番	原告名	請求額 (単位：円)	内訳 (単位：円)		遅延損害金 起算日
					慰謝料	弁護士費用	
1	承継前原告(1)		原告(1)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.9.5
2	承継前原告(2)	1	原告(2-1)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H23.10.25
		2	原告(2-2)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H23.10.25
3	承継前原告(3)		原告(3)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H24.9.13
4	原告(4)		原告(4)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.4.22
5	甲 5		原告(5)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.10.5
6	承継前原告(6)	1	原告(6-1)	26,950,000	24,500,000	2,450,000	H26.5.28
		2	原告(6-2)	11,550,000	10,500,000	1,050,000	H26.5.28
7	原告(7)		原告(7)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.9.3
8	承継前原告(8)	1	原告(8-1)	3,208,332	2,916,666	291,666	H24.11.22
		2	原告(8-2)	802,082	729,166	72,916	H24.11.22
		3	原告(8-3)	802,082	729,166	72,916	H24.11.22
		4	原告(8-4)	802,082	729,166	72,916	H24.11.22
		5	原告(8-5)	802,082	729,166	72,916	H24.11.22
		6	原告(8-6)	1,604,166	1,458,333	145,833	H24.11.22
		7	原告(8-7)	1,604,166	1,458,333	145,833	H24.11.22
		8	原告(8-8)	9,625,000	8,750,000	875,000	H24.11.22
		9	原告(8-9)	9,625,000	8,750,000	875,000	H24.11.22
		10	原告(8-10)	9,625,000	8,750,000	875,000	H24.11.22
9	原告(9)		原告(9)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.9.12
10	甲 1 3		原告(10)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.4.28
11	原告(11)		原告(11)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.2.28
12	原告(12)		原告(12)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H24.10.30
13	甲 3	1	原告(13-1)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H24.11.12
		2	原告(13-2)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H24.11.12
14	甲 6		原告(14)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H24.6.22
15	甲 1 4		原告(15)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.3.23
16	甲 1 0	1	原告(16-1)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H22.9.16
		2	原告(16-2)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H22.9.16
17	原告(17)		原告(17)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.6.2
18	原告(18)		原告(18)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.8.31
19	甲 4		原告(19)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.1.25
20	原告(20)		原告(20)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.1.9

請求額等一覧表

21	原告(21)		原告(21)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.11.26
22	原告(22)		原告(22)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.8.15
23	原告(23)		原告(23)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.11.9
24	甲 7		原告(24)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.10.4
25	承継前原告(25)		原告(25)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.8.8
26	原告(26)		原告(26)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H22.8.27
27	原告(27)		原告(27)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.3.17
28	原告(28)		原告(28)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.2.28
29	原告(29)		原告(29)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.8.31
30	原告(30)		原告(30)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.2.23
31	甲 1 1		原告(31)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.6.28
32	原告(32)		原告(32)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.9.13
33	甲 2		原告(33)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H24.3.9
35	原告(35)		原告(35)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H23.1.4
36	原告(36)		原告(36)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.10.15
37	甲 1 2	1	原告(37-1)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H25.8.19
		2	原告(37-2)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H25.8.19
38	原告(38)		原告(38)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.3.20
39	甲 8		原告(39)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H24.1.5
40	原告(40)		原告(40)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.3.14
41	甲 9		原告(41)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.1.7
42	甲 1	1	原告(42-1)	19,250,000	17,500,000	1,750,000	H24.9.18
		2	原告(42-2)	6,416,666	5,833,333	583,333	H24.9.18
		3	原告(42-3)	6,416,666	5,833,333	583,333	H24.9.18
		4	原告(42-4)	6,416,666	5,833,333	583,333	H24.9.18
43	原告(43)		原告(43)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H25.12.27
44	原告(44)		原告(44)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H24.6.1
45	承継前原告(45)		原告(45)	38,500,000	35,000,000	3,500,000	H26.2.27

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

原告 番号	元建築作業従事者 名等	枝 番	原告名	元建築作業従事 者の主な職種	元建築作業従事者の 労災認定疾病名	同認定日	じん肺 管理区分	元建築作業従事者の 死亡年月日	承継関係
1	承継前原告(1) S13.1.2 生 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)		原告(1)	電工 (甲 F1-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答 (H28.8.17 付け東京労働局分) (以下 「調査嘱託回答①」))	H23.9.5 (同左)	管理 2 (甲 F1-3-4)	H27.9.19 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	配偶者 (同左)
2	承継前原告(2) S19.8.9 生 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	1	原告(2-1)	電工 (甲 F2-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答 (神奈川労働局分) (以下「調査嘱託回答②」))	H23.10.25 (同左)	管理 3 イ (甲 F2-3-2)	H27.4.9 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	子 (同左) 承継割合：1/2
		2	原告(2-2)						子 (同左) 承継割合：1/2
3	承継前原告(3) S12.12.3 生 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)		原告(3)	左官工 (甲 F3-2)	悪性胸膜中皮腫 (調査嘱託回答②)	H24.9.13 (同左)		H27.10.17 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	子 (同左)
4	原告(4) S28.7.9 生 (甲 F4-3-3)		原告(4)	配管工 (甲 F4-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H26.4.22 (同左)	管理 3 イ (甲 F4-3-2)		
5	甲 5 S17.1.21 生 (甲 F5-4-2-1)		原告(5)	大工 (甲 F5-3-1)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H22.10.5 (同左)	管理 3 イ相当 (甲 F5-3-1)	H22.4.9 (甲 F5-4-2-1)	配偶者 (同左)
6	承継前原告(6) S24.12.3 生 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	1	原告(6-1)	大工 (甲 F6-3-1)	悪性胸膜中皮腫 (調査嘱託回答②)	H26.5.28 (同左)		H27.5.20 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	配偶者 (同左) 承継割合：7/10
		2	原告(6-2)						子 (同左) 承継割合：3/10
7	原告(7)		原告(7)	空調設備工	肺がん	H22.9.3			

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

	S13.5.7 生 (甲 F7-3-1)			(甲 F7-2)	(調査嘱託回答②)	(同左)			
8	承継前原告(8) S15.11.13 生 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	1	原告(8-1)	エレベーター工 (甲 F8-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H24.11.22 (同左)	管理 3 ロ (甲 F8-3-5)	H26.12.12 (弁論の全趣旨：訴訟承継資料)	兄弟姉妹 (同左) 承継割合：1/12
		2	原告(8-2)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/48
		3	原告(8-3)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/48
		4	原告(8-4)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/48
		5	原告(8-5)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/48
		6	原告(8-6)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/24
		7	原告(8-7)						兄弟姉妹の子 (同左) 承継割合：1/24
		8	原告(8-8)						配偶者の兄弟姉妹 (同左) 承継割合：1/4
		9	原告(8-9)						配偶者の兄弟姉妹 (同左) 承継割合：1/4
		10	原告(8-10)						配偶者の兄弟姉妹 (同左) 承継割合：1/4
9	原告(9) S16.3.16 生 (甲 F9-3-1)		原告(9)	タイル工 (甲 F9-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答 (H28.9.20 付け東京労働局分) (以下	H25.9.12 (同左)	管理 2 (甲 F9-3-2)		

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

					「調査嘱託回答③」)				
10	甲 1 3 S40.9.4 (甲 F10-10)		原告(10)	工事監理, 建築 設計 (甲 F10-1-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H22.4.28 (同左)		H25.7.11 (甲 F10-10)	配偶者 (甲 F10-1-1)
11	原告(11) S9.5.7 生 (甲 F11-3-1)		原告(11)	鉄骨工 (甲 F11-2)	良性石綿胸水 (調査嘱託回答②)	H26.2.28 (同左)			
12	原告(12) S25.2.10 生 (甲 F12-3-1)		原告(12)	大工 (甲 F12-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H24.10.30 (同左)			
13	甲 3 S22.1.6 生 (甲 F13-4-2-1)	1	原告(13-1)	配管工 (甲 F13-3-3)	肺がん (調査嘱託回答①)	H24.11.12 (同左)		H25.1.25 (甲 F13-4-2-1)	配偶者 (同左) 承継割合: 1/2
		2	原告(13-2)						子 (同左) 承継割合: 1/2
14	甲 6 S45.12.9 生 (甲 F14-3-7)		原告(14)	大工 (甲 F14-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H24.6.22 (同左)		H22.12.28 (甲 F14-3-7)	母 (同左)
15	甲 1 4 S13.1.27 生 (甲 F15-4-4-1)		原告(15)	現場監督 (甲 F15-3-6)	右肺腺がん (調査嘱託回答③)	H23.3.23 (同左)		H24.6.18 (甲 F15-4-4-1)	配偶者 (同左)
16	甲 1 0 S19.1.27 生 (甲 F16-4)	1	原告(16-1)	空調設備工 (甲 F16-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H22.9.16 (同左)		H20.11.16 (甲 F16-4)	配偶者 (甲 F16-3-1) 承継割合: 1/2
		2	原告(16-2)						子(甲 F16-1-1) 承継割合: 1/2
17	原告(17)		原告(17)	左官工	じん肺, 続発性気管支炎	H23.6.2	管理 3 イ		

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

	S24.1.1 生 (甲 F17-3-1)			(甲 F17-2)	(調査嘱託回答②)	(同左)	(甲 F17-3-6)		
18	原告(18) S12.10.28 生 (甲 F18-3-1)		原告(18)	大工 (甲 F18-2)	良性石綿胸水, びまん性胸 膜肥厚(調査嘱託回答②)	H22.8.31 (同左)			
19	甲 4 S26.3.11 生 (甲 F19-4)		原告(19)	配管工 (甲 F19-3-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H25.1.25 (同左)		H24.5.18 (甲 F19-4)	配偶者 (甲 F19-3-1)
20	原告(20) S20.4.10 生 (甲 F20-3-1)		原告(20)	築炉, 解体工 (甲 F20-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答③)	H25.1.9 (同左)	管理 3 イ (甲 F20-3-7)		
21	原告(21) S22.8.31 生 (甲 F21-3-1)		原告(21)	解体工, 型枠大 工 (甲 F21-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H22.11.26 (同左)			
22	原告(22) S13.2.14 生 (甲 F22-3-1)		原告(22)	タイル工 (甲 F22-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答③)	H23.8.15 (同左)	管理 2 (甲 F22-3-4)		
23	原告(23) S22.2.27 生 (甲 F23-3-1)		原告(23)	タイル工 (甲 F23-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H22.11.9 (同左)			
24	甲 7 S22.5.6 生 (甲 F24-3-1)		原告(24)	大工 (甲 F24-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H23.10.4 (同左)		H23.4.23 (甲 F24-3-1)	配偶者 (同左)
25	承継前原告(25) S27.10.5 生		原告(25)	クロス工 (甲 F25-3-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H25.8.8 (同左)		H26.6.5 (弁論の全趣旨: 訴	配偶者 (同左)

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

	(弁論の全趣旨：訴訟承継資料)							訟承継資料)	
26	原告(26) S24.8.12 生 (甲 F26-3-1)		原告(26)	左官工 (甲 F26-2)	肺がん (調査嘱託回答①)	H22.8.27 (同左)			
27	原告(27) S22.7.22 生 (甲 F27-3-1)		原告(27)	大工 (甲 F27-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H26.3.17 (同左)	管理 3 イ (甲 F27-3-4)		
28	原告(28) S12.6.14 生 (甲 F28-3-1)		原告(28)	大工 (甲 F28-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H25.2.28 (同左)	管理 2 (甲 F28-3-4)		
29	原告(29) S19.8.9 生 (甲 F29-3-5)		原告(29)	保温工，とび (甲 F29-2)	びまん性胸膜肥厚 (調査嘱託回答②)	H23.8.31 (同左)			
30	原告(30) S18.12.9 生 (甲 F30-3-4)		原告(30)	配管工 (甲 F30-2)	じん肺，続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H23.2.23 (同左)	管理 2 (甲 F30-3-1)		
31	甲 1 1 S28.8.13 生 (甲 F31-3-1)		原告(31)	解体工 (甲 F31-3-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H25.6.28 (同左)		H24.10.5 (甲 F31-3-1)	配偶者 (同左)
32	原告(32) S27.12.21 生 (甲 F32-3-1)		原告(32)	タイル工 (甲 F32-2)	びまん性胸膜肥厚 (調査嘱託回答②)	H23.9.13 (同左)			
33	甲 2 S30.9.14 生		原告(33)	電工 (甲 F33-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H24.3.9 (同左)		H23.12.24 (甲 F33-3-1)	配偶者 (同左)

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

	(甲 F33-3-1)								
35	原告(35) S14.7.4 生 (甲 F35-3-1)		原告(35)	タイル工 (甲 F35-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答①)	H23.1.4 (同左)	管理 3 イ (甲 F35-3-8)		
36	原告(36) S18.8.18 生 (甲 F36-3-1)		原告(36)	大工 (甲 F36-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H25.10.15 (同左)	管理 3 イ (甲 F36-3-5)		
37	甲 1 2 S42.12.6 生 (甲 F37-4-4-1)	1	原告(37-1)	解体工 (甲 F37-3-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H25.8.19 (同左)		H26.1.25 (甲 F37-4-4-1)	配偶者 (甲 F37-4-2, 甲 F37-4-4-1) 承継割合: 1/2
		2	原告(37-2)						子 (甲 F37-4-2, 甲 F37-4-4-5) 承継割合: 1/2
38	原告(38) S25.10.23 生 (甲 F38-3-1)		原告(38)	ハウスクリーニング (甲 F38-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H26.3.20 (同左)			
39	甲 8 S13.12.7 生 (甲 F39-5-2-1)		原告(39)	大工 (甲 F39-1)	肺がん (調査嘱託回答②)	H24.1.5 (同左)		H22.4.18 (甲 F39-5-2-1)	配偶者 (同左)
40	原告(40) S16.7.16 生 (甲 F40-3-6)		原告(40)	保温工 (甲 F40-2)	びまん性胸膜肥厚 (調査嘱託回答②)	H25.3.14 (同左)			
41	甲 9 S24.12.7 生 (甲 F41-6-2-1)		原告(41)	大工 (甲 F41-3-5)	肺がん (調査嘱託回答②)	H26.1.7 (同左)		H25.12.5 (甲 F41-6-2-1)	配偶者(同左)

職種・疾患等一覧表

※ 認定に用いた証拠等はかっこ内に示す。

42	甲 1 S15.5.19 生 (甲 F42-4-2-1)	1	原告(42-1)	塗装工 (甲 F42-3-2)	じん肺, 続発性気胸 (調査嘱託回答②)	H24.3.13 (同左)	管理 2 (甲 F42-3-3)	H24.8.20 (甲 F42-4-2-1)	配偶者(同左) 承継割合: 1/2	
		2	原告(42-2)						子(甲 F42-4-2-6) 承継割合: 1/6	
		3	原告(42-3)	悪性胸膜中皮腫 (調査嘱託回答②)	H24.9.18 (同左)		子(甲 F42-4-2-5) 承継割合: 1/6			
		4	原告(42-4)				子(甲 F42-4-2-9) 承継割合: 1/6			
43	原告(43) S16.12.2 生 (甲 F43-3-1)		原告(43)	大工 (甲 F43-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H25.12.27 (同左)	管理 2 (甲 F43-3-10)			
44	原告(44) S24.1.15 生 (甲 F44-3-1)		原告(44)	大工, 型枠大工, 解体工 (甲 F44-2)	肺がん (調査嘱託回答②)	H24.6.1 (同左)				
45	承継前原告(45) S15.10.21 生 (弁論の全趣旨: 訴訟承継資料)		原告(45)	大工 (甲 F45-2)	じん肺, 続発性気管支炎 (調査嘱託回答②)	H26.2.27 (同左)	管理 3 口 (甲 F45-3-6)	H28.8.7 (弁論の全趣旨: 訴訟承継資料)	子 (同左)	

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

目次

1	被告(ア)国関係：被告(ア)国の公務員の規制権限不行使の違法性	5
	(1) 労働関係法令に基づく規制権限の不行使	5
	(原告らの主張)	5
	(被告(ア)国の主張)	14
	(2) 一人親方や個人事業主である建築作業従事者らの、旧労基法・安衛法上の保護対象性	22
	(原告らの主張)	22
	(被告(ア)国の主張)	24
	(3) 建基法に基づく規制権限の不行使	26
	(原告らの主張)	26
	(被告(ア)国の主張)	29
	(4) 労災保険法に基づく規制権限の不行使（一人親方等関係）	31
	(原告らの主張)	31
	(被告(ア)国の主張)	31
2	被告企業ら関係	32
	(原告らの主張)	32
	(1) 警告義務違反及び石綿不使用義務違反（民法709条）	32
	(2) 石綿含有建材に関する欠陥（製造物責任法3条）	34
	(3) 共同不法行為（民法719条1項，製造物責任法6条）	35
	(被告(イ)旭硝子及び被告(ウ)旭トステム外装の主張)	69
	(被告(オ)ウベボードの主張)	75
	(被告(カ)永大産業の主張)	78
	(被告(キ)A & AMの主張)	82
	(被告(ク)クボタの主張)	83

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(被告ケ)ケイミューの主張)	84
(被告コ)クラボウの主張)	88
(被告サ)クリオンの主張)	91
(被告シ)神島化学工業の主張)	93
(被告ス)壽工業の主張)	98
(被告セ)小松ウオールの主張)	100
(被告ソ)J F E 建材の主張)	102
(被告タ)昭和電工建材の主張)	106
(被告チ)新日鉄住金化学の主張)	109
(被告ツ)住友大阪セメントの主張)	115
(被告テ)積水化学工業の主張)	119
(被告ト)大建工業の主張)	123
(被告ナ)大阪ソーダの主張)	128
(被告ニ)太平洋セメントの主張)	130
(被告ネ)チヨダウーテの主張)	139
(被告ノ)D I C の主張)	141
(被告ハ)デンカの主張)	145
(被告ヒ)東洋テックスの主張)	148
(被告フ)東レ A C E の主張)	148
(被告ヘ)L I X I L の主張)	150
(被告ホ)ナイガイの主張)	153
(被告マ)ニチアスの主張)	157
(被告ミ)ニチハの主張)	164
(被告ム)日東紡績の主張)	166
(被告メ)日本インシュレーションの主張)	170
(被告モ)日本碍子の主張)	174

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

（被告(丙ア)日本化成の主張）	176
（被告(丑)日本バルカー工業の主張）	177
（被告(ヲ)ノザワの主張）	179
（被告(リ)ノダの主張）	183
（被告(ル)福田金属箔粉工業の主張）	186
（被告(レ)フクビ化学工業の主張）	188
（被告(ロ)文化シャッターの主張）	190
（被告(ワ)MMKの主張）	192
（被告(キ)明和産業の主張）	195
（被告(ク)吉野石膏の主張）	196
（被告(ソ)淀川製鋼所の主張）	198
3 損害，消滅時効，過失相殺等	201
（原告らの主張）	201
（被告(ア)国の主張）	203
（被告(イ)旭硝子及び同(ウ)旭トステム外装の主張）	203
（被告(オ)ウベボードの主張）	203
（被告(カ)永大産業の主張）	204
（被告(ケ)ケイミューの主張）	204
（被告(コ)J F E 建材の主張）	205
（被告(ク)昭和電工建材の主張）	205
（被告(ケ)新日鉄住金化学の主張）	205
（被告(ツ)住友大阪セメントの主張）	206
（被告(テ)積水化学工業の主張）	207
（被告(ト)大建工業の主張）	208
（被告(ニ)太平洋セメントの主張）	208
（被告(ノ)D I C の主張）	208

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(被告(マ)ニチアスの主張)	209
(被告(ミ)ニチハの主張)	210
(被告(ム)日東紡績の主張)	211
(被告(メ)日本インシュレーションの主張)	211
(被告(モ)日本硝子の主張)	211
(被告(ム)日本バルカー工業の主張)	212
(被告(メ)ノザワの主張)	213
(被告(レ)フクビ化学工業の主張)	213
(被告(ロ)文化シャッターの主張)	213
(被告(ソ)淀川製鋼所の主張)	213

以上

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

1 被告(ア)国関係：被告(ア)国の公務員の規制権限不行使の違法性

(1) 労働関係法令に基づく規制権限の不行使

(原告らの主張)

ア 総論

労働者の生命・身体に対する危害を防止し、その安全と健康を確保するという旧労基法、安衛法の趣旨や目的に鑑みれば、被告(ア)国の公務員である労働大臣及び内閣は、建築作業従事者の労働環境を整備し、生命・身体に対する危害を防止してその安全と健康を確保するために、絶えず粉じんの危険性や病理に関する医学的情報及び粉じん障害防止に関する科学的・技術的情報を収集・調査した上、上記各法律に基づく規制権限を適時かつ適切に行使し、できる限り速やかに、技術の進歩や最新の医学的知見等に適合した規制措置を制定し、石綿粉じんばく露による石綿関連疾患の発生を防止する対策の速やかな普及、実施を図る義務を負っていた。

そして、①石綿肺については、遅くとも保険院による石綿肺に関する調査の報告がされた昭和15年3月末までに、②肺がんについては、遅くともドールによる石綿ばく露労働者の肺がんに関する調査の報告がされた昭和30年までに、③中皮腫については、遅くともニューヨーク科学アカデミー主催の国際会議「石綿の生物学的影響」やUICC作業委員会の「石綿とがんに関する作業委員会の報告と勧告」において石綿粉じんばく露と中皮腫の関連性が報告され、これらの報告が医学専門誌に掲載された昭和40年までに、それぞれ、クリソタイルを含む全ての石綿の粉じんばく露とこれらの石綿関連疾患との間の疫学的因果関係が医学的知見として確立したところ、被告(ア)国は、これらの医学的知見の集積等を認識し、これを踏まえ、昭和46年には旧特化則を制定して石綿を第二類物質（微量で有害な作用をもたらすもの）とし、また、昭和50年には昭和47年制定に係る特化則を改正し、石綿を特別管理物質（人体に対する発がん性が疫学調査の結果明らかとなった物、動物実験の結果発がん性の認められたことが学会等で報告された物等、人体に遅発性効果の健康障害を与える又は治癒が著しく困難であるという有害性に着目し、特別の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

管理を必要とするもの）とするとともに、建築現場における作業を、屋内外を問わず石綿粉じんばく露をもたらす危険な作業であるとした。そして、遅くとも昭和40年時点において、石綿関連疾患が発症までに極めて長い潜伏期間があることが明らかとなっていたこと、我が国の高度経済成長と一定の相関関係をもって石綿含有建材の出荷数が増大し、それに併せて建築作業従事者数が増大し、電動丸のこ等の電動工具が普及したことで、建築現場において石綿含有建材を取り扱う過程で必然的に発生、飛散、堆積する石綿粉じんが増大してきて、遅くとも昭和46年時点において、吹付け作業以外の屋内外の建築作業についても、石綿粉じんばく露の危険性、防止対策の必要性が明らかになってきたことからすると、被告(ア)国は、後記イの各当時、石綿吹付けや電動工具による石綿含有建材の切断等をはじめとする屋内外における建築作業において発生・飛散する石綿粉じんにばく露（間接ばく露を含む。）することによって、将来、建築作業従事者に健康障害が発生する危険性を認識又は予見することができたから、労働大臣及び内閣は、前記各当時ないしそれ以後、後記イの各義務を負っていた。

しかし、労働大臣及び内閣は、これらの義務を怠り、事業者（旧労基法では使用者。以下、旧労基法にいう使用者を含め、「事業者」ということがある。）に対し、石綿粉じんばく露防止のため、建築作業現場においてその実効性を確保することが困難な湿潤化措置及び立入禁止措置を講じる義務並びに呼吸用保護具を備え付ける義務を課すことを継続したのみで、自らが有する規制権限を適時かつ適切に行使しなかったところ、当該規制権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くから、これにより損害を被った本件元建築作業従事者らとの関係において、国賠法1条1項の適用上違法である。

英国においては、1970年代後半に石綿代替化が大きく進展し、1980年代には使用実態がほぼなくなった上で、1999年（平成11年）にクリソタイルを含む石綿の使用が全面的に禁止され、また、ドイツにおいても、石綿セメント製品の代替化が進展し、1980年代に石綿消費量を急減させた上で、1993年（平

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

成 5 年）にクリソタイルを含む石綿の使用が全面的に禁止されたところ、医学的知見や技術的基盤、石綿建材メーカーが寡占状況であるという産業構造等において、これらの国々と特段の差異がない我が国が、石綿代替化及び石綿使用禁止の面で大幅に後れた理由は、我が国における労働者保護行政の懈怠である。

イ 各論

石綿含有建材の管理使用を前提とする規制措置については、作業環境管理、作業管理及び健康等管理に分類できるところ、作業環境管理に係る措置としては、後記(ア)ないし(ウ)及び(ク)ないし(ケ)が、作業管理に係る措置としては、後記(エ)が、健康等管理に係る措置としては、後記(カ)ないし(キ)があり、このほか、管理使用を前提としない規制措置として、後記(シ)がある。

(ア) 石綿吹付け作業の全面的禁止

労働大臣は、安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置を定める権限を有していたところ、特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、石綿吹付け作業について石綿粉じんの飛散性の高さや高濃度ばく露の危険性から規制の必要が従前より強く指摘され、被告(ア)国においても大気汚染防止の観点から石綿吹付け作業を禁止する海外の動向を認識していた上、石綿吹付け材の代替製品としてロックウールが販売されていたのであるから、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、吹付け作業従事者、その周辺又は吹付け作業後に作業する者及び解体作業従事者等が大量かつ高濃度の石綿粉じんにばく露する石綿吹付け作業を全面的に禁止する措置を執る義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、同改正に当たり、建物の柱等として使用される鉄骨等への送気マスクの着用等を条件とする石綿吹付け作業や石綿含有率が 5 % 以下の石綿吹付け作業を禁止措置の対象から除外した。

(イ) 集じん機付き電動工具の使用の義務付け

労働大臣は、旧労基法 45 条又は安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置ないしその基準を定める権

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

限を有していたところ、①旧特化則を制定した昭和46年当時及びそれ以後、②特化則を改正した昭和50年当時及びそれ以後、又は、③労働省労働基準局長が集じん機付き電動工具の使用を奨励する通達を発出した平成4年当時及びそれ以後、集じん機付き電動工具の技術的基盤や有効性は十分に確立していたのであるから、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、労働者が建築現場で電動工具を用いた石綿含有建材の切断等の加工作業を行う際（少なくとも、電動丸のこ又は電動サンダーを用いて板状の石綿含有建材を切断、せん孔、研削又は研磨する作業を行う際）に当該電動工具に集じん機を装着するよう義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(ウ) 作業場所の隔離及び排気措置の義務付け

労働大臣は、旧労基法45条又は安衛法27条1項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置ないしその基準を定める権限を有していたところ、①旧特化則を制定した昭和46年当時及びそれ以後、又は、②特化則を改正した昭和50年当時及びそれ以後、作業場所の隔離及び排気措置並びに同措置のために用いる移動式集じん機の技術的基盤や有効性は十分に確立していたのであるから、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、石綿含有建材を取り扱う建築現場において、作業場所を周囲から隔離してその空間内を密閉し、作業者は適切な保護具を着用して完全防備した上で、空間内に発生した粉じんを移動式集じん機を用いて作業場外に排出する措置を義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(エ) 呼吸用保護具の使用の義務付け

a 労働大臣は、旧労基法45条又は安衛法27条1項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置ないしその基準を定める権限を有していたところ、呼吸用保護具には、通気抵抗、重量、視野障害等の問題があり、労働者による使用（特に長時間の継続使用）を困難にする要因があるため、事業者に呼吸用保護具の備付けを義務付けるのみではその着用の徹底は期待できず、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

現に建築現場における着用率は極めて低かったのであるから、①電動ファン付マスクの実用化が可能となった昭和 40 年当時及びそれ以後、②旧特化則を制定した昭和 46 年当時及びそれ以後、又は、③特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、罰則をもって、石綿を取り扱う建築作業従事者に電動ファン付マスク等の呼吸用保護具を使用させることを義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

b 被告(ア)国の主張に対する反論

被告(ア)国は、特化則 5 条 2 項にいう「第二類物質を湿潤な状態にする等」には、呼吸用保護具を労働者に使用させることを含むから、同項により、呼吸用保護具の使用は義務付けられていた旨主張するものの、罰則を伴う規制については、安易な拡張解釈は許されるべきではなく、規定上一義的かつ明確に規定されることが必要であるところ、同項では、呼吸用保護具の使用が一義的かつ明確に義務付けられていたといえない。

また、粉じん則は、石綿に係る作業をその規制対象から除外するから、粉じん則 27 条によって、吹付け作業以外の建築作業における呼吸用保護具の使用が義務付けられていたとはいえない。

(イ) 建築作業場における石綿取扱い上の注意事項等の掲示の義務付け

a 労働大臣は、旧労基法 45 条に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために使用者が講ずべき措置の基準を定める権限を有し、また、安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置を定める権限を有していたところ、①少量の石綿粉じんばく露によって中皮腫等の重度の健康障害が発生することが明らかとなった昭和 40 年当時及びそれ以後、又は、②旧特化則を制定した昭和 46 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、使用者又は事業者に対し、使用する石綿含有建材の名称及び石綿含有量、石綿粉じんの人体に及ぼす影響（少量の石綿粉じんばく露によっても肺がんや中皮腫等の重篤な疾患を発症するおそれがあること）、石綿含有建材の取扱い上の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

注意（石綿粉じんばく露防止対策）、使用すべき保護具等を、労働者の見やすい場所に掲示することを義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

b 労働大臣は、安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置を定める権限を有していたところ、特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、特化則 38 条の 3 による掲示義務の対象に石綿含有率 5 % 以下の石綿含有建材を含める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(カ) 石綿含有建材の包装等への警告表示の義務付け

内閣は、安衛法 57 条に基づき、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物として、警告表示をしなければならない物を定める権限を有していたところ、安衛令が制定された昭和 47 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、石綿含有建材につき、上記警告表示等をしなければならない物として定める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

労働大臣は、①安衛則を改正し、石綿含有率 5 % を超える石綿含有建材を、上記の警告表示等をしなければならない物として定めた昭和 50 年当時及びそれ以後、安衛法 57 条、安衛令 18 条 39 号に基づき、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物として、警告表示等をしなければならない物を定める権限を有していたところ、同権限を適切に行使して、石綿含有率 5 % 以下の石綿含有建材についても、上記の警告表示等をしなければならない物として定める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、②昭和 47 年ないし昭和 50 年当時及びそれ以後、安衛法 57 条に基づき、石綿粉じんの人体に及ぼす影響（少量の石綿粉じんばく露によっても肺がんや中皮腫等の重篤な疾患を発症するおそれがあること）、石綿粉じんばく露防止対策として呼吸用保護具の使用が必要であることを警告表示の内容として定める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(キ) 石綿関連疾患に関する特別教育の実施の義務付け

a 労働大臣は、旧労基法 45 条に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

止するために使用者が講ずべき措置の基準を定める権限を有していたところ、①少量の石綿粉じんばく露によって中皮腫等の重度の健康障害が発生することが明らかとなった昭和40年当時及びそれ以後、又は、②旧特化則を制定した昭和46年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、使用者に対し、雇入れ時教育とは別個のものとして、石綿含有建材を取り扱う建築作業従事者に対する石綿粉じんの危険性（石綿肺の発生や発がん性）に関する特別教育の実施を義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

b 労働大臣は、安衛法59条3項に基づき、特別の教育を実施すべき危険又は有害な業務を定める権限を有していたところ、①同法が制定された昭和47年当時及びそれ以後、又は、②特化則を改正した昭和50年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、特別の教育を実施すべき危険又は有害な業務として、建築現場において石綿含有建材を取り扱う業務を定める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(ウ) 定期的粉じん測定義務付け

a 労働大臣は、旧労基法45条に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために使用者が講ずべき措置の基準を定める権限を有していたところ、①個人サンプラー（作業員個人の粉じんばく露濃度を測定するため、作業員の呼吸位置における粉じん濃度を測定するもの）の実用化が可能となった昭和40年当時及びそれ以後、又は、②旧特化則を制定した昭和46年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、使用者に対し、石綿含有建材を取り扱う建築現場において、個人サンプラーを使用した粉じんばく露濃度の定期的測定と恕限度に基づく評価を義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

b 内閣は、安衛法65条に基づき、作業環境について必要な測定等を行うべき作業場を定める権限を有していたところ、①同法が制定された昭和47年当時及びそれ以後、又は、②特化則が改正された昭和50年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、作業環境について必要な測定等を行うべき作業場として石綿含有建

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

材を取り扱う建築現場を定める義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(ケ) 移動式局所排気装置の使用の義務付け

労働大臣は、旧労基法 45 条又は安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置ないしその基準を定める権限を有していたところ、①旧特化則を制定した昭和 46 年当時及びそれ以後、又は、②特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、移動式局所排気装置の技術的基盤や有効性は十分に確立していたのであるから、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、石綿含有建材を取り扱う建築現場において移動式局所排気装置の使用を義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(コ) 石綿含有建材使用建物の改修・解体作業における各措置の義務付け

労働大臣は、旧労基法 45 条又は安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置ないしその基準を定める権限を有していたところ、①少量の石綿粉じんばく露によって中皮腫等の重度の健康障害が発生することが明らかとなった昭和 40 年当時及びそれ以後、②旧特化則を制定した昭和 46 年当時及びそれ以後、又は、③特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、事業者に対し、石綿含有建材使用建物の改修・解体作業について、石綿等の使用状況の事前調査及び記録（石綿則 3 条）、作業計画の策定（同 4 条）、所轄労働基準監督署長への届出（同 5 条）、作業場所の隔離（同 6 条）、他の労働者の立入禁止（同 7 条）、発注者の請負人に対する石綿使用状況の通知（同 8 条）、石綿の損傷・劣化による粉じん発散のおそれがある場合の、石綿の除去・封じ込め・囲い込み等の措置（同 10 条）、屋内作業場における粉じん発散源を密閉する設備、局所排気装置等の設置（同 12 条）、湿潤化（同 13 条）、呼吸用保護具等の使用の義務付け（同 14 条）、作業主任者の選任（同 19、20 条）、特別教育の実施（同 27 条）を義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(ク) プレカット工法の義務付け

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

労働大臣は、安衛法 27 条 1 項に基づき、粉じん等による労働者の健康障害を防止するために事業者が講ずべき措置を定める権限を有していたところ、特化則を改正した昭和 50 年当時及びそれ以後、プレカット工法が普及していたのであるから、上記規制権限を適切に行使して、事業者に対し、建築現場において石綿含有建材を取り扱う場合にはプレカット工法を採用することを義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これを怠った。

(シ) 石綿含有建材の製造等の禁止

a 内閣は、安衛法 55 条に基づき、労働者に重度の健康障害を生ずる物として、製造等をしてはならない物を定める権限を有していたところ、石綿及びその粉じんは、建築作業の特殊性から建築現場において厳格な管理の下で使用することが著しく困難ないし不可能であったから、①特化則が改正された昭和 50 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、激変緩和策として長くとも 3 年間の猶予期間を設けた上で、クリソタイルを含む全ての石綿含有建材の製造等を禁止する義務を負い、また、②㊦労働省が設置した「石綿による健康障害に関する専門家会議」が同省労働基準局長に「石綿による健康障害に関する専門家会議検討結果報告書」を提出した昭和 53 年当時及びそれ以後、④石綿条約採択の翌年である昭和 62 年当時及びそれ以後、又は、⑤安衛令を改正し、クロシドライト及びアモサイトの製造等を禁止した平成 7 年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、クリソタイルを含む全ての石綿含有建材の製造等を禁止する義務を負っていたにもかかわらず、これらを怠った。

b 被告(ア)国の主張に対する反論

ロックウール、ガラス繊維等の石綿代替繊維が石綿より安全である旨の知見は昭和 50 年までの研究によりおおむね集積し、また、日本石綿協会がポジションステートメントを発表した平成 3 年 8 月当時、既に多くの石綿含有建材が全面的に代替化（無石綿化）され、代替繊維は技術的・工業的にも製品化が可能な状態となった上、石綿製品を製造・販売する主要企業は、代替製品の開発体制を整備し、ほどん

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

く無石綿製品の製造・販売を開始したことからすれば、遅くとも平成6年頃には、石綿含有建材の代替化は十分に可能であった。

（被告(ア)国の主張）

ア 総論

(ア) 規制権限の不行使に係る違法性の有無は、行政庁に相応の専門的、技術的裁量が認められることを前提に、その権限の不行使が問題とされる時点における具体的な事情の下において、その当時、規制権限を行使しないとした判断が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるか否かによって判断されるべきである。

労働者の健康障害の防止は様々な対策を組み合わせる総合的に行われるものであるから、被告(ア)国が採用した石綿粉じんばく露防止対策が著しく合理性を欠くと認められるかの判断に当たっては、一般的な粉じん対策も含め、その対策全体を総合的に評価して判断されるべきである。また、労働者の安全について一次的かつ最終的な責任を負うのは、労働者を指揮監督する事業者であり、被告(ア)国は二次的かつ補完的な責任を負う立場にとどまるものであるところ、安衛法等は、事業者が一次的かつ最終的な責任を負うことを前提に、全国一律に事業者が最低限遵守すべき基準を定めるものであって、被告(ア)国が定めた規制を遵守することにより全ての労働者の健康障害の発生を防止することを趣旨、目的とするものではない。そして、被告(ア)国が講じた規制措置（複数の措置が講じられた場合はそれらを総合考慮する。）が、法の目的等に照らして許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるか否かを判断するに当たっては、既に講じられた法令による規制が遵守されないこと（規制の不遵守）と、法令による規制が不備であること（規制の不備）を明確に区別しなければならない。

(イ) 被告(ア)国の規制権限不行使が違法というためには、単に物質の危険性やこれによる将来の被害発生に係る抽象的な認識ないし予見可能性があるだけでは足りず、深刻な被害が発生する差し迫った現実の危険性があり、かつ、既存の規制措置に加

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

え更に厳しい規制措置を講じなければ上記被害を回復できないことについて、具体的な認識ないし予見可能性が必要である。

この点，昭和33年当時，既に深刻な石綿肺等り患の実情が明らかであった石綿工場の場合と異なり，特化則を改正し，労働者に防じんマスクを使用させることを事業者に義務付けた平成7年より前の時点において，建築作業従事者に関する深刻な石綿肺等り患や石綿粉じんばく露の実態が明らかになっていたとは認められず，被告(ア)国がそのような状況を認識し又は認識できる状況にはなかった。

また，建築現場における作業は，その内容が千差万別であり，作業場所，作業時の労働者の体勢，粉じんの発散場所や発散する方向，作業時の風向きや空気の流れ，作業時間，周囲の状況等については，作業類型のみならず作業現場の状況に応じて変わり得るものである。上記作業は，外部からの通風による換気が期待できる屋外で行われることが主である上，ネットやシートで覆われたとしても，石綿関連疾患の原因となる直径5 μm 以下の微細な吸入性粒子はメッシュの目や隙間を通過して飛散，希釈されることから，屋内と同様の粉じん滞留状態となるものではない。また，石綿含有建材は一定の範囲でプレカット加工がされるなどしていたことから，石綿粉じんを発散させる作業も一時的かつ間けつ的に行われるにとどまり，各作業工程は独立して行われるのが通常であって，同時並行作業が行われるのは例外的である。さらに，切断，加工の対象は，石綿100%の原料ではなく，その一部に石綿を含有する建材にすぎない。

(ウ) 以上を前提に，石綿粉じんばく露と肺がんや中皮腫発症との因果関係に関するおおよその医学的知見が形成されたのは昭和46ないし47年であって（ただし，石綿繊維の種類や労働者の職業，ばく露量等によって発がん性の危険性が異なることが示唆されるなど，いまだ未解明な点も多く存在した。），同年以前に，同医学的知見が確立したとはいえないことや，被告(ア)国が，防じんマスクの備付けの義務付けや石綿の有害性の警告表示の義務付け，防じんマスクの適切な着用を図るための各種規制やこれに基づく行政指導の実施等，建築現場における作業の上記特質に鑑

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

みた複数の対策を併せ講じたことを適切に総合して評価すれば、これらの対策は、建築作業労働者の健康障害の防止対策として合理性があるものであって、原告らが主張する規制権限の行使を選択しなかったことが、法の目的等に照らして許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとはいえない。

イ 各論

(ア) 石綿吹付け作業の全面的禁止

昭和47年にILO及びIARCにより石綿の発がん性が指摘されたが、その危険性の程度等には未解明の部分が多く、また、ILOも、危険が比較的重大でない場合の措置を講ずべきものとして、石綿を使用禁止ではなく管理使用の対象とするなど、昭和50年当時、発がん性物質であれば製造等禁止の措置を要するとの考え方は、国際的にも採られていなかった。

昭和50年の特化則改正時において、建物の柱等として使用される鉄骨等への石綿吹付け作業を禁止措置の対象から除外したのは、当該作業において、吹付けに用いる石綿の混合等の作業場所の隔離及び吹付け作業労働者の送気マスク等の使用という一定のばく露防止措置を執ることを前提としたものである。また、石綿含有率が5%以下の石綿吹付け作業を禁止措置の対象から除外したのは、当時において実施可能な濃度測定の精度（重量比で数%の石綿が含有されていなければ石綿含有量を測定することはできなかった。）を考慮し、かつ、これにより当時使われていた石綿含有吹付け材のほとんどを規制対象とすることができたからである。さらに、昭和50年当時、送気マスクの着用等の措置を執った上で石綿吹付け作業を許容することによるリスクが、石綿吹付けを全面的に禁止し、吹付け作業を全てロックウール等に代替した場合に発生するリスクを明らかに上回り、後者を選択すべきことを合理的に説明できるだけの知見は確立していなかったことにも鑑みれば、石綿吹付け材の代替製品としてロックウールが存在し販売されていたとしても、労働大臣が、昭50改正特化則により石綿吹付け作業の原則禁止を定めるに際して、一定の措置を条件として建築物の鉄骨等への石綿吹付け作業を例外的に禁止措置の対象から除

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

外したことは、著しく合理性を欠くとはいえない。

石綿吹付け作業労働者以外の労働者との関係においても、石綿吹付け作業が現に行われている際の関係者以外の立入を禁止するとともにその表示義務を課すなどしたことから（特化則 2 4 条 1 号，旧安衛則 1 7 9 条 1 項 4 号，安衛則 5 8 5 条 1 項 5 号），吹付け作業と他の作業の同時並行作業は想定されておらず，また，昭和 4 7 年までの規制（特化則 4 3 条，安衛則 5 9 3 条）により，建築作業労働者一般について，石綿粉じんばく露を防止するための呼吸用保護具の使用が相当程度確保される状態であったことからすれば，著しく合理性を欠くものであったとはいえない。

(イ) 集じん機付き電動工具の使用の義務付け

原告ら主張に係る各時期においては，電動工具による加工作業が，吹付け作業等と同程度に石綿肺等患の危険性が高い作業であったことは明らかではなく，また，電動工具には大きさ，形状，使用方法等において様々なものがあり，同工具の使用による石綿粉じんの飛散量及び飛散状況も様々であって，集じん機による効果もまちまちであった上，作業現場の状況や使用状況により二次発じんによる悪影響も懸念される，一歩間違えば身体の切断等の重大な事故を惹起し得るなど，集じん機付き電動工具の使用につき，罰則をもって一律に義務付けをするに足りるだけの必要性，安全性及び実用的な技術的知見は存在していなかった。したがって，昭和 4 6 年又は昭和 5 0 年当時，集じん機付き電動工具の使用を義務付けず，平成 4 年に通達においてこれを指導・奨励するにとどめた労働大臣の措置が，著しく合理性を欠くとはいえない。

(ウ) 作業場所の隔離及び排気措置の義務付け

実際の建築現場では広狭様々な状況が想定され，全ての建築現場において作業場所を隔離，密閉化し，移動式集じん機を使用することは不可能ないし現実的でなく，これを義務付けることはできなかった。

(エ) 呼吸用保護具の使用の義務付け

①呼吸用保護具の使用は，石綿粉じんの発散を防ぐ作業環境管理対策ではなく，

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

石綿粉じんの発散を前提として労働者のばく露を防止する作業管理対策としての補助的手段であり、これは、吹付け作業における原則禁止措置、立入禁止措置や、解体作業における湿潤化措置といった第一次の方策である粉じん発散防止策が見つからない作業においても異なること、②昭和47年までに、使用者に対し、罰則をもって、労働者が使用することを前提とした呼吸用保護具の備付け義務を課し(旧安衛則181条、安衛則593条、特化則43条)、労働者に対し、呼吸用保護具の使用義務を課すなど(旧安衛則185条、安衛則597条)、労働者による呼吸用保護具の使用を相当程度確保する規制が設けられたこと、③建築作業場における呼吸用保護具の使用は、特化則5条2項、粉じん則27条により義務付けられていたこと、④労働大臣は、石綿の発がん性の指摘を受けて以降、法令上石綿に関する規制を強化するのみならず、これを前提に、建築現場における石綿粉じんばく露防止対策について監督指導を強化することを労働基準行政上の重要な課題として掲げ、これを実行したこと等に鑑みれば、建築労働者との関係において、平成7年以前に特化則を改正するなどして、事業者に対し、労働者に防じんマスクを着用させる義務を課さなかったという呼吸用保護具の使用に関する規制権限の不行使が、国賠法1条1項の適用上違法となる余地はない。

(ウ) 建築作業場における石綿取扱い上の注意事項等の掲示の義務付け、石綿含有建材の包装等への警告表示の義務付け、石綿関連疾患に関する特別教育の実施の義務付け、定期的粉じん測定の義務付け

a 警告表示（作業場における掲示を含む。以下、(ウ)において同じ。）、特別教育及び粉じん濃度測定は、それ自体、石綿粉じんばく露や石綿関連疾患を防ぐものではなく、防じんマスク着用等の各種石綿粉じんばく露防止対策を執る必要があることを労働者に認識させるという間接的な役割を持つにすぎないから、直接的な被害防止対策である防じんマスク等の規制とは別個に、これらに係る規制が独立した違法事由となることはなく、また、同規制と本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患との間の因果関係も認められない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

b 警告表示

石綿粉じんの危険性やばく露防止措置の必要性を労働者に周知，認識させるための規制は警告表示に限定されず，特定化学物質等作業主任者の選任や，安衛法及びじん肺法上の安全衛生教育等の規制によっても図られるのであって，警告表示の中で，当該製品の有害性や取扱い上の注意事項を全て漏らさず記載しなければ，事業者や労働者が対策を執る必要性を認識できなかつたことにはならない。また，昭50改正安衛則において，石綿含有率5%以下の石綿含有建材を警告表示の対象としなかつた点については，当時における石綿の使用実態や石綿含有率に関する分析の精度等に鑑みれば，合理的な理由に基づくものであった。

以上によれば，労働大臣が昭和50年に実施した警告表示の規制内容が著しく合理性を欠くということとはできない。

c 特別教育

安衛則による労働者の雇入れ時等の教育内容には，石綿の危険性や防じんマスク等の取扱いも含まれており，原告ら主張に係る特別教育は実質的には行われていた。このように，労働大臣は，その時々々の知見に応じて必要な労働安全衛生教育の実施を事業者に義務付ける措置を執つたのであり，特別教育の実施に係る規制が，その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであったとはいえない。

d 粉じん濃度測定

建築現場における作業環境は，建物の完成に向けて日々変化し，その各工程で行われる作業内容も変化するところ，個人ばく露濃度の測定であれ，作業場の測定であれ，測定結果に基づき対策を執ろうとする時点においては，作業環境・作業内容が変化しており，測定結果を石綿粉じんばく露防止対策に結びつけることは困難である。以上を踏まえれば，労働大臣ないし内閣が，石綿の粉じん濃度測定に関して行ってきた法整備等の諸施策に基づく一連の措置は，労働関係法令の趣旨，目的等に照らし，適切なものであった。

なお，石綿含有建材を取り扱う建築現場も，6か月以上，同一の石綿含有建材の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

取扱い作業が行われる「屋内作業場」（安衛令 21 条 7 号，特化則 36 条）に該当する場合には，安衛法 65 条の作業環境測定義務の実施が義務付けられていたから，この点において原告らの主張は失当である。また，建築現場の作業環境が絶えず変化するという前記の事情や，屋外作業場の作業環境は，風等の自然環境の影響を直接受け常に大きく変動することから，粉じん濃度を的確に測定することも，その結果に基づき有効な改善措置を講じることも極めて困難であって，屋外作業場における測定及びその評価を事業者に義務付けるべきとする知見は，我が国において現在でも存在しないことからすれば，労働大臣ないし内閣が，上記の「屋内作業場」に該当しない屋内外の建築現場について作業環境測定を義務付けなかったことにつき，何ら不合理な点は存在しない。

(カ) 移動式局所排気装置の使用の義務付け

建築現場においては，労働者は，作業工程の進展に伴い，順次変化する作業環境の中で，移動しながら短期間ずつ作業を行い，また，電動工具による石綿含有建材の切断・せん孔作業のように，工具を当てる角度等により粉じんの飛散態様が異なり発生源が一定しない作業があるなど，粉じん発生源が固定されないから，局所排気装置を設置して使用することは実用的でなく，むしろ極めて困難であって，事業者に対し，昭和 46 年ないし昭和 50 年当時において，同装置の設置義務を負わせることはできなかった。なお，屋外作業場においては，現在においても，局所排気装置の設置を一律に義務付けることは現実的な対策ではない上，自然通風による換気があることからその必要性も乏しい。

(キ) 石綿含有建材使用建物の改修・解体作業における各措置の義務付け

発がん性物質であるとの「物質の性質」から，同物質の管理方法が一義的に決められるわけではなく，同物質に関する対策は各時期における知見に基づくリスクに応じて判断されるべきものであるところ，原告らの主張は，同主張を基礎付ける具体的根拠を示さないから，失当である。

(ク) プレカット工法の義務付け

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

建築現場において建材を的確に用いるためには、その場で計測して切断するなどの作業が不可欠であり、建築現場においてプレカット工法を用いることの技術的可能性やばく露防止効果は不明といわざるを得ない。また、かかる工法の採否は、建材メーカー、設計者、施工者等にまたがる複雑な問題であり、一律の規制になじむものともいい難い。

(ケ) 石綿含有建材の製造等の禁止

ある物質に発がん性があることが確認されたとしても、これが直ちに同物質の製造、使用等を禁止する規制措置につながるものではなく、同物質の実際の有害危険性の程度（リスク）の評価を行うことが必要であり、その評価は、石綿の場合、石綿の種類ごとに検討されなければならない。また、リスク管理の手法としてのある物質の製造等の禁止措置については、医学的・科学的知見のみならず、経済状況、社会状況等の諸般の事情を考量して決定すべきであり、当時、石綿は、建築物の防火・耐火性能の向上により国民の多くが安全で良質な住環境を得ることで災害等から国民の生命身体等を保護する上で大きな便益を有していたことも考慮すべきである。

被告(ア)国は、石綿の管理使用を前提としつつ、発がんリスクの程度が比較的高いといわれるクロシドライトとアモサイトについて、平成7年に製造等の原則禁止措置を執った。また、平成8年に出されたWHOのクリソタイルの評価に関するプレスリリースでは、適切な管理使用がなされれば、その採掘や石綿セメント製品の製造における石綿関連疾患の発生リスクをかなり低減できるとされるなど、クリソタイルについては、同年当時、管理使用が可能であるというのが国際的な知見であったため、石綿含有率を変更するなどして規制を強化しつつ、管理使用を継続した。このように、被告(ア)国は、各当時の知見に応じ、適時適切に労働者の健康障害防止対策を講じてきた。

以上のとおり、石綿が有する防耐火性、耐久性、吸音・断熱性等の性能を踏まえた我が国の管理使用を前提とする石綿規制の在り方は、諸外国と比較し決して異例

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

のものではなく、石綿条約においても石綿の使用を継続することが念頭に置かれていたことをも考慮すれば、石綿に代替する建材等の安全性や有効性が明らかではなかった原告ら主張に係る各時期において、石綿含有建材の製造等を禁止しなかったことをもって、被告(ア)国の対応が著しく合理性を欠くということとはできない。

(2) 一人親方や個人事業主である建築作業従事者らの、旧労基法・安衛法上の保護対象性

（原告らの主張）

ア 総論

法令上の保護範囲（保護対象性）は、法令の直接的な保護対象に限定されることなく、その趣旨・目的に照らして検討すべきである。

旧労基法は、「工場ないし設備」から生じる工場内外の危害の防止を目的とする工場法をその前身とするところ、工場法の適用対象者（保護対象）は、工場主との雇用関係の有無を問わず、事業の労役に従事する職工とされたことから、旧労基法 4 2 条には「労働者」という文言は存在しなかった。また、旧労基法から派生した安衛法は、直接の雇用関係のみを前提とする規制では労働（作業）過程に伴う災害を的確に防止できない状況にあることを踏まえ、直接の雇用関係を越えて広く規制を行うために、労基法との関係を明示しつつ、職場における労働者の安全と健康の確保に加え、「快適な職場環境の形成」の促進を目的とする独立法として制定された

（安衛法 1 条）。これは、従来、「快適な作業環境の形成」とされていたところ、職場における安全衛生水準の向上のためには、作業環境のみならず、従事する作業や職場で使用する施設・設備等を含めた職場環境全体を快適なものとする必要があるとして、平成 4 年の改正により、「快適な作業環境の形成」を含む、より高次の概念である「快適な職場環境の形成」と改めたものである。また、安衛法は、①労働者及び労働者に準じる立場にある作業従事者に対する「労働災害に密接に関連する」災害の防止について規定し（同法 2 7 条 2 項）、②注文者及び原材料製造者等が、自らと直接の雇用関係がない者に対しても、作業過程における災害の防止義務

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

を負うことを規定する（同法 31 条， 3 条）。

以上を踏まえ、重層下請構造を特色とする我が国の建設業においては、一人親方や個人事業主（以下、併せ「一人親方等」という。）も、同構造の末端に位置付けられた労働力として、職務上、建築現場に継続して滞在し建築作業に従事するという点において、雇用された労働者と異ならないことや、建築現場における石綿粉じん抑制措置に関する規制権限が適時かつ適切に行使されれば、労働者のみならず一人親方等も石綿粉じんばく露を免れ、その生命、健康の安全が確保されることからすれば、旧労基法及び安衛法は、建築作業従事者のうち、法人や個人事業主と直接雇用関係にある者に限らず、一人親方や零細事業者等、その職務上、石綿を扱う建築現場に一定期間滞在することが必要であるため建築現場の粉じん被害を受ける可能性がある者についても、その保護の対象とするというべきであり、労働関係法令に基づく規制権限不行使のうち、建築現場の作業環境改善に資する規制を怠ったことにより被告(ア)国が負う国賠法 1 条 1 項の責任の範囲には、一人親方等も含まれる。

これは、旧労基法や安衛法と同じく労働者保護の観点から制定された労災保険法が、労働者に準じて保護するにふさわしい者として、一人親方等をその救済対象とすること（なお、労災保険法の前身である労働者災害扶助法においては、適用対象者である労働者には、労働者の代表者又は親方であって自ら作業に従事する者も含まれていた。）からも明らかである。

また、本件で問題とすべきは国賠法に基づく損害賠償請求の保護範囲の問題であるから、旧労基法や安衛法の保護対象を柔軟に解釈すべきであり、旧労基法や安衛法が、直接の雇用関係を前提とする規制にとどまらず、同関係を超えた規制を行うことを目的とすることを踏まえれば、「職務上、石綿を取り扱う建築作業現場に一定期間滞在することが必要であるため建築現場の粉じん被害を受けた建築作業従事者」である一人親方等も、国賠法 1 条 1 項の保護範囲に含めるべきである。

イ 安衛法第 4 章に関する主張

一人親方等であったとしても、職務遂行上の指揮監督の有無、報酬の労務対償性

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の有無等の具体的事情によっては、元請ないし下請業者との間に使用従属関係がある実質的意味における労働者として安衛法第4章による保護の対象となるところ、この点に関する本件元建築作業従事者ごとの個別主張は、別紙8-2【当事者の主張（一人親方等関係）】中の「原告らの主張」欄に記載のとおりである。

なお、同別紙中の「原告らの主張」、「立場」欄に記載の「労働者」とは、元請ないし下請業者との間の形式的な契約関係が労働契約である者及び実質的意味における労働者である一人親方等を、「一人親方」とは、一人親方のうち実質的意味における労働者である者を除いた者を、「事業主」とは、従業員を雇用する個人事業主や法人の経営者を、それぞれ指す。

ウ 安衛法第5章に関する主張

本件元建築作業従事者が実質的意味における労働者とはいえない場合であっても（前記イ）、安衛法第5章（55条及び57条）は、作業過程における有害危険物の使用からその労働環境の下で働く者の生命・健康を保護するため、個々の事業者ではなく、健康に危険・有害な物を製造、譲渡、提供等する者に対して、製造等の禁止や警告表示を義務付けるものであって、「労働過程から生じる作業環境上の有害危険物から労働に従事する者を保護する」というその趣旨・目的からすれば、労働過程で有害危険物の危害を被る一人親方等のうち、契約の一方的決定性（契約内容が元請や事業者に一方的に決定されているか）及び指揮監督性（広い意味での労務指揮監督性、時間・場所的拘束性の有無及び程度）が認められる者については、安衛法第5章による保護の対象となる。

（被告(ア)国の主張）

旧労基法は、1条において、同法の目的が労働条件を確保することで「労働者」の保護を図ることにあることを定めた上で、8条本文において、17の事業又は事業所を列挙して適用事業の範囲を定め、同列挙に係る事業又は事業所以外に同法が適用されないことを明らかにし、さらに、9条において、労働者につき、「職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義して、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

同法の適用範囲を明らかにすることからすれば、同法 4 2 条も、8 条所定の事業場の「労働者」を保護する趣旨の規定であることは明らかである。

また、安衛法が、直接の雇用関係を前提とする規制のみを定めたものではないことと、その保護の対象に「労働者」以外の者を含むか否かは直接関係がないところ、同法 1 条は、労基法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずるなど、その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより現場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境（平成 4 年改正後は「快適な職場環境」）の形成を促進することを目的とすると定め、労働災害を「労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他の業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること」と定義し（2 条 1 号）、労働者を「労働基準法第 9 条に規定する労働者」と定義する（安衛法 2 条 2 号）。その上で、「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」（同法第 4 章）において、事業者には、労働者の危害を防止する措置の実施を（同法 2 0 ないし 2 5 条）、労働者には、事業者が講ずる措置に応じて必要な事項を遵守することを（同法 2 6 条）、それぞれ義務付け、その具体的内容を省令に委任するのであって（同法 2 7 条 1 項）、同法が労基法上の「労働者」を保護対象とすることは明らかである。このことは、同法第 5 章による保護対象についても同様である。

そうすると、一人親方等（実質的に「労働者」に該当する者を除く。）は、旧労基法及び安衛法がその保護対象とする「労働者」に該当しない者であり、安全配慮義務の対象とならない者であるから、旧労基法及び安衛法上の保護対象に含まれる余地はない。原告らの個別主張に対する認否及び反論は、別紙 8 - 2 【当事者の主張（一人親方等関係）】中の「被告(ア)国の認否等」欄及び「被告(ア)国の主張」欄に記載のとおりである。

また、旧労基法又は安衛法上の保護対象に関する解釈を離れ、国賠法上独自に保護される対象が定められることはないから、国賠法に基づく侵害賠償請求の保護範

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

困に関する原告らの主張は理由がない。

(3) 建基法に基づく規制権限の不行使

（原告らの主張）

建基法は、建築物が最低限の防火性能を具備することを確保し、火災から生命、健康及び財産を保護することを趣旨・目的とするところ、同法1条が保護の対象とする生命・健康の主体である「国民」には、当該建物の居住者や周辺住民にとどまらず、同建物の建築、改修、解体作業等に従事する建築作業従事者も含まれると解すべきである。被告(ア)国が石綿を管理使用する方針を採用する以上、その公務員である建設大臣及び内閣は、不燃材料、防・耐火構造を指定・認定するに当たり、同指定・認定に係る建材を使用する過程において大量に発生する石綿粉じんにはばく露することにより建築作業従事者の生命・健康を危険にさらすことがないように、その危険性が問題となる構造・建材については、十分に実効性のある管理ができるようにすべき安全確保義務を負うところ、その義務の具体的内容は後記ア、イのとおりである。

しかし、建設大臣及び内閣は、これらの義務を怠り、自らが有する規制権限を適時かつ適切に行使しなかったところ、当該規制権限の不行使は、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くから、これにより損害を被った本件元建築作業従事者ら（労働者であった者のみならず、一人親方等であった者を含む。）との関係において、国賠法1条1項の適用上違法である。

ア 建基法2条7ないし9号に基づく義務

建基法2条7ないし9号の趣旨・目的は、火災から居住者や周辺住民の生命・健康・財産を保護するという建基法の防火に関する規定一般の趣旨・目的を実現するための手段として、一定の場合に被告(ア)国が指定・認定した構造・建材の使用を義務付け、施主の建築の自由を制限することにその中心があるが、その指定・認定した建材が有害なものである場合には、当該建材に接触する国民（建築作業従事者を含む。）の生命・健康を侵害する危険性のある建材を普及・促進させることのないよ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

う十分に配慮して、被告(ア)国において建材の指定・認定権限を行使すべきことも含まれる。これは、被告(ア)国が、石綿の有害性を認識した上で、昭和62年に耐火構造から吹付け石綿を用いた構造を削除し、平成16年に耐火等の性能を有する建材から全ての石綿含有建材を削除する旨の各告示改正を行ったことから明らかである。

(ア) 内閣は、建基法2条8号に基づき、防火構造について定める権限を有していたところ、石綿の発がん性につき国際的にコンセンサスが得られた昭和47年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、防火構造として建基法施行令108条に規定された石綿含有建材を使用した構造を削除する義務を負っていた。

(イ) 建設大臣は、建基法2条9号、同法施行令108条の2に基づき、不燃材料を指定する権限、同法2条7号、同法施行令107条に基づき、耐火構造を指定する権限、及び同法2条8号、同法施行令108条に基づき、防火構造を指定する権限を有していたところ、石綿の発がん性につき国際的にコンセンサスが得られた昭和47年当時及びそれ以後、上記権限を適切に行使して、①同年までに建設大臣が行った、石綿含有建材の不燃材料の指定及び石綿含有建材を使用した構造の耐火構造・防火構造の指定をそれぞれ取り消す義務、②同年以降、石綿含有建材を不燃材料として指定し、又は、石綿含有建材を使用した構造を耐火構造若しくは防火構造に指定してはならない義務を負っていた。

(ウ) 建設大臣は、建基法2条7号、同法施行令107条に基づき、耐火構造を指定する権限を有していたところ、①米国ニューヨーク市議会において石綿吹付け禁止を含む大気汚染規制条例案が提出されたことが、参議院地方行政委員会・交通安全対策特別委員会連合審査会で採り上げられた昭和45年12月15日当時及びそれ以後、②被告(ア)国が「庁舎仕上げ標準（暫定修正版）」の「内部仕上表」を修正して石綿吹付けを削除した昭和48年3月当時及びそれ以後、又は、③特化則を改正した昭和50年当時及びそれ以後、上記規制権限を適切に行使して、「鉄骨等への吹付け石綿を使用した構造」を耐火構造とした指定（建設省昭和39年告示1675号）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

を取り消す義務を負っていた。

(エ) 内閣は、建基法 2 条 7 号ないし 9 号に基づき、耐火構造、防火構造及び不燃材料について定める権限を、建設大臣は、建基法 2 条 7 号ないし 9 号、同法施行令 107 条ないし 108 条の 2 に基づき、耐火構造、防火構造及び不燃材料を指定する権限を、それぞれ有していたところ、遅くとも、石綿の健康被害に対する医学的知見が確立し、被告(ア)国が建築作業従事者等関係者の生命・健康に対する危険性を認識し得る状態になった昭和 47 年当時及びそれ以後、建物の不燃化に有益な建材として指定・認定する以上、適切な管理使用が可能となる条件を付することは不可欠の前提であり、石綿の管理使用を可能とするため、上記各権限を適切に行使して、①石綿含有建材の粉じんを吸引すると石綿関連疾患に罹患するおそれがあるため必ずマスク着用が必要である旨の警告表示をしなければならないとの条件、②加工の過程において大量に粉じんが発生する石綿含有建材についてはマスク着用の上で施工しなければならないとの条件を付して、通則指定・認定、個別指定・認定をすべきことの一般的基準を定める義務（内閣）又は指定する義務（建設大臣）を、それぞれ負っていた。

イ 建基法 90 条 2 項に基づく義務

内閣は、一般通行人や周辺住民の生命・身体の安全の保護のみならず、工事関係者（建築作業従事者）の生命・身体の安全の保護をも目的とした建基法 90 条 2 項に基づき、建築物の建築、修繕等のための工事の施工に伴う建築物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置に関する技術的基準を定める権限を有していたところ、同権限を適切に行使して、工事施工者に対し、①昭和 35 年当時及びそれ以後、②工事関係人等が見やすい場所に、当該建築現場が石綿粉じん作業現場であること、石綿粉じんの発散作業が行われる時間、石綿粉じんの発散作業場所について執る密閉措置の内容、発散場所へ入場する作業員に対する保護具（防じんマスク）の着用を明示するよう義務付け、③建築現場外に石綿粉じんが飛散しないよう石綿粉じん発散作業場を密閉し、その中で発散作業をするよう義務付け、④密閉措置内

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

において石綿粉じんの集じん装置及びH E P A フィルタ付き局所排気装置を設置することを義務付け、㊸石綿粉じん発散場所として密閉措置が執られた作業場所へ立ち入る者について防じんマスクの着用を義務付けるとともに、着用しない者の立入りを禁止する措置を執るよう義務付け、㊹㊺米国ニューヨーク市議会において石綿吹付け禁止を含む大気汚染規制条例案が提出されたことが、参議院地方行政委員会・交通安全対策特別委員会連合審査会で採り上げられた昭和45年12月15日当時及びそれ以後、㊻被告(ア)国が「庁舎仕上げ標準（暫定修正版）」の「内部仕上表」を修正して石綿吹付けを削除した昭和48年3月当時及びそれ以後、又は、㊼特化則を改正した昭和50年当時及びそれ以後、石綿吹付け作業の全面禁止措置を義務付ける義務を負っていた。

（被告(ア)国の主張）

ア 建基法2条7ないし9号に基づく義務

建基法2条7ないし9号は、建築物の構造の防耐火性能や建材の不燃性能に関する最低基準を定め、建築の際にこれを遵守させることによって、建築された建築物の火災発生の際の延焼や倒壊を防止し、火災から、建築物に居住する住民やその周辺住民等の生命、健康及び財産の保護を図ることによって、建築物の建設・解体等の工事に従事する建築作業従事者が工事に従事する際の健康等の保護までもその目的とするものではない。これは、建基法制定当時、我が国の建築物のほとんどが木造で、火災に対して全く抵抗力を有さず、過去に建築物の火災のために莫大な損害を受けてきたことを受け、都市建築物の不燃化の促進策が強く求められる社会的状況があった中で制定されたという同法の制定経緯からも裏付けられる。したがって、内閣又は建設大臣が、建基法の規定に基づき、本件元建築作業従事者らとの関係において個別具体的な職務上の法的義務を負担することはなく、建基法2条7ないし9号に基づく指定等の行為が、本件元建築作業従事者らとの関係で国賠法上違法とされる余地はない。

建基法は、その制定時以後、石綿板又は石綿スレートを不燃材料と明示的に位置

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

付けるとともに、不燃性能及び防耐火性能の要件を政令に委任したところ、内閣が、これらの性能とは無関係に、石綿スレートを不燃材料、防・耐火構造から除外したり、不燃材料、防・耐火構造の指定に当たり原告ら主張に係る条件を付することを内容とする政令を定めること又は政令をそのような内容に変更することは、建基法 2 条 7 ないし 9 号による委任の範囲を逸脱する違法な措置であって許されない。また、建設大臣が、石綿含有建材について、石綿を含有することだけを理由に、不燃材料、防・耐火構造から排除する基準を定めてこれらの指定を行わず、既にした指定を取り消して不燃材料、防・耐火構造から除外し、又は、これらの指定に当たり条件を付することは、建基法施行令の委任により付与された同大臣の権限の範囲を逸脱し、ひいては建基法 2 条 7 ないし 9 号に反するものであって、許されない。

なお、建基法 2 条 7 ないし 9 号による耐火構造への指定等は、社会において流通、使用することが許容される建材について、不燃性・防耐火性の観点から法令の定める一定の性能を満たすものを指定等したにすぎず、これらの指定等に石綿含有建材を含めなかったとしても、これをもって石綿含有建材の流通や使用が制限されるわけではないから、前記の指定等と本件元建築作業従事者らの石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。

イ 建基法 90 条 2 項に基づく義務

建基法 90 条は、地盤の崩壊や建築物等の倒壊等、工事の施工に伴う物理的な損壊等によって工事現場の周辺に危害が生じることの防止を目的として、建築物等に対する措置等を定めたものであって、建築物について、個々の建築工事が有する事故の危険性に着目した規定であり、その事故により被害を受ける人の属性に着目して危害を防止しようとする規定ではないから、建設作業従事者の工事現場における作業時の石綿粉じんへの長期・継続的なばく露による健康被害の防止まで予定するものではない。よって、内閣が、原告ら主張に係る規制を内容とする政令を定めることは、建基法 90 条 2 項の委任の範囲を超えるものであるから、かかる規制権限の不行使が国賠法上違法とされる余地はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(4) 労災保険法に基づく規制権限の不行使（一人親方等関係）

（原告らの主張）

労災保険法は労働者の安全及び衛生の確保をもその趣旨・目的とし（同法1条）、昭和40年改正により、一人親方等に関する特別加入制度を法律化して、同法の保護対象に一人親方等が含まれることを明確化したところ、同法34条の14に基づき、一人親方等（個人事業主（同法34条の11第1号）及び一人親方（同第3号））の業務災害に関し必要な事項を定める権限を有していた労働大臣は、同権限を適時かつ適切に行使して、一人親方等に対し、罰則付きで、①呼吸用保護具の着用、②集じん機付き電動工具の使用、③石綿の固有の危険性と石綿粉じんの発生抑制、ばく露防止のための措置を自ら学習することを、それぞれ義務付けるとともに、建築現場の元方責任者（元請事業主や工務店等）に対し、上記①ないし③の義務を履行しない一人親方等を建築現場で就労させてはならないことを義務付ける義務を負っていたにもかかわらず、これらを怠った。

（被告(ア)国の主張）

安衛法及び労災保険法は、いずれも労基法上の労働者を念頭に置いた上で、安衛法は、その労働災害の予防のために事業者等が執るべき措置を定めることを目的とし、労災保険法は、発生した労働災害に対して事後的にその補償を行うことを目的とするものであるから、労災保険法1条の「労働者」の範囲は労基法上の「労働者」と同一であって、これに一人親方等は含まれない。

また、上記の労災保険法の目的からすれば、同法1条に規定する「労働者の安全及び衛生の確保」は、事業者に対する労働災害に関する啓蒙活動や関係団体が行う業務災害防止事業への補助金の交付等を通じて図られることが予定され、同法29条1号3号の「労働者の安全及び衛生の確保を図るために必要な事業」とは、同条の「社会復帰促進等事業」の一つとして、あくまでも、政府が、労働者及びその遺族について労働者福祉的な配慮から事業を行うことができることを意味するものにとすぎず、安衛法における規制権限とは別に、事業者や関係団体に対し、労働災害の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

予防のために執るべき措置を義務付ける権限を主務大臣等に与える趣旨ではない。

よって、労災保険法が、一人親方等に対し、石綿粉じんばく露防止対策のような労働災害の予防のために執るべき措置を義務付ける旨の省令の制定を予定していないことは明らかである。

2 被告企業ら関係

（原告らの主張）

(1) 警告義務違反及び石綿不使用義務違反（民法 709 条）

石綿は、石綿肺、肺がん、中皮腫等の極めて重篤な石綿関連疾患を引き起こす危険性のある有害物質であることが、石綿肺につき昭和 15 年、肺がんにつき昭和 30 年、中皮腫につき昭和 40 年に、それぞれ明らかとなり、また、建材の使用態様の特徴とその作業実態（同時並行作業における間接ばく露、多数の建築現場での作業による累積ばく露、建材の使用過程として当然に予定される補修・解体作業等）からすれば、屋内・屋外を問わず、建築作業従事者が石綿含有建材の使用過程において石綿粉じんばく露を回避することは極めて困難であった。

石綿含有建材を製造・販売する被告企業らは、上記のような石綿含有建材の有害性についての必要な知識、認識を有するとともに、建築現場や建築作業従事者に関する被告(ア)国の規制内容や公にされた調査結果、新聞報道等を通じて、これらの点に関する最先端の情報を収集把握することができる立場にあり、かつ、営業担当者による建築現場の訪問結果等から建築現場の状況を認識できたから、その製造・販売に際し、極めて高度な安全性確保義務を負う。具体的には、少なくとも、本件元建築作業従事者らとの関係で、石綿関連疾患に罹患することを防止するために、後記アの警告義務を負っていたというべきであり、警告義務を履行しても同人らの安全を確保できないのであれば、後記イの石綿を使用しない義務を負っていたというべきである。したがって、被告企業らが、上記警告義務を尽くさず、石綿含有建材を製造・販売した行為は、本件元建築作業従事者らとの関係で注意義務違反となる。

被告企業らを中心とする石綿建材企業が製造・販売してきた石綿含有建材の一般

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

名、商品名、企業名、製造期間、石綿含有率、石綿の種類、使用される建物の種類等は、別冊 1 - 1 の「石綿含有建材一覧（混和材を除く。）」及び別冊 1 - 2 の「混和材一覧」のとおりである。

ア 警告義務

被告企業らは、①石綿の発がん性に関する知見が確立し、旧じん肺法が制定された昭和 35 年当時及びそれ以後、②石綿を主題とした初めての国際会議での発表内容が、国際的に広く普及する医学専門誌（ニューヨーク科学アカデミー紀要）に掲載された昭和 40 年当時及びそれ以後、③旧特化則が制定された昭和 46 年の翌年である昭和 47 年当時及びそれ以後、又は、④特化則が改正された昭和 50 年の翌年である昭和 51 年当時及びそれ以後、石綿含有量が重量比 5% 以下の製品を含め、石綿含有建材に関する危険の内容及びその回避方法を、新築・改修工事における石綿含有建材の新規使用の場面や補修・解体工事における同建材の撤去と廃棄に向けてのプロセスの全般にわたり、成形板や吹付け材等、建材ごとの形状の特性に応じた方法によって、建築作業従事者に確実に到達する態様で警告する義務を負っていた。

前記の「石綿含有建材に関する危険の内容」とは、①当該建材が発がん性の有害物質である石綿を含有すること、②石綿含有建材を取り扱う作業（吹付け、切断、せん孔、張付け等の加工）で発生する石綿粉じんばく露すると、肺がん、中皮腫等により患する危険性があること、③中皮腫は少量の石綿粉じんばく露でも発症する危険性があること、④肺がん、中皮腫は、潜伏期間の長い遅発性の疾患であること、⑤肺がん、中皮腫は重度の健康障害であり、発見されたときは手遅れであることが多く、死に至る可能性があることであり、前記の「その回避方法」とは、①作業中は、常時、国家検定に合格した適切な粉じんマスクを確実に着用する必要があること、②石綿含有建材の切断等に当たっては、集じん機付き電動工具を使用する必要があること等である。「労働安全衛生法第 57 条に基づく表示の具体的記載方法について」（昭和 50 年基発第 170 号）は石綿粉じんばく露の回避の実効性を欠くも

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

のであって、被告企業らがこれに従った表示を行ったとしても、上記の警告義務を尽くしたとはいえない。

イ 石綿不使用義務

(ア) 吹付け材に関するもの

被告企業らは、①石綿を主題とする初めての国際会議での発表内容が、国際的に広く普及する医学専門誌（ニューヨーク科学アカデミー紀要）に掲載された昭和40年当時及びそれ以後、②旧特化則が制定された昭和46年の翌年である昭和47年当時及びそれ以後、又は、③特化則が改正された昭和50年の翌年である昭和51年当時及びそれ以後、石綿含有吹付け材を使用しない義務を負っていた。

(イ) 吹付け材以外の建材に関するもの

被告企業らは、①特化則が改正された昭和50年の翌年である昭和51年当時及びそれ以後、②同改正により石綿含有建材の製造・販売企業に対して石綿代替化努力義務が課された昭和50年の翌年から起算して3年が経過した昭和54年当時及びそれ以後、又は、③全ての石綿について原則禁止が定められた石綿条約がILOで採択された昭和61年の翌年である昭和62年当時及びそれ以後、石綿を使用しない義務を負っていた。

(2) 石綿含有建材に関する欠陥（製造物責任法3条）

製造物責任法が施行された平成7年7月1日以後、被告企業らが、業として製造ないし加工した石綿含有建材は、①石綿肺、肺がん、中皮腫等の重篤な疾病である石綿関連疾患を発症させる、人の生命・健康に重大な被害をもたらす危険がある石綿を含有する点、②その使用過程において石綿粉じんを吸入した場合には重篤な石綿関連疾患に罹患する危険があるにもかかわらず、石綿粉じんばく露を回避する必要がある旨の警告表示がなされていない点において、通常有すべき安全性を欠くものとして製造物責任法2条2項所定の欠陥があるところ、本件元建築作業従事者らは、当該欠陥を有する石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露し、石綿関連疾患に罹患した。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 共同不法行為（民法 719 条 1 項，製造物責任法 6 条）

ア 主位的主張

民法 719 条 1 項前段においては，加害者の共同行為に関し，結果発生に対して社会通念上全体として一個ないし一体の行為と認められる一体性が必要であり，かつ，それで足りる（客観的関連共同性）。

建物は，加工（吹付け，切断，せん孔，研磨等）した多種多様な建材を使用して建築されるところ，被告企業らは，自らが製造・販売する石綿含有建材のみならず，他の企業らが製造・販売する石綿含有建材が，各建築現場において渾然一体となって加工・使用されることを認識しながら，各種石綿含有建材を製造・販売し，本件元建築作業従事者らが，同建材から発生した石綿粉じんにより，反復的かつ累積的に，直接ばく露，間接ばく露及び堆積粉じんばく露したことにより，同人らの石綿関連疾患り患という結果が発生した。そうすれば，被告企業ら（企業規模（資本金の額が 3 億円以上）からすれば石綿含有建材の製造・販売量が相対的に多量であったと考えられる企業，石綿含有建材の製造・販売を 10 年以上継続した企業，日本石綿協会等石綿に関する団体に所属したことから，相対的に多量の石綿含有建材を製造・販売したと推定される企業）による石綿含有建材の製造・販売という危険共同体ないし利益共同体としての行為と前記結果との間には相当因果関係があるから，被告企業らは，民法 719 条 1 項前段に基づき，共同不法行為者として損害賠償義務を負う。

イ 予備的主張①：直接取扱い建材

本件元建築作業従事者らの石綿粉じんばく露の中で危険性が高いのは，同人らが，直接取り扱い，間近で切断，せん孔，研磨等を行うことによってばく露する直接ばく露であるところ，その原因となる直接取扱い建材の製造・販売行為は，現実には石綿粉じんばく露の危険性を及ぼした可能性が相当程度ある。そうすれば，直接取扱い建材を製造・販売した被告企業らは，個別の本件元建築作業従事者らとの関係において，各製造・販売行為により，「同人らが直接に取り扱う建材全体の中において

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

石綿含有建材が相当の比率で含まれる」という状態，すなわち，石綿関連疾患患者という重大な被害発生の危険を伴う状態を共同して作出したといえる。したがって，直接取扱い建材を製造・販売した被告企業らの間では，個別の本件元建築作業従事者らとの関係において，少なくとも弱い関連共同性が認められ，民法 719 条 1 項前段の共同不法行為責任が認められる。特に，昭和 50 年には，特化則改正により事業者には石綿の代替化努力義務が課されるとともに，安衛法 57 条に基づき石綿含有量が重量の 5% を超える石綿含有建材について警告表示義務が課されたため，直接取扱い建材を製造・販売する被告企業らは，これらの義務を共同して履行することが期待される関係にあったから，同年以後については関連共同性が優に認められる。

そして，職種ごとの本件元建築作業従事者らの直接取扱い建材について，当該職種の作業内容，当該職種が直接取り扱う石綿含有建材の種類及び個別の製品，各被告企業らの製造・販売期間等に応じて明らかにしたところは，後記(ア)ないし(セ)のとおりである。なお，吹付け材ないし耐火被覆材は木造建物では使用されないから，木造建物の工事にのみ従事した者については，同建材を直接取扱い建材から除外する。

(ア) 左官工：承継前原告(3)，原告(17)及び同(26)

a 左官工は，混和材等を練り上げ，これを，建物の床や壁等に，施工場所の吹付け材を除去した上で，コテを使って塗り上げる作業を行うから，左官工が直接取り扱う石綿含有建材は，吹付け材（①吹付け石綿，②石綿含有吹付けロックウール，③湿式石綿含有吹付け材）及び④混和材である。そして，これらを，本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 承継前原告(3)

承継前原告(3)は，昭和 30 年から平成 19 年までの間，別紙 9 中原告(3)欄に記載の内容で左官工事に従事したから（ただし，昭和 60 年から平成 19 年までの間は左官・塗装工事に従事），同人の直接取扱い建材は別冊 2 - 1 の建材である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

c 原告(17)

原告(17)は、昭和 39 年 4 月から平成 23 年 3 月までの間、別紙 9 中原告(17)欄に記載の内容で左官工事に従事したから（ただし、昭和 52 年以後は内装工や外装工が行う作業にも従事）、同原告の直接取扱い建材は、別冊 2 - 2 の建材である。

d 原告(26)

原告(26)は、昭和 52 年 6 月から平成 21 年 10 月までの間、別紙 9 中原告(26)欄に記載の内容で左官工事に従事したところ、同原告の作業はほとんどが木造建物に関するものであるから、同原告の直接取扱い建材は、吹付け材を除いた別冊 2 - 3 の建材である。

(イ) 保温工：原告(29)及び同(40)

保温工は、保温材を切断し巻き付けるなどして、空調機、ボイラー等の機器や冷・温水管、換気ダクト等の保温・保冷作業を行うから、保温工が直接取り扱う石綿含有建材は、別冊 3 の保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）である。

そして、原告(29)は、昭和 34 年 4 月から平成 23 年 1 月までの間、工場（プラント）等の鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の保温工事に従事し（ただし、昭和 49 年から昭和 60 年までの間はとびが行う作業にも従事）、同(40)は、昭和 35 年 12 月から平成 20 年 6 月までの間、火力発電所、石油ターミナル、工場等のボイラー等の保温工事に従事したから、同原告らの直接取扱い建材は、いずれも別冊 3 の建材である。

(ウ) 電工：承継前原告(1)、同(2)及び甲 2（原告(33)関係）

a 電工は、電気配管・電気配線作業（吹付け材の除去等）、スリーブ配管作業（耐火被覆板の切断等）、照明器具等の取付け作業、ボックス出し作業（ボードの切断等）を行うから、電工が直接取り扱う石綿含有建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）、耐火被覆材（⑪石綿含有け

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

い酸カルシウム板第 2 種，⑫石綿含有耐火被覆板）及び内装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板，⑯同・平板，⑰同・軟質板，⑱同・軟質フレキシブル板，⑲同・その他，⑳石綿含有スラグせっこう板，㉑石綿含有パルプセメント板，㉒石綿含有押出成形セメント板，㉓石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種，㉔石綿含有ロックウール吸音天井板，㉕石綿含有せっこうボード，㉖石綿含有パーライト板，㉗石綿含有その他パネル・ボード）である。そして，これらを，本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 承継前原告(1)

承継前原告(1)は，昭和 30 年 10 月から平成 15 年 5 月までの間，鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（主に工場）について，新築工事 9 割，改修工事 1 割の割合で従事したところ，承継前原告(1)は，保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材，⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材，⑧石綿含有バーミキュライト保温材，⑨石綿含有パーライト保温材，⑩石綿保温材）や耐火被覆材（⑪石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種，⑫石綿含有耐火被覆板）の穴開け作業を行ったから，同人の直接取扱い建材は別冊 4 - 1 の建材である（別冊 1 - 1 の建材のうちの保温材及び耐火被覆材から，昭和 36 年以前に製造・販売が終了した建材及び平成 14 年以後に製造・販売が開始された建材を除いたもの）。

c 承継前原告(2)

承継前原告(2)は，昭和 41 年 9 月から平成 23 年 2 月までの間，主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（店舗・事務所）について，新築工事 9 割，改修工事 1 割の割合で従事したから，同人の直接取扱い建材は別冊 4 - 2 の建材である（前記 a の建材のうち，「建物の種類」中の「店舗・事務所」に「○」の記載があるもの）。

d 甲 2（原告(33)関係）

甲 2 は，平成 10 年 4 月から平成 22 年 12 月までの間，鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（主に共同住宅，工場，倉庫）について，新築工事 3 割，改修工事 7 割の割合で従事したから，同人の直接取扱い建材は別冊 4 - 3 の建材である（前記 a

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の建材から、就労期間の終期である平成 22 年 12 月から遡って 20 年前である平成 3 年以後に製造・販売が開始された建材を除いたもののうち、「建物の種類」中の「共同住宅」、「工場」又は「倉庫」に「○」の記載があるもの。

(エ) 配管工：原告(4)、甲 3（原告(13-1)ら関係）、甲 4（原告(19)関係）及び原告(30)

a 配管工は、給・排水設備工事、給湯設備工事及び衛生器具設備工事において、吹付け材を除去し、配管の加工・設置作業、躯体・間仕切り等へ配管を通すための建材の切断・貫通作業（スリーブ工事）、設置した配管への保温材の取付け作業を行うから、配管工が直接取り扱う石綿含有建材は、別冊 5 - 1 の建材である（吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）、内装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板、⑰同・軟質板、⑱同・軟質フレキシブル板、⑲同・その他、⑳石綿含有スラグせっこう板、㉑石綿含有パルプセメント板、㉒石綿含有押出成形セメント板、㉓石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種、㉔石綿含有せっこうボード、㉕石綿含有パーライト板、㉖石綿含有その他パネル・ボード）、保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）及び㉗石綿セメント円筒）。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 原告(4)

原告(4)は、昭和 47 年 4 月から平成 25 年 6 月までの間、専ら鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の配管工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 5 - 2 の建材である（別冊 5 - 1 の建材のうち、「建物の種類」中の「共同住宅」又は「店舗・事務所」に「○」の記載があるもの。ただし、上記就労期間の始期である昭和 47 年の翌年ないしそれ以前に製造・販売が終了した建材を除く。）。

c 甲 3（原告(13-1)ら関係）

甲 3 は、昭和 40 年から平成 24 年までの間、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（ビル・マンション等）の配管工事に従事したから、同人の直接取扱い建材は

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

別冊 5 - 3 の建材である（別冊 5 - 1 の建材のうち、「建物の種類」中の「共同住宅」、「店舗・事務所」又は「劇場・百貨店等」に「○」の記載があるもの。ただし、就労開始時期である昭和 40 年以前に製造・販売が終了した建材を除く。）。

d 甲 4（原告(19)関係）

甲 4 は、昭和 62 年 5 月から平成 21 年 9 月までの間、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（ビル・マンション等）の配管工事に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊 5 - 4 の建材である（別冊 5 - 1 の建材のうち、「建物の種類」中の「共同住宅」、「店舗・事務所」又は「劇場・百貨店等」に「○」の記載があるもの。ただし、就労開始時期である昭和 62 年以前に製造・販売が終了した建材を除く。）。

e 原告(30)

原告(30)は、昭和 48 年 11 月から平成 22 年 3 月までの間、木造建物 1 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 9 割の割合で、配管工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 5 - 5 の建材である（別冊 5 - 1 の建材のうち、「建物の種類」中の「共同住宅」又は「店舗・事務所」に「○」の記載があるもの。ただし、上記就労期間の始期である昭和 48 年の翌年ないしそれ以前に製造・販売が終了したものを除く。）。

(オ) 大工：甲 5（原告(5)関係）、承継前原告(6)、原告(12)、甲 6（原告(14)関係）、原告(18)、甲 7（原告(24)関係）、原告(27)、同(28)、同(36)、甲 8（原告(39)関係）、甲 9（原告(41)関係）、原告(43)、同(44)及び承継前原告(45)

a 大工は、新築・解体工事において、墨付け、きざみ、建方、屋根・外壁の下地、外部造作及び内部造作の各作業の中で、吹付け材の除去、内装材・外装材・床仕上げ材等の切断・せん孔・研磨等の加工・組立て・取り外し等の作業を行うから、大工が直接取り扱う石綿含有建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）、耐火被覆材（⑩石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種、⑫石綿含有耐火被覆板）、内外装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板、⑰同・軟質板、⑱同・軟質フレキシブル板、⑲同・その他、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

⑳石綿含有スラグせっこう板，㉑石綿含有パルプセメント板，㉒石綿含有押出成形セメント板，㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種，㉔石綿含有ロックウール吸音天井板，㉕石綿含有せっこうボード，㉖石綿含有パーライト板，㉗石綿含有その他パネル・ボード）及び床材（㉘石綿含有ビニル床タイル，㉙石綿含有ビニル床シート，㉚石綿含有けい酸カルシウム床材）である。ただし、「建物の種類」中の「戸建住宅」，「共同住宅」及び「店舗・事務所」のいずれにも「○」の記載がないものは除外する。そして，これらを，本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 甲5（原告(5)関係）

甲5は，昭和32年4月から平成19年2月までの間，木造戸建住宅の新築・改修工事（サイディング切断を含む。）に従事したから，同人の直接取扱い建材は別冊6-1の建材である（前記aの建材に㉛石綿含有窯業系サイディング及び㉜石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから，鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪，⑫），「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの，並びに，上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

c 承継前原告(6)

承継前原告(6)は，昭和44年12月から平成25年8月までの間，新築工事8割，改修工事2割の割合で，主に木造戸建住宅・共同住宅の建築工事（サイディング切断を含む。）に従事したから，同人の直接取扱い建材は別冊6-2の建材である（前記aの建材に㉛石綿含有窯業系サイディング及び㉜石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから，鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪，⑫），「建物の種類」中の「戸建住宅」及び「共同住宅」のいずれにも「○」の記載がないもの，並びに，上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

d 原告(12)

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

原告(12)は、昭和44年4月から平成23年8月までの間、木造建物について、①昭和44年4月から昭和52年3月までの間は、新築工事6ないし7割（うち、屋根材及びサイディング材の破壊を含む旧建物の解体を伴う建替工事が7ないし8割）、改修工事3ないし4割の割合で、②昭和52年4月から平成23年8月までの間は、専ら新築工事に、それぞれ従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊6-3の建材である（前記aの建材に、昭和50年（解体作業に従事した終期である昭和52年の2年前）までに製造が開始された③石綿含有住宅屋根用化粧スレート、④石綿含有窯業系サイディング及び⑤石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪、⑫）、「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、昭和51年（解体作業に従事した終期である昭和52年の1年前）以後に製造が開始された床材（⑲～⑳））並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

e 甲6（原告(14)関係）

甲6は、平成5年1月から平成22年1月までの間、①平成5年1月から平成10年までは、新築工事8割、改修工事2割の割合で、木造建物の工事に従事し、②平成10年から平成22年1月までの間は、主に木造建物の改修工事（サイディング切断を含む。）に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊6-4の建材である（前記aの建材に④石綿含有窯業系サイディング及び⑤石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪、⑫）、「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

f 原告(18)

原告(18)は、昭和27年4月から平成20年12月までの間、主に木造戸建住宅の新築工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊6-5の建材である（前

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

記 a の建材から、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪，⑫），「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの。

g 甲 7（原告(24)関係）

甲 7 は、昭和 4 1 年 6 月から平成 2 3 年 2 月までの間、専ら木造戸建住宅について、新築工事 2 割、改修工事 8 割の割合で従事したから（サイディング切断を含む。）、同人の直接取扱い建材は別冊 6 - 6 の建材である（前記 a の建材に⑳石綿含有窯業系サイディング及び㉑石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪，⑫），「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの）。

h 原告(27)

原告(27)は、昭和 3 8 年 4 月から平成 2 5 年 7 月までの間、①昭和 3 8 年 4 月から昭和 5 1 年 1 2 月までは、主に木造建物について、新築工事 3 割、改修工事 7 割（ただし、昭和 4 9 年 1 月頃から同年 1 0 月頃までは各 5 割）の割合で、②昭和 5 2 年 1 月から昭和 5 3 年 7 月頃までは、木造建物 5 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 5 割の割合で、改修工事に、③昭和 5 3 年 7 月頃から昭和 5 6 年頃までは、木造建物 5 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 5 割につき、新築工事 3 割、改修工事 7 割の割合で、④昭和 5 7 年頃から平成 2 5 年 7 月までは、木造建物 7 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 3 割の割合で、改修工事に、それぞれ従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 6 - 7 の建材である（前記 a の建材から、「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの（ただし、吹付け材（①～③）のうち、「建物の種類」中の「店舗事務所」に「○」の記載があるものを除く。）、及び、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの）。

i 原告(28)

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

原告(28)は、昭和 27 年 4 月から平成 9 年 12 月までの間、①昭和 27 年 4 月から昭和 58 年までは、木造建物 2 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 8 割の割合で、②昭和 59 年から平成 9 年 12 月までは、木造建物 7 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 3 割について、新築工事 7 割、改修工事 3 割の割合で、それぞれ、戸建住宅、共同住宅、学校・幼稚園等の建築工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 6 - 8 の建材である（前記 a の建材から、床材（㉔～㉖）、「建物の種類」中の「戸建住宅」及び「共同住宅」のいずれにも「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの）。

j 原告(36)

原告(36)は、昭和 34 年 4 月から平成 24 年 7 月までの間、新築工事 8 割、改修工事 2 割の割合で、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造共同住宅の建築工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 6 - 9 の建材である（前記 a の建材から、「建物の種類」中の「共同住宅」に「○」の記載がないもの、及び、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの）。

k 甲 8（原告(39)関係）

甲 8 は、昭和 40 年 3 月から平成 21 年 12 月までの間、主に木造戸建住宅の新築・改修工事に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊 6 - 10 の建材である（前記 a の建材から、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪、⑫）、「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ 3 年に満たないものを除いたもの）。

1 甲 9（原告(41)関係）

甲 9 は、昭和 39 年 4 月から平成 18 年 3 月までの間、戸建住宅、店舗・事務所、倉庫等の建築・解体工事に従事したから（木造及び鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の比率は不明であるため、各 5 割とする。）、同人の直接取扱い建材は別冊 6 - 11 の建材である（前記 a の建材から、「建物の種類」中の「戸建住宅」、「店舗・事務

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

所」及び「倉庫」のいずれにも「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの。

m 原告(43)

原告(43)は、昭和33年11月から平成24年7月までの間、鉄骨造の戸建住宅又は共同住宅の新築工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊6-12の建材である（前記aの建材から、「建物の種類」中の「戸建住宅」及び「共同住宅」のいずれにも「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

n 原告(44)

原告(44)は、昭和41年4月から昭和50年11月まで、昭和53年9月から昭和55年8月まで、昭和57年2月から昭和60年6月まで、昭和61年10月から昭和63年5月まで、平成元年2月から平成5年2月まで、平成7年2月から平成8年11月まで、平成9年1月から同年6月まで、平成11年3月から平成12年3月までの間、新築工事9割、改修・解体工事1割の割合で、主に木造戸建住宅の建築工事（外装材に関する作業を含む。）に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊6-13の建材である（前記aの建材に、外装材である㊸石綿含有窯業系サイディング及び㊹石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑩、⑪）、「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの、並びに、上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

o 承継前原告(45)

承継前原告(45)は、昭和31年4月から平成25年3月までの間（ただし、昭和36年10月から昭和44年1月までを除く。）、主に木造戸建住宅の新築工事（外装材に関する作業を含む。）に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊6-14の建材である（前記aの建材に、外装材である㊸石綿含有窯業系サイディング及び㊹石綿含有建材複合金属系サイディングを加えたものから、鉄骨造・鉄筋コンクリ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ート造建物に使用される吹付け材（①～③）及び耐火被覆材（⑪，⑫），「建物の種類」中の「戸建住宅」に「○」の記載がないもの，並びに，上記就労期間と建材の製造期間が足かけ3年に満たないものを除いたもの）。

(カ) 鉄骨工：原告(11)

鉄骨工は，新築工事においては吹付け材を除去して金属部品等を溶接し，改修・解体工事においては耐火被覆材，内装材，床材等を除去して鉄骨の切断・溶接を行うから，鉄骨工が直接取り扱う石綿含有建材は，吹付け材（①吹付け石綿，②石綿含有吹付けロックウール，③湿式石綿含有吹付け材），耐火被覆材（⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種），内装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板，⑯同・平板，⑰同・軟質板，⑱同・軟質フレキシブル板，⑲同・その他，⑳石綿含有スラグせっこう板，㉑石綿含有パルプセメント板，㉒石綿含有押出成形セメント板，㉓石綿含有けい酸カルシウム板第1種，㉔石綿含有ロックウール吸音天井板，㉕石綿含有せっこうボード，㉖石綿含有パーライト板，㉗石綿含有その他パネル・ボード）及び床材（㉘石綿含有ビニル床タイル，㉙石綿含有ビニル床シート，㉚石綿含有けい酸カルシウム床材）である。なお，建物に組み込まれた石綿含有建材が解体の対象となり，建築作業従事者に直接取り扱われるまでには，新築後相当程度の期間を要することから，解体工事における鉄骨工の直接取扱い建材については，就労終期から遡り20年未満の時期に製造・販売が開始された建材は除外する。

原告(11)は，昭和27年6月から平成15年1月までの間（ただし，造船作業に従事した9年間を除く。），専ら鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の工事（新築工事，解体工事各5割）に従事したから，同原告の直接取扱い建材は別冊7の建材である（上記建材のうち，「建物の種類」中の「戸建住宅」，「共同住宅」又は「学校・幼稚園等」に「○」の記載があるものから，平成5年以後に製造・販売が開始された建材を除いたもの）。

(キ) エレベーター工：承継前原告(8)

エレベーター工は，新設工事の際には，レール取付けのために必要なサポートブ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ラケットを鉄骨はりに取り付けるため、同鉄骨に吹き付けられた吹付け材を剥がし、また、修理・保守点検作業の際、エレベーター機械室・エレベーターシャフト内に剥離堆積した吹付け材を掃除するから、エレベーター工が直接取り扱う石綿含有建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）である。

そして、承継前原告(8)は、昭和34年9月から平成16年4月までの間、店舗・事務所等の鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物において、主に修理・保守点検に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊8の建材である（上記建材のうち、「建物の種類」中の「店舗・事務所」に「○」の記載があるもの）。

(ク) 空調設備工：原告(7)及び甲10（原告(16-1)ら関係）

a 空調設備工は、冷暖房の空調機器を建物内に設置して電気配線・冷媒配管・吸排気ダクトを接続する冷暖房設備工事や換気設備の設置工事を行う際に、天井や鉄骨はりに吹き付けられた吹付け材を剥がすから、空調設備工が直接取り扱う石綿含有建材は、別冊9-1の建材である（吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）のうち、内装仕上げ材ないし内装下地材としてのみ使用された建材を除いたもの）。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 原告(7)

原告(7)は、昭和32年5月から平成22年までの間、木造建物3割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物7割の割合で、主に店舗・事務所の空調整備工事に従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊9-2の建材である（別冊9-1の建材のうち、「建物の種類」中の「店舗・事務所」に「○」が記載されたもの）。

c 甲10（原告(16-1)ら関係）

甲10は、昭和46年3月から平成20年1月までの間、主に共同住宅、学校・幼稚園、店舗・事務所等の鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物において、空調設備工事に従事するとともに、給排水管作業（保温材、天井材、石綿セメント円筒の切断

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

作業)にも従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊 9 - 3 の建材である(別冊 9 - 1 の建材に、大規模プラントのみで使用されたものを除く保温材(⑦, ⑩), 内装材(⑮~⑳, ㉓~㉗)のうち使用部位を天井とするもの, ④石綿セメント円筒を加えたものから、上記就労始期である昭和 46 年 3 月の翌年以前に製造・販売が終了した建材、並びに、「建物の種類」中の「共同住宅」、「学校・幼稚園等」及び「店舗・事務所」のいずれにも「○」の記載がないものを除いたもの)。

(ケ) タイル工：原告(9), 同(22), 同(23), 同(32)及び同(35)

タイル工は、コンクリート面等の建築物の表面にタイルを張り付けるため、下地調整、墨出し、タイル張り、目地詰め及び仕上げ作業を行い、その中で、モルタル作成のための混和材等の混ぜ合わせを行うから、タイル工が直接取り扱う石綿含有建材は④混和材である。

そして、原告(9)は、昭和 33 年 1 月から平成 22 年 3 月までの間、木造建物 1 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 9 割について、新築工事 7 割、改修工事 3 割の割合で従事し、同(22)は、昭和 28 年 4 月から平成 22 年 9 月までの間、木造建物 2 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 8 割について、新築工事 9 割、改修・解体工事 1 割の割合で従事し、同(23)は、昭和 38 年 10 月から平成 21 年 9 月までの間、木造建物 4 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 6 割について、新築工事 8 割、改修工事 2 割の割合で従事し、同(32)は、昭和 43 年 9 月から平成 21 年 12 月までの間、木造建物 43%、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 57%について、新築工事 7 割、改修工事・解体工事 3 割の割合で従事し、同(35)は、昭和 30 年 4 月から平成 22 年 4 月までの間、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物を主として、新築工事 85%、改修工事 15%の割合で従事したところ、同原告らの直接取扱い建材は、いずれも別冊 10 の建材である。

(コ) 解体工：原告(20), 同(21), 甲 11 (原告(31)関係) 及び甲 12 (原告(37-1)ら関係)

a 解体工は、①木造建物において、屋根材や内装材、外装材等を剥がしたり、叩

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

き壊したり、切断したりする作業や、外壁を引き倒す作業、②鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物において、間仕切り、天井板、床板、内壁等の建材の撤去、粉碎、搬出作業、吹付け材とともに鉄骨を切断する作業、外壁を引き倒す作業を行うところ、解体工が直接取り扱う石綿含有建材は別冊 1 1-1 の建材である（別冊 1-1・2 の建材から、④石綿セメント管を除いたもの）。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 原告(20)

原告(20)は、①昭和 5 1 年 1 0 月から昭和 5 6 年 3 月までのうちの約 2 年 1 0 か月間、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（新築工事 8 割、改築工事 2 割）で築炉工として、②平成 2 年から平成 1 7 年 3 月までのうちの約 1 1 年 8 か月間、当初の約 2 年 1 か月は鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物、その後は主に木造建物で解体工として、③平成 1 1 年 2 月から平成 1 9 年 3 月までの間、プラント作業に、それぞれ従事したところ、同原告の直接取扱い建材は別冊 1 1-2 の建材である（別冊 1 1-1 の建材から、同原告の就労終期から 2 0 年前である昭和 6 2 年以降に販売が開始された建材を除外したもの）。

c 原告(21)

原告(21)は、昭和 4 2 年 4 月から平成 6 年 5 月まで、平成 7 年から平成 1 2 年まで及び平成 1 6 年から平成 2 1 年 9 月までの間、木造建物 3 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 7 割の割合で解体工事に従事したところ、同原告の直接取扱い建材は別冊 1 1-3 の建材である（別冊 1 1-1 の建材から、同原告の就労終期から 2 0 年前である平成元年以降に販売が開始された建材、被告(シ)神島化学工業株式会社（以下「被告(シ)神島化学工業」という。）の「ダイヤライト」、及び、被告(ク)日本インシュレーション株式会社（以下「被告(ク)日本インシュレーション」という。）のけい酸カルシウム保温材を除外したもの）。

d 甲 1 1（原告(31)関係）

甲 1 1 は、昭和 4 4 年 4 月から昭和 4 8 年まで及び昭和 6 2 年から平成 2 1 年 8

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

月までの間、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の解体工事に従事したところ、同人の直接取扱い建材は別冊 1 1 - 4 の建材である（別冊 1 1 - 1 の建材から、同人の就労終期から 20 年前である平成元年以降に販売が開始された建材、「建物の種類」中の「戸建住宅」のみに「○」の記載があるもの、被告(シ)神島化学工業の「ダイヤライト」、及び、同(メ)日本インシュレーションのけい酸カルシウム保温材を除いたもの）。

e 甲 1 2（原告(37-1)ら関係）

甲 1 2 は、昭和 58 年 4 月から平成 22 年頃までの間、木造建物 5 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 5 割の割合で解体工事に従事したところ、同人の直接取扱い建材は別冊 1 1 - 5 の建材である（別冊 1 1 - 1 の建材から、同人の就労終期から 20 年前である平成 2 年以降に販売が開始された建材、被告(シ)神島化学工業の「ダイヤライト」、及び、同(メ)日本インシュレーションのけい酸カルシウム保温材を除いたもの）。

(サ) 塗装工：甲 1（原告(42-1)ら関係）

塗装工は、下地（素地）調整（混和材を含むモルタルを削る作業等）、シーラー塗り及び塗料塗り作業（塗装前における吹付け材等の除去・清掃作業を含む。）を行うから、塗装工が直接取り扱う石綿含有建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）及び④混和材である。

甲 1 は、昭和 31 年から平成 24 年までの間、戸建住宅、学校・幼稚園、工場、倉庫等の木造建物、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の塗り替え工事に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊 1 2 の建材である。

(シ) クロス工：承継前原告(25)

クロス工は、鉄骨に石綿を吹き付けた後や、他の職種（大工や配管工等）と同時進行で、壁や天井を紙やすりで平らにした上でクロスを張る作業を行うから、クロス工が直接取り扱う石綿含有建材は、別冊 1 - 1・2 の建材から、解体工又はとびのみが直接取り扱う建材、屋根材、外装材、⑩石綿セメント管及び⑪石綿セメント

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

円筒等を除いたものである。

承継前原告(25)は、昭和 49 年から平成 24 年までの間、クロス工に従事したから、同人の直接取扱い建材は別冊 13 の建材である（上記建材から、平成 23 年以降に製造・販売が開始された建材及び昭和 50 年以前に製造が終了した建材を除いたもの）。

(ヌ) ハウスクリーニング：原告(38)

ハウスクリーニングは、木造建物においては、新築・リフォーム後、住宅引渡し前の住宅内部の清掃作業（ボード類、断熱材等の廃材の搬出、ボード類等切断による堆積粉じんの除去等）、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物においては、建物内部の清掃作業（吹付け材の粉じんの除去等を行う荒掃除や、ボード類、断熱材等の廃材の搬出、ボード類等切断による堆積粉じんの除去等を行う仕上げ掃除）を行うから、ハウスクリーニングが直接取り扱う石綿含有建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）、保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）、耐火被覆材（⑪石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種、⑫石綿含有耐火被覆板）、内装材（⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板、⑰同・軟質板、⑱同・軟質フレキシブル板、⑲同・その他、⑳石綿含有スラグせっこう板、㉑石綿含有パルプセメント板、㉒石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種、㉓石綿含有ロックウール吸音天井板、㉔石綿含有せっこうボード、㉕石綿含有パーライト板、㉖石綿含有その他パネル・ボード）、床材（㉙石綿含有ビニル床タイル、㉚石綿含有ビニル床シート、㉛石綿含有けい酸カルシウム床材）、㉜石綿セメント円筒及び㉝混和材である。

原告(38)は、昭和 58 年から平成 24 年 7 月までの間、木造建物及び鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（戸建住宅、学校・幼稚園等）のハウスクリーニングに従事したから、同原告の直接取扱い建材は別冊 14 の建材である（上記建材から、「建物の種類」中の「戸建住宅」及び「学校・幼稚園等」のいずれにも「○」の記載がない

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

もの、上記就労期間と製造期間が足かけ3年に満たないものを除外したもの。

(セ) 工事監理，現場監督：甲13（原告(10)関係）及び甲14（原告(15)関係）

a 甲13（原告(10)関係）

甲13は、昭和59年3月から平成5年11月までの間、ビル新築工事に関する工事監理に従事したところ、工事監理は、工事が設計図書及び施工図どおり施工されているかを、各作業段階に応じ、現場において確認するから、同人の直接ばく露建材は別冊15-1の建材である（別冊1-1・2の建材から、解体工・とびのみが直接取り扱う建材，屋根材，外装材その他の建材，木造戸建建築にのみ使用される建材，平成4年以降に製造・販売が開始された建材，及び，昭和60年以前に製造が終了した建材を除いたもの）。

b 甲14（原告(15)関係）

甲14は、昭和35年から昭和60年までの間（ただし，1年間を除く。），現場監督に従事したところ，現場監督は，着工から完成，引渡しまでの間，設計図書どおりに施工図を作成し，材料や職人を手配・管理し，着工後は，現場に足を運び施工状況を確認するから，同人の直接取扱い建材は別冊15-2の建材である（別冊1-1・2の建材から，解体工・とびのみが直接取り扱う建材，屋根材，外装材その他の建材，昭和59年以後に製造・販売が開始された建材，及び，昭和36年以前に製造が終了した建材を除いたもの）。

ウ 予備的主張②：主要ばく露建材

民法719条1項後段は，加害行為者の行為と結果の因果関係が不明である場合に，当該行為が，それぞれ単独で（択一的競合）又は他と重合して（重合的競合）結果を惹起する危険性を有し，現実には発生した損害の原因となった可能性があるときに因果関係を推定し，加害行為者側の反証がない限り，加害行為者は連帯して損害賠償責任を負う旨規定したものであるところ，①択一的競合においては，各行為がそれだけで損害をもたらし得るような危険性を有し，現実には発生した損害の原因となった可能性があることを，②重合的競合においては，複数の行為が相加的に累

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

積して被害を発生させたこと（客観的共同）と、各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自らと同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること（主観的要件）を、それぞれ満たせば、民法 719 条 1 項後段が適用又は類推適用されるというべきである。

被告企業らは、同時期に又は時間的に前後しつつ、本件元建築作業従事者らが常時かつ恒常的に使用し又は接触する可能性がある石綿含有建材（主要ばく露建材）を、前記(1)の義務を怠りながら、同人らの就労期間と相当期間重複して製造・販売するという加害行為を行い、その結果として、同人らが作業に従事した各現場において石綿含有建材が堆積するという危険状態が現出し、これらの現場における石綿粉じんばく露が相加的に累積して同人らの被害を発生させたといえる（客観的共同）。また、建築現場に建材を供給する被告企業らは、本件元建築作業従事者らが、長期間にわたり多数の建築現場で作業を繰り返すことにより、同人らに、石綿粉じんへのばく露の累積による石綿関連疾患罹患という被害が生じる危険があることを認識していた（主観的要件）。そうすれば、被告企業らによる石綿含有建材の各製造・販売行為が、単独では被害を発生させないばく露であるとしても、被告企業らは、民法 719 条 1 項後段の適用又は類推適用により、各本件元建築作業従事者との関係において、共同不法行為者として損害賠償義務を負う。

各本件元建築作業従事者について、その職種の作業内容、当該職種が主に使用し又は接触する石綿含有建材の種類及び個別の製品、被告企業らの製造期間等に応じて明らかにした主要ばく露建材は後記(ア)ないし(セ)のとおりであり、建材ごとの市場占有率（シェア数値）は後記(リ)のとおりである。市場占有率は、基本的には各企業が製造・販売した実数を基にして統計的に処理された数値であって、石綿含有建材は製造・販売されれば建築現場に集中集積することからすれば、市場占有率は、建築現場で実際に使用された数値に近似する。そうすると、おおむね 10% を超える市場占有率を有する被告企業らが販売した建材は、当該建材の販売地域及び施工方法、本件元建築作業従事者らが建築作業に従事した時期や地域、施工した建物の種

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

類等と当該建材との整合性をも考慮すれば、同人らに到達した高度の蓋然性が認められるから、当該被告企業らには、民法 7 1 9 条 1 項後段の類推適用により共同不法行為責任が認められる。

なお、民法 7 1 9 条 1 項後段に基づき共同不法行為者として損害賠償請求をするためには、請求者において、「共同行為者」の範囲を特定し、特定された者以外の者によって損害がもたらされたものではないことを証明する必要があるとの見解については、明文の根拠を有するものではなく、損害の公平な分担という共同不法行為の存在意義からすれば、これを採用すべきではない。仮に同見解を採用するとしても、本件のように、本件元建築作業従事者らの労災認定の事実をもって同人らが被告企業らの建材により石綿粉じんにはばく露したことが認められながらも、原告らにおいて資料を入手することができず、被告企業らの特定が奏功しない結果、原告らの被告企業らに対する請求が不可能となるのは相当でないから、石綿含有建材メーカーを網羅した国交省データベースに被告企業らが挙げられているという事情をもって、「共同行為者」の特定として足りるというべきである。

(ア) 左官工：承継前原告(3)、原告(17)及び同(26)

左官工の作業内容は前記イ(ア) a のとおりであるところ、木造、鉄筋造、鉄筋コンクリート造等の建物の種類にかかわらず、左官工は④混和材を直接取り扱った。そして、昭和 3 1 年から平成 3 年までの間に存在した混和材は、被告(イ)株式会社ノザワ（以下「被告(イ)ノザワ」という。）製造に係る「テーリング」（石綿含有率 1 0 0 %）のみであり、その期間は相当長期にわたるから、「テーリング」が左官工の主要ばく露建材である。

そして、承継前原告(3)が患した中皮腫は 1 年間の、原告(17)が患した石綿肺及び同(26)が患した肺がんは、いずれも 1 0 年間の石綿粉じんばく露によりそれぞれ発症するところ、別冊 1 6 - 1 ・ 2 のとおり、同人らは、「テーリング」のみが製造・販売された平成 3 年以前において、長期にわたり混和材投入作業を行ったから、「テーリング」が同人らの主要ばく露建材である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(イ) 保温工：原告(29)及び同(40)

a 保温工の作業内容は前記イ(イ)のとおりであるところ、被告(マ)ニチアス株式会社（以下「被告(マ)ニチアス」という。）、被告(キ)株式会社エーアンドエーマテリアル（以下「被告(キ)A & AM」という。）、被告(メ)日本インシュレーション及び被告(シ)神島化学工業は、昭和52年当時、保温材について、それぞれ単独で20ないし30%のシェアを占め、かつ、上記被告らのみで合計90%近くのシェアを占めたから、保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有パーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）のうち、被告(マ)ニチアス、同(キ)A & AM、同(メ)日本インシュレーション及び同(シ)神島化学工業が製造・販売したものが保温工の主要ばく露建材である。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 原告(29)

原告(29)は、昭和34年4月から平成23年1月までの間、156件以上の建築現場（発電所等のプラント）において、①昭和34年から昭和60年までは、新築工事3割、改修工事7割、②昭和61年から平成23年までは、新築工事8割、改修工事2割の各割合で、保温工事に従事したところ、別冊17-1のとおり、同別冊記載の保温材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同保温材は同原告の主要ばく露建材である。

c 原告(40)

原告(40)は、昭和35年12月から平成20年6月までの間、2000ないし3000件の建築現場（発電所等のプラント）において保温工事に従事したところ、別冊17-2のとおり、同別冊記載の保温材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同保温材は同原告の主要ばく露建材である。

(ウ) 電工：承継前原告(1)、同(2)及び甲2（原告(33)関係）

a 電工の作業内容は前記イ(ウ)aのとおりであるところ、新築工事においては吹付

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

け材を除去し、改修工事においては躯体に吹き付けられた吹付け材に体を接触させ、これを再飛散させながら長時間作業すること、板材の切断等による粉じん量は吹付け材と比較し相当程度少ないと考えられることから、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）のうち、これらを長年にわたり製造・販売し、高い市場占有率を有していた被告(マ)ニチアス、同(キ)A & AM、同(ラ)ノザワ、同(ニ)太平洋セメント株式会社（以下「被告(ニ)太平洋セメント」という。）、同(ム)日東紡績株式会社（以下「被告(ム)日東紡績」という。）、同(フ)新日鉄住金化学株式会社（以下「被告(フ)新日鉄住金化学」という。）、同(ユ)日本バルカー工業株式会社（以下「被告(ユ)日本バルカー工業」という。）及び同(ホ)ナイガイ株式会社（以下「被告(ホ)ナイガイ」という。）が製造・販売したものが、電工の主要ばく露建材である。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 承継前原告(1)

承継前原告(1)は、昭和30年10月から平成15年5月までの間、約150件以上の建築現場において、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（主に工場）について、新築工事9割、改修工事1割の割合に従事し、耐火被覆材（⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑫石綿含有耐火被覆板）や保温材（⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材）の穴開け作業を行ったところ、これらの製品が製造された期間と同人の就労期間は、別冊18-1のとおり相当な長期にわたり重複するから、同別冊記載の建材は同人の主要ばく露建材である。

c 承継前原告(2)

承継前原告(2)は、昭和41年9月から平成23年2月までの間、約500件の建築現場において、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（店舗・事務所等）について、新築工事9割、改修工事1割の割合に従事したところ、別冊18-2のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複する

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

から、同建材は同人の主要ばく露建材である。

d 甲 2（原告(33)関係）

甲 2 は、平成 1 0 年 4 月から平成 2 2 年 1 2 月までの間、約 2 0 8 件の建築現場において、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（主に共同住宅、工場、倉庫）について、新築工事 3 割、改修工事 7 割の割合で従事したところ、別冊 1 8 - 3 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間（ただし、改修工事が主であるため、2 0 年遡る。）は相当な長期にわたり重複するから、同建材（ただし、被告(イ)新日鉄住金化学又は同(ホ)ナイガイの製造・販売に係るものを除く。）は同人の主要ばく露建材である。

(エ) 配管工：原告(4)、甲 3（原告(13-1)ら関係）、甲 4（原告(19)関係）及び原告(30)

a 配管工の作業内容は前記イ(エ)a のとおりであるところ、スリーブ工事におけるボード類のせん孔・切断作業は、頻度として多くなく比較的短時間で終了するから、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物に従事した配管工の主要ばく露建材は、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）、保温材（⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑩石綿保温材）及び④石綿セメント円筒のうち、被告(マ)ニチアス（①～③、⑦、⑧、⑩）、同(キ)A & AM（①～③、⑦、⑩、④）、同(リ)ノザワ（①、②）、同(ニ)太平洋セメント（②、③）、同(ム)日東紡績（②、③）、同(フ)新日鉄住金化学（②）、同(ホ)ナイガイ（①、②）及び同(ユ)日本バルカー工業（①～③）が製造・販売したものである。

b 原告(4)

原告(4)は、昭和 4 7 年 4 月から平成 2 5 年 6 月までの間、約 5 0 0 ないし 6 0 0 件の建築現場において、当初は改築工事 3 割、新築工事 7 割、平成 1 6 年頃は改修工事 7 割、新築工事 3 割の割合で、専ら鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の配管工事に従事したところ、別冊 1 9 - 1 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

c 甲 3（原告(13-1)ら関係）

甲 3 は、昭和 40 年から平成 24 年までの間、1824.9 件の建築現場において、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（ビル・マンション等）の配管工事に従事したところ、別冊 19-2 のとおり、同別冊記載の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

d 甲 4（原告(19)関係）

甲 4 は、昭和 62 年 5 月から平成 21 年 9 月までの間、877.8 件の建築現場において、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物（ビル・マンション等）の配管工事に従事したところ、別冊 19-3 のとおり、同別冊記載の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

e 原告(30)

原告(30)は、昭和 48 年 11 月から平成 22 年 3 月までの間、約 375 ないし 490 件の建築現場において、木造建物 1 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 9 割の割合で、配管工事に従事したところ、別冊 19-4 のとおり、同別冊記載の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

同原告は、昭和 48 年 7 月頃までの間、輸入石綿を搬入する倉庫業務を行ったが、同業務では輸入タイヤ・食材・雑貨類等も扱い、4 つの倉庫のうち 1 つの倉庫の半分程度でのみ石綿を取り扱ったにすぎず、また、同原告の業務内容は、商品の種類や数量を確認の上書類を作成し税関に提出するというものであり、石綿に直接接触することはなかった。

(オ) 大工：甲 5（原告(5)関係）、承継前原告(6)、原告(12)、甲 6（原告(14)関係）、原告(18)、甲 7（原告(24)関係）、原告(27)、同(28)、同(36)、甲 8（原告(39)関係）、甲 9（原告(41)関係）、原告(43)、同(44)及び承継前原告(45)

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

a 大工の作業内容は前記イ(オ) a のとおりであるところ、大工が直接取り扱う石綿含有建材のうち、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種の出荷量は、その余の直接取扱い建材の出荷量と比較して圧倒的に多いため、これらの建材に接触する機会や作業時間が長く、かつ、その切断・せん孔等の加工のために電動工具を使用する過程でより多量の石綿粉じんにはばく露するから、これらの建材のうち、これらを長年にわたり製造・販売し、高い市場占有率を有していた被告(キ)A & AM、同(ト)大建工業株式会社（以下「被告(ト)大建工業」という。）、同(マ)ニチアス、同(ラ)ノザワ及び同(リ)株式会社エム・エム・ケイ（以下「被告(リ)MMK」という。）が製造・販売したものが、大工の主要ばく露建材である。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは次のとおりである。

b 甲5（原告(5)関係）

甲5は、昭和32年4月から平成19年2月までの間、約958件の建築現場において、主に木造戸建住宅の新築・改修工事に従事したところ、別冊20-1のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

c 承継前原告(6)

承継前原告(6)は、昭和44年12月から平成25年8月までの間、約840件の建築現場において、木造建物及び鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の新築工事に従事したところ、別冊20-2のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

d 原告(12)

原告(12)は、昭和44年4月から平成23年8月までの間、約500件の主に木造戸建住宅の建築現場において、①昭和44年4月から昭和52年3月までの間は、新築工事6ないし7割、改修工事3ないし4割の割合で、②昭和52年4月から平

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

成 23 年 8 月までの間は、専ら新築工事に、それぞれ従事したところ、別冊 20 - 3 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

e 甲 6（原告(14)関係）

甲 6 は、平成 5 年 1 月から平成 22 年 1 月までの間、565 件以上の建築現場において、木造建物 8 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 2 割の割合で従事したところ、別冊 20 - 4 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

f 原告(18)

原告(18)は、昭和 27 年 4 月から平成 20 年 12 月までの間、500 ないし 600 件の建築現場において、主に木造戸建住宅の新築工事に従事したところ、別冊 20 - 5 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

g 甲 7（原告(24)関係）

甲 7 は、昭和 41 年 6 月から平成 23 年 2 月までの間、約 1400 件の建築現場において、新築工事 2 割、改修工事 8 割の割合で、専ら木造建物の工事に従事したところ、別冊 20 - 6 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

h 原告(27)

原告(27)は、昭和 38 年 4 月から平成 25 年 7 月までの間、約 2700 件の建築現場（主に戸建住宅）において、①昭和 38 年 4 月から昭和 51 年 12 月までは、主に木造住宅について、新築工事 3 割、改修工事 7 割（ただし、昭和 49 年 1 月頃から同年 10 月頃までは各 5 割）の割合で、②昭和 52 年 1 月から昭和 53 年 7 月頃までは、木造建物、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物各 5 割の割合で、改修工事に、③昭和 53 年 7 月頃から昭和 56 年頃までは、木造建物、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物各 5 割について、新築工事 3 割、改修工事 7 割の割合で、④昭和 57

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

年頃から平成 25 年 7 月までは、木造建物 7 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 3 割の割合で、改修工事に、それぞれ従事したところ（ただし、吹付け材の剥離作業の経験がある。）、別冊 20 - 7 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

i 原告(28)

原告(28)は、昭和 27 年 4 月から平成 9 年 12 月までの間、約 300 ないし 400 件の建築現場において、①昭和 27 年 4 月から昭和 58 年までは、木造建物 2 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 8 割の割合で、②昭和 59 年から平成 9 年 12 月までは、木造建物 7 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 3 割について、新築工事 7 割、改修工事 3 割の割合で、それぞれ、戸建住宅、共同住宅、学校・幼稚園等の建築工事に従事したところ、別冊 20 - 8 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

j 原告(36)

原告(36)は、昭和 34 年 4 月から平成 24 年 7 月までの間、約 1100 件の建築現場において、新築工事 8 割、改修工事 2 割の割合で、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造共同住宅の建築工事に従事したところ、別冊 20 - 9 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

k 甲 8（原告(39)関係）

甲 8 は、昭和 40 年 3 月から平成 21 年 12 月までの間、約 880 件の建築現場において、主に木造戸建住宅の新築・改修工事に従事したところ、別冊 20 - 10 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

l 甲 9（原告(41)関係）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

甲 9 は、昭和 39 年 4 月から平成 18 年 3 月までの間、約 806 件の建築現場において、戸建住宅、店舗・事務所、倉庫等の建築・解体工事に従事したところ（木造及び鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の比率等は不明であるため、各 5 割とする。）、別冊 20 - 11 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

m 原告(43)

原告(43)は、昭和 33 年 11 月から平成 24 年 7 月までの間、約 900 件の建築現場において、鉄骨造の戸建住宅又は共同住宅の新築工事に従事したところ、別冊 20 - 12 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

n 原告(44)

原告(44)は、昭和 41 年 4 月から昭和 50 年 11 月まで、昭和 53 年 9 月から昭和 55 年 8 月まで、昭和 57 年 2 月から昭和 60 年 6 月まで、昭和 61 年 10 月から昭和 63 年 5 月まで、平成元年 2 月から平成 5 年 2 月まで、平成 7 年 2 月から平成 8 年 11 月まで、平成 9 年 1 月から同年 6 月まで、平成 11 年 3 月から平成 12 年 3 月までの間、約 250 件の建築現場において、新築工事 9 割、改修・解体工事 1 割の割合で、主に木造戸建住宅の建築工事に従事したところ、別冊 20 - 13 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

o 承継前原告(45)

承継前原告(45)は、昭和 31 年 4 月から平成 25 年 3 月までの間（ただし、昭和 36 年 10 月から昭和 44 年 1 月までを除く。）、約 500 件の建築現場において、主に木造戸建住宅の新築工事に従事したところ、別冊 20 - 14 のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

(カ) 鉄骨工：原告(11)

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

鉄骨工の作業内容は前記イ(カ)のとおりであるところ、新築工事においては吹付け材を除去し、改修工事においては躯体に吹き付けられた吹付け材に体を接触させ、吹付け材を再飛散させながら、長時間作業することから、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）が、鉄骨工の主要ばく露建材である（被告企業の特定につき、前記(ウ) a 参照）。

原告(11)は、昭和 27 年 6 月から平成 15 年 1 月までの間（ただし、造船作業に従事した 9 年間を除く。）、約 918 件の建築現場において、専ら鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の工事（新築工事、解体工事各 5 割）に従事したところ、別冊 21 のとおり、上記建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。なお、同原告は、造船所において新造、改修、廃船作業に従事し、パイプ切断の際、パイプに巻き付けられた石綿資材を剥がすなどの作業をしたが、同原告が造船作業において石綿に接触したのは上記のパイプ切断作業のみであり、建築現場における石綿粉じんばく露と比較し、その作業時間は短時間で、ばく露量も少量であった。

(キ) エレベーター工：承継前原告(8)

エレベーター工の作業内容は前記イ(キ)のとおりであるところ、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）が、エレベーター工の主要ばく露建材である（被告企業の特定につき、前記(ウ) a 参照）。

承継前原告(8)は、昭和 34 年 9 月から平成 16 年 4 月までの間、約 533 件の建築現場において、店舗・事務所等の鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の、主に修理・保守点検に従事したところ、別冊 22 のとおり、上記建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

(ク) 空調設備工：原告(7)及び甲 10（原告(16-1)ら関係）

a 空調設備工の作業内容は前記イ(ク) a のとおりであるところ、吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）のうち、内装

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

仕上げ材ないし内装下地材としてのみ使用された建材を除いたものが、空調設備工の主要ばく露建材である（被告企業の特定につき、前記(ウ) a 参照）。

b 原告(7)

原告(7)は、昭和32年5月から平成22年までの間、1000件以上の建築現場において、木造建物3割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物7割の割合で、従事したところ、別冊23-1のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

c 甲10（原告(16-1)ら関係）

甲10は、昭和46年3月から平成20年1月までの間、約1151件の建築現場において、主に共同住宅、学校・幼稚園、店舗・事務所等の鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の空調設備作業に従事するとともに、給排水管作業（石綿セメント円筒等の切断作業）にも従事したところ、空調設備工としては前記 a の建材に、配管工としては吹付け材（①～③）及び④石綿セメント円筒にばく露した。そして、別冊23-2のとおり、同別冊中の建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

(ケ) タイル工：原告(9)、同(22)、同(23)、同(32)及び同(35)

タイル工の作業内容は前記イ(ケ)のとおりであるところ、タイル工の直接取扱い建材である別冊10の混和材のうち、昭和31年から平成3年までの間に存在したのは被告(7)ノザワ製造に係る「テーリング」のみである。そして、別冊24のとおり、同建材が製造された期間と、原告(9)、同(22)、同(23)、同(32)及び同(35)の各就労期間は、相当な期間にわたり重複するから、同建材は同原告らの主要ばく露建材である。

なお、被告(7)ノザワによる「テーリング」の製造・販売行為は、上記各原告らとの関係において、「それだけで損害をもたらし得るような危険性を有し、現実が発生した損害の原因となった可能性がある」（絶対的ばく露）と評価でき、択一的競合の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

要件を充足するから、民法 719 条 1 項後段の適用がある。

(コ) 解体工：原告(20)，同(21)，甲 1 1（原告(31)関係）及び甲 1 2（原告(37-1)ら関係）

a 解体工の作業内容は前記イ(コ) a のとおりであるところ、石綿関連疾患は、中皮腫を除き、石綿粉じんばく露量と発症率との間に相関関係（量－反応関係）があるから、解体工の直接取扱い建材である別冊 1 1 - 1 の建材のうち、解体作業時に高濃度の石綿粉じんを発生させる建材である以下の(a)，(b)に該当するものが、解体工の主要ばく露建材である。そして、これらを、本件元建築作業従事者らの個別事情に基づき絞り込んだものは後記 b 以下のとおりである。

(a) 大気汚染防止法施行令 3 条の 3 によって、高濃度の石綿粉じんが発生し作業者に危険をもたらすものとして「特定建築材料」と定められたもの（「吹付け石綿」である①吹付け石綿，②石綿含有吹付けロックウール，③湿式石綿含有吹付け材，「石綿を含有する保温材」である⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材，⑩石綿保温材，「石綿を含有する耐火被覆材」である⑪石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種，⑫石綿含有耐火被覆板，「石綿を含有する断熱材」である⑬屋根用折板石綿断熱材，⑭煙突用石綿断熱材）

(b) 作業時の石綿粉じん発生量測定データにより、高濃度石綿粉じんが発生することが確認されている建材のうち、販売数量が多く建築現場で多数使用される板材である⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板，⑯同・平板，⑲石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種，及び⑳石綿含有ビニル床タイル。ただし、上記⑮，⑯，⑲については、市場占有率が大半を占める前記イ(コ) a の被告企業が製造・販売した建材に限る。

b 原告(20)

原告(20)は、前記イ(コ) b のとおり、解体工として上記 a の建材に加え、築炉工として保温材（⑦，⑩），プラント作業において保温材（⑦，⑩），耐火被覆材（⑪，⑫）及び断熱材（⑬，⑭）を取り扱ったところ、別冊 2 5 - 1 のとおり、これらの

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

建材（ただし、同原告の就労終期から 20 年前である昭和 62 年以降に販売が開始された建材を除いたもの）が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

c 原告(21)

原告(21)は、昭和 42 年 4 月から平成 6 年 5 月まで、平成 7 年から平成 12 年まで及び平成 16 年から平成 21 年 9 月までの間、約 500 件の建築現場において、木造建物 3 割、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物 7 割の割合で従事したところ、別冊 25 - 2 のとおり、前記 a の建材（ただし、同原告の就労終期から 20 年前である平成元年以降に販売が開始された建材を除いたもの）が製造された期間と同原告の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同原告の主要ばく露建材である。

d 甲 1 1（原告(31)関係）

甲 1 1 は、昭和 44 年 4 月から昭和 48 年まで及び昭和 62 年から平成 21 年 8 月までの間、約 915 件の建築現場において、主に鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の解体工事に従事したところ、別冊 25 - 3 のとおり、前記 a の建材（ただし、同人の就労終期から 20 年前である平成元年以降に販売が開始された建材を除いたもの）が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

e 甲 1 2（原告(37-1)ら関係）

甲 1 2 は、昭和 58 年 4 月から平成 22 年頃までの間、約 909 件の建築現場において、木造建物、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物各 5 割の割合で従事したところ、別冊 25 - 4 のとおり、前記 a の建材（ただし、同人の就労終期から 20 年前である平成 2 年以降に販売が開始された建材を除いたもの）が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

(㊥) 塗装工：甲 1（原告(42-1)ら関係）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

塗装工の作業内容は前記イ(㊦)のとおりであるところ、吹付け材（①～③）は石綿含有率が高い上飛散性も高く、また、④混和材については、被告(㊦)ノザワ製造に係る「テーリング」の石綿含有率が100%であって、製造期間が昭和31年から平成15年までであるなど、他の混和材に比べ圧倒的にばく露の程度が高いから、塗装工の主要ばく露建材は、吹付け材（①～③）及び「テーリング」である（吹付け材に関する被告企業の特定につき、前記(㊦) a 参照）。

甲1は、昭和31年から平成24年までの間、約1800件の建築現場において、木造建物、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物の塗り替え工事に従事したところ、別冊26のとおり、上記建材が製造された期間と同人の就労期間は相当な長期にわたり重複するから、同建材は同人の主要ばく露建材である。

(㊦) クロス工：承継前原告(25)

前記イ(㊦)からすれば、別冊13の建材は承継前原告(25)の主要ばく露建材である。

(㊧) ハウスクリーニング：原告(38)

ハウスクリーニングの作業内容は、前記イ(㊧)のとおりであるところ、木造建物において吹付け材に由来する粉じんが存在しないこと以外には、作業内容や作業時間等から建材に接触する密度の濃淡等を明らかにできず、また、ハウスクリーニングの直接取扱い建材全ての出荷量や市場占有率を把握できる資料も存在しない。以上を前提に、ハウスクリーニング作業のうち、最も長時間従事するブローがけの際、大量の粉じんが舞い、これを吸い込んだことからすれば、建物内部での大工の作業に多く使用され、かつ電動のこで切断されることから発生する粉じんの量が多い⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板及び⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種、並びに、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物において、石綿含有率が高く、飛散性が高いため堆積する吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）が、ハウスクリーニングである原告(38)の主要ばく露建材であり、その詳細は別冊27のとおりである。

(㊨) 工事監理、現場監督：甲13（原告(10)関係）及び甲14（原告(15)関係）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

甲 1 3（原告(10)関係）、甲 1 4（原告(15)関係）の各主要ばく露建材は、同人らの各直接取扱い建材（前記イ(セ) a, b）のうち、電動工具による切断作業が行われ、ボード類の中でも代表的な種類の石綿含有建材である⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板及び⑳石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種（ただし、いずれも市場占有率が 10%以上のもの）であるところ、その詳細は、甲 1 3（原告(10)関係）につき別冊 2 8 - 1、甲 1 4（原告(15)関係）につき別冊 2 8 - 2 のとおりである。

(ウ) 建材ごとのシェア等

a 吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）

①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウールのシェア等は、それぞれ別紙 1 0 - 1・2 のとおりであり、③湿式石綿含有吹付け材の製造・販売企業は、被告(マ)ニチアス、同(キ)A & AM、同(ニ)太平洋セメント、同(ユ)日本バルカー工業及び同(ム)日東紡績である。

したがって、被告(マ)ニチアスは上記①～③、同(キ)A & AMは上記①②、同(ユ)日本バルカー工業は上記①～③、同(ウ)ノザワは上記①②、同(チ)新日本住金化学は上記②、同(ニ)太平洋セメントは上記②、同(ム)日東紡績は上記②③及び同(ホ)ナイガイは上記①について、それぞれ高いシェアを有する主要な製造・販売企業であった。

b ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材

⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材のシェア等は別紙 1 0 - 3 のとおりであり、被告(シ)神島化学工業、同(メ)日本インシュレーション、同(キ)A & AM及び同(マ)ニチアスは、同建材について、高いシェアを有する主要な製造・販売企業であった。

c ⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑯同・平板、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種

⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑯同・平板のシェア等は別紙 1 0 - 4、⑳石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種のシェア等は別紙 1 0 - 5 のとおり

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

であり、被告(キ)A & AM, 同(リ)MMK及び同(ヲ)ノザワは上記⑮, ⑯及び⑳, 同(ト)大建工業及び同(マ)ニチアスは上記㉑について、それぞれ高いシェアを有する主要な製造・販売企業であった。

（被告(イ)旭硝子及び被告(ウ)旭トステム外装の主張）

(1) 被告(ウ)旭トステム外装について

被告(ウ)旭トステム外装（平成16年12月10日以前の商号は旭硝子外装建材株式会社）は、同月1日、被告(イ)旭硝子株式会社（以下「被告(イ)旭硝子」という。）から窯業系外装建材事業を承継したが、被告(イ)旭硝子から何らの債務も承継せず、また、被告(イ)旭硝子は、平成元年に石綿含有建材の製造・販売を全て終了して、被告(ウ)旭トステム外装が、石綿含有建材を製造・販売したことはないから、同被告が本件元建築作業従事者らに対し責任を負うことはない。

(2) 被告(イ)旭硝子の加害行為について

ア 原告らは、各本件元建築作業従事者について、その職種、作業場所、作業実態や作業工程等に基づき、従事した建築現場において使用された石綿含有建材を製造・販売した企業を特定し、同企業の具体的な加害行為を主張しなければならないにもかかわらず、これをしない。

イ 被告(イ)旭硝子の製造・販売に係る石綿含有建材

被告(イ)旭硝子が製造・販売した㉒石綿含有スラグせっこう板である「バンバン」（石綿含有率4%）及び㉓石綿含有窯業系サイディングである「ほんばん」（石綿含有率4.95%）は、耐アルカリ性ガラス繊維の補強効果により高い粘性を有するため、切断等の加工時においても、製品中に固化された微量のクリソタイルが飛散する可能性は低く、仮に飛散しても0.15本/cm³を大きく下回るばく露濃度しか認められず（「バンバン」につき0.056本/cm³、「ほんばん」につき0.043本/cm³）、これにより石綿関連疾患に罹患する合理的な根拠はない。また、上記の非飛散性等に鑑みれば、これらの建材から発生する石綿粉じんは、間接ばく露や堆積粉じんばく露することはない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

昭和 53 年 6 月頃から昭和 60 年頃まで関東地区で販売された「バンバン」は、試験的製品であったことからその生産量は少なく、競合品との価格競争力もなかったため、出荷量も微々たるものであり、本件元建築作業従事者らがこれを使用した可能性は極めて低い。「バンバン」は、専ら木造戸建住宅の軒天材（外装材）として使用され（原告らは内装材に分類するが、誤りである。）、木材のように柔らかく加工性に富むことから、カッターナイフで切れ目を入れた上で折る「筋切り」により切断され、切断時に粉じんはほぼ発生せず、やすりがけ等も不要である。また、「バンバン」の取付け時には孔あけ作業は必要なく、同作業による粉じんが発生することはなかった。

昭和 58 年 9 月から平成元年 1 月まで関東地区で販売された「ほんばん」（同月以後に製造・販売された「ほんばん」は石綿を含有しない。木造住宅の外壁材として製造・販売されたところ、原告らは、店舗・事務所や工場等にも使用されるとするが、誤りである。）は、被告(イ)旭硝子の指定した特約建材店である「トップショップ」を通じてのみ販売されたため、同建材を施工した職人は限定されるから、本件元建築作業従事者らがこれを使用した可能性は低い。また、切断は防じんカッター（集じん丸のこ）を用いて行われることが多かった上、粉じんの発生・飛散はごく微量であり、取付けの際にも粉じんが発生・飛散することはなかった。

被告(イ)旭硝子は、昭和 58 年 1 月から昭和 60 年までの間、「メタルスタック」、昭和 55 年から昭和 56 年までの間、「フレキバンバン」を、それぞれ製造・販売したが（いずれも⑳石綿含有スラグせっこう板）、これらは試作品であり、両者を併せても「バンバン」の出荷量の二、三％に満たなかったことからすれば、本件元建築作業従事者らがこれらの建材を使用した可能性はない。なお、「メタルスタック」の取扱いは、スレート施工を取り扱う専門の職人に限定されていた。

ウ 改修・解体工事

木造戸建住宅の耐用年数は一般に 30 年程度と考えられ、全面改装工事が広く行われるようになったのは比較的近年であることからすれば、本件元建築作業従事者

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

らが、その就労期間中に、「バンバン」や「ほんばん」が施工された住宅の全面改装工事を行った可能性は極めて低い。また、一部改修工事は、騒音及び振動を発生させず、建物を傷つけないよう施工されるどころ、「バンバン」、「ほんばん」等は、釘や金具等を取り外す方法により解体され、その際、粉じんはほとんど発生しない。

(3) 注意義務違反（民法 709 条）

被告(イ)旭硝子は、主に屋外で用いられる外装材のみを製造・販売したところ、当該製造・販売行為から建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することは困難であるから、原告ら主張に係る警告義務を負わない。また、平成 15 ないし 18 年に至るまでの間、国際的にもクリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めていたから、同被告は、原告ら主張に係る石綿不使用義務も負わない。

(4) 製造物責任法に基づく責任

被告(イ)旭硝子は、平成元年には石綿含有建材の製造・販売を全て終了したから、平成 7 年 7 月 1 日以降に引き渡した製造物について適用される製造物責任法の適用はない。また、被告(ウ)旭トステム外装は、石綿含有建材の製造・販売を行ったことはない。

さらに、両被告は、法令の規制に従って事業を営んでおり、その製品に、原告らが主張するような欠陥は存在しない。

(5) 共同不法行為

ア 共同不法行為は、各行為者を「共同行為者」として、損害賠償責任を連帯して負担させる法理であり、被害者を「共同被害者」として包括的損害賠償請求権を認める法理ではない。すなわち、「共同行為」と権利法益侵害・損害との間の因果関係は、被害者が多数にのぼる場合であっても、飽くまで、被害者が、被害者ごとに個別の因果関係を立証しなければならない。しかし、原告らは、個々の本件元建築作業従事者らの相違点を捨象した抽象的な「被害者集団」を構成することによって極めて抽象的に因果関係の主張を行い、原告らが個別的因果関係の立証責任を負わな

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

いかのように主張するが、失当である。

なお、被告(イ)旭硝子及び被告(ウ)旭トステム外装は、日本石綿協会や石綿スレート協会に所属したことはない。

イ 民法 719 条 1 項前段

(ア) ①行為者の間に、共同して権利・法益侵害ないし損害を惹起することについて意思的関与が存在する場合（主観的共同類型）のほか、かかる意思的関与の存在が認められない客観的共同類型のうち、②各複数行為者の間に、行為者が共同行為をすること自体について共同加功をする意思を有する場合（共同加功意思型）や、③共同加功をする意思が認められない場合であっても、行為の間に時間的・場所的近接性が認められ、他の行為者に対して危険の共同支配・管理を要請できるだけの客観的状况が備わっている場合には、いわゆる「強い関連共同性」が認められる。

被告(イ)旭硝子については、他の被告企業らとの間に意思的関与は存在せず(①)、石綿含有建材の製造・販売に当たり、自らの意思で決定し、かつ、他の被告企業らが同建材を製造・販売することを前提として決定したわけでもないから、共同加功をする意思を有しない(②)。また、被告企業らの石綿含有建材の製造・販売の時期・場所は各社各様であるから時間的・場所的近接性を肯定する余地はなく、「石綿含有建材を製造・販売し、建材市場の流通に置いた」との点が共通であるだけでは、相互に利益を害する競合関係になることはあれ、他の企業と利益を共同することにはならないし、資本関係、取引関係や商品に関する情報の共有関係もない企業間において危険を共同で支配管理すべき関係になることはない(③)。したがって、本件では、いわゆる「強い関連共同性」は認められない。

(イ) 「共同不法行為者」の行為が権利・法益侵害ないし損害発生に寄与することを前提として、特定された「共同不法行為者」以外の者によっては当該被害者の権利・法益侵害ないし損害がもたらされたものではないこと、個別的因果関係の立証が困難といえるほどに「共同行為者」の行為が一体として把握されるものであることが認められるときは、いわゆる「弱い関連共同性」が認められる。そして、「弱い関連

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

共同性」を認めるためには、時間的・場所的近接性が認められ、かつ、時間的・場所的に近接した空間内で、個々の行為の個別的因果関係を証明困難とする事情が被害者側に存在していなければならないが、原告らは、これらを主張立証しない。

ウ 民法 719 条 1 項後段

民法 719 条 1 項後段の適用のためには、択一的競合（①対象たる加害者において、それだけで損害を発生させる原因力を有すること、②被害者が加害者として特定した他の者も同様の原因力を有しており、損害の発生がいずれの加害者の行為によるものか不明であること、③加害者として特定された誰か一人の不法行為によって損害が生じたことが明らかであり、それ以外の原因によって損害が発生したものではないこと）の関係にあり、かつ、各加害行為の間に、「社会通念上全体として一個の行為と認められる程度の一体性」があることが必要であるが、原告らは、具体的加害行為を特定して主張しないから択一的競合と評価できず、また、被告企業らの行為に時間的・場所的近接性はなく一体性があるとはいえない。

エ 民法 719 条 1 項後段の類推適用

特定された加害者の加害行為の結果として被害者の損害の一部が発生したことを前提として、対象たる加害者の行為としては全損害を発生させる原因力を有することが認められず、当該行為のみによって全損害が発生したとはいえない場合に、民法 719 条 1 項後段を類推適用する見解があるが、このような類推適用は、対象たる被告の行為のみによって全損害が発生したとはいえないにもかかわらず、全損害との間の因果関係を推定してこれを当該被告に帰責するものである点において、同項後段の趣旨と大きな開きがある上、明らかに客観的な帰責範囲の限界を超えた責任を認めるものであって、不当である。また、市場占有率等によって特定の被告企業の建材が特定の本件元建築作業従事者に到達した蓋然性を証明することはできず、そのほか、原告らは、被告企業らの各加害行為の結果として本件元建築作業従事者らの各損害の少なくとも一部が発生していることについて主張立証しないから、この点においても類推適用の基礎を欠く。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

仮に、全部又はいくつかの行為が積み重なって初めて結果を惹起するにすぎない場合（重合的競合）において、①競合行為者の行為が客観的に共同して被害が発生していることが明らかであるが、競合行為者数や加害行為の多様性等、被害者側にかかわりのない行為の態様から、全部又は主要な部分を惹起した加害者又はその可能性のある者を特定し、かつ、各行為者の関与の程度等を具体的に特定することが極めて困難であること、②これを要求すると被害者が損害賠償を求めることができなくなるおそれが強い場合であること、③寄与の程度によって損害を合理的に特定できる場合であることを充足する場合に、民法 719 条 1 項後段の類推適用を認めるとしても、原告らは、上記①ないし③を具体的に主張しない。また、同項後段の類推適用を認めるためには、原告らにおいて、共同行為者を全て特定する必要があり、他に共同行為者がいないことの証明を要する。

オ 予備的主張①（直接取扱い建材）について

原告らは、被告企業らの各本件元建築作業従事者に対する具体的な加害行為、これらの加害行為の一体性につき、主張立証しない。また、直接取扱い建材を特定したとしても、典型的にばく露の可能性が極めて低い「間接ばく露の可能性のある建材」を除外したにすぎないから、当該特定作業により当該職種に属する各本件元建築作業従事者が当該建材を取り扱った可能性が高くなるわけではない。

カ 予備的主張②（主要ばく露建材）について

原告らは、クロス工である承継前原告(25)の主要ばく露建材に関する具体的な主張を行わず、市場占有率による被告企業らの絞り込みや現場数の主張も行わないから、この点において失当である。

原告らは、甲 C 35 ないし 38 等に基づき被告(イ)旭硝子の製造・販売に係る石綿含有建材の市場占有率を主張するものの、その数値算出の基礎となる調査・資料が明らかでなく、内容の正確性に疑問がある。また、仮に原告ら主張に係る数値が正しいとしても、これは、当該時点での全国における生産割合や出荷割合、販売割合等を表すものにすぎず、地域ごとの販売シェアの有無、企業特有の流通経路、本件

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

元建築作業従事者らが従事した建築現場における建材の仕入先選定方法，同種建材における用途の違い等の個別具体的な事情等を考慮することなく，市場占有率に基づき石綿含有建材が各本件元建築作業従事者に到達したとすることは，建材の流通等の実態からかけ離れており，失当である。なお，被告企業らは，他社製品の販売量等を把握しておらず，自ら市場占有率に関する調査・記録をしていないから，市場占有率に関する立証責任が被告企業らに転換される理由はない。

（被告(オ)ウベボードの主張）

(1) 加害行為

原告らは，どの建材メーカーの建材によって石綿にばく露し，石綿関連疾患を発症したのかという個別の因果関係を主張立証すべきであるが，これをしない。本件元建築作業従事者らの中には，被告(オ)ウベボード株式会社（以下「被告(オ)ウベボード」という。）の製品に起因する粉じんを吸ったとは考えられない保温工，左官工，タイル工も含まれ，また，同被告の主たる製品であるスレート波板は，施工技術を有する専門職人が取り扱うものであるが，本件元建築作業従事者らには，そうした専門職人は含まれていない。さらに，同被告の石綿含有建材に関する市場占有率は低く，関東では更に低い。したがって，本件元建築作業従事者らとの関係で，同被告の製品が原因となった可能性はない。

(2) 注意義務違反（民法 709 条）

ア 我が国において石綿が建材に使用された経緯を踏まえると，本件元建築作業従事者らの生命・身体の利益と対比されるべきは，火災から守られてきた国民の生命・身体の安全である。そして，石綿は管理使用が可能であるとの考え方が，相当期間，諸外国を含め一般的であったことや，たばこや酒といった明らかな発がん性物質が現在でも容認されていること，米国をはじめ石綿を禁止していない国も存在すること等からすれば，石綿を全面禁止にするか否かは，基本的には政策的判断によるものといえる。

クリソタイルは基本的には中皮腫の危険はないと考えられているところ，これを

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

使用した非飛散性石綿含有建材である被告(オ)ウベボードの建材は、加工作業により初めて危険性を有するから、適切な管理使用により石綿粉じん濃度を相当程度低減すれば、人体に悪影響を与えるものではない。また、同被告が製造・販売した建材は主に屋外で使用されるものであるところ、屋内での作業と比較し、屋外での作業による石綿粉じんばく露濃度は低いから、同被告が、同作業により建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することは困難であった。さらに、本件元建築作業従事者らは建設関係の専門家であり、同人ら自らないしその使用者・元請による粉じん被害の防止が期待されていたのであって、本件元建築作業従事者らが石綿関連疾患に罹患したのは、安衛法等を遵守せず石綿の適正な利用方法に従わなかったからに他ならないから、少なくとも同被告に予見可能性はなかった。

同時並行作業や複合ばく露の危険を防止するのは特定元方事業者の義務であって、単なる材料供給者にすぎない被告企業らの義務ではない。被告(オ)ウベボードは、自ら雇用するスレート職人に対し、マスクの着用や集じん機付き工具の使用を励行したから、同被告に注意義務違反はない。

イ 前記アのとおり、非飛散性石綿含有建材は、それ自体、危険のある物ではないから、安衛法 57 条の警告義務の対象となる物質ではない。また、石綿スレート協会を通じた被告企業らの警告表示や「a」マークの表示、本件元建築作業従事者らの建築作業における専門性、粉じんの一般的有害性等からして、同人らは、自ら加工する建材が石綿を含有することを知った上で、集じん機を利用しマスクを着用すべきであった。さらに、被告(オ)ウベボードは、専属のスレート職人を対象に、安衛法に従った種々の安全対策を行った上、昭和 50 年代後半、同被告の製品置場や工事現場に、石綿スレートが石綿を含有することについての注意喚起のため、注意事項を表示して十分に警告したから、警告義務違反もない。

ウ 前記アのとおり、石綿の管理使用が可能であるとの考え方は長らく一般的なものであった上、被告(オ)ウベボードは、性能確保の必要性や代替物の発がん性の指摘等のため、適当な石綿代替品を見つけることができなかった。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 製造物責任法に基づく責任

本件元建築作業従事者らの中に、被告(オ)ウベボードが製造・販売した製品による石綿粉じんにより損害を受けたことが想定される者はいない。また、同製品は、クリソタイルを含有する非飛散性建材であり、本件元建築作業従事者らが集じん機の付いていない電動工具を利用する場合に一定の粉じんを発生させるにすぎず、欠陥を有するものではない。

(4) 共同不法行為

ア 石綿含有建材の用途は製品ごとに異なり、製品の発展の素地や沿革も企業ごとに異なる上、石綿含有建材における共通の市場は存在しない。被告企業らは、自社製品と競合しない他社が製造・販売する建材について知らないのが通常であり、被告(オ)ウベボードは、自らが製造・販売したスレート波板以外の建材及びそれらの製造企業についてほとんど知識を有していなかったから、他の被告企業らとの間に相互利用等の関係はない。

また、原告ら指摘に係る、業界の活動や J I S 規格の制定等を基礎とする強い関連共同性については、業界は、当時の I L O の考え方に合致する内容（石綿は危険ではあるが管理使用すれば有用である。）を述べたにすぎず、また、J I S 規格がないと建材を販売できないわけではないから、これらから強い関連共同性を基礎付けることはできない。

さらに、原告らは、加害行為の到達可能性のある物の範囲が限定されれば加害者不明の共同不法行為が成立するとするが、このようなルーズな考え方により因果関係の推定、ひいては民法 7 1 9 条 1 項後段の共同不法行為責任が認められるべきではない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らは、各本件元建築作業従事者が帰属する職種の者が取り扱う可能性のある建材を主張するにすぎず、当該本件元建築作業従事者が当該建材を取り扱ったことを主張しないから、失当である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

また、被告(オ)ウベボードの製品（波板，サイディング）は，主として外装材として屋外で使用される非飛散性建材であり，石綿ばく露の可能性が少ない製品である。同製品は，専門の作業者が行うのが通常であり，系列工務店以外の者が触れる可能性は少ない。そうすれば，本件元建築作業従事者らが帰属する職種の者が同製品を取り扱う可能性があるとしても，同人らの被害が，同被告の製品によるものである可能性は極めて低い。

なお，クロス工である承継前原告(25)は内装工であり，主として外装材を製造・販売する被告(オ)ウベボードの建材を直接取り扱った可能性はない。

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）

原告らが，甲 1 3（原告(10)関係）及び甲 1 4（原告(15)関係）の主要ばく露建材として主張する波板について，被告(オ)ウベボードは，主にサイディング等の外装材として使用される建材を製造・販売したのみであり，波板における相当の市場占有率を有する企業が他に存在するから，同人らが同被告の製品を利用した可能性はない。また，外装材は基本的に石綿ばく露濃度が低い建材とされ，工事監理や現場監督は当該建材を近くで使用する作業を行わないから，被告(オ)ウベボードが製造・販売した建材が，同人らの主要ばく露建材となることはない。

（被告(カ)永大産業の主張）

(1) 注意義務違反（民法 709 条）等

ア 石綿含有建材は，専門的知識を有する建築作業従事者が取り扱い，その際は，請負主・使用者等により労働安全衛生対策が施されることが想定される上，大規模火災等の発生を防止して国民の生命・健康維持，財産保全に寄与するなど，大きな社会的意義や有用性があった。また，原告ら主張に係る時期に，石綿含有建材の製造・販売禁止や警告を実施すべき前提となる知見は存在しなかった。

イ 被告(カ)永大産業株式会社（以下「被告(カ)永大産業」という。）が石綿含有建材を製造・販売した期間は昭和 46 年から昭和 51 年までの 5 年間（仕入販売を含めても昭和 55 年までの 9 年間）にすぎず，また，同被告は，同建材の販売不振のた

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

め経営状況が悪化し、昭和53年5月1日に会社更生手続開始決定を受けるなどしたことからしても、同建材の販売量は非常に少なかった。

同建材は、木造戸建住宅等の一般住宅での使用に限定され、鉄骨造・鉄筋コンクリート造建物等の建築現場において使用されることはないから、これらの建物の建築作業において、本件元建築作業従事者らが、同建材から発生した粉じんにはばく露した可能性はない。同建材は、有害性の比較的低いクリソタイルを含む基材に、シートや塗装等で被覆を施した非飛散性のものであり、石綿含有量も少ない。また、施工に当たり電動のこ等による切断が必要となる場面は限定され、素材が柔らかい建材ないし表面に化粧を施した建材であるため、やすり掛け等による研磨には適さず、解体に当たっても電動のこ等を利用することなく簡単に取り外しができた。そのため、これらの建材に起因して粉じんが飛散したとしてもその量はごく少量で、本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の原因となる可能性はほとんどない。

なお、被告(カ)永大産業の製造・販売に係る㉑石綿含有パルプセメント板であり戸建用外装下地材である「ハイブレストン」や㉒石綿含有けい酸カルシウム板第1種の各建材は、特殊な施工方法が必要であること等から競争力で劣り、販売実績が非常に乏しかったから、本件元建築作業従事者らがこれらの建材を取り扱ったとは考えられない。

ウ したがって、被告(カ)永大産業は、本件元建築作業従事者らに対し、原告らの主張に係る注意義務を負わない。なお、同被告は、警告表示を含め、その時々の方令の定めを遵守した。

(2) 共同不法行為

ア 共同不法行為では、原告らにおいて、本件元建築作業従事者ごとに具体的な加害行為を行った被告企業を特定する必要があるが、また、加害行為と結果の間の因果関係を主張立証する必要があるところ、原告らはこれをしないから、その適用法条（民法719条1項前段、同項後段又は同項後段類推適用）にかかわらず、原告ら主張に係る共同不法行為が成立する余地はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

イ 主位的主張

被告(カ)永大産業は、日本石綿協会に所属したことはなく、また、㉔石綿含有ロックウール吸音天井板を製造・販売した昭和46年から昭和51年までの間、ロックウール工業会に所属したが、同会においては何ら積極的な活動を行わず、JIS規格の取得等につき積極的に関与したこともない。

建材メーカーは、独自の判断において、異なる時期に別個の場所で研究開発及び建材の製造を行い、独自の市場戦略・ルートで販売を行い、それぞれが扱う製品、含有される石綿の種類、飛散性の有無、石綿含有量は異なる。そこには競争関係こそ存在したとしても、「共同の意思」がないことはもちろん、「共同の行為」と評価できる時間的・場所的近接性を有する製造・販売行為は存在しない。なお、被告(カ)永大産業の石綿含有建材の流通量はごく限られていた上、被告企業らの中には、被告(カ)永大産業と石綿含有建材の製造期間が全く重複しないものも相当数存在する。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らが指摘する直接取扱い建材は、飽くまで、各本件元建築作業従事者がその建材に起因する石綿粉じんにはばく露した「可能性のある」ものにすぎず、その中には同人らを取り扱ったことのない建材が多数含まれることは明らかであって、「加害行為」の特定として不十分である。また、原告らは、直接ばく露の危険性のみならず間接ばく露の危険性をも強調して主張するところ、石綿の危険性につき閾値がないとの原告らの主張を前提とすれば、直接取扱い建材に関する直接ばく露が本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患り患の原因である旨の原告らの主張は、失当である。

被告(カ)永大産業が製造・販売した㉔石綿含有パルプセメント板及び㉔石綿含有ロックウール吸音天井板は、その商流及び製品特性に鑑み一般住宅の台所に限定して使用されたから、国交省データベース上の「使用される建物の種類」に「共同住宅」が挙げられ、「使用部位」に「居室」、「トイレ」ないし「廊下」が挙げられているのは、実情を正確に反映していない。そして、原告ら主張に係る各職種のばく露実態

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

を前提としても、同被告の建材の用途に鑑みれば、電工、配管工ないし鉄骨工である本件元建築作業従事者らが同被告の建材を直接取り扱った可能性は皆無又は極めて低く、大工、解体工、ハウスクリーニング、クロス工ないし工事監理・現場監督である本件元建築作業従事者らについても、同被告の建材の用途、一戸あたりの使用量等からすれば、同建材を直接取り扱った可能性も皆無又は極めて低い（なお、原告(38)の就労期間と同建材の製造期間は重複しないから、この点においても、同被告が、同原告との関係で責任を負うことはない。）。

エ 予備的主張②（主要ばく露建材）

(ア) 択一的競合（民法719条1項後段）においては、民法709条所定の要件のうち、因果関係を除いた全ての要件が各行為者に認められなければならない、かつ、各行為者に共同行為性が認められる必要があるところ、「加害行為」は各被害者に生じた全損害発生の可能性のある加害行為を行ったことが認められる必要があり、「共同行為者性」を認めるためには、客観的関連共同性と択一的競合関係（多数者の行為のいずれもがそれだけで損害を発生させる原因力をもち、その誰か一人の行為によって損害を発生させたことは明らかであるが、どの行為者の行為によるものか不明であること）が認められる必要がある。

石綿含有建材を流通においた行為は、それ自体としては、同建材の各本件元建築作業従事者への到達の蓋然性を基礎付けるものではない上、被告(カ)永大産業の建材の使用態様等からすれば、同被告の行為はおよそ石綿関連疾患の原因となる可能性に乏しく、「加害行為」となり得ない。また、原告らは、具体的な被害との関係で共同行為者が誰であるかを特定しないから、被告企業らの間に択一的競合関係はない。また、重合的競合（同条後段類推）においても加害行為及び共同行為者を特定する必要があるところ、原告らはこれをしない。

(イ) 前記ウのとおり、クロス工ないし工事監理・現場監督である本件元建築作業従事者らが、被告(カ)永大産業の建材を直接取り扱う可能性は皆無又は極めて低いから、同建材が、同人らとの関係において主要ばく露建材となる可能性はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) その他（会社更生による免責）

被告(カ)永大産業は、昭和53年5月1日、大阪地方裁判所より会社更生手続開始決定を受けたところ、原告らは、更生債権である同被告に対する損害賠償請求権を届け出ていないから、同日以前の同被告の行為につき、同被告が責任を負う余地はない（会社更生法（昭和27年6月7日法律172号）241条、102条、125条1項参照）。

（被告(キ)A & AMの主張）

(1) 被告(キ)A & AMは、平成12年10月に株式会社アスク（昭和62年以前の商号は朝日石綿工業株式会社、昭和25年以前の商号は朝日スレート株式会社）と浅野スレート株式会社が合併してできた会社である。

(2) 予備的主張②（主要ばく露建材）に関し、民法719条1項後段適用のために必要な択一的競合関係が認められるためには、「加害行為bが存在しなければ、加害行為aが結果（損害）を発生させた原因行為である」との事実の推認ができる客観的状況が必要である。したがって、各本件元建築作業従事者において、主要ばく露建材として主張するもの以外の建材に起因する石綿粉じんによるばく露して石綿関連疾患に罹患した可能性がある限り、択一的競合関係は認められない。そして、原告らは、本件元建築作業従事者らが直接取り扱った建材以外の建材に含まれる石綿にも複合的、間接的、累積的にばく露したと主張するから、択一的競合関係はなく、民法719条1項後段を適用する余地はない。

重合的競合が認められる前提として、少なくとも共同行為者の建材に起因する石綿粉じんが本件元建築作業従事者らに到達したことが証明される必要があり、かつ、その因果関係の立証の程度は、「相当程度の蓋然性」では不十分であって、「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ち得る高度の蓋然性」が必要である。そして、「特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性が証明された」というためには、「他原因の可能性を原告が高度の蓋然性をもって否定する必要があり、原告は、本証として、他原因の不存在を高度の蓋然性をもって

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

立証する必要があるのに対し、被告は、反証として、当該結果の発生が専ら他原因によるものではないかとの疑いを抱かせる程度の立証をすれば足りる」と解される
ところ、原告らは、直接取り扱った建材以外の建材に含まれる石綿にも、複合的、
間接的、累積的にばく露したと主張し、他原因の存在を自認するから、民法 7 1 9
条 1 項後段が類推適用される余地はない。

また、加害行為の到達についての「高度の蓋然性」の存否を検討する上で市場占
有率を考慮することについては、石綿含有建材に非石綿含有建材を加えた競合建材
の中での各被告企業の石綿含有建材の市場占有率を検討しなければならないことや、
製造企業がある年に出荷した石綿含有建材が、同時期、同地域に、同一シェアを保
ったまま全国の建築現場に等しく流れ着くことはあり得ないことに加え、そもそも
正確な市場占有率の算出は不可能であること等を指摘できる。

さらに、民法 7 1 9 条 1 項後段の類推適用においては、際限のない拡大解釈を許
さないとの観点から、複数の行為が相加的に累積して被害を発生させていること（客
観的共同要件）及び各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自
己と同様の行為が累積することにより害を生じさせる危険があることを認識してい
ること（主観的要件）を要求すべきところ、被告(キ)A & AMは、本件元建築作業従
事者らの職歴、就労現場、転職可能性を把握できない以上、客観的共同要件や主観
的要件を欠くことは明らかである。

（被告(ク)クボタの主張）

被告(ク)株式会社クボタ（以下「被告(ク)クボタ」という。）が製造・販売した石綿
含有建材は屋根材、外壁材及び④石綿セメント管であるところ、同被告は、屋根材・
外壁材事業及びこれに関する権利義務の全部を、被告(ク)ケイミュー株式会社（以下
「被告(ク)ケイミュー」という。）に対し、平成 1 5 年 1 2 月 1 日を分割期日として、
会社分割（吸収分割）により移転したから、被告(ク)クボタが製造・販売した屋根材
及び外壁材に関し、被告(ク)ケイミューの主張を全て援用する。

④石綿セメント管は、土木工事業者により道路下に埋設されて配水管として使用

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

され、建築現場で取り扱われることはないから、被告(ク)クボタが、同建材を製造・販売したことに基づく責任を負うことはない。

（被告(ク)ケイミューの主張）

(1) 注意義務違反

ア 被告(ク)ケイミュー（平成22年10月1日以前の商号はクボタ松下電工外装株式会社）は、被告(ク)クボタ及び松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）の屋根材事業及び外壁材事業を、それぞれ平成15年12月1日を分割期日とする会社分割（吸収分割）により承継した。被告(ク)ケイミューが製造・販売した建材は、建築現場での同時並行作業が極めて限定的な木造戸建住宅での使用を主とし、クリソタイルをセメントに混練・固化して製造された非飛散性石綿含有建材である外壁材（㊶石綿含有スレートボード・フレキシブル板：製造・販売期間は昭和35年から平成5年まで、㊷石綿含有窯業系サイディング：同期間は昭和52年から平成12年まで（ただし、平成8年から平成12年まではOEM製品として供給を受けたものを販売））及び屋根材（㊸石綿含有住宅屋根用化粧スレート：同期間は昭和36年から平成15年まで）であって、屋外の開放空間において作業が行われるこれらの非飛散性建材から発生する微量なクリソタイル粉じんへの直接・間接ばく露に起因して、本件元建築作業従事者らが石綿関連疾患に罹患することはない。なお、被告(ク)ケイミュー製造・販売に係る㊶石綿含有スレートボード・フレキシブル板の中には、国交省データベース上、内装材の欄に「○」の記載があるものもあるが、同建材が内装材として使用されたことはなく、仮に使用されたとしても、通常はプレカットされ、建築現場における加工作業はない。

日本産業衛生学会の評価値（クリソタイル粉じん濃度0.15本/cm³）は、1日8時間、週5日、50年間、上記濃度のクリソタイル粉じんにばく露した場合に、平均寿命に到達するまでに石綿に起因する肺がん又は中皮腫で死亡する者が1000人に1人の割合で生ずるというものであり、短時間又は瞬間的にばく露濃度がその数値を超えることがあれば、当該労働者が肺がん又は中皮腫に罹患する、あるいは

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

は、その可能性が有意に高まるという数字ではない。被告(ケ)ケイミュー製造・販売に係る屋根材は、材質的に極めて硬く設計されたため、専用工具である押切カッターによる裁断、せん孔等が行われ、電動丸のこやドリル等が使用されることはほとんどなく、押切カッターの使用を前提とした屋根材施工時の時間加重平均個人ばく露濃度は0.0017本/cm³以下であり、電動工具であるサンダーで切断した場合でも、時間加重平均個人ばく露濃度は0.02275本/cm³である。外壁材については、プレカットされたパネル建材として使用されるため建築現場での切断等の加工作業がないものも存在し、電動丸のこにより裁断されるとしても、その施工時の時間加重平均個人ばく露濃度は0.098本/cm³である。また、屋根材・外壁材の解体・改修工事時における時間加重平均個人ばく露濃度は、施工時のそれと同程度又はそれ以下である。以上の数値は、いずれも、前記の日本産業衛生学会の評価値をはるかに下回るものであり、このようなクリソタイル粉じんの微量ばく露による石綿関連疾患の危険性については、現時点においてもその知見は確立していない。

また、被告(ケ)ケイミュー製造・販売に係る屋根材及び外壁材は、屋根工又はサイディング工といった専門職種により施工されるが、本件元建築作業従事者らの中にこれらの専門職種にあったものはいないから、同人らが同建材を使用したことはない。

イ 以上によれば、被告(ケ)ケイミューには、その製造・販売した石綿含有建材による本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の予見可能性はなく、また、同建材からは微量のクリソタイル粉じんが発生するのみであるから、原告ら主張に係る警告義務が課される前提を欠く。

なお、被告(ケ)ケイミューが原告ら主張に係る警告義務を負うとしても、石綿関連疾患に関する医学的知見について最も先端的な知識を有する被告(ア)国が、その時点において確立した知見に基づき法規制を導入している以上、被告企業らは同規制に依拠するのが通常であり、被告企業らにおいて、同規制を遵守していてもなお危険

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

性があるとの予見可能性を有するためには、相当強固に確立した知見が一私企業に把握可能な程度に普及していた必要があるというべきである。被告(ケ)ケイミューは、昭和53年以降、法令等に従った内容を記載した文書を販売店や工事店等に交付するなどし、遅くとも昭和61年以降、建材の端面保護材に同法令等に従った内容を記載して警告表示を行い、平成12年及び平成14年の時点において、出荷時に石綿含有屋根材を販売単位枚数で束ねる段ボールに、石綿含有の事実及び石綿含有量に加え、多量に粉じんを吸入すると健康を損なうおそれがあること等の警告表示を行ったところ、上記各当時、同内容を超えた警告表示を行うべき知見を同被告が把握可能である事情は存在しなかったから、同被告において、原告ら主張に係る警告義務違反はない。また、解体工である本件元建築作業従事者らとの関係においては、同人らが施工後の建材を事後的に取り扱うことから、同人らに対する警告表示を同被告においてなしえず、警告義務の前提を欠く。

また、石綿含有建材（屋根材、外壁材）は、火災、地震及び風雨からの安全性を提供する国民生活にとって極めて重要な製品であって、クリソタイルは管理使用が可能であるとの現在の知見に基づけば、被告(ケ)ケイミューが、石綿を全面禁止する旨の法規制の導入以前において、石綿使用中止義務を負うことはない。

(2) 製造物責任法に基づく責任

前記(1)のとおり、被告(ケ)ケイミュー製造・販売に係る建材は、管理可能なクリソタイルを使用したものであり、その発がん生涯リスクが著しく低いことからすれば、同建材に欠陥は存在しない。

(3) 共同不法行為

ア 主的主張及び予備的主張①（直接取扱い建材）

共同不法行為は被害者側を一体として扱うことを認める法理ではなく、民法719条が定める共同不法行為の成否は発生した損害ごとに検討されなければならないから、各本件元建築作業従事者について、異なる作業実態や石綿へのばく露状況を前提に、個別具体的に、加害行為の内容、当該加害行為の各本件元建築作業従事者

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

への到達の因果関係、共同行為者の特定等が検討されるべきである。しかし、原告らは、各本件元建築作業従事者との関係で、被告企業らについて、共同不法行為の成立要件となる上記の具体的事実関係を主張しないから、主位的主張は失当である。

原告ら主張に係る予備的主張①についても、「職種の作業内容」から「直接取扱い建材」の特定を試みようとするにすぎず、本件元建築作業従事者ごとの加害行為や共同行為者等を具体的に明らかにするものではない点において、主位的主張と本質的に異なるものではない。

被告企業らによる建材の製造・販売行為には場所的・時間的一体性がなく、また、各建材の開発、製造、販売に際して、被告企業らの中で共同した取組をすることなど想像できない。被告(ケ)ケイミューについては、一部、競合製品を製造・販売した他の被告企業も存在するが、それぞれ熾烈な競争を続けてきたのであり、原告ら主張に係る「加害行為（製造・販売行為）についての共同行為性」が認められる余地はない。

イ 予備的主張②（主要ばく露建材）

(ア) 民法 719 条 1 項後段の択一的競合において「共同行為者」といえるためには、「多数者の行為のいずれもがそれだけで損害を発生させる原因力をもち、その誰か一人の行為によって損害を発生させたことは明らかであるが、どの行為者の行為によるものであるか不明であること」や「特定された者以外に疑うべき者がいないこと」といった択一的競合関係が各加害者間に必要となり、原告らはこれを主張立証しなければならない。

また、民法 719 条 1 項後段を類推適用する重合的競合において「共同行為者」といえるためには、「単独で損害を発生させる原因力までは要求されないものの、他の加害者と同様の原因力を有しており、損害の発生がいずれの行為者の行為の重合により生じたかが不明であって、各加害者の行為がいずれも個別の損害に寄与し、相加的に累積すること」という重合的競合関係があり、かつ、「特定された者以外に疑うべき者がいないこと」や「各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること（主観的要件）」が必要となり、原告らはこれを主張立証しなければならない。

しかし、原告らは、択一的競合関係について、各本件元建築作業従事者との関係における、被告企業らによる具体的加害行為を主張しないから、同加害行為の各本件元建築作業従事者への到達に関する主張や、具体的な共同行為者の特定がなされていない。また、原告らは、重合的競合関係について、各本件元建築作業従事者との関係において、被告企業らの加害行為が損害の発生に寄与した点につき主張立証しない。

(イ) 市場占有率は、長期間にわたる競争状態の中で、技術進歩や営業努力等を踏まえて随時変遷するのが通常であり、その算定は、競合製品の範囲の確定、分母となる各年の製品販売数の確定、分子となる各年の製品販売数の確定等、様々なデータが必要となり、製造・販売する企業においてすら当該数値を入手できるものとは限らず、また、競合企業の販売数の把握については困難を伴うのが通常であるから、原告ら主張に係る市場占有率の数値は正確ではなく、被告企業らの責任の根拠となり得るものではない。さらに、石綿含有建材以外の代替建材を含めた市場占有率を考慮しない点等においても、原告ら主張に係るシェア論は失当である。

（被告(コ)クラボウの主張）

(1) 注意義務違反

ア 被告(コ)倉敷紡績株式会社（以下「被告(コ)クラボウ」という。）は、平成元年から平成14年までの間、外装材の㊸石綿含有窯業系サイディングである「クランセリート」を、昭和55年から昭和61年までの間、内装材の㊹石綿含有その他パネル・ボードである「クランパネルLG」を、それぞれ製造・販売したところ、石綿含有率は、いずれも5%未満であった。

「クランセリート」は、石綿をセラミックス原料内に混ぜ込み固着させたもので、戸建住宅やアパート（低層集合住宅）の破風や窓飾り等のために用いられる外装化

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

粧材であって、1戸当たりの使用量は少なく、建築現場では切断時を除き粉じんは発生しない。同建材の切断は長さを調整する必要がある場合に限り行われ、含有石綿は、セラミックス原料内に固着されているため飛散することは考え難く、また、切断作業は屋外で行われた。

「クランパネルLG」は、せっこうボードに硬質ウレタンを発泡させ、その上に石綿含有紙を貼付した断熱材で、主にマンション、ビル等の鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造建物において使用され、建築現場では、一部寸法が合わない部分がある場合に限り切断加工を行い、コンクリート面に直接張り付けられる。切断が必要な場合であっても、電動のこ等ではなくカッターナイフ等で切断され、石綿含有紙を破損した場合の飛散は、「定量下限値である1リットル当たりの繊維数が0.5本未満」であり、環境大気中の一般的な濃度レベルと同程度であったから、同建材の切断により石綿が飛散することは考え難い。

以上に加え、上記建材の各製造・販売量が少なく、被告(コ)クラブウが使用した石綿の総重量（1415トン）は、原告らが主張する、我が国において石綿含有建材として使用された推定石綿使用量（541万2655トン）の0.026パーセントにすぎないこと等からしても、同建材が、本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の原因であるとは考え難い。

イ 被告(コ)クラブウは、石綿が人体に一定の悪影響を及ぼし得ることにつき、当時一般に考えられていた知見以上の知見を有さず、また、日本石綿協会、石綿スレート協会及びロックウール工業会等の団体に所属しなかったためこれらの団体を通じて知見を得ることもなかったところ、法令に従い、石綿含有建材を製造・販売したから、同被告に、原告らの主張に係る警告義務違反ないし石綿不使用義務違反はない。

(2) 製造物責任法に基づく責任

被告(コ)クラブウ製造に係る建材のうち「クランパネルLG」の製造・販売期間は、製造物責任法施行前である昭和61年までであるから、同被告は、同建材について、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

同法に基づく責任を負わない。

「クランセリート」が製造・販売された平成元年から平成14年までの間、石綿の効用・有用性が一般に認められ、法令上も石綿の使用が許容されていた上、同建材は、前記のとおり、その通常の使用において石綿を飛散させるものではないから、同建材に欠陥は存在しない。

(3) 共同不法行為

ア 原告らは、主位的主張及び予備的主張①（直接取扱い建材）において、個別の本件元建築作業従事者との関係において、被告(ロ)クラボウを含む被告企業らの具体的な加害行為の時期・場所・態様や、被告企業らのうち共同行為者となるべき者を特定せず、被告(ロ)クラボウの製造・販売に係る石綿含有建材から飛散した石綿粉じんを当該本件元建築作業従事者が吸引したか（到達の因果関係）や、被告企業らによる共同の不法行為と権利・法益侵害及び損害との間の因果関係につき主張立証しないから、失当である。

被告(ロ)クラボウにおいて、他の被告企業らとの間に、共同して権利・法益侵害ないし損害を惹起することについての意思的関与は存在しない（主観的共同類型への非該当）。また、被告(ロ)クラボウは、他の被告企業らが石綿含有建材を製造・販売することと何ら関係なく自らの意思でその製造・販売を決定したから共同加功の意思はなく、被告企業らの石綿含有建材の種類・用途等は多種多様で、その製造・販売行為の間に時間的・場所的一体性はなく、利益を共有し、危険を共同で支配・管理すべき事情も存しない（客観的共同類型への非該当）。さらに、原告らは、被告(ロ)クラボウや他の被告企業らの行為が、各本件元建築作業従事者の権利・法益侵害ないし損害に寄与したことや、原告らが特定した「共同不法行為者」である被告企業ら以外の者によっては当該権利・法益侵害ないし損害がもたらされたものではないことを立証しない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）について

原告ら主張に係る「直接取扱い建材」は、製造・販売時期、使用対象建物の種類、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

粉じんの飛散の程度、石綿含有率等の点で均一性・同一性がないから、これらの建材を「直接取扱い建材」として一律に主張することは失当である。

（被告(株)クリオンの主張）

(1) 加害行為

被告(株)クリオン株式会社（以下「被告(株)クリオン」という。）は、クリソタイルを含有する「ファッションボーダー」を昭和61年から平成16年まで販売したが（製造はしていない。）、その石綿含有率は5%以下であり、セメント質原料の中に固着される上、外壁に設置した専用金具に同建材の溝をはめ込む方法で取り付けるから、取付け時に石綿が飛散することはない。そして、同建材の注文件数は、平成11年度から平成16年度までの関東地区で年平均10件程度であり、その販売量は極めて少ないから、本件元建築作業従事者らが同建材の施工現場にいた可能性はない。

同建材は、ALCパネルが使用された外壁に化粧材として、ALCパネル施工技能士等の専門業者であるALC工によって施工される場所、本件元建築作業従事者らの中にALC工は存在しない。同建材は、外壁完成後、屋外で取り付け、その際、同時並行で作業する者は屋外にはおらず、その施工時期・場所・方法等からしても本件元建築作業従事者らが間接的にも複合的にも同建材に起因する石綿にばく露することはない。また、同建材は、主に鉄骨造低層建物に取り付けられ、工場、学校、中高層のビル・マンションや木造建物に取り付けられることはないため、主にこれらの建物の工事に従事した者は、同建材と無関係である。

解体・改修作業についても、同建材は容易に取り外せる上、内装解体は、外壁の化粧材である同建材とは無関係であり、また、本件元建築作業従事者らの供述録取書等によっても、同建材が取り付けられた建物の解体・改修に関与したことはうかがわれない。さらに、同建材の販売開始時期（昭和61年）を前提に、鉄骨造低層建物の耐用年数（40年以上）を考慮すれば、同建材が取り付けられた建物が現在までに解体されたとは考え難い。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(2) 注意義務違反

被告(サ)クリオンは、「ファッションボード」を製造していないから、原告ら主張に係る高度の注意義務を負わない。また、被告(サ)クリオンは、原告ら主張に係る警告義務を負わないし、石綿粉じんばく露に関し結果回避措置を行うべきは建設業者及び使用者であって、同被告には過失もない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(サ)クリオンは「ファッションボード」を製造せず、これに欠陥もないため、同法に基づく原告らの主張も失当である。

(4) 共同不法行為

ア 共同不法行為における関連共同性、一体性、共同行為者性は、各本件元建築作業従事者の法益・権利侵害との関係で具体的に検討されるべきであるにもかかわらず、原告らはこれを主張せず、また、個々の権利・法益侵害に向けられた被告企業らの一体性についての具体的な主張もしない。

被告企業らの中には、被告(サ)クリオンが「ファッションボード」の販売を開始する昭和 61 年より前に石綿含有建材の製造・販売を終了した企業も複数存在するから、同被告がこれらの企業と一体となって同一建築現場に石綿粉じんを集積させることはない。また、同被告販売に係る建材が取り付けられるのは専ら鉄骨造建物であり、鉄筋コンクリート造建物や木造建物にのみ使われる建材を製造・販売した被告企業らと一体となって、建築現場に石綿粉じんを集積させることもない。さらに、被告(ア)国が「ファッションボード」について不燃材料等の指定・認定を行ったことや、被告(サ)クリオンが日本石綿協会等の業界団体に加盟したこともなく、「ファッションボード」の販売行為と他の被告企業らの行為との間に時間的・場所的
近接性もない。

したがって、被告(サ)クリオンと他の被告企業らとの間に関連共同性は認められない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

①原告(20)は、平成2年7月から平成4年7月を除き、主に木造建物の解体に、②原告(21)は、東京高等裁判所、新潟県庁等の大規模建物の解体に、③甲11（原告(31)関係）は、ビル、マンション、学校の解体に、④甲12（原告(37-1)ら関係）は、木造建物や工場、倉庫等の解体に、それぞれ従事したところ、建物の種類からしても、同人らが「ファッションボーダー」を取り扱った可能性はゼロないし極めて低い。

(5) その他

他の関連訴訟において、同訴訟の原告らは本訴の原告らと同趣旨の主張をすることで、被告(サ)クリオンに対する訴えは同被告が加害行為者ではないとして全部取り下げられ、又は、同被告に対する請求はいずれも棄却されている。

（被告(シ)神島化学工業の主張）

(1) 加害行為等

被告(シ)神島化学工業製造に係る石綿含有建材は、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材（ダイヤライト）、⑩石綿含有けい酸カルシウム板第2種（ソニックライト等）、⑫石綿含有けい酸カルシウム板第1種（プライシリカ、カベサイト等）及び⑮石綿含有窯業系サイディング（真打シリーズ等）の4種類であるところ、いずれも、石綿が建材に固着した非飛散性建材であり、吹付け材や混和材と比較して飛散性も石綿含有率も低いから、上記各建材に接触した者の石綿関連疾患の要因は、同被告製造に係る建材以外にある。

⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材（ダイヤライト）は、その石綿含有率が3%と、他の建材メーカーが製造・販売する保温材（7%を超えるものが多い。）と比較して低いこと、専ら石油精製をはじめとする大規模工場の配管周りに敷設され、その納入先は電力会社やコンビナート等に限定されること、香川県所在の丙2工場において製造され、運搬コストがかかるため（昭和48年の第一次オイルショック後、運賃が高騰した。）関東地方で使用されたことはほとんどないこと（被告(シ)神島化学工業が昭和47年1月まで優先購入契約を締結したとされる丙3の本社は大阪に

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

あって、同社の関東での市場占有率は必ずしも高くなく、同被告の保温材の関東地方への出荷量は非常に限定的なものであった。)からすれば、保温工や築炉工である本件元建築作業従事者らが「ダイヤライト」を取り扱ったとは考えられない。

①石綿含有けい酸カルシウム板第2種（ソニックライト等）の石綿含有率は二、三％であり、その製造期間も昭和44年から昭和51年までと、他社のものより短い。また、いずれの建材も、専ら高層ビルに用いられ、一般住宅の建築では使用されないこと、プレカットされ、現場で切断されることはないことからすると、その施工において建築作業従事者の生命・身体に危険を及ぼすほどの石綿が飛散することはない。

②石綿含有けい酸カルシウム板第1種のうち、「プライシリカ」及び「ダイケンラックス」は、非住宅建物における壁や天井の下地材として使用され、端部の長さを調整する必要があるときのみ専用カッターによる切断作業が行われ、「防火軒天井ボード」及び「カベサイト」は、端部を切断する必要がある場合には電動丸のこが用いられたものの、電動丸のこには集じん装置が付いているのが通常であるから、これらの建材の施工において建築作業従事者の生命・身体に危険を及ぼすほどの石綿が飛散することはない。

③石綿含有窯業系サイディングは外装材であり、切断等が必要な場合には屋外で行われるため、石綿粉じんへのばく露が極めて少なく、また、切断により発生し滞留した粉じんを建築作業従事者が吸入することもない。

以上のとおり、被告(シ)神島化学工業が製造・販売した石綿含有建材は、いずれも本件元建築作業従事者らの生命・身体に何ら危険性を有しないから、直接・間接ばく露の危険性はなく、同人らに対する加害行為にも当たらないし、製造物責任法上の「欠陥」も存在しない。また、同人らの職種や作業内容、取扱い建材の種類等を前提とすれば、前記の各建材の用途、特徴等からして同建材への接触可能性がない者や、石綿関連疾患へのり患が、建築作業以外の作業への従事経験等によるものであることが強く疑われる者も多数存在するところ、これらの者について、同被告の

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

前記各建材の製造・販売行為と損害との間に因果関係はない。

解体・改修作業との関係においては、建材出荷時に製品への警告表示を行っても、同作業の際には当該表示は失われ、同作業従事者の目に触れることはないから、建材メーカーに警告表示義務を課す意味はない。また、同作業中に撤去される建材が製造・販売されたのは相当前でありその時期も特定できないこと、同作業においては防じんマスクの着用がより強く要請されること等からすれば、非飛散性建材のみを製造・販売した被告(シ)神島化学工業と解体・改修作業の際の石綿ばく露とは関係がない。

(2) 注意義務違反等

石綿につき、昭和30年に肺がんと、昭和40年に中皮腫との各因果関係が知見として確立したとはいえないし、被告(シ)神島化学工業が製造したのは石綿そのものではなく、石綿がおおむね4.5%（昭和55年以前は10%以下）混入され、建材の中に固着された石綿含有建材にすぎず、管理使用すれば問題ないとの知見が当時は主流であった。同被告は、石綿に関する海外の最新の研究成果等を独自に入手し得る立場になかったため、被告(ア)国のその都度の規制を超えて、石綿含有建材について製造禁止等の措置を執らなければならないことを認識ないし予見することは不可能であったから、被告(シ)神島化学工業が石綿含有建材を製造・販売したことにつき、過失はない。

また、建築現場を監督する事業主（ゼネコンや工務店等）は、使用する建材を選定したのであるから、同建材中に石綿を含有するか否かを当然に認識し、建築作業従事者にマスクの着用等を指導すべきであったし、保温作業は、石綿製造会社の下請である保温専門会社が行ったため、保温材中の石綿の有無、その危険性及びマスク着用の必要性について、建材メーカー以上に熟知した上で、直接に施工現場を監督し得る立場にあった。他方で、被告企業らはそのような立場になく、建築現場ではマスクの着用等がされているものと当然に期待した。したがって、建築作業従事者が防じん対策をせずに石綿関連疾患に罹患したのであれば、それは現場を監督す

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

る事業主の責任であるから、たとえ被告(シ)神島化学工業に何らかの義務違反があったとしても、これと本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患り患との間に因果関係はない。

(3) 共同不法行為

ア 自らが取り扱った建材の製品名や種類等について知り得る立場にあるのは本件元建築作業従事者らであって、被告企業らは知り得る立場にないから、原告らがこれらの点について主張立証すべきである。原告らは、被告企業らの「加害行為」を「石綿含有建材を製造・販売して建材市場の流通においたこと」である旨主張するところ、製造・販売して市場の流通に置かれた建材が個別の各本件元建築作業従事者に到達したことが主張立証されなければ、同人らに対する共同不法行為成立の前提として考慮されるべき「加害行為」の主張立証として足りない。

被告企業らの工場は、我が国の一部に集中することなく全域に存在し、生産時期も様々である上、被告企業らの間に資本的、経済的、組織的な結合関係もなく、建材からの石綿飛散量もその含有率等によって様々である。また、被告(シ)神島化学工業製造に係る石綿含有建材は非飛散性建材であり、吹付け材等、石綿含有率が高く飛散性も高い建材を製造する他の被告企業らとの間に「危険の同質性」はない。同被告は、他の建材メーカーとともに石綿含有建材の宣伝や販売推進等を行ったことはなく、むしろ競争関係にあったから、同メーカーとの「共同意思」や「危険共同体としての一体性」、「利益共同体としての一体性」は存在しない。なお、被告(シ)神島化学工業は、平成10年まで日本石綿協会に加入したが、同協会を含め、業界団体を通じて石綿含有建材の販売促進活動等を行ったことはない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

同一職種であっても建築作業従事者ごとに取り扱う建材の種類は異なり、かつ、取扱い建材の種類は職種による分類以上に個別的な要因が大きいから、本件元建築作業従事者らの直接取扱い建材を職種のみにより特定することはできない。また、原告らが同一種類と分類した建材内においても、その施工方法、使用石綿の種類、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

石綿飛散態様等が種々であるから、各種石綿含有建材を建材分類によって集約することはできない。さらに、国交省データベースは、石綿含有建材全部を包含するものではないから、原告らの主張では、直接取扱い建材の特定として不十分である。

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）

前記のとおり、被告(シ)神島化学工業製造に係る建材は非飛散性建材であり石綿粉じんばく露の危険性は非常に低いから択一的競合の要件を満たさず、また、重合的競合における累積的ばく露の原因となることもない。

民法 719 条 1 項後段の適用に当たっては、「加害者がこの数人のうちの誰かであり、この数人以外に疑いをかけることができる者は 1 人もいない」との点に関する証明が必要であるが、前記イのとおり、国交省データベースは石綿含有建材全部を包含するものではなく、同データベースに記載のない建材メーカーも加害者である疑いが払拭されないなど、被告企業ら以外にも石綿含有建材を製造・販売した企業が多数存在する可能性があるから、同項後段の要件である加害行為の特定に欠けることは明らかである。また、各本件元建築作業従事者の現場数に関する主張についても立証が不十分である上、現場数と特定の建材との接触可能性は必ずしも関連しないから、失当である。

保温工は保温材以外にも吹付け材にもばく露したし（甲 F 29 の 1・5）、船舶作業に従事した原告 (29)（保温工）及び承継前原告(45)（大工）は、同作業において吹付け石綿、布製保温材等に起因する石綿粉じんにばく露したから、これらが同人らの主要ばく露建材である。

けい酸カルシウム保温材について、原告らは、被告(シ)神島化学工業の昭和 52 年当時の市場占有率が 19.8% である旨主張するものの、同主張の根拠となる資料（甲 A 489）記載の数字は信用性がない。また、同被告がけい酸カルシウム保温材の製造・販売を中止した昭和 55 年以降昭和 63 年までの間に、同被告がけい酸カルシウム保温材として使用した石綿の 67 年分を上回る石綿を使用した保温材が出荷されたから、同被告の製造・販売に係るけい酸カルシウム保温材の影響は極め

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

て低い。なお、原告(29)や同(40)の供述等によれば、同原告らが使用したけい酸カルシウム保温材は同被告製造・販売に係るものではない。

けい酸カルシウム板第1種について、原告らは、被告(シ)神島化学工業ないし同(ト)大建工業の昭和53年当時の市場占有率が18.2%である旨主張するものの、同主張の根拠となる資料（甲C53）記載の数字は、石綿セメントけい酸カルシウム板に関するものであってけい酸カルシウム板第1種に限定されたものではなく、けい酸カルシウム板第2種をも含めた数値である可能性が高く、また、別の資料（甲C16, 34等）から導かれる市場占有率と大きく異なるから、上記資料（甲C53）のみをもって、被告(シ)神島化学工業ないし同(ト)大建工業のけい酸カルシウム板第1種の市場占有率が高いと断ずることはできない。

（被告(ス)壽工業の主張）

(1) 不法行為、製造物責任法に基づく責任

ア 被告(ス)壽工業株式会社（以下「被告(ス)壽工業」という。）は建材塗装メーカーであり、複数の建材製造企業から石綿（クリソタイル）含有建材を購入し、これに塗装を施して販売したにすぎず、自らの作業工程において石綿を使用し又は付加したことはない。同被告は、建材を販売するに当たり、石綿に関する当時の法令等の規制（警告表示に係る規制を含む。）を全て遵守したから、同被告に注意義務違反はなく、同被告が販売した建材に欠陥はない。

被告(ス)壽工業は、①委託者から交付された石綿含有建材に塗装を施し、これを同委託者に納品する取引と、②石綿含有建材を購入し、塗装を施して自社製品として販売する取引を行ったが、上記①の取引が多かった。上記②の取引については、㊦厨房メーカー及びハウスメーカーに対する販売と、㊧中間販売業者に対する販売があったが、主な取引であった上記㊦については、建築現場における切断等加工の必要がない製品であるため石綿粉じんが発生することはない。上記㊧については、石綿粉じんが発生した可能性は否定できないが、同被告の販売量は僅少であり、その中でも上記㊧の販売量は少ないから、これにより本件元建築作業従事者らに何らか

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の影響が生じたことはない。

イ アモサイトやクロシドライトと比較した場合のクリソタイルの発がん性を踏まえれば、クリソタイル含有建材のみを販売した被告(ス)壽工業の行為と、中皮腫に罹患した本件元建築作業従事者らにおける同症状の発症との間には、因果関係がない。石綿関連疾患における石綿ばく露から発症までの潜伏期間、被告(ス)壽工業による販売開始時期（昭和 57 年）からすれば、同被告による石綿含有建材の販売と、本件元建築作業従事者らのうち、平成 4 年以前に石綿肺を発症し、平成 24 年以前に肺がんを発症し、又は、平成 14 年以前に中皮腫を発症した者における同症状の発症との間には、因果関係がない。

また、解体・改修工事との関係についても、上記の販売開始時期及び販売量が僅少であったことを踏まえれば、本件元建築作業従事者らが被告(ス)壽工業の販売した建材に起因した石綿にばく露した可能性は極めて低い。

(2) 共同不法行為

石綿含有建材を製造していない被告(ス)壽工業とこれを製造した他の被告企業らとの間に客観的関連共同性はない。

被告(ス)壽工業の販売に係る建材は、前記(1)のとおり、その大半が建築現場で加工される可能性がない上、ごくわずかな割合の建材について現場で加工される可能性があることのみをもって、これを直接取扱い建材とすることは、実情に反し不当である。

クロス工である承継前原告(25)及び工事監理である甲 13（原告(10)関係）は、被告(ス)壽工業の販売に係る建材が主要ばく露建材である旨主張するところ、同建材の市場占有率が低いことは原告らの主張においても前提とされており、また、クロス工が直接取り扱う建材はタイガーボード及びモルタルであるから、同主張は失当である。

(3) 民事再生手続

被告(ス)壽工業は、平成 14 年 11 月 1 日に民事再生手続開始決定を受け、平成 1

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

5年4月24日に再生計画認可決定が確定し（再生債権の元本につき、5000万円以下の部分については95%に相当する額が免除され、利息及び遅延損害金につき、全額が免除されるというもの）、平成16年11月26日に再生手続が終結したところ、仮に原告らでないし本件元建築作業従事者らが同被告に対して損害賠償請求権を取得したとしても、同被告による石綿含有建材の販売は平成14年10月に終了したから、再生手続開始前の原因に基づき発生した同請求権について、同被告は全て免責される（民事再生法178条）。

なお、同請求権につき同法181条1項1号の要件を充足するとしても、再生債権である同請求権は上記再生計画に従い、減額される。

（被告(セ)小松ウオールの主張）

(1) 侵害行為

被告(セ)小松ウオール工業株式会社（以下「被告(セ)小松ウオール」という。）が昭和51年から平成4年までの間に製造・販売した石綿含有建材はいずれも耐火・耐熱パーティションであり、1フロア1500㎡を超えるため耐火区画が必要な大規模建築物の建築・内装に利用されるものである。同建材は、他社から購入したけい酸カルシウム板等のボード類をプレカットし、鋼板で挟み込んで製品化したものであって、石綿含有率も市場占有率も低い上、建築現場において据え置くだけで、切断、せん孔、研磨等の加工はされず、解体時には取り外して撤去されるから、これらの際に粉じんが発生することはない。

本件元建築作業従事者らの中で、1フロア1500㎡を超えるような大規模建築物の建築・内装・解体作業等に関わった者はおらず、また、被告(セ)小松ウオール製造・販売に係る建材の設置・解体等の作業は、同被告ないしその関連会社の社員が行い、一般的な建築作業従事者が同建材を直接取り扱うことはないところ、本件元建築作業従事者らの中に、同被告ないしその関連会社の社員であった者は存在しない。

よって、被告(セ)小松ウオールによる前記建材の製造・販売行為が、本件元建築作

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

業従事者らとの関係で侵害行為となる余地はない。

(2) 注意義務違反

被告(セ)小松ウオールが製造・販売した耐火・耐熱パーティションは、安衛法が定める警告表示義務の対象となる建材ではなく、また、前記(1)のとおり、同建材を本件元建築作業従事者らに取り扱うことはないから、同被告が、同人らに対し、原告ら主張に係る警告義務を負うことはない。

被告(セ)小松ウオールは、石綿含有建材を製造・販売した当時、石綿が、それを含有する製品の製造・販売を中止しなければならない程度の危険性を有するものであるとの知見を有していなかったから、同被告は石綿不使用義務を負わない。また、上記当時、耐火・耐熱パーティションで被告(ア)国の認可を受けられるものは石綿含有建材のみであったから、被告(セ)小松ウオールが非石綿建材への代替を行わなかったとしても、同被告に同義務違反はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(セ)小松ウオールが石綿含有建材を製造・販売したのは平成4年までであるから、同被告に対し、製造物責任法の適用はない。

(4) 共同不法行為

ア 民法719条1項前段の共同不法行為責任を負うためには、各共同行為者の加害行為と被害者の被害の結果との間に一般不法行為の成立要件である因果関係が存在しなければならないにもかかわらず、原告らは、被告(セ)小松ウオールのいずれの製品によって、本件元建築作業従事者らのうちいずれの者に対し、いかなる被害が発生したかを主張立証しない。

被告企業らが製造・販売する建材は各種様々であり、その用途、性質も全く異なるから、同質の危険を有するものではない。また、被告(セ)小松ウオールは、石綿含有建材により利益を得ることを積極的に企画したことはなく、その使用の拡大を推進するメリットもなかったから、他の企業と一体となって自己の利益を図るために石綿の使用促進を行ったこともない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告(セ)小松ウオールが所属する業界団体はパーティション工業会のみであり、日本石綿協会等の石綿業界団体に所属したことはなく、石綿業界団体を通じて石綿含有建材の規格の統一や宣伝、施工技術の通知・安全衛生への関与等を行ったことはない。昭50改正特化則により一定の規制がされたことと、規制の範囲内の行為について共同不法行為の要件たる関連共同性が認められることとは全く無関係であり、そのほか、同被告において、他の被告企業らとの間の関連共同性を基礎付ける事情は存しない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）について

被告(セ)小松ウオールが製造・販売したパーティションは、バールやハンマー等を用いて手作業で破壊することはできず、切断するためには災害救助等の際に使用する特殊な刃をつけたチェーンソーを利用しなければならない一方で、専門の間仕切り業者であれば容易に取り外して運び出すことができるから、同建材は解体工である本件元建築作業従事者らの直接取扱い建材ではない。また、同建材がハウスクリーニングである原告(38)の直接取扱い建材である旨の主張は明らかに失当である。

被告(セ)小松ウオール製造・販売に係るパーティションが使用される大型建物は少なくとも30年以上解体されないところ、同建材の製造・販売時期と石綿関連疾患発症までの潜伏期間を考慮すれば、同建材の使用と本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患発症との間に因果関係はない。

(5) その他

他の関連訴訟において、同訴訟の原告らは、被告(セ)小松ウオールに対する訴えを取り下げるか、同被告に対する請求に理由がないことを認めるから、本訴における原告らの同被告に対する請求も理由がない。

（被告(ウ) J F E 建材の主張）

(1) 侵害行為

被告(ウ) J F E 建材株式会社（以下「被告(ウ) J F E 建材」という。）は、昭和45年から平成4年までの間、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種を用いた、鉄骨造、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の大規模建築物向け内外装材（リバーウォール）を製造・販売したところ、同建材は、出荷前に必要な加工が行われるため、ネジによる取付作業を除き、建築現場における加工を要せず、また、同建材は鋼板に硬質ホーローを融着させたものであり、電動丸のこ等の電動工具により切断することは困難であって、改修工事の際は取付けの際に用いたネジを緩めて取り外すことになるから、新築・改修作業により石綿粉じんが発生することはない。

解体工事においては、建設用重機を用いて素地鋼板ごと同建材を取り壊すことによって石綿粉じんが発生する可能性はあるものの、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種自体発じん性が低い上、素地鋼板に接着されていたから、「リバーウォール」から石綿粉じんが発生する可能性は更に低い。また、同作業は屋外で、かつ、取り壊される同建材から一定の距離をおいて行われること等からすれば、同建材から生じた石綿粉じんへのばく露量は極めて少ない。

(2) 注意義務違反

ア 被告(ウ) J F E 建材は、石綿メーカーが製造した㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種を仕入れ、これを、自らが製造した建材の裏面に接着したにすぎず、石綿原材料を仕入れて石綿製品そのものを開発・製造したわけではないから、原告ら主張に係る高度な予見義務を負うものではない。また、同被告が、石綿含有建材を製造・販売した当時においては、石綿関連疾患の知見に関する海外の研究論文や国際機関の発表等に接触することは困難であり、これらに接触できたとしてもその評価は一義的ではなく、一企業にすぎない同被告がその内容の信憑性・真実性を判断することは極めて困難であったから、同被告に石綿粉じんの吸引により石綿関連疾患が発症する危険についての予見可能性はなかった。

また、前記(1)のとおり、解体現場において建設用重機を用いて「リバーウォール」を素地鋼板ごと取り壊す場合に石綿粉じんが発生した可能性は否定できないものの、同建材から石綿粉じんが発生する可能性は低く、発じんする石綿の量はその吸入によっても石綿関連疾患の原因とはなり得ないほど微量であったと考えられるから、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告(ウ) J F E 建材には、解体作業に従事した本件元建築作業従事者らが同建材から発じんした石綿にばく露し、石綿関連疾患に罹患することにつき予見可能性はなかった。

イ 前記(1)のとおり、「リバーウォール」から石綿が発じんする可能性があるのは、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の大規模建築物について、建設用重機を用いて行う解体作業時に限られ、同作業に従事しない本件元建築作業従事者らに対し、被告(ウ) J F E 建材の警告義務は生じ得ない。また、かかる作業に従事した本件元建築作業従事者らに対しても、同作業は屋外作業であり石綿粉じんばく露の危険性は低かったから、同被告が警告義務を負っていたとはいえない。

さらに、行政法規により要求される義務を遵守したか否かは過失の有無を判断する上で重要な要素として考慮されるべきところ、一民間企業であり、他社から②石綿含有けい酸カルシウム板第1種を仕入れ、これを建材の裏面に接着していたにすぎない被告(ウ) J F E 建材が、石綿含有建材の安全性につきより多くの情報等を収集し得る立場にある被告(ア)国に先んじて、建材への石綿の不使用という対策を執らなければならない法的根拠はないから、被告(ウ) J F E 建材が、石綿不使用義務を負っていたとは到底いえない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(ウ) J F E 建材は、平成4年以降、石綿含有建材を製造・販売していないから、製造物責任法の適用はない。

(4) 共同不法行為

ア 強い関連共同性

原告ら主張に係る事実から推認される主観的意思の連絡は、いずれも損害発生との関係での直接的な意思ではないから、主観的関連共同性を何ら基礎付けるものではない。また、客観的関連共同性が認められるためには、個々の被害者ごとに、時間的・場所的・近接性ないし被害者が石綿にばく露した建築現場に被告企業らが石綿含有建材を流通させたことの主張立証が最低限必要であるが、原告らの主張は、被

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

害者が石綿にばく露した時間的・場所的特定を行わず、「石綿に関係する建材メーカー」との観点から包括的に被告企業らの事業活動を捉えるものにすぎず、失当である。

さらに、①原告ら主張に係る競合的な危険状態がいつ、どこで作出されたのか、どの被告企業らにおいて危険の共同支配・管理が可能であったのか（拡大された注意義務が認められ得るのか）が全く明らかにされていないこと、②被告企業らは、独立して相互に競争しながら事業活動を営んでおり、他社の行為の危険の支配・管理義務を觀念し得ないこと、③業界団体は石綿含有建材の製造・販売行為の促進活動等を行うにすぎない上、被告企業らは独立の事業主体であるから、業界団体を介しての結合関係も間接的なものにすぎないし、被告(ウ) J F E 建材を含め、業界団体に加入していない被告企業らについては関連共同性の拡張適用を受ける根拠が示されていないこと、④相互に競争関係にある被告企業らを利益共同体と捉えるに足りる具体的な事実が何ら主張されていないことから、原告らの主張は失当である。

イ 弱い関連共同性

弱い関連共同性のある共同不法行為の成立を認めるためには、共同行為を特定した上で、当該共同行為と損害との間の因果関係を主張・立証する必要がある。共同行為の特定のためには、各行為者の行為の特定が必要となる。そして、共同行為を構成する各行為・行為者の特定に当たっては、各行為者に防御の手がかりを付与できる程度に合理的な範囲までの特定を必要とすべきであり、特定された行為者以外の者によって当該被害者の権利・法益侵害ないし損害がもたらされたのではないことを、原告らが主張立証しなければならないというべきである。しかし、原告らは、個々の被害者ごとに共同行為を構成する行為・行為者を具体的に特定せず、また、共同行為と権利・法益侵害との間の因果関係についても主張しない。

また、被告企業らの石綿含有建材の製造・販売行為についての時間的・場所的近接性等が最低限必要であることは「強い関連共同性」の場合と同様であるが、原告らはこれを主張しない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

特定の本件元建築作業従事者に対応した直接取扱い建材といっても、その種類は様々であり、かつ、その製造・加工時期等も区々である上、かかる直接取扱い建材を製造・販売した被告企業らは、それぞれ独立の事業主体として、自由主義経済の下、自社の利益を考えて企業活動を行ったから、当該被告企業らによる直接取扱い建材の製造・販売行為が「共同して」行われたものではないことは明らかである。

また、昭50改正特化則に基づく石綿の代替化努力義務及び安衛法57条に基づく警告表示義務は、被告企業ら各自がそれぞれの地位に基づき独自に負う義務であって、他の被告企業らとの関係で問題となる義務ではなく、また、同義務の履行を、認識を共同にしつつ同時並行的に怠ったなどとは到底いえない。

（被告(夕)昭和電工建材の主張）

(1) 加害行為

被告(夕)昭和電工建材株式会社（以下「被告(夕)昭和電工建材」という。）の製造・販売に係る「ラムダ」には、外装材として使用された㉔石綿含有押出成形セメント板（厚さ55mmないし65mm以上）と㉕石綿含有窯業系サイディング（厚さ15mmないし30mm）の2種類があり、いずれもクリソタイルをセメントで固化した非飛散性の建材であって、これを製造・販売しただけでは危険は生じない。また、同建材は、通常のサイディングと品質が異なり、独自の特殊な施工が必要とされるため、選別された施工代理店から構成されるラムダ会にのみ販売されたから、同会に所属しない本件元建築作業従事者らが同建材を取り扱ったとは考えられない。

建築作業従事者が石綿粉じんにはばく露するか否かは、建築現場における安全管理が決定的に重要な要素であるため、どの建材が、どの現場に到達し、どのように加工され、どのように本件元建築作業従事者らに到達したかの主張立証を行うことが不可欠であるにもかかわらず、原告らはこれをしない。

(2) 注意義務違反

クリソタイルの製造・販売が禁止された平成15年ないし平成18年までは、ク

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

リソタイルは管理使用が可能であるとの知見が国際的にも大勢を占めていたところ、被告(夕)昭和電工建材はクリソタイルのみを使用したから、同被告に損害発生の予見可能性はない。また、「ラムダ」は屋外作業を前提とした外壁材である上、同被告は、平成9年、「ラムダ」の施工説明書等に、石綿粉じんが発生すること、屋内の作業では局所排気装置、除じん装置を設置すること、切断には防じんカッターを使用すること、防じんマスクや手袋を着用すること、作業服に粉じんが付着した場合は石綿粉じんの飛散に留意してよく落とすこと、うがい及び手洗いを励行することを明記するとともに、石綿を含有する旨の「a」マークを製品に表示し、平成12年には、これらに加え、粉じんを吸入すると健康を損なうおそれがあることを明記した。よって、同被告に警告義務違反又は石綿不使用義務違反はない。

解体・改修工事においては、「ラムダ」をバールやハンマー等でたたき割ることはない上、既に加工され建物に使用された建材を解体するため解体・改修工事に従事する者は警告表示の相手方とはなり得ないから、同工事に従事する際の警告表示義務違反を観念することはできない。

(3) 共同不法行為

ア 民法719条1項前段

原告らは、個々の本件元建築作業従事者に向けられた被告(夕)昭和電工建材の「加害行為」や、同「加害行為」と同人らの各損害との間の個別的因果関係について、何ら具体的な主張をせず、個々の本件元建築作業従事者との関係において、共同行為者を具体的に特定しない。

「関連共同性」の要件については、「各自が他人の行為を利用し、自己の行為が他人に利用されることを認容する意思」という主観的関連共同が認められるか、主観的関連共同と同視し得る程度の強固な社会観念上の一体性が認められる必要があるところ、被告企業らは競合関係にあるものの一体性はなく、時間的・場所的にみても企業群と見て取れるものが形成された事実もないから、利益共同体という関係は存在しない。また、被告企業らの各建材の製造方法、用途等はそれぞれ異なり、こ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

これらの建材を同種同質のものであるかのようにして関連共同性を論じることはできないから、原告らの主張は失当である。

イ 民法 719 条 1 項後段

同条後段の適用に当たっては、一般不法行為の要件のうち、因果関係に関する部分を除く全ての要件が満たされることが必要であるところ、原告らは、前記アのとおり、「加害行為」について具体的な主張立証をせず、「共同行為者」性についても、「客観的関連共同性」（結果の発生に対して社会通念上全体として一個の行為と認められるほどの一体性）及び「択一的競合関係」（多数者の行為のいずれもがそれだけで損害を発生させる原因力を持ち、その誰か一人の行為によって損害を発生させたことは明らかであるが、どの行為者の行為によるものであるか不明であること、他に疑いをかける者は一人もいないこと）を主張立証しないから、失当である。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）について

予備的主張①は、職種、注意義務の始期、建材の製造時期、場所的範囲等から、各本件元建築作業従事者が直接取り扱った可能性が抽象的にある建材を特定したものにすぎず、具体的危険ではなく抽象的危険により共同行為の特定を行うものであって、「共同行為者」の特定に欠ける。

原告らは、被告(夕)昭和電工建材の製造・販売に係る「ラムダ」が、解体・改修作業との関係で、解体工の直接取扱い建材である旨主張するものの、同建材を取り扱った建築現場を具体的に主張立証するものではなく、これは、解体工が「ラムダ」を解体した可能性が否定できないという主張にすぎないから、失当である。「ラムダ」は非飛散性建材であり、通常のサイディングより数倍強度が高いため、解体の際に裁断したりバールでたたき割ったりすることはなく、金具を取り外すという撤去方法が採られることからしても、同建材に含有された石綿が発じんすることはない。また、同建材の販売時期は昭和 53 年と比較的新しく、同建材は高耐久性を特徴とするものであるため、同建材を利用した建物は現在でもほとんど現存していること等からすれば、解体工事において「ラムダ」に含有された石綿にばく露した者は皆

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

無といえる。

(4) その他

建築現場の労働安全衛生の最終的な責任者は元請ゼネコンであり，本件元建築作業従事者らに発生した損害は，被告(カ)昭和電工建材がコントロールし得ない元請ゼネコンの労働衛生安全管理義務違反により生じたものである。

(被告(フ)新日鉄住金化学の主張)

(1) 侵害行為

被告(フ)新日鉄住金化学は，昭和43年4月から昭和53年3月までの間，鉄骨造建物のみに使用される②石綿含有吹付けロックウール3製品を製造・販売したところ（クロシドライトやアモサイトと比較し石綿関連疾患発症の可能性が著しく低いクリソタイルを含有するものであって，その含有率は4～10%，昭和50年以降は5%未満である。），これは，研修を受け，ロックウール吹付け材の十分な施工能力を有する事業者であると同被告が認定した特約店からの注文に応じて必要量のみを販売したものであって，一般的に建材市場に流通させたものではない。また，同被告は，販売先である同認定特約店にのみ吹付け施工を行わせ，同認定特約店に対しては，現場での配合割合や施工上の要領，衛生管理（粉じん飛散防止のための養生囲いを行うことや防じんマスク着用の義務付け等）を定めたロックウール工業会作成の標準仕様書に基づく説明・指導を実施したから，防じんマスクを着用する吹付け工はもちろん，吹付け作業中に他の作業者が石綿粉じんにばく露することは考え難い。

さらに，各本件元建築作業従事者が従事した建物の種類，作業従事期間等と，被告(フ)新日鉄住金化学の吹付け材が使用される建物の種類（鉄骨造建物のみ），製造時期等からすれば，同人らの中には，同建材に含まれる石綿にばく露する可能性がない者が多数存在する。

なお，被告(フ)新日鉄住金化学は，顧客から①石綿含有けい酸カルシウム板第2種（原告らは，③石綿含有けい酸カルシウム板第1種である旨主張するが，誤りであ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

る。)の購入の要望を受けた場合に、被告(メ)日本インシュレーションに製造委託し、同社が製造したボード製品を自社ブランドとして販売したにすぎず、その出荷数量は微量であったから、被告(フ)新日鉄住金化学が販売した⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種に起因する石綿粉じんによる本件元建築作業従事者らがばく露したとはいえず、同人らとの関係で上記建材を直接取扱い建材ないし主要ばく露建材とするのは不当である。

国交省は、国交省データベースに記載した内容に関する情報源の開示に応じず、かつ内容の修正にも応じないところ、かかる不透明な作成過程からしても、同データベースの内容の信憑性は乏しい。

(2) 注意義務違反

警告義務、石綿不使用義務が認められるためには、その前提となる予見可能性の点において、少なくとも、石綿と石綿関連疾患との間の因果関係に関する医学的知見が確立していなければならないが、原告らが指摘する各時期においては、同医学的知見は確立しておらず、クリソタイルの製造・販売が禁止された平成15年ないし平成18年までは、国内的にも国際的にも、クリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めていた。

被告(フ)新日鉄住金化学が製造・販売した建材の石綿含有率は、昭和50年以降5%未満であったから、安衛法57条に基づく警告表示義務は課されない。また、前記(1)のとおり、同被告は、施工業者に対し、施工上の要領、衛生管理等の説明・指導を実施したから、警告義務を尽くしていた。

被告(フ)新日鉄住金化学の製造・販売に係る建材の流通経路(前記(1))に鑑みれば、同建材の包装に警告表示を行ったとしても、前記認定特約店以外の元請事業者その他の事業者が同建材の包装を目にする機会は皆無であり、これにより元請事業者その他の事業者による石綿粉じんばく露を防止することはできないから、警告表示による結果回避可能性はない。また、解体工である本件元建築作業従事者らとの関係において吹付け材の警告表示義務の履行は不可能であるから、同被告に、同人らとの

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

関係における同義務違反はない。

被告(㊦)新日鉄住金化学は、石綿の代替化に努め、昭和 53 年 3 月に②石綿含有吹付けロックウールの製造を終了したから、昭和 50 年以降、石綿の代替化努力義務に共同して違背したことや、安衛法 57 条による警告表示義務についての統一的な違背、石綿規制に対する共同の抵抗等の事実はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(㊦)新日鉄住金化学は、平成 7 年以降に石綿含有建材を製造・販売していないから、製造物責任法の適用はない。

(4) 共同不法行為

ア 共同不法行為の成立には個別的因果関係が必要であるところ、被告(㊦)新日鉄住金化学の行為と各本件元建築作業従事者の損害との間には個別的因果関係が認められないことは明白である。

被告(㊦)新日鉄住金化学が製造した建材は、鉄骨造建物の主要構造部にのみ使用され、製造された期間も短く、昭和 53 年に製造が中止されたから（昭和 54 年以降に製造・販売した吹付けロックウールは石綿を含まない。）、同被告が、他の被告企業らがその後長らく製造した多種多様な石綿含有建材による石綿粉じんばく露についてまで、連帯して責任を負担すべき社会的一体性を有しないことは明らかである。

被告(㊦)新日鉄住金化学は、ロックウール工業会に所属したものの、日本石綿協会や石綿スレート協会には所属せず、業界をあげての宣伝活動やカルテル等を行っておらず、石綿含有建材を建築現場に集中・集積することを目的としたこともない。また、J I S 規格を取得しなければ建材として使用できなかったから、共同して同規格取得を目指す行為をしたことをもって、共同関連性の要件である社会的一体性を基礎付けることはできない。

イ 民法 719 条 1 項後段の適用

民法 719 条 1 項後段適用の要件として、「共同行為者」を特定した上で、「択一的競合関係」に加え「結果について責任を負わせるにふさわしい程度の共同性」が

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

必要であるところ、国交省データベース記載の内容は正確性が高くないから、これに基づく「共同行為者」の特定は不十分であり、原告らの主張によるも「択一的競合関係」は認められない。また、被告企業らが製造した石綿含有建材は、種類、用途、形状、製造者、製造量、製造期間、製造場所、使用石綿の種類、石綿含有率、使用場所、使用時期、流通経路等が大きく異なるから、被告企業らの間に上記の共同性はない。

また、民法 719 条 1 項後段適用の要件として、加害行為が到達する相当程度の可能性を要すると解すべきところ、原告らはこれを主張立証しない。

ウ 民法 719 条 1 項後段の類推適用

(ア) 民法 719 条 1 項後段の類推適用の要件として、①各本件元建築作業従事者に対する被告企業らによる侵害行為の「総体」を把握することができ、②総体としての侵害行為が同人らに到達したことから「関連共同性」が認められ、③各被告企業の「寄与の程度」が合理的に算定できることが必要である。

建材には使用場所や用途に応じて非常に多くの種類が存在し、工程や職種によって取り扱う建材が異なり、ある種類の建材による石綿ばく露の蓋然性が認められない者が相当の割合で存在すること等を考慮すれば、本件において被告企業らによる侵害行為の「総体」を把握することはできず（上記①）、被告企業らの建材に含有された石綿が各本件元建築作業従事者に到達したことは何ら明らかにされておらず（上記②）、同人らが、どの建材によりどの程度石綿粉じんにはばく露したかが不明であるから、各被告企業の「寄与の程度」も不明である（上記③）。よって、本件に、同項後段を類推適用することはできない。

(イ) 「おおむね 10%以上の市場占有率」の有無により、建材が建築現場に到達した蓋然性があるか否かを判断する旨の原告らの主張は、原告らが指摘する市場占有率の数値自体が信憑性、正確性を欠くものである上、時間の経過により当然に変動するという市場占有率の性質を完全に捨象している。また、「おおむね 10%以上」の根拠自体が明らかに合理性を欠くものであって不当であり、「10%」以上であれ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ば責任があり「10%」未満であれば責任無しという線引きもいかにも恣意的である（10%と9%で建築現場への到達可能性が異なるとはいえない。）。さらに、石綿含有率及び石綿の種類により、共同不法行為における加害行為としての危険性が大きく異なるにもかかわらず、この点を全く考慮していない点においても失当である。

なお、被告(フ)新日鉄住金化学の製造・販売に係る建材の製造期間中の市場占有率は平均5.8%であり、昭和46年度は3.8%であって（乙チ28）、同年の市場占有率が12.6ないし19%であった旨の原告らの主張（甲C50、34の2、45の2に基づくもの）は失当である。

エ 予備的主張①（直接取扱い建材）、同②（主要ばく露建材）

(ア) 吹付け工以外の職種の本件元建築作業従事者らが、吹付け材を直接取り扱うことはない。同人らが、鉄骨に付着した吹付け材をそぎ落とす作業に際し、被告(フ)新日鉄住金化学が製造した吹付け材に接触することがあったとしても、その量は、ボードを切断する際に生じる粉じんの量と比較しても極めて微量である。また、原告らの主張は、各本件元建築作業従事者の個別の作業内容、作業時期に応じたばく露の有無を十分に考慮していない点においても不当である。

被告(フ)新日鉄住金化学の吹付け材は比較的規模の大きい鉄骨造建物のみで使用されたから、木造建物や鉄筋コンクリート造建物のみに従事した者との関係では直接取扱い建材ないし主要ばく露建材とはならないし、これらの建物に従事した割合が相当程度高い者は、同吹付け材から生じる粉じんに微量しか接触しない。さらに、本件元建築作業従事者らの中には、作業工程的に吹付け材による間接ばく露の可能性すら認められない者（解体工、塗装工、鉄骨工（吹付け作業は、鉄骨工による鉄骨組立てが完了した後に行われる。）、クロス工（クロス張り作業は内装工事の最終仕上げ段階であり、配管工が吹付け材を削る作業と同時にそばで作業を行うことはない。))も存在する。以上に加え、含有する石綿がクリソタイルであってその含有率は低く、販売期間も10年と短いため同期間に吹付け材を直接取り扱ったことが

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ない者も本件元建築作業従事者らの中に含まれることや、前記の販売経路、市場占有率等からすれば、被告(㊦)新日鉄住金化学の製造・販売に係る建材が、各本件元建築作業従事者との関係において直接取扱い建材ないし主要ばく露建材とされるのは不当である。

(イ) 被告(㊦)新日鉄住金化学は、吹付け作業に当たり飛散防止措置を行い（前記(1)参照）、吹付け作業に従事する者以外の者を作業現場へ立ち入らせないよう指導したから、これらの者に対し吹付け材が高濃度ばく露をもたらすことはなく、また、同被告は、石綿含有建材の中のごく一部である吹付け材のうちの1種類（②石綿含有吹付けロックウール）を、短期間かつ比較的少量製造したにすぎないから、同被告製造に係る吹付け材を、多くの職種との関係で主要ばく露建材とする原告らの主張は失当である。

a エレベーター工

原告らは、エレベーター機械室に使用された吹付け石綿が結露防止のためである旨主張するが、そもそも被告(㊦)新日鉄住金化学が製造した②石綿含有吹付けロックウールは耐火被覆用の吹付け材であり、結露防止を目的とするものではない。

b 空調整備工

空調整備工は、ボードにドリルで穴を開けるなど、吹付け材以外の建材から発生した粉じんにはばく露することがあるから、吹付け材のみを主要ばく露建材とすることは相当でない。

c 塗装工

塗装工は、下地調整のためのモルタル壁等の表面を削り取る作業、下地調整後の塗り面の清掃作業を行うところ、これらの作業において、混和材を含んだモルタルから発生する粉じんは、吹付け材をはつる作業による粉じんと比較し、量的にも時間的にも明らかに多いから、塗装工との関係で、被告(㊦)新日鉄住金化学の製造・販売に係る石綿含有吹付けロックウールを主要ばく露建材とすることは相当でない。

(5) その他

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

我が国における労働安全衛生法制上、労働作業場における環境整備等を行い作業者の生命・身体を保護することは、労働作業場における使用者等の責任の下において確保されるべきであって、石綿建材メーカーが第一次的に責任を負うべきものではない。

（被告(ツ)住友大阪セメントの主張）

(1) 被告(ツ)住友大阪セメント株式会社（以下「被告(ツ)住友大阪セメント」という。）は、平成2年6月から平成12年10月まで、㊸石綿含有窯業系サイディング（ベルダ）、昭和28年から昭和50年7月まで、スレート波板、昭和28年から昭和35年頃まで、屋根材である厚形スレートを製造・販売したところ、これらはいずれもクリソタイルを使用した非飛散性建材であることに加え、次の理由から、上記製造・販売行為と本件元建築作業従事者らによる石綿関連疾患のり患との間に、因果関係はない。なお、原告らは、被告(ツ)住友大阪セメントが、昭和50年から昭和57年まで、㊹石綿含有住宅屋根用化粧スレート（ダイケンかわら）を製造・販売した旨主張するものの、同建材は、同被告とは別個独立の会社である関西スレート株式会社（昭和54年6月、ダイスレ工業株式会社に商号変更）が製造・販売したものであって、同被告は同建材に関する責任を負わない。

ア 「ベルダ」は、クリソタイルを4.7%含有したが（石綿を含有しないものも一部ある。）、外壁の胴縁下地（木材又は鉄骨）に専用金具又は直接ビスで取り付ける方法により施工され、胴縁の間隔に合わせた長さにあらかじめ工場加工して販売されたため、建築現場での幅の調整（切断）は基本的に不要であった上、切断時及び解体時以外には粉じんを発生させる可能性が極めて少ない建材であり、その全販売数量は、ピークであった平成9年度でも58万4000㎡で、関東地域における販売数量はそのうち約20%にすぎないなど、販売量はごくわずかで市場占有率は低かった（平成4年ないし平成11年は、窯業系サイディングにおいて約0.4%）。

「ベルダ」は、被告(ツ)住友大阪セメントが指定する施工店による責任施工体制を執っており、建物の解体・増改築作業を含め、同建材を取り扱うのは当該指定施工

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

店傘下の職人ないしその下請の職人に限定された。また、施工要領書等のみでは理解しにくい施工上のポイントがあり、使用する金具類が特殊なものであったことから、同被告又は販売店が、防じん対策を含め、施工現場において施工者を技術指導する体制を執っていたから、当該技術指導を受けていない一般の大工、電工、保温工等が取り扱える建材ではなかった。

また、鉄骨造の倉庫用建物の耐用年数は17年ないし31年であるから、平成2年から平成12年までの間に製造・販売された「ベルダ」を使用した建物の解体工事から発生した粉じんが本件元建築作業従事者らがばく露したとは考えられない。

イ 被告(ツ)住友大阪セメントが製造・販売したクリソタイル含有スレート波板は、主に工場・倉庫の屋根・外壁として使用された外壁材であり、これらの施工は、スレート職人といった専門の施工技術を有する職人が行うところ、本件元建築作業従事者らにはこのような職人は含まれていない。

(2) 注意義務違反

ア 予見可能性

被告(ツ)住友大阪セメントがスレート波板を製造した昭和50年7月当時ないしそれ以前においては、石綿含有建材の製造は法律上許容されていたのであって、一般私企業である被告企業らに対し、被告(ア)国が専門的知見の下に設けた規制以上の措置を講ずべき義務が課せられるのは明らかに不当である。そして、平成7年から平成14年にかけてようやく石綿製造禁止に係る医学的知見等が集積されるに至ったことに照らすと、被告(ツ)住友大阪セメントには、本件元建築作業従事者らの損害発生について予見可能性がない。

また、被告(ツ)住友大阪セメントが製造・販売したのは外装材のみであるところ、これらの建材の施工、解体・改装作業は主として屋外で行われ、屋内で取り扱われる内装材と比較して石綿粉じんばく露の程度は著しく低いから、外装材のみを製造・販売した者にとって、当該製造・販売行為から建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することは困難であった。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

本件元建築作業従事者らの使用者（事業者又は注文主）が、作業現場の湿潤化（特に解体作業現場）、防じんマスク着用の徹底等の安全配慮義務を尽くしていれば、本件元建築作業従事者らの発症は相当程度回避されたはずであり、被告(ツ)住友大阪セメントが、本件元建築作業従事者らの使用者が上記安全配慮義務を怠ることまで予見することはできなかった。

イ 警告義務

本件元建築作業従事者らは石綿含有建材を使用して業務に従事する職業にある者であるから、警告の内容は、相当の知識を有することを前提にするもので足りるといふべきところ、警告表示義務が安衛法上課されることになったのは昭和50年10月1日であり、被告(ツ)住友大阪セメントは、同年7月にスレート波板の、昭和35年頃に厚形スレートの各製造・販売を終了したから、同建材との関係で警告表示義務違反となることはない。

「ベルダ」は、①施工現場での幅の調整（切断）は基本的に不要であり、切断等の加工が必要になる場合には、施工業者向けに施工要領等を記載したハンドブックを交付するとともに、梱包ごとに注意喚起のシールを添付して作業者の注意を喚起したこと、②同ハンドブックには、防じんタイプの電動カッターを用いた上で防じんマスクを使用することを示し、これらを注意事項としても明記するなどして、建築作業従事者の注意喚起を図ったこと、③前記①のシールには、粉じんが発散する屋内の取扱い作業には局所排気装置を設ける、取扱い中は必要に応じ防じんマスクを着用する、取扱い後はうがい及び手洗いを励行する、作業衣等に付着した場合はよく落とす、切断片等は一定の場所を定めて貯蔵するなどの「加工上の注意事項」を記載して作業者の注意喚起を行ったから、被告(ツ)住友大阪セメントに警告義務違反はなかった。

また、解体作業に従事する者は、警告表示を直接視認することがない上、現場監督等を通じての指揮監督も期待できないから、これらの者との関係において、警告表示による結果回避可能性はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 共同不法行為

ア 共同不法行為が成立するためには、主観的関連共同性が認められる場合を除き、加害者の各侵害行為が被害者に到達したことが必要であるところ、原告らは、この点を主張立証しない。

イ 民法 719 条 1 項前段

石綿の種類によって発がん性や中皮腫との関連性が異なることや、被告(ツ)住友大阪セメントが製造・販売した外壁材及び屋根材は、非飛散性建材に位置付けられることからすれば、被告企業らが「危険な製品を流通に置いた」と一括りにして関連共同性を肯定することはできない。また、原告らの主張する建築現場とは、我が国各地に時を隔てて存在する建築現場群であって、当該主張は余りに漠然としたものであるから、この点からも関連共同性を基礎付けることはできない。さらに、被告企業らに石綿の危険性に関する知見がなかったことは前記のとおりであるし、被告企業らは、それぞれの責任の下、独自の判断で個別に石綿含有建材を製造・販売したのであって、他の企業の製造・販売行為を予定していたと評価することはできない。

石綿含有建材の製造・販売行為、J I S 取得や法律改正に向けた活動は、個々の被害者に対する具体的加害行為の前段階の行為にすぎず、個々の被害者に対する加害行為についての意思の連絡は認められないこと、被告企業らの業界団体への所属の有無、所属時期はそれぞれ異なる上、石綿含有建材の製造やその流通経路については、業界団体の関与を受けることなく、各企業の経営上の判断と責任において決定したこと、被告(ツ)住友大阪セメントは、日本石綿協会（賛助会員）を昭和 45 年 1 月に退会し、昭和 50 年 7 月のスレート事業廃止時には石綿スレート協会も退会し、「ベルダ」の製造・販売期間中は業界団体に加入していないことからすれば、原告らの指摘に係る上記の事情が、同被告との関係において、関連共同性を基礎付けるものとは到底いえない。

さらに、昭 50 改正特化則による警告表示義務及び石綿代替化義務は、飽くまで

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告企業らに個別に課されたこと、被告(ツ)住友大阪セメントには安衛法 57 条違反の事実は全く存在しないこと、「a」マークも被告企業らに個別に課せられた道義的義務にすぎず、関連共同性とは無関係であることからしても、関連共同性に関する原告らの主張は失当である。

ウ 民法 719 条 1 項後段

同項後段の「択一的競合」の場合は、損害に対し全く無関係な（事実的因果関係を有しない）者も共同行為者に加えられることとなるから、加害者側の防御のためにも、「共同行為者とされた者以外に損害を発生させた者はいない」という意味での加害者の特定が必要であるところ、原告らは、かかる特定を行わない。また、同項後段が類推適用される「累積的競合」とは、各行為者の侵害行為が全て被害者に到達したが、単独の侵害行為のみでは結果を招来しない又は損害に対する割合的因果関係が不明である場合を指すところ、原告らは、各被告企業が製造・販売した石綿含有建材の各本件元建築作業従事者への到達を主張立証しないから、失当である。

エ 予備的主張①（直接取扱い建材）について

原告らは、職種に応じて直接ばく露し得た建材の種類を特定したとするが、到達の可能性は、ある特定の元建築作業従事者と特定の建材との間において検討されなければならないが、各建材を種類・用途ごとに抽象化した上、建材を取り扱う職種ごとに抽象化して到達の可能性を議論することは、擬制に擬制を重ねる議論であって、「直接取扱い建材の特定」は到達の可能性がゼロではない程度の特定にすぎず、失当である。

（被告(フ)積水化学工業の主張）

(1) 侵害行為

ア 被告(フ)積水化学工業株式会社（以下「被告(フ)積水化学工業」という。）が製造・販売した石綿含有建材は、基材となるスレートボード・フレキシブル板又はけい酸カルシウム板第 1 種に特殊樹脂処理した化粧面を張り合わせるなどして加工成型した内装仕上げ材である「アスベール」（クリソタイルを使用し、その含有率は約 1

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

0%。製造・販売期間は昭和45年から平成6年まで。同年以後は石綿を含有しない。), 及び, 基材となる石綿スレートの表面を塗装加工した住宅屋根用化粧スレートである「セキスイかわら」(主にクリソタイルを使用し, アモサイトを0.7%配合。製造・販売期間は昭和50年から平成2年まで。同年以後は石綿を含有しない。)である。

イ 「アスベール」への石綿使用量(1万トン弱)は内装材全体に含まれる石綿使用量の1%にも満たないところ, 「アスベール」は, 耐水性・耐熱性に優れる一方で, 比較的高価であり, 硬質的であるため居住性に欠けるという特徴があることから, 住宅用建物においてはユニットバスのパネル及びキッチンパネルとして, 工場等の非住宅用建物においてはクリーンルームのパネルとして使用され, また, 被告(㊦)積水化学工業と資本的つながりのある積水ハウスが製造・販売する建物以外で使用された可能性は極めて低い。

クリーンルームの設置に当たっては, できる限り同ルーム内にほこり等を残さないことが重要であるため, 粉じんが自由に飛び交うような状況下で作業が行われたとは考えにくく, 非住宅用建物の作業における石綿粉じんばく露の可能性はない。

ユニットバスについて, 被告(㊦)積水化学工業では, 設置からアフターメンテナンスまで行う責任施工体制を執り, これらの作業は専門工事店が行うから, 本件元建築作業従事者らがこれに関与することはない。ユニットバスの設置に当たっては, 現場での切断・穴開け作業は基本的に必要なく, ごくまれに現場で窓枠を開けるために切断作業を行うことがあったものの, 7枚ある壁パネルのうちの一, 二枚に数十センチ四方の穴を一つ開けるだけであって, その際の粉じん発生量は微量で切断作業に要する時間もごくわずかであった。

キッチンパネルの施工を行うのは大工ないし内装工のみであり, 大きさ等を調整するため現場で切断作業等を行うことはあったものの, そもそも要するボードの枚数は一, 二枚のみであるから, その際の粉じん発生量は微量で切断作業に要する時間もごくわずかであった。また, 建物のほかの部分に住人が住んでいる増改築工事

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

において、キッチンパネルを取り外す際にこれをたたき壊すなどの方法によったとは考え難い。

被告(㊦)積水化学工業が「アスベール」の製造・販売を開始したのは昭和45年であり、建物の耐用年数（約30年）を考慮すれば、同建材を使用した建物が解体されたのは早くとも平成12年頃と考えられるところ、石綿関連疾患における石綿粉じんばく露から発症までの潜伏期間からすれば、「アスベール」に起因する石綿粉じんが現時点における石綿関連疾患の原因となっているとは考えられない。

ウ 「セキスイかわら」への石綿使用量（約2万7246トン）は住宅屋根用化粧スレート全体に含まれる石綿使用量の2%にも満たないところ、「セキスイかわら」は、そのほとんどが被告(㊦)積水化学工業の指定販売工事店として登録した屋根工による屋根葺き替え工事に用いられ、同指定販売工事店で稼働したことの無い本件元建築作業従事者らが、同建材による石綿粉じんにはばく露することはない。また、同建材の切断作業等は風通しの良い屋根上で行われたから、これによる粉じんばく露が石綿関連疾患を発症させる可能性は極めて低い。

「セキスイかわら」が普及したのは昭和55年頃以後であるところ、同建材の増改築・解体工事が行われることがあったとしても、それは平成12年頃であると考えられ、前記(2)と同じく、「セキスイかわら」に起因する石綿粉じんが現時点における石綿関連疾患の原因となったとは考えられない。

(2) 注意義務違反

ア 警告義務

石綿含有建材の使用に伴う危険性に関する情報提供や防じんマスク着用等の指導は、第一義的には、当該現場を管理する事業者が責任を持つべきものであり、同事業者により適切な教育・指導がされていれば、被告企業らが製品自体に警告表示を行う必要はない。

屋外用建材（セキスイかわら）については、多少の粉じんが発生するとしても風通しが良いから、同建材に起因する石綿粉じんにはばく露することにより石綿関連疾

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

患にり患することにつき予見可能性はなかった。

石綿含有建材の製造・販売後、数十年経過して行われる改修・解体工事に関し、同工事に従事する者に対して何らかの警告表示を行うことはおよそ不可能であり（特に、被告(㊦)積水化学工業が製造・販売した内装仕上げ材及び屋根材は外観が重視され、建材の表面等に警告表示を行うことは全く考えられない。）、これらの者との関係において警告表示義務違反を観念することはできない。

なお、被告(㊦)積水化学工業が何らかの警告義務を負っていたとしても、同被告は、石綿を含有することや作業時のマスク着用等についての一応の表示を行ったから、同義務を履行した。また、仮に石綿含有建材に原告らが主張する程度の警告表示がされたとしても、それにより建築作業従事者が防じんマスクの着用等の危険回避行動を執り、石綿関連疾患の発症という結果を回避することができたかは疑問である。

イ 石綿不使用義務

石綿には、耐火性といった、人の生命・健康に関わる極めて大きな有用性があるため、石綿関連疾患についての医学的知見の確立のみを根拠として注意義務の有無を判断することは相当ではなく、他の防護方法や十分な安全性・経済性を備えた代替品の有無といった事情も判断材料として考慮する必要がある。そして、被告(㊦)積水化学工業は、WHOで初めてアモサイトの可能な限り早急な使用禁止が勧告された平成元年の翌年には、これを含有する「セキスイかわら」を、平成6年には、当時管理使用が可能とされていたクリソタイルを含有する「アスベール」を、それぞれ非石綿化するなど、国際機関等の勧告に従い、おおむね国際的な流れに沿って石綿含有建材の無石綿化を進めたから、石綿不使用義務違反はない。

(3) 製造物責任

被告(㊦)積水化学工業は平成6年までに石綿含有建材を非石綿化したから、同被告が製造物責任を負う余地はない。

(4) 共同不法行為

ア 「強い関連共同性」

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

「強い関連共同性」のある共同不法行為の成立要件として、関連共同性のある共同行為と結果との間に因果関係が認められれば足りるとされ、その効果につき、個別事由による減免責の抗弁は許されないと解されているため、関連共同性の存在の立証は厳格にされるべきであって、単に加害行為の一部に参加したという程度では十分ではなく、少なくとも人的資本的一体性又は協働する義務への違反が必要と考えられるところ、被告(㉑)積水化学工業についてかかる事実関係はなく、「強い関連共同性」が認められる余地はない。

なお、被告(㉑)積水化学工業は、昭和 46 年頃以後、日本石綿協会の賛助会員となったが（遅くとも平成 12 年当時は同協会の会員ではない。）、賛助会員は同協会の方針・意思決定に関わる余地はなく、同被告の従業員ないし役員が、同協会の活動に関わった事実はない。

イ 「弱い関連共同性」（予備的主張①（直接取扱い建材）に関する反論を含む。）

民法 719 条 1 項後段の適用又は類推適用に当たっては、被告とされる者の行為につき、他者の行為と結果発生との因果関係を不明とならしめるほど、結果発生につき具体的・現実的危険性を有するものであること、すなわち、到達の蓋然性が立証される必要があり、そのためには、被告企業らによる石綿含有建材の製造・販売のみならず、その後の流通経路や、個別の本件元建築作業従事者が稼働した現場及び当該現場で使用された石綿含有建材の種類が特定されなければならないが、原告らはこれをしない。

なお、原告らは、予備的主張①（直接取扱い建材）として、民法 719 条 1 項前段の「弱い関連共同性」に基づく共同不法行為責任の成立を主張するものの、上記と同様の理由により、失当である。

（被告(㉒)大建工業の主張）

(1) 侵害行為

ア 被告(㉒)大建工業が製造・販売した石綿含有建材は、⑳石綿含有スラグせっこう板（「カベタイル」、石綿（クリソタイル）含有率は 15%）、㉓石綿含有けい酸カル

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

シウム板第 1 種（「セラスター」、「ラックス」、「カベサイト F - 不燃」、「カベサイト L」、「カベサイト M」。石綿含有率は、昭和 55 年以前は 15% 以下、昭和 56 年以後は 5% 以下）及び⑭石綿含有ロックウール吸音天井板（石綿含有率は 1～4%）であるところ、以下のとおり、上記各建材は、施工の際にほとんど粉じんが発生しない非飛散性建材であり、建築作業従事者がそれにより石綿粉じんにばく露する危険性は非常に低い。そして、同被告製造・販売に係る建材が各本件元建築作業従事者に到達したことの主張立証がない本件においては、同製造・販売行為が、同人らとの関係において、共同不法行為成立の前提となるべき「加害行為」とはなり得ない。

(ア) ⑭石綿含有スラグせっこう板

建築現場での切断等の加工は基本的には想定されない上、加工の際は防じん対策を執ること、切断・研磨等の加工の際に長時間・多量に粉じんを吸入すると健康を損なうおそれがあるため十分な防じん対策を執ること等の注意喚起がされるとともに、製品裏面には「a」マークが印刷された上、電動のこで切断する際には防じん袋を着用するよう指定されていた。

(イ) ⑮石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種

「セラスター」はトンネル工事用に試作品として製造されたのみであり、納入先も 3 箇所トンネル工事に限られるから、本件元建築作業従事者らが同建材を使用したことはない。

(ウ) ⑭石綿含有ロックウール吸音天井板

建築現場での切断等の加工が基本的には想定されない上、柔らかい建材であるため切断には丸のこではなくボードカッターを利用し、切断面にやすりがけする必要がなく、取付けに当たって釘等を利用しない。

イ マスクの着用（その前提としての防じんマスクの備付け）や切断等の際の湿潤化は、被告(ア)国の法令により定められた、建築事業者が本来守るべき義務であるところ、これを遵守しないために石綿にばく露する可能性が高くなったとしても、こ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

これを被告企業らに帰責することは、損害の公平な分担という不法行為の基本理念からしても不当である。また、建材を適切に施工することは、一次的にはゼネコンや元請会社、現場における親方の責任であり、この責任を被告企業らに転嫁するのは誤りである。

また、吹付け材は石綿含有率が高い飛散性建材であるところ、吹付け材に接触したことのある本件元建築作業従事者らについては、その石綿関連疾患の原因は同建材にあると考えられる。

(2) 注意義務違反

仮に、被告(ト)大建工業に警告義務違反が認められるとしても、出荷時に製品に明示した警告は改修・解体工事時には失われているのが通常であるから、同工事の際に石綿粉じんにはばく露した建築作業従事者との関係においては、同被告による義務違反と損害との間に因果関係は存在しない。

また、軒天材は屋外で切断されるから、仮に同被告が警告義務を負うとしても、同義務の発生時期は内装材のそれよりも相当程度遅れることになる。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(ト)大建工業が製造・販売した石綿含有建材が建築作業従事者の健康に与える影響は非常に小さいから、欠陥は存在しない。

(4) 共同不法行為

ア 民法 719 条 1 項前段

同項前段は、各行為者の行為と損害との間に因果関係が存在することを前提とするところ、前記(1)のとおり、被告(ト)大建工業が製造・販売した建材が各本件元建築作業従事者に到達したことの主張立証がないから、原告らの主張は失当である。

また、同被告は石綿粉じんにはばく露する危険性が非常に小さい建材のみを製造・販売したから、同被告の行為が本件元建築作業従事者らの被害発生に寄与することはなく、客観的共同の要件を充足しない。

イ 民法 719 条 1 項後段

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

前記(1)のとおり、被告(ト)大建工業が製造・販売した建材は非飛散性建材であり、それにより建築作業従事者が石綿粉じんにはばく露する危険性は非常に小さいから、択一的競合の要件を充足しない。

前記アのとおり、同被告には客観的共同の要件を充足せず、自己と同様の行為が累積することにより被害を生じさせる危険性があることを認識する余地がないため主観的要件も満たさないから、重合的競合の要件にも該当しない。

また、同項後段の要件として、「加害者は、この数人のうちの誰かであり、この数人以外に疑いをかけることができる者は1人もいない」ことの証明が必要であるところ、原告らはこれをしない。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

各本件元建築作業従事者が使用する個別の建材の種類、施工方法、使用石綿の種類、石綿飛散態様等は様々であるにもかかわらず、これらを捨象し、職種のみによって各本件元建築作業従事者の直接取扱い建材を特定することはできない。また、国交省データベースに記載されていない石綿含有建材も多数存在するところ、同データベースのみを基礎とする原告らの手法では、直接取扱い建材の特定に足りないことが明らかである。

さらに、原告らの主張は、各本件元建築作業従事者が直接取り扱った可能性のある建材を指定するのみであり、被告(ト)大建工業の製造・販売に係る建材に起因する石綿が同人らに到達したことは主張立証されていない。

エ 予備的主張②（主要ばく露建材）

前記ウの直接取扱い建材の特定の不当性に加え、以下の点に鑑みれば、被告(ト)大建工業の製造・販売に係る建材は主要ばく露建材ではない。また、各本件元建築作業従事者の現場数に関する主張についても、立証が不十分である上、現場数と特定の建材との接触可能性は必ずしも関連しないから、失当である。

(ア) ③石綿含有けい酸カルシウム板第1種

被告(ト)大建工業のけい酸カルシウム板第1種における市場占有率は3ないし

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

5%であって、原告らが主張する昭和49年（12.19%）及び昭和51年（9.41%）の市場占有率は、その前後の期間におけるものと比較し非常に高く、信用性が乏しい。また、原告らは、被告(シ)神島化学工業ないし同(ト)大建工業の昭和53年当時の市場占有率が18.2%である旨主張するものの、同主張の根拠となる資料（甲C53）記載の数字は、石綿セメントけい酸カルシウム板に関するものであってけい酸カルシウム板第1種に限定されたものではなく、けい酸カルシウム板第2種をも含めた統計が取られている可能性が高い上、別の資料（甲C16, 34等）から導かれる市場占有率と大きく異なるから、上記の資料（甲C53）のみをもって、被告(シ)神島化学工業ないし同(ト)大建工業のけい酸カルシウム板第1種の市場占有率が高いと断ずることはできない。さらに、大工ないし内装工に対する石綿粉じんばく露の可能性を考える場合、スレートボード・フレキシブル板、同・平板及びけい酸カルシウム板第1種は相互に代替可能な建材であるから全体として市場占有率を検討すべきところ、仮に、被告(ト)大建工業がけい酸カルシウム板第1種において10%前後の市場占有率を有していたとしても、スレートボード全体におけるけい酸カルシウム板第1種が占める割合は、原告らの主張によっても22%であり（甲C16等）、同被告は、スレートボード・フレキシブル板及び同・平板を製造・販売していないことからすれば、同被告が石綿含有スレートボード全体において占める市場占有率は2.2%（22%×10%）にすぎない。

前記(1)アのとおり、本件元建築作業従事者らが「セラスター」を直接取り扱った可能性は皆無であるから主要ばく露建材ではあり得ず、「ラックス」は非住宅建物の壁と天井の下地材であり、カッターで切断されるため粉じん発生は限定されるから、主要ばく露建材とはならない。

(イ) ④石綿含有ロックウール吸音天井板

前記(1)アのとおり、同建材の石綿含有率は低く、かつ、施工に当たり全く粉じんは発生しないから、主要ばく露建材とはならない。

(ウ) 以上に加え、大工ないし内装工の本件元建築作業従事者らとの関係においては、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

パルプセメント板，吹付け石綿，吹付けバーミキュライト，吹付けパーライト，屋根用折板石綿断熱材，壁紙，ビニル床タイル，ビニル床シート，屋根材等による石綿ばく露の影響を，甲 1 3（原告(10)関係）との関係においては，吹付け材に含有された石綿ばく露の影響を，それぞれ無視している点で，原告らの主張は失当である。

（被告(+)大阪ソーダの主張）

(1) 注意義務違反

被告(+)株式会社大阪ソーダ（以下「被告(+)大阪ソーダ」という。）は，他社により製造された石綿含有建材の表面に，石綿とは関係のない塗装・樹脂を用いて化粧加工作業や塗装作業を行ったスレートボード・平板（風呂場等の内装材である「ダイソーテクノトップ」（製造期間：平成 3 年から平成 9 年まで）及び台所等の天井・壁等の内装材である「ダイフネンパネル」（製造期間：平成 4 年まで））を販売したところ，同建材は建築現場において切断加工することは想定されていないため石綿が飛散することはなく，国内における市場占有率も約 0.012%と皆無に等しい。このような同被告が，欧米諸国の報告書や医学的論文を確認したり独自の研究調査を実施したりして石綿の危険性を知見し，また，石綿含有建材について被告(ア)国以上に厳しい規制を策定して実施することは不可能であるから，被告(+)大阪ソーダは，原告ら主張に係る警告義務や石綿不使用義務を負わない。仮に同被告が何らかの注意義務を負うとしても，上記事情からすればその程度は極めて軽微なものであって，行為当時の法令通達その他法律上及び事実上の規制を遵守した同被告には，注意義務違反はない。

(2) 製造物責任法に基づく責任

製造物責任法は消費者保護を目的に制定された不法行為法の特別法であるところ，建材に起因する石綿粉じんばく露による被害は労働災害等であって，本件元建築作業従事者らは消費者に該当しないから，同法の保護を受ける立場にない。

また，被告(+)大阪ソーダが販売した石綿含有建材は，当時の法令，通達その他規

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

制を遵守したものであって、通常有すべき安全性を欠いておらず、欠陥は存在しない。

(3) 共同不法行為

ア 民法 719 条 1 項前段

同項は、被告企業らの各行為と本件元建築作業従事者らの各損害との間の個別的な因果関係を要求するところ、原告らは、被告(+)大阪ソーダの行為と上記各損害との間の因果関係について何ら主張立証しない。なお、前記(1)のとおり、同被告販売に係る建材は、市場占有率が低い上、建築現場において同建材から石綿が飛散することはないから、同建材を使用した建物における作業に従事したことにより、本件元建築作業従事者らが石綿にばく露することはない。

また、同項前段の要件である関連共同性が認められるためには、少なくとも、社会通念上一個の行為ないし一体の行為と認められるだけの緊密かつ強度の関係が必要であるところ、原告らの主張は、被告企業らが個別に石綿含有建材を製造・販売したという事実から生じた結果を言い換えたにすぎず、また、被告(+)大阪ソーダが、危険の同質性及び集積の必然性についての認識を他の被告企業らと共有していたことではないから、上記の関連共同性は存在しない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

被告(+)大阪ソーダ販売に係る石綿含有建材の市場占有率は皆無に等しいため同建材に含有される石綿が本件元建築作業従事者らに到達した可能性は極めて低い。このように極めて少量の石綿含有建材のみを販売した同被告が他の被告企業らとの間で関連共同性を有することはないから、同被告販売に係る石綿含有建材が直接取扱い建材となることはない。

なお、国交省データベースの情報は、被告(+)大阪ソーダに関する記載に限っても、同被告の認識とそごし、また、同被告が国交省に対し行った回答とは異なった内容が記載されるなど、不完全なものであって、これを前提とする原告らの主張は失当である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）

民法 719 条 1 項後段の要件は、①特定の複数の行為者について、因果関係以外の不法行為の要件（故意又は過失、権利侵害行為、損害）を備えていること、②共同行為者該当性として、客観的関連共同性（結果の発生に対して社会通念上全体として一個の行為と認められるほどの一体性）、③被害者に生じた損害が各人の行為のいずれかによって発生したことが明らかであるが、各人の各行為が競合していると考えられるために、現実に発生した損害の一部又は全部がそのいずれによってもたらされたものかを特定することができないこと（択一的競合の関係にあること）であるところ、原告らは、被告(+)大阪ソーダについて、①個別の本件元建築作業従事者との関係において権利侵害の具体的危険を有する行為を主張せず、②客観的関連共同性を基礎付ける事情を主張立証せず、③原告らが選定した被告企業ら以外に本件元建築作業従事者らの損害を発生させた疑いがある者はいないことを立証しないから、同項後段が適用されることはなく、また、同項後段を類推適用する基礎を欠く。

（被告(=)太平洋セメントの主張）

(1) 加害行為

被告(=)太平洋セメントは、②石綿含有吹付けロックウールである「スプレーコート」を昭和 46 年 6 月から昭和 53 年 10 月まで（石綿（クリソタイル）含有率は、販売当初に 15%以下、昭和 50 年に 5%以下とし、昭和 53 年 10 月に無石綿化した。）及び③湿式石綿含有吹付け材である「スプレーコートウェット」を昭和 48 年 11 月から平成元年 11 月まで（石綿（クリソタイル）含有率は、販売当初に 10±2%、昭和 50 年に 5%以下とし、平成元年に無石綿化した。なお、昭和 50 年 2 月以降、ほとんど販売していない。）を製造・販売し、混和材である「ニューコテエース」（石綿を含有しない。）を平成 4 年 4 月から平成 12 年 5 月まで仕入販売した。

ア 「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

「スプレーコート」は主として鉄骨造建物に使用され、木造建物には使用されず、鉄筋コンクリート造建物への使用はまれであって使用場所も極めて限定されていた。

「スプレーコートウェット」は鉄骨造建物にのみ使用され、木造建物及び鉄筋コンクリート造建物には使用されない。したがって、木造建物及び鉄筋コンクリート造建物の建築作業においてこれらの建材へのばく露の可能性はない。なお、昭和46年から平成元年までの石綿含有建材への推定石綿使用量に占める「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」への合計石綿使用量の割合は0.1443%にすぎない。

被告(ニ)太平洋セメントは、系列化された特定の施工業者にのみ上記建材を販売したところ、同施工業者では、防じんマスクの着用や施工後の清掃等が厳しく指導され、石綿関連疾患が発症した旨の報告はない。また、施工時には、施工区画への立入禁止措置が執られ、他の職種による同時並行作業は行われず、施工区画外への漏出防止のための養生等十分な現場管理が行われたから、施工区画外の職工が間接ばく露することもない。

「スプレーコート」が天井（上階の床の裏）に吹き付けられることはまれで、吹付け作業実施後に電工等が天井裏で作業をすることもごくまれである上、吹付け直後はコテ押さえにより固められ、乾燥後の吹付け材は硬化するから、少し体が当たった程度で剥離することはない。吹付け工以外の職工は、通常、吹付け作業前に器具の取付け・養生をするから、これらの者が吹付け材をかき落とすことは通常なく、仮にこれをかき落とすとしてもその量は少量であって、吹付け材は湿った状態で塊のまま落下するだけであるから、これにより石綿が飛散することはない。床に落ちた吹付け材は、吹付け工が十分に清掃するから、吹付け作業後に作業を行う他の職種の者が間接ばく露、累積ばく露することもない。「スプレーコートウェット」は天井（前同）に吹き付けられず、吹付け作業時にはモルタル状で射出されるため粉じんが舞うこともなく、吹付け後は凝固するから、かき落とすことも、接触により剥離脱落することもない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

解体・改修工事において、吹付け材が、経年劣化や体が当たったことが原因で剥離することはなく、施工された躯体部分は同工事の対象とならないことが多い。そして、「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」の各販売開始時期は前記のとおりであり、これが施工された建物の解体・改修工事は建築後相当期間が経過してから行われると考えられることを前提に、石綿関連疾患の潜伏期間が長期であること、昭和61年以降、安衛則・特化則の改正や各種通達により、同工事における石綿粉じんばく露防止策が執られていることをも加味すれば、同工事を考慮しても、本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の原因が「スプレーコート」又は「スプレーコートウェット」にないことは明らかである。

イ 「ニューコテエース」

被告(ニ)太平洋セメントは、平成6年、信頼できる第三者機関が実施したX線回析法及び偏光顕微鏡観察による分析結果により、「ニューコテエース」が石綿を含有しないことを確認した。同被告は、日本建築仕上材工業会に同建材を石綿含有建材として報告したが、これは、同建材の製造・販売を平成12年に終了したため、厚生労働省が平成16年に発表した新しい分析法である微分熱量分析法による分析を行えなかったことから、建築作業従事者の安全に最大限配慮して上記報告をしたにすぎず、同報告により同建材が石綿を含有することを認めたものではない。なお、同工業会のホームページ上における「ニューコテエースの石綿含有率は71%」との表示は、アンチゴライト含有率として把握していた数字をそのまま石綿に置き換えたものにすぎない。

同建材は、鉄筋コンクリート造建物のコンクリート打ち継ぎ面の不陸調整のための薄塗り又はしごき塗り用のモルタルにのみ使用され（同作業後にラインサンダーや紙やすり等をかける必要はない。）、その投入量はセメントの2%以下にすぎず、投入後10秒ほどで水と馴染むため、粉じんは少量かつ短時間しか立たないし、練り混ぜ作業は建物外の左官小屋や屋外で行われていたから、間接ばく露等のおそれもない。また、以上に加え、混和材は他社製品である「テーリング」が90%以上

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の圧倒的シェアを占めていたのに対し、「ニューコテエース」は1%程度にとどまっていたことを併せ考慮すれば、仮に同建材に石綿が含まれていたとしても、本件元建築作業従事者らとその石綿粉じんにはばく露した可能性は極めて低い。

鉄筋コンクリート造建物の解体・改修工事は、建築後20ないし30年以上経過してから行われるのが一般的であるところ、「ニューコテエース」の前記製造・販売期間に鑑みれば、平成24年までの間、同建材を使用した建物の解体・改修工事はほとんどなされず、同建材に起因する石綿粉じんには本件元建築作業従事者らにばく露したことはない。

(2) 注意義務違反

ア 石綿（特にクリソタイル）は、近年まで、管理使用することにより石綿関連疾患発症の危険を社会的合意に基づく許容濃度内に抑制することができると考えられ、石綿含有吹付け材についても、平成17年に石綿則が制定されるまでは、作業者が防じんマスクや保護具を着用すれば、施工が可能とされたから、我が国において石綿含有建材の製造等が法令上禁止された平成18年9月1日までは、吹付け材を含め、石綿含有建材の製造等の禁止について社会的合意が形成されることはなかった。また、被告(ア)国は、その時々々の知見に応じ、労働者のばく露防止、作業環境管理、健康管理等の施策を順次強化し、建設業者には、労働契約に基づく安全配慮義務として、労働者が石綿関連疾患に罹患しないよう適当な保護具を備え付ける義務等が、労働者にはこれを使用する義務が、それぞれ課せられたところ、これらの義務が履行されれば、労働者である建築作業従事者の石綿関連疾患が生じることはなかった。したがって、被告(ニ)太平洋セメントには、石綿含有建材を製造・販売することにより建築作業従事者に石綿関連疾患が生じることを予見することはできなかった。

イ 警告義務違反

石綿に関する前記知見に加え、「スプレーコート」及び「スプレーコートウェット」は、いずれも不燃材料及び耐火構造に関する大臣認定・指定を得て製造・販売されたから、吹付け施工業者は、石綿の含有を当然知っており、また、吹付け作業従事

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

者に対し防じんマスク着用等の安全管理措置を執ることに何らの支障もなかったから、被告(ニ)太平洋セメントが警告を行う必要はなかった。また、吹付け材が剥がされ鉄骨が露出すれば予定した耐火性能が得られないため、施工後にこれが剥がされることは予定されておらず、同被告もこれを想定していないこと、同被告は、吹付け作業後の建築現場において、どのような状況でどのような作業を行うかを知り得る立場にないこと、建築現場は元請建設業者の厳格な指揮命令下にあり、建築作業従事者の石綿ばく露防止対策は当該元請建設業者の責任とされ、同被告が建築現場の安全管理に関与することはできないこと、同被告は、製造・販売する石綿含有建材の石綿含有率を昭和50年に5%以下としたため、安衛法57条に基づく警告表示義務を負わないことからすれば、同被告の前記吹付け材に関する警告義務違反はない。

また、吹付け材の包装に警告表示を施したとしても、建材の選定・発注・搬入・施工の各段階で、元請事業者その他事業者が当該包装を視認することはないから、元請事業者が、現場監督を通じて、包装に触れる機会のない者（吹付け工以外の者）に包装上の警告表示の内容を認識させることはできず、これらの者に対し、同警告表示による結果回避可能性はない。さらに、解体・改修作業に従事する者は、警告表示を直接視認することがないから、同作業従事者との関係においても、警告表示による結果回避可能性はない。

「ニューコテエース」については、前記のとおり、第三者機関の分析により石綿を含有しないものとされ、仮に石綿を含有するとしてもこれを予見することはできず、警告義務の前提を欠くから、同被告に警告義務違反はない。

ウ 石綿不使用義務違反

被告(ニ)太平洋セメントは、前記1のとおり、「スプレーコート」につき昭和53年10月に、「スプレーコートウェット」につき平成元年に、それぞれ無石綿化し、また、「ニューコテエース」には石綿が含有されていない（仮に含有していたとしても、前記イのとおり、その予見可能性がない）から、石綿不使用義務違反はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 共同不法行為

ア 関連共同性

原告らは、従事した建築現場に被告企業らの石綿含有建材が存在したことや、石綿関連疾患の原因となった建材すら主張立証せず、また、各本件元建築作業従事者の職種、携わった建物の種類、当該職種への従事期間、具体的作業内容等と、被告(ニ)太平洋セメントが製造・販売した石綿含有建材の前記特徴を照らし合わせると、本件元建築作業従事者らの中には個別的因果関係が存在しないことが明らかになっている者も含まれるにもかかわらず、同人らが関与した各建築現場の状況を意図的に捨象し、全国各地の異なる建築現場をあたかも一つの建築現場であるかのようにすり替えている。そして、同被告が製造・販売した製品は、製造・販売期間が重複しない他の建材とは何ら関連性がないこと、吹付け材は木造建物に使用されないから同建物に用いられた石綿含有建材とも何ら関連性がないこと、同被告は、他メーカーの建材の石綿含有の有無、製造・販売状況、建物への使用状況、作業者の作業状況、安全管理状況を認識し得る立場にないから、建築現場への多種多様な石綿含有建材の集積の認識可能性すらなかったこと、被告企業らが製造・販売した石綿含有建材は、種類、用途、石綿含有率、使用される建物の種類・構造・部位、製造・販売時期・地域、流通経路等が千差万別である一方で、被告企業らは、競争関係にあり、独立して製造・販売を行ったことからすれば、関連共同性が認められないことは明らかである。

また、前記のとおり、被告(ニ)太平洋セメントの石綿含有建材は直接ばく露、間接ばく露、累積ばく露を生じる可能性が極めて低いものであるし、被告企業らの各加害行為が本件元建築作業従事者らの損害に寄与したか否かすら主張立証されていない以上、損害の不可分一体性が関連共同性を基礎付けるものでもないことも明らかである。

原告らが指摘する業界団体は、設立時期や目的、所属会員等が異なる別個の団体で、いずれも日本石綿協会の下部組織というものではなく、企業ごとに団体への関

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

与の程度に濃淡がある。また、J I S規格の統一及び公認、建基法による認定・指定、石綿含有建材の宣伝、施工技術の周知と安全性への支配又は関与、石綿規制への抵抗は、いずれも、製造・販売行為の周辺行為にすぎず、さらに、被告(二)太平洋セメントが製造・販売した吹付け材に関するロックウール工業会、混和材に関する日本建築仕上材工業会においては、石綿含有建材の宣伝、石綿規制への抵抗を行っていないし、同被告は、原告らの主張のカルテルに関与したこともないから、これらの事情が関連共同性を基礎付けるものとはならない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告ら主張に係る直接取扱い建材は、その種類、用途、使用される建物の種類・構造、使用される建物における部位、製造販売時期等に共通性はなく、また、同一職種であっても、建築作業に従事した時期・地域、当該建築現場の発注者・元請業者・下請業者、建築作業従事者が所属した建設会社、ともに作業した親方・同僚作業員、建物の規模・種類・構造・設計、建物が建設される土地の形状・土地に対する規制、工期やその切迫度等により、各本件元建築作業従事者が行った具体的な建築作業の内容・順番・方法・使用建材等は千差万別で同質性はないから、職種ごとに直接取扱い建材を特定できるとする原告らの主張は失当である。

被告(二)太平洋セメントが製造・販売した建材は、原告ら主張に係る各職種において一般的に直接取り扱われる建材ではないから、直接取扱い建材に該当しない。

被告(二)太平洋セメントは、石綿含有建材を独立して製造・販売したから、直接取扱い建材の他の製造・販売企業と共同して、特定の元建築作業従事者の石綿関連疾患発症の危険性を高めたり、危険性のある状態を作出したりしたことはない。さらに、昭50改正特化則による石綿代替努力義務、安衛法57条に基づく警告表示義務は、各建材企業にそれぞれ向けられたものであって、法令上共同して義務を履行するものではないから、これは、被告企業らの関連共同性を基礎付けるものではない。

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）について

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(7) 民法 719 条 1 項後段に基づく請求においては、「共同行為者」の範囲を特定する必要があり、特定された者以外の者によって損害がもたらされたものではないことを証明することが必要であるところ、原告らは、国交省データベースに基づき主要ばく露建材を特定するものの、同データベースは、全ての石綿含有建材について全製造・販売企業を掲載したのではなく不完全である上、記載内容も正確ではないから、原告らが特定した主要ばく露建材の製造・販売企業以外の者により損害がもたらされた可能性が否定できず、「共同行為者」の特定が欠けており、同項後段の要件を欠く。

また、重合的競合の場合に民法 719 条 1 項後段を類推適用するためには、共同行為者の行為が累積又は重合して寄与することにより損害が発生することが明らかである場合に限られるところ、原告らは、被告企業らの石綿含有建材が、各本件元建築作業従事者が従事した建築現場に存在したかという加害行為の到達についての主張立証を放棄し、職種に応じて一般的に取り扱う可能性のある建材の一部を主要ばく露建材として選定するにとどまるから、類推適用の基礎を欠いている。

さらに、被告(ニ)太平洋セメントは、吹付け後に吹付け工以外の職工により吹付け材が削り取られることを認識しておらず、自らが製造・販売した建材以外にどのような建材があり、それが石綿を含有するか、それをどのような職工がどのように使用するかを認識していなかったから、同被告には、原告ら主張に係る重合的競合の主観的要件は認められない。

原告らは、多くの職種において吹付け材を主要ばく露建材とするものの、吹付け作業中の吹付け工と同作業後の他の作業者とではばく露する粉じん量が大きく異なること、ボード類の切断作業と比較し、吹付け材をかき落とす作業における粉じんははるかに少ないこと、吹付け材の中でも、吹付け石綿と石綿含有吹付けロックウールないし湿式石綿含有吹付け材とでは、石綿含有量、製造・販売時期等が大きく異なること等からすれば、これらの事情を捨象し、吹付け材をまとめて主要ばく露建材とする原告らの選定は不合理である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(イ) 原告らは、建材ごとの市場占有率を主張するものの、原告ら提出に係る証拠（甲 C 5 0, 4 5 の 2, 3 4 の 2 等）の記載内容の正確性は不明であり、同証拠に基づき市場占有率を算出することはできない。また、建築現場において実際にどの建材が使用されるかは流通量のみによって決まるものではなく、建築を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係、当該建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建築現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離（運搬の容易さ）等、様々な要因が影響すると考えられることからすれば、単純に市場占有率が大きいことをもって、本件元建築作業従事者らとその建材による石綿粉じんにはばく露したとはいえない。さらに、「スプレーコート」の使用対象建物は、ほとんどが鉄骨造耐火建築物であるから、同建材が本件元建築作業従事者らに到達したかについては、同人らごとに、同建築物に年間何件従事したかを個別に認定する必要があるが、これを認定するに足りる立証はない。

(ウ) 個別の本件元建築作業従事者らに関する主張

a 配管工が自ら施工する建材である耐火二層管（㊤石綿セメント円筒）、ガスケット・パッキン等に石綿が使用されたから、これらの建材が配管工の石綿関連疾患の主たる原因である。

なお、原告(30)は、昭和 3 7 年 4 月から昭和 4 2 年 4 月までの間、輸入された石綿を取り扱う倉庫において、ずた袋に入った石綿そのものを取り扱う作業を行い、同倉庫内では石綿が常に浮遊する状況であったから、同原告の石綿関連疾患の主要な原因は同作業である可能性が高い。

b 空調設備工が自ら施工する建材であるガスケット・パッキン、保温材、石綿布等には石綿が使用されたから、これらの建材が空調設備工の石綿関連疾患の主たる原因である。

c 電工が自ら施工する建材である耐火仕切板、電線ケーブル、配電盤等には石綿が使用されたから、これらの建材が電工の石綿関連疾患の主たる原因である。

d 鉄骨工が自ら施工する建材である石綿布（防火シート）には石綿が使用された

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

から、同建材が鉄骨工の石綿関連疾患の主たる原因である。

なお、原告(11)は、昭和27年6月から昭和36年までの間、造船所において鉄工として就労したところ、造船所内は、溶接作業で使用する石綿布、機関室内の保温材、石綿布団、船舶用吹付け材、船舶内装用ボード等に由来する石綿粉じん職場であるから、石綿関連疾患の主たる原因として造船所内での作業を除外する合理的理由はない。

e クロス工が自ら施工する壁紙(クロス)や接着剤等には石綿が使用されたから、同建材がクロス工の石綿関連疾患の主たる原因である。

f 塗装工が自ら施工する塗料等には石綿が使用されたから、同建材が塗装工の石綿関連疾患の主たる原因である。

(被告(㊟)チヨダウーテの主張)

(1) 加害行為

被告(㊟)チヨダウーテ株式会社（以下「被告(㊟)チヨダウーテ」という。）は、昭和46年から昭和61年までの間、石綿等が混合抄造されたボード用原紙を製紙メーカーから購入し、これをせっこうボード表面に塗布した㊟石綿含有せっこうボード（「不燃シルク」、「プラストーンエース」、「エースボード」及び「エースボードR（エースウォール）」）。石綿含有率は約1.5%）を製造・販売したところ、これは、石膏ボード工業会が把握する全せっこうボードのうちの0.1%前後にすぎず、同被告の石綿使用量は、我が国の石綿輸入量の0.022%以下である。

同被告の製造・販売に係るせっこうボードは、建築現場において、開口部や部屋の隅の収まり等の関係で切断を要する場合のほかは、出荷された状態のまま使用され、切断を必要とする場合も、カッターナイフで切断されるから、これにより石綿粉じんが発生することはない。

以上のとおり、本件元建築作業従事者らが被告(㊟)チヨダウーテの製造・販売に係る建材を取り扱った可能性は極めて低く、また、同建材の石綿含有量、施工方法等からすれば、同人らが同建材に由来する石綿にばく露した可能性は限りなくゼロに

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

近い。

(2) 注意義務違反

ア 警告義務違反

前記(1)のとおり、被告(㊟)チヨダウーテは、自ら石綿を扱わない上、製造・販売に係る建材の石綿含有率も低く安衛法 57 条の警告表示の対象となるものではなく、施工に当たり石綿粉じんが発生することもないから、同建材によって石綿関連疾患が発生する危険があるとの予見可能性はなかった。

イ 石綿不使用義務違反

被告(㊟)チヨダウーテによる石綿含有建材の製造・販売は昭和 61 年までであり、昭和 62 年以後の石綿不使用義務違反をいう原告らの主張は、同被告には当たらない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(㊟)チヨダウーテによる石綿含有建材の製造・販売は製造物責任法施行前である昭和 61 年までであるから、同法が適用されることはない。

(4) 共同不法行為

ア 民法 719 条 1 項前段の要件である関連共同性につき、共同の不法行為を行ったとされる者らの結びつきが、損害の発生との関係において、一切の減責の主張を許さず不真正連帯責任を負わせるという法的効果を正当化するに足りるだけの強固なものであることが必要であるところ、被告(㊟)チヨダウーテの製造・販売に係る石綿含有建材の製造・販売量、石綿含有量、施工方法（前記(1)参照）等からすれば、同被告と他の被告企業らとの間にそのような強固な結びつきはない。

また、同項後段の適用に当たっては、その前提として、加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をした者が共同行為者として特定される必要があり、その特定は、本件元建築作業従事者ごとに個別にされるべきところ、被告(㊟)チヨダウーテの製造・販売に係る石綿含有建材の製造販売量、施工方法等からすれば、同被告は「加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為をした者」には該当しな

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

い。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らの主張は、到達の可能性がゼロでない限り、被告企業らに「弱い関連性」があるとして民法 7 1 9 条 1 項前段の共同不法行為責任を負わせるというものであり、被告企業らに前記(1)の強固な結びつきがあることを主張立証するものではないから失当である。また、昭和 5 0 年以降の法令による規制（石綿の代替化努力義務、安衛法 5 7 条の警告表示義務）の存在についても、関連共同性の要件と関係するものではない。

原告らの当該主張が民法 7 1 9 条 1 項後段に基づくものであるとしても、前記アのとおり、被告(ネ)チヨダウーテによる石綿含有建材の製造・販売行為は、本件元建築作業従事者らに到達する相当程度の可能性を有する行為ではないから、かかる主張も失当である。

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）

仮に、民法 7 1 9 条 1 項後段が、原告ら主張に係る重合的競合の場合に類推適用されるとしても、その前提として加害行為が到達する相当程度の可能性を有する行為が共同行為者として特定される必要があるところ、前記アのとおり、原告らはこれをしないから、かかる主張も失当である。

（被告(ノ)D I C の主張）

(1) 加害行為

被告(ノ)D I C 株式会社（以下「被告(ノ)D I C」という。）は、石綿建材メーカーから購入した石綿成型板に、塗料を塗り、また、化粧紙を張り合わせた（塗料、化粧紙は、いずれも石綿を含有しない。）非飛散性建材である㊸石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種「ディックフネン」及び「ディックフネン S」並びに㊹石綿含有スレートボード・フレキシブル板「ディックハイフネン」を販売したにすぎない。これらの加工・販売期間及び石綿（クリソタイル）含有率は、「ディックフネン」につき昭和 4 8 年から平成 5 年まで 9 ないし 1 3 %、「ディックフネン S」につき昭和 5 5

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

年から平成 6 年まで 9 ないし 13%, 「ディックハイフネン」につき昭和 49 年から平成 16 年まで 10 ないし 15% である。

上記各建材は、そのまま接着剤や両面テープを用いて壁に張り付けられる場合が多く、建築現場において切断加工することは少なく、切断加工する場合もカッターナイフで傷をつけて割る方法が通常であったため、同建材からの粉じん飛散量は相当程度限られたものであり、本件元建築作業従事者らが、同建材に由来する石綿粉じんにはばく露した可能性はない又は極めて低いから、被告()D I C による同建材の加工・販売行為は、本件元建築作業従事者らの生命及び身体に対して現実的危険性を有するものとはいえず、加害行為とはいえない。

また、塗装等の施されていない素板と異なり、塗装等が施された被告()D I C の建材の施工には手間がかかり補修も難しいことから、同建材につき、建築現場で切断等の加工作業が行われる場合は、施工代理店等が抱える専門の職人が行うのが通常であったところ、本件元建築作業従事者らが当該職人であったとは認められない。

吹付け材（①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、③湿式石綿含有吹付け材）は、石綿が内部に固着されている非飛散性建材と比べて発じんレベルが非常に高い上、石綿の含有率も高く、有害性のより高いクロシドライトやアモサイトが含まれるものが多数存在したことからすると、吹付け材から発生した粉じんにはばく露した本件元建築作業従事者らにおいては、当該吹付け材と石綿関連疾患患者との関係が強く疑われる。また、中皮腫の原因はそのほとんどがクロシドライトのばく露によるものであるから、被告()D I C は、中皮腫に罹患した本件元建築作業従事者らの発症とは無関係である。

(2) 注意義務違反等

自らの作業工程において石綿を使用又は付加する事業者と、当該事業者が製造した製品を購入するにすぎない事業者とでは、負うべき注意義務の内容及び程度に差異があり、後者の義務は前者の義務に比較し軽いというべきところ、被告()D I C は、石綿を取り扱う事業者としての高度な知見を有する石綿建材メーカーが製造・

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

販売する石綿含有建材が、最も高度な知見を有する被告(ア)国が定めた法令に適合し、かつ、国際的にも近年まで管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めたクリソタイルを使用し、安全性を備えた欠陥のないものであると信じてこれを購入したのであり、かつそう信じたことに落ち度はないから、被告(イ)D I Cに、原告ら主張に係る警告義務違反及び石綿不使用義務違反はない。

なお、被告(ア)国が石綿含有建材の製造禁止措置を講じた平成18年より前の時点において、石綿含有建材につき適切な管理使用を執ることで石綿関連疾患へのり患を予防することはおよそ不可能であるとの知見が確立され、又は、国際的にも管理使用ではなく製造を禁止すべきとの考えが主流となったことはないから、被告企業らにおいて石綿含有建材を製造・販売したことをもって安全性確保義務に違反するということはできず、被告(イ)D I Cに石綿不使用義務違反はない。

また、解体・改修作業における撤去対象の建材は、既に容器又は包装から取り出されて建物に取り付けられているから、容器又は包装に石綿に関する注意事項が記載されても、解体・改修作業を行う者は当該記載を見ることができず、被告企業らによる警告は、同作業を行う本件元建築作業従事者らの石綿粉じんばく露について因果関係を有しない。

(3) 製造物責任

被告(イ)D I Cの建材は、基材となる石綿含有建材にクリソタイルが固着された非飛散性建材であり、そのままの状態であれば石綿粉じんが飛散する可能性はなく、建築作業従事者が、同建材に由来する石綿粉じんにばく露する可能性はない又は極めて低いから、同被告が同建材を販売した当時、建築作業従事者が同被告の製品に由来する石綿粉じんにばく露し、これにより石綿関連疾患にり患することの知見はなく、同建材に欠陥があったとはいえない。

また、原告らは、同被告の建材により個々の本件元建築作業従事者の生命、身体又は財産が侵害されたことを具体的に特定せず、同被告の加害行為と同人らの損害との間の個別的因果関係を具体的に主張立証しないから、同被告は、原告ら主張に

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

係る製造物責任を負わない。

(4) 共同不法行為

ア 民法 719 条 1 項前段

同項前段の共同不法行為が成立するためには、各共同行為者の加害行為が特定され、同加害行為と損害との間に個別的因果関係が存在することが必要であるところ、原告らは、各本件元建築作業従事者が被告(1)D I Cの建材に由来する石綿粉じんにはばく露したこと、すなわち、同被告の加害行為が各本件元建築作業従事者に到達したことを主張立証せず、また、同被告による各加害行為と同人らの損害との間の個別的因果関係の主張立証も行わない。

関連共同性についても、各被告企業が製造・販売した建材の種類、用途、製造期間等は多種多様であり、同建材の製造・販売行為は、各被告企業が独自に判断し独立して行ったこと、被告(1)D I Cの行為と他の被告企業の行為との間に、生産工程における機能的技術的な結合関係もなければ、資本的経済的・人的組織的な結合関係等もなく、むしろ競合する建材を取り扱う被告企業ら間においては厳しい競争関係が存在したこと、各本件元建築作業従事者が、同被告が加工・販売した建材に由来する石綿粉じんにはばく露した可能性はない又は極めて低いこと等に鑑みれば、同被告の行為と他の被告企業らの各行為の間に、関連共同性はない。また、同被告は、石綿含有建材の購入者であって、石綿建材メーカーとは異なり、日本石綿協会及び同協会を中核とする石綿含有建材に関連するいずれの業界団体にも属したことはなく、石綿建材メーカーと一体として活動した事実がないことも考慮すれば、同被告と他の被告企業らの間に、一体性があるとは到底いえない。

イ 民法 719 条 1 項後段

原告らは、前記アのとおり、被告(1)D I Cの加害行為及び他の被告企業らの加害行為を具体的に特定せず、また、被告(1)D I C及び他の被告企業ら以外に加害者がいないことも主張立証しないから、被告(1)D I Cに同項後段による責任は認められない。ある行為者が加害者であることは争いないが、複数の加害者がいるため、損

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

害のうち当該行為者の加害行為と因果関係がある部分が不明である場合（損害一体型）に民法 719 条 1 項後段が適用ないし類推適用されるところとしても、上記のとおり、加害行為及び加害者の範囲を特定しないから、その要件を欠く。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

被告(イ)D I C の加工・販売に係る建材に関し、前記の同建材の性質、加工態様、市場占有率等に鑑みれば、本件元建築作業従事者らとの関係において、同建材は直接取扱い建材に該当しない。同人らの石綿関連疾患発症は、吹付け材等、他の石綿含有建材に起因するものである。

なお、被告(イ)D I C の加工・販売に係る建材は、既に塗装等の化粧が施された不燃化粧板であり、建築現場においてこれにさらにクロスを張ることは考えられないから、同建材はクロス工である承継前原告(25)の直接取扱い建材には該当しない。

（被告(ハ)デンカの主張）

(1) 加害行為

被告(ハ)デンカ株式会社（以下「被告(ハ)デンカ」という。）は、石綿含有建材を販売した 100% 子会社である東洋化学株式会社（以下「東洋化学」という。）を平成 15 年 4 月 1 日に吸収合併した。東洋化学は、製造委託先が製造した石綿含有建材（「トヨベスト」、「トヨかわら」及び「トヨモール」）を販売したにすぎない。上記各建材はいずれもクリソタイルを使用し、原則として木造の戸建住宅ないしアパートにのみ使用されるものであった。

③石綿含有住宅屋根用化粧スレートである「トヨベスト」（販売期間：昭和 50 年から昭和 55 年まで）及び「トヨかわら」（販売期間：平成 7 年から平成 13 年まで）は、基本的に切断を必要とせず、切断が必要な場合も押切カッターで行われ、サンダーや丸のこはほとんど使用されず、作業場所は屋外であったこと等から、切断・せん孔等によって生じる粉じんの量は日本産業衛生学会が定める許容濃度を下回るものであった。また、解体・改修工事においても、屋根材は手作業で取り外されそのままの形で搬出されるから、同建材から石綿粉じんが発生することもない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

押出成形セメント板である「トヨモール」（販売期間：平成3年から平成11年まで）は、破風板、幕板、見切縁、出隅柱及び出隅として使用される住宅外装専用部材であり（サイディングではない。）、建物完成直前に施工されるため、配線その他の理由で同建材に穴をあけることはない上、基本的に切断を必要とせず、また、作業場所は屋外であったこと等から、切断等によって生じる粉じんの量は日本産業衛生学会が定める許容濃度を下回るものであった。また、同建材は、非常に細かい部品であり、解体工事において、バールやハンマー、重機を用いた取壊し作業を行っても、粉じんが発生することはほとんどない。

以上に加え、「トヨベスト」及び「トヨかわら」に使用された石綿の量は、昭和46年から平成13年までの間に我が国で出荷された全住宅用屋根用化粧スレートに係る石綿使用量の0.0179%、「トヨモール」に使用された石綿の量は、上記期間に出荷された押出成形セメント板に係る石綿使用量の0.0196%にすぎないこと等から、本件元建築作業従事者らが同建材から生じる粉じんにばく露した可能性は限りなくゼロに近い。

(2) 注意義務違反

東洋化学の販売に係る建材は、いずれも屋外作業で使用されるものであるところ、かかる建材のみを販売した東洋化学ないし被告(ハ)デンカについては、注意義務違反（警告義務違反、石綿不使用義務違反）を認めることはできない。

また、クリソタイルについては、国際的に見ても、ごく近年に至るまで、より危険性が高いとされる吹付け石綿を禁止するなどの適切な管理使用によって安全に使用することが可能であると考えられ、原告らが主張する時期に、石綿の使用を全面的に禁止すべきとする国際的なコンセンサスが形成された事実はないから、東洋化学ないし被告(ハ)デンカは石綿不使用義務を負わない。

仮に、東洋化学ないし被告(ハ)デンカに、警告義務が認められたとしても、解体・改修作業との関係においては、建材の販売者にすぎない東洋化学ないし同被告が、販売の数十年後に同作業に従事する者との関係で同義務を履行することは現実的に

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

不可能である。

(3) 製造物責任法に基づく責任

東洋化学が販売した建材から生じる粉じんは、日本産業衛生学会の定める許容濃度を下回るものであり、同建材は、通常の用途に応じた使用に際し、石綿粉じんを大量に発生させるものではないから、設計上・製造上の欠陥はなく、また、同建材は屋外作業でのみ使用される建材であって警告表示義務を負わないから、警告表示上の欠陥もない。

(4) 共同不法行為

ア 東洋化学ないし被告(ハ)デンカは、石綿含有建材に危険性があるとの認識を有さず、同建材を建築現場に集中・集積する意図やその目的で事業活動を行ったことはなく、その集中・集積の可能性の認識もなかった。また、東洋化学ないし同被告は、他社がどのような成分の建材を製造・販売しているかなど一切認識しておらず、建築作業従事者が、建築現場で自社又は他社の石綿含有建材に不回避的にばく露し、石綿関連疾患に罹患する危険にさらされるなどという認識は有していなかった。以上に加え、東洋化学ないし同被告は、石綿含有建材を製造したことはなく、石綿関連業界団体に所属したこともなく、石綿の安全性をアピールしたり J I S 規格の統一や公認に関与したりしたこともないから、石綿含有建材の製造・販売メーカーとの間の関連共同性を認める余地はない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らは、東洋化学の販売に係る建材が、解体工ないし大工である本件元建築作業従事者らとの関係で直接取扱い建材である旨主張するものの、その主張は、東洋化学の販売に係る建材を含め、各建材を直接取り扱った可能性がゼロではないから直接取扱い建材とするというものにすぎず、実質的には主位的主張と異なるものではないから、前記アと同様、被告(ハ)デンカとの関係において、予備的主張①に基づく主張は理由がない。

なお、上記の本件元建築作業従事者らとの関係で直接取扱い建材とされる建材を

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

製造・販売した共同行為者は多数に上り、これらによる建材の製造・販売の時期・場所、建材の種類、販売先等も様々であるから、これらの間に関連共同性を認める余地はない。

また、「トヨかわら」及び「トヨモール」については、その販売期間及び建物の耐用年数を考慮すれば、現在までに同建材が使用された現場で大規模な改修工事や解体工事が行われたとは考え難い。

（被告(ヒ)東洋テックスの主張）

(1) 到達可能性がないこと

被告(ヒ)東洋テックス株式会社（以下「被告(ヒ)東洋テックス」という。）の製造・販売に係るロックウール吸音天井板（販売開始時期は昭和 57 年）の販売先、最終的な購入者や使用者は、香川県を中心とする四国地方がほとんどであり、中国地方や関西地方の一部でわずかに使用された可能性がある程度であるところ、四国地方での建築作業に従事したことの無い本件元建築作業従事者らが同建材を使用した可能性はない。また、同建材は、一般住宅の台所及び応接間の天井材としてのみ使用され、一般住宅での建築作業に従事したことの無い本件元建築作業従事者らが同建材を使用した可能性はなく、これを使用した職種は極めて限られる。なお、同建材の市場占有率は 5% 以下であった。

(2) 安全性が確保されていたこと

前記建材は、ロックウールやパルプ等を主原料として構成され、クリソタイル含有率は 3% 程度であったところ、その表面は塗装されたため石綿が飛散することはない。また、建築現場で切断する必要は基本的になく、切断するとしてもカッターで切断し、切断面はきれいでやすりをかける必要もないため、粉じんが飛散することもない。また、解体時においても、材質が柔らかく表面に塗装が施されているため、粉じんが発生・飛散することはない。

（被告(フ)東レ ACE の主張）

(1) 加害行為、注意義務違反等

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ア 被告(7)東レACE株式会社（以下「被告(7)東レACE」という。）は、㊸石綿含有けい酸カルシウム板第1種である「グラサル」シリーズ及び㊹石綿含有窯業系サイディングである「完璧」を販売した。

(ア) 「グラサル」シリーズは、輸入品であってJISに準拠していないこと等から、一般的なけい酸カルシウム板と比較し、重い、硬い、加工が難しい、高額であるなどの特徴があるため、手術室、クリーンルーム、化学実験室等、特別の耐久性が要求される部屋の内装仕上げ材として用いられることが想定され、通常の小規模建物に利用される可能性はほとんどなく、これらの建物のみでの建築にかかわった本件元建築作業従事者らが同建材に起因する石綿粉じんにはばく露した可能性はない。また、最終仕上げ段階で使用されるため、配線工事等のために現場で切断されることもない。

上記の特徴を有することから、同建材は、グラサル会に所属した指定代理店を通じ、指定工事店が施工するという特殊な販売方式を採用したところ、本件元建築作業従事者らの中にグラサル会に関与した者は存在しない。

なお、「ファサール」は「グラサル」の研究開発段階の試作品であり、一般の流通過程にのっていない。また、「グラサル耐衝撃パネル」はトンネル用内装材であり、高速道路のトンネル施工を行ったことのない本件元建築作業従事者らへの到達可能性はない。

(イ) 「完璧」は、長さが3mあるため住宅内への搬入が極めて困難であり、専ら屋外で施工されたところ、屋外での石綿切断等作業において使用される石綿含有建材に関する注意義務の発生時期は早くとも平成14年であり、「完璧」の製造期間が平成10年までであることからすれば、被告(7)東レACEは上記注意義務を負わない。

イ 解体・改修作業において、同作業者は、製品の警告表示を直接視認する立場になく、現場監督等を通じての指揮監督に期待することもできないから、警告表示による結果回避可能性は存在せず、警告義務は認められない。

(2) 製造物責任法に基づく責任

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

平成 7 年 7 月 1 日以前に引き渡された製造物には同法の適用がないところ、被告(7)東レ ACE 販売に係る石綿含有建材には、昭和 54 年から平成 10 年まで製造された「完璧」を除き、同法の適用はない。

また、原告らは、同被告の製品と本件元建築作業従事者らの損害との間の個別因果関係に関する主張を行わないから、同被告は、同法に基づく責任を負わない。

(3) 共同不法行為

原告らは、民法 719 条 1 項前段の共同不法行為の要件として、本件元建築作業従事者らの損害と被告(7)東レ ACE の行為との間の個別的因果関係を主張立証しなければならぬにもかかわらず、これをしない。

また、いわゆる「強い関連共同性」については、場所的・時間的近接性・一体性のほか、競合行為者に対して危険の共同支配・管理を要請できるだけの客観的状況が備わっていることが、いわゆる「弱い関連共同性」については、時間的・場所的近接性のほか、個別行為の寄与度が不明なほどに複数行為者間の行為が一体であることが、それぞれ要件として必要であるところ、原告らは、同被告に関するこれらの要件につき主張立証しない。

(被告(ハ) L I X I L の主張)

(1) 加害行為

ア 被告(ハ)株式会社 L I X I L（以下「被告(ハ) L I X I L」という。）は、いずれもクリソタイルを含有する外装材である㊸石綿含有窯業系サイディング（「エクセリア」：製造期間・平成 3 年から平成 9 年まで、「セラディング」：同・昭和 62 年から平成元年まで、「セラボード」：同・平成元年）及び㊹石綿含有押出成形セメント板（「セラモール・デコモール」：同・昭和 62 年から平成 10 年まで、「セラディング防火スタンダード」：同・昭和 62 年から平成元年まで、「セラディングヨロイ防火スタンダード」：同・昭和 62 年から平成元年まで、「セラブリックベース 10」：同・平成元年から平成 10 年まで）を製造・販売した。

旧 I N A X が製造・販売した「エクセリア」は、壁面の大部分を占める平物には

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

石綿が使用されず、石綿が使用されたのは出隅材と幕板材のみで、その含有率は約 1.3% であって、切断・取付作業は屋外で行われた。出隅材と幕板材は意匠材であるため、そもそも切断する回数が少なく、切断時の粉じん飛散量はごくわずかであり、これによる石綿関連疾患発症の危険性はない。また、旧 I N A X は認定店制度を採用したため、同建材を施工したのは、サイディング工の中でも限定されるどころ、本件元建築作業従事者らで、認定店に就職し、認定店から仕事を請け負い、又は所定の研修を受けた者はいない。なお、他の職種が同建材を取り扱うことはない。

旧トステムが製造・販売したその他の建材の切断・取付作業は屋外で行われたから、切断時の飛散量はごくわずかであり、これによる石綿関連疾患発症の危険性はない。

イ 共同不法行為にいう加害行為というためには、被害者に到達する相当程度の可能性がある必要があるところ、石綿含有建材を製造・販売し建材市場の流通においただけでは、本件元建築作業従事者らがこれを使用するか不明であるから、当該製造・販売行為を同人らに対する加害行為と評価することはできない。

(2) 注意義務違反

ア 旧 I N A X 又は旧トステムが製造・販売した石綿含有建材は屋外で用いられる建材であるところ、屋外作業については、石綿粉じん濃度に関する十分な研究結果等はなかったから、当該製造・販売行為から建築作業従事者が石綿関連疾患に罹患することを予見することは困難であり、旧 I N A X ないし旧トステムは警告義務を負わない。なお、上記建材はいずれも石綿含有率が 5% 未満であり、安衛法にも違反しない。

イ 旧 I N A X 又は旧トステムが製造・販売を中止するまでの間、クリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占め、石綿の製造を禁止すべきとの考えが主流となった事実はないから、旧 I N A X ないし旧トステムに石綿不使用義務違反はない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 共同不法行為

ア 民法 719 条 1 項前段

同項前段が一切の減責の主張を許さないという強い法的効果をもたらすことからみて、同項前段の要件とされる関連共同性は、同効果を正当化するに足りるだけの強固な結びつきがあることを要するところ、石綿含有建材を建築現場に出荷したという共通性にに基づき、同項前段が想定する上記の強固な結びつきがあったということとはできない。

被告(ハ) L I X I L は、日本石綿協会にも石綿スレート協会にも属さず、自らの営利性等を独自に判断して建材を販売したから、他の被告企業らとの間に関連共同性はない。また、代替化努力義務や警告表示義務は、石綿含有建材の製造・販売者としての地位に基づき独自に負う義務であって、他の被告企業らとの関係で問題とされる義務ではなく、被告(ハ) L I X I L が他の被告企業らと一体となって義務の履行を怠ったこともない。

イ 民法 719 条 1 項後段

同項後段の適用又は類推適用に当たっては、本来であれば責任を負わない者が因果関係不存在の立証ができないがために責任を負わされるという不当な事態を回避すべく、被害者側に一定程度の立証を求めることが合理的であるところ、原告らは、本件元建築作業従事者らが旧 I N A X 又は旧トステムの石綿含有建材を使用したこと（少なくとも、使用した相当程度の可能性があること）の立証責任を負うというべきである。

また、本件元建築作業従事者らのうち、旧 I N A X の製造・販売に係る「エクセリア」の製造が開始された平成 3 年までしか建築作業に従事していない者、旧トステムの製造・販売に係る石綿含有建材の製造が開始された昭和 6 2 年までしか建築作業に従事していない者については、旧 I N A X 及び旧トステムの石綿含有建材に起因する石綿粉じんにはばく露した可能性がないことは明らかであり、石綿肺、肺がん、中皮腫には潜伏期間が存在することに照らすと、民法 719 条 1 項後段を前提

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

としても、多くの本件元建築作業従事者らについて、旧 I N A X 及び旧トステムの製造・販売に係る石綿含有建材と石綿関連疾患との間に、因果関係がないことが明らかである。

(4) その他

他の同種訴訟において、被告(ハ) L I X I L に対する訴えは取り下げられている。

(被告(ホ)ナイガイの主張)

(1) 被告(ホ)ナイガイの製造に係る建材

被告(ホ)ナイガイは、①吹付け石綿である「サーモテックス A」(製造期間は昭和 44 年から昭和 50 年まで、石綿含有率は 60～70%)、②石綿含有吹付けロックウールである「サーモテックス」(石綿含有率は、昭和 36 年から昭和 50 年まで 5%、昭和 51 年から昭和 53 年 8 月まで 5%未満であり、同年 9 月以後は石綿を含有しない。)、⑩石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種である「サーモボード L」(製造期間は昭和 58 年 4 月から昭和 62 年 4 月まで、石綿含有率は 2～3%)、⑫石綿含有耐火被覆板である「サーモボード」(製造期間は昭和 38 年から昭和 48 年まで、石綿含有率は 25～30%) を製造した。

(2) 製造物責任法に基づく責任

被告(ホ)ナイガイは、製造物責任法が施行された平成 7 年 7 月 1 日以前に石綿含有建材の製造を終了したから、同被告に対し、同法の適用はない。

(3) 共同不法行為

ア 被告企業らの共同不法行為責任は本件元建築作業従事者ごとに発生し得るものであるから、過失、因果関係等の各要件は、同人らごとに検討、充足される必要がある。

イ 加害行為

原告らは、被告企業らが製造・販売し流通させた石綿含有建材が、各本件元建築作業従事者が従事した具体的な各建築現場に到達したことを主張立証するなどして、当該行為が同人らの損害を発生させる具体的危険性のある行為であることを主張立

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

証する必要がある。

被告(ホ)ナイガイの製造に係る石綿含有建材は、その市場占有率が低い上、鉄骨造建物の建築現場でのみ使用されるため、同現場で従事したことの無い本件元建築作業従事者らとの関係では、同建材に由来する石綿粉じんにはばく露することはなく、また、同被告が自ら施工する現場でのみ使用されたから、同被告が受注した現場で稼働しない限り、同建材に由来する石綿粉じんにはばく露することはない。

ウ 関連共同性

関連共同性は、複数の者による加害行為の間でその有無を検討すべきところ、原告らは、被告企業らの加害行為を、各被告企業がおよそ時間・場所の限定なく一般的に石綿含有建材を製造・販売し流通させた行為であるとのみ主張し、その上で、全被告企業らの製造・販売・流通行為全体につき、関連共同性を論じるのみであって、これは、「被告企業ら全員の製造・販売・流通行為による石綿含有建材が本件元建築作業従事者ら全員に到達しており、かつ、被告企業ら全員の製造・販売・流通行為が、その行われた場所、時間を問わず全て、相互に関連共同性を有する行為である」という前提の上にしか成り立ち得ないが、かかる前提は存在しないから、原告らの主張は失当である。

各本件元建築作業従事者が従事した建築現場において使用された石綿含有建材の製造企業は建築現場ごとに異なるし、被告企業らは、自らの判断で石綿含有建材を製造・販売したのであって、その判断に当たり、他社が別種類の建材を製造・販売して流通におくことは何ら関係ない。また、同じ業界ないし業界団体に所属すること等は、被告企業らの製造・販売行為についての関連共同性を基礎付けるものとはいえない。

エ 因果関係

原告らは、被告企業らの各加害行為と本件元建築作業従事者らの各損害との因果関係を主張立証する必要があるが、これをしない。仮に、被告企業らの共同行為と各損害との間の因果関係の主張立証で足りるとしても、原告らは、本件元建築作業

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

従事者ごとに、共同行為によって製造・販売された石綿含有建材のいずれかが、個別の本件元建築作業従事者が就労した現場に到達し、その到達した石綿含有建材によって同人らが石綿関連疾患に罹患したことを主張立証しなければならないが、これをしない。

オ 民法 719 条 1 項後段の適用・類推適用

前記イのとおり、原告らは、石綿含有建材を製造・販売し流通させた被告企業らの行為が本件元建築作業従事者らの損害を発生させる具体的危険性のある行為であることを主張立証する必要があるところ、これをしない。

択一的競合（同項後段適用）においては、原告らは、択一的競合関係にある行為者が誰であるかを特定し、それ以外の者によって本件元建築作業従事者らの権利・法益侵害がなされたのではないことを主張立証する必要があるが、これをしない。

重合的競合（同項後段類推適用）においては、原告らは、各被告企業が製造・販売し流通させた石綿含有建材由来の石綿粉じんが各本件元建築作業従事者がばく露したことまで主張立証する必要があるが、これをしない。

カ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らの主張は、各本件元建築作業従事者の職種及び就労期間等から同人らが建築作業に従事する際に直接取り扱った可能性のある石綿含有建材を特定したものによらず、必ずしもその可能性が高いとはいえない。かえって、原告らが主張する職種ごとの建材群が極めて多数の同種建材で構成されていること、市場占有率の低い建材が存在することを考慮していないこと、間接的に取り扱う可能性のある建材ないしまれにしか取り扱わない建材をも直接取扱い建材として主張すること等からすれば、原告ら主張に係る直接取扱い建材の中には、各本件元建築作業従事者が直接取り扱った可能性が極めて小さいか、可能性がないものが多く含まれている。そうすれば、直接取扱い建材に関する原告らの主張は、各本件元建築作業従事者に対する具体的危険性を有する行為を特定したことにはならず、失当である。

直接取扱い建材を製造した被告企業ら間の関連共同性に関する原告らの主張につ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

いては、そもそも本件元建築作業従事者らが直接取り扱ったとはいえない難い建材を製造した被告企業らが加害者に含まれている点で共同性が高いとはいえず、また、被告企業らは、独自の企業判断で建材を製造・販売したこと、その製造時期・場所も異なること等からすれば、被告企業らによる直接取扱い建材の製造・販売行為について、社会通念上全体として一個の行為といい得る一体性は認められない。

キ 予備的主張②（主要ばく露建材）

原告らは、重合的競合に該当するとして主要ばく露建材に関する主張をする。しかし、前記オのとおり、原告らは、被告企業らのそれぞれが製造・販売し流通させた石綿含有建材由来の石綿粉じんが各本件元建築作業従事者に到達したことまで主張立証する必要があるところ、被告(ホ)ナイガイについて、同被告の製造に係る石綿含有建材の市場占有率が極めて低いことからこれをせず、また、重合的競合に基づく責任を認めるために必要な主観的要件（各行為者が他者の同様の行為を認識しているか、少なくとも自己と同様の行為が累積することによって被害を生じさせる危険があることを認識していること）についても、これを裏付ける事実はない。

(ア) 配管工，鉄骨工，空調設備工，エレベーター工，塗装工，現場監督，解体工，クロス工及び大工

原告らが、上記職種の主要取扱い建材を製造・販売したとする被告企業らの資本金、売上高及び従業員数の合計において被告(ホ)ナイガイが占める割合は、それぞれ、0.14%、1.46%及び2.06%であるように、同被告は極めて小規模な企業であることに加え、同被告の製造に係る建材の市場占有率は2%よりも低い可能性が十分あるから、同建材が上記職種である本件元建築作業従事者らに到達したとはいえない。

(イ) 電工である承継前原告(1)については、⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種及び⑫石綿含有耐火被覆板が主要ばく露建材であって、これらの建材が断熱材として張り付けられた壁に穴をあける際に同建材由来の石綿粉じんにばく露した旨主張するが、被告(ホ)ナイガイが製造した建材は、耐火目的で躯体の鉄骨を被覆する用途以

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

外で使用されることはないから、同建材は承継前原告(1)の主要べく露建材に該当しない。

（被告(マ)ニチアスの主張）

(1) 加害行為

共同不法行為の要件である加害行為は、原告の権利又は法律上保護される利益に対する具体的・現実的な加害の危険性を有するものでなければならぬところ、原告らが主張する「各被告企業が石綿含有建材を製造・販売した行為」は、各本件元建築作業従事者の生命・身体に対する抽象的・一般的な加害の危険性を有するにすぎないから、上記の加害行為には該当しない。また、原告らは、当該行為が各本件元建築作業従事者（ないし同人らが就労した建設作業現場）に到達する具体的・現実的な可能性につき主張立証しないから、原告らの主張は失当である。

被告(マ)ニチアス製造に係る③湿式石綿含有吹付け材のうち、住宅以外で使用された「トムウェット」は、高層建物等の大規模な現場において湿式工法専用の特殊な噴射機を用いなければ施工することができなかつたこと、同被告が指定する少数の特定業者しか取り扱うことができない建材であったこと（神奈川県内の共立工業(乙マ1003)は主に耐火板の施工を請け負った業者であり、「トムウェット」その他の吹付け材を取り扱った可能性は低い。）等から、同建材にばく露する機会はほとんどない。また、「ATM-120」は、「トムウェット」と同一素材を用いることから、「トムウェット」を耐火被覆工事において使用する場合に平行して間仕切り壁を設置できる点に施工上の合理性があり、「トムウェット」を使用しない現場で「ATM-120」を使用することはない。したがって、③湿式石綿含有吹付け材にばく露したとされる本件元建築作業従事者らも、「トムウェット」及び「ATM-120」にばく露したことはない。

なお、吹付け材がデッキプレートの下面（各階の天井）に吹き付けられることは圧倒的に少なく、また、鉄骨に設置される吊りバンドや、デッキプレートに設置されるアンカーボルト等の設置のため、吹付け材が剥がされることは予定していない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

仮にこれをかき落とす作業があったとしても、吹付け材は湿った状態であるため同作業により粉じんが飛散することはない一方、凝固後は素手で剥がすことは不可能である。

(2) 注意義務違反

我が国では、昭和 45 年当時においても、肺がん及び中皮腫の医学的知見が確立したとは到底いい難く、また、昭和 40 年代以降においても、石綿の管理使用は可能とされており、石綿含有製品の製造・販売を一時停止ないし直ちに中止すべきとの知見及び社会的基盤は存在しない。したがって、被告企業らに石綿含有建材の製造・販売の中止義務（石綿不使用義務）はない。

本件元建築作業従事者らは大工、左官工等の建築作業従事者であって、一般消費者とは異なり、石綿の危険性に関する情報を入手し得る立場にあり、半数をはるかに上回る者がかかる危険性を認識していたから、被告(マ)ニチアスは、本件元建築作業従事者らに対し、警告義務を負わない。仮に同被告が同義務を負うとしても、その時期は昭和 50 年以降に限られ、その内容も、本件元建築作業従事者らが相当の知識等を有する職業従事者であることを前提とした内容で足りるというべきである。すなわち、少なくとも昭和 62 年前後の学校パニック当時では、報道や関連団体の広報等を通じ、ほぼ全ての建築作業従事者が、石綿に発がん性があること、石綿粉じん対策として防じんマスクや集じん機付き電動丸のこ等の対策が必要であることを具体的に認識し、又は容易に認識することが可能な状況であったところ、かかる社会情勢下においては、安衛法 57 条の警告表示の内容及び被告企業らが実践した表示方法・態様に不十分なところはない。

労働安全衛生法令は、労働契約関係において使用者が遵守すべき安全衛生の最低基準を定立するものにとどまるものではなく、最新の医学上の知見等を踏まえ、それ自体が企業の行動準則を定立するため、罰則付きの法的義務のほか、努力義務や通達等を通じて広範・多様・高度の法規制を行うものであるから、不法行為における注意義務の具体的内容を決定する重要な基準として考慮されるものというべきと

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ころ、被告(マ)ニチアスは、昭和50年以後、安衛法に基づく警告表示を行い、平成元年以後、当該建材が石綿を含有することを示す「a」マークを実施するなどしたから、同被告に警告義務違反はない。

また、昭和50年当時は石綿含有量が重量比5%未満の製品はほとんど存在しておらず、石綿の代替化の進展に伴って用いられるようになってきたセピオライトやブルーライト等の代替物には不純物として少量の石綿が含まれる場合もあり、石綿含有の有無及び石綿含有量の測定には技術的な困難性があった。重量比5%未満の石綿含有建材への警告表示の拡大が議論され始めたのは、代替化が徐々に進展しつつあった昭和62年頃である。したがって、昭和50年以降、重量比5%以上の石綿含有建材に警告表示を行ってきたことには合理的理由があり、重量比5%未満の石綿含有建材への警告表示が議論され始めた昭和62年以降、被告(マ)ニチアスは、重量比5%未満の建材を製造・販売していない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

前記(2)のとおり、被告(マ)ニチアスは、本件元建築作業従事者らとの関係において、自らが製造・販売する石綿含有建材につき必要かつ十分な警告表示を行ったから、同建材に欠陥は存在しない。

(4) 共同不法行為

ア 関連共同性等

原告らの主位的主張・予備的主張のいずれにおいても、前記(1)のとおり加害行為の主張が欠如し、加害行為者が特定されていないため、加害行為間の関連共同性（客観的関連共同性）や加害行為者間の関連共同性（主観的関連共同性）を論じる余地がない。

また、国交省データベースは、我が国において石綿含有建材を製造・販売した全企業を網羅するものではなく、各本件元建築作業従事者が就労した建築現場において、被告企業らのいずれかが製造・販売した石綿含有建材が必ず使用されたとは限らず、むしろ、被告企業ら以外の企業が製造・販売した石綿含有建材が使用された

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

可能性もあるから、同データベースに基づいたとしても、原告らによる加害行為者の特定（各本件元建築作業従事者の石綿関連疾患り患が、被告企業ら以外の者の行為には起因しないこと）はされていない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）、同②（主要ばく露建材）

(ア) 被告企業らによる直接取扱い建材ないし主要ばく露建材の製造・販売行為が、個別の本件元建築作業従事者らとの関係において、具体的・現実的な加害の危険性を有するものではないことは前記(1)のとおりであり、少なくとも、同人らが就労した建築現場で、実際に直接取扱い建材ないし主要ばく露建材が使用されたことを主張立証しなければならないにもかかわらず原告らはこれをしない。

「おおむね10%以上の市場占有率を有する建材メーカーが販売した建材であれば、建築作業従事者が、1年に1回程度は、当該建材を使用する建築現場において建設作業に従事した確率が高い」との主張は、実際の個々の建築現場において、個々の石綿含有建材がその市場占有率どおりに等しく行き渡るといふ、あり得ない（立証されていない）前提に基づくものであって失当である。建築現場における使用建材の決定は、ゼネコンや下請業者らの取引関係、当該建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建築現場と建材の製造工場ないし保管場所の距離（運搬の容易さ）等の様々な要因が影響するものである。また、確率論的に検討しても、10%の市場占有率を有する建材が、ある10件の建築現場のうち少なくとも1つの現場で使用される可能性は65.13%（ $1 - 0.9^{10}$ ）であり、これは、「当該建材を使用する建築現場において建築作業に従事した」との高度の蓋然性を有するものと評価することはできない。

(イ) 予備的主張②（主要ばく露建材）に関する個別主張

a 保温工

被告(マ)ニチアス製造に係る保温材は、工場やプラント等の工業用のものであって保温工事専門の保温工が用いるものであるから、一般の建築現場で作業する保温工がこれらを取り扱うことはない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

b 配管工

被告(マ)ニチアス製造に係る吹付け材について、配管工は、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。

前記 a のとおり、同被告製造に係る保温材は、保温工事専門の保温工が用いるものであって、一般の建築現場で作業する配管工である原告(4)が取り扱うことはない。また、同原告は、同被告製造に係る湿式石綿含有吹付け材（「トムウェット」、「ATM-120」）が使用された高層建物等の大規模な現場の経験は少ないから、同原告の石綿粉じんばく露のうち、同被告製造に係る建材に由来する部分は極めて少ない。

甲 4（原告(19)関係）は、全職歴 42 年の約半分にも及ぶ長期間、自動車修理業に従事し、クラッチ板、ブレーキライニング、エンジン及びマフラー等のガスケット交換、シャシー塗装、パテ塗り等の作業により石綿粉じんばく露するなど、建材以外による石綿粉じんばく露の割合が非常に大きいから、建材に基づく石綿粉じんばく露と損害発生との間の因果関係が否定されるべきであり、仮に認められるとしても大幅な減額がされるべきである。

原告(30)は、昭和 37 年 4 月から昭和 42 年 4 月まで、倉庫管理業務に従事し、その際、石綿の原料そのものを取り扱ったところ、そのばく露は、配管工として業務に従事したことに基づくものよりもはるかに重大な直接的・職業的ばく露であるから、大幅な減額がされるべきである。

c 空調設備工、電工

被告(マ)ニチアス製造に係る吹付け材について、空調設備工ないし電工は、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。また、空調設備工ないし電工が室内空調設備や照明等をつり下げるための「つりボルト」を建物に固定するためには、鉄骨のはり等に支持金具を取り付ける方法ではなく、建物のコンクリート部分にアンカーボルトを打ち込むのが通常であり、鉄骨のはり等に付着した吹付け材を剥がす作業は通常の建築

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

工程では生じない。

空調設備工である甲10（原告(16-1)ら関係）の作業現場のほぼ全てが、石綿含有吹付け材が少ない鉄筋コンクリート造建物であるから、同人がばく露した石綿粉じんは、専ら石綿保温材及び石綿セメント円筒（いずれも被告(キ)A&AMの製造・販売によるもの）に起因するものである。

d 鉄骨工

被告(マ)ニチアス製造に係る石綿含有建材について、鉄骨工は、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。また、鉄骨工が、新築工事において、屋根工事や内装工事が進んでいる段階で金属製の階段や手すりを鉄骨に溶接する作業を行うことは通常の建築工程ではあり得ないから、同作業の際に鉄骨に吹き付けられた吹付け材を剥がす作業も生じない。

原告(11)は、昭和27年から昭和35年まで、船の新造・改修作業に従事して船内の断熱材等を取り扱い、同年から昭和36年まで及び昭和42年から平成5年まで、発電機のサイレンサー等作成のために石綿布や石綿ヤーンを取り扱ったところ、これらの作業による石綿粉じんへのばく露は、鉄骨工として建物解体の手伝いに従事したことに基づくばく露よりも重大な直接的・職業的ばく露である。そうすれば、建材以外に起因する石綿粉じんへのばく露が、建材に起因するものよりも大きいから、建材に起因する石綿粉じんばく露と石綿関連疾患り患との間の因果関係は否定されるか、少なくとも大幅な減額がされるべきである。

e 解体工

被告(マ)ニチアス製造に係る石綿含有建材について、解体工は、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。

原告(20)は、溶接やコンクリートはつり作業による粉じんばく露、廃タイヤの運搬等によるカーボン粉じんばく露、セメントプラント内のミキサーのコンクリート

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

はつり作業等、石綿以外の粉じんばく露歴が相当期間存在し、また、車のブレーキパッドの原料であるカシュー材に含まれる石綿粉じんにもばく露したから、建材以外に起因する粉じんばく露が大きな割合を占めていたといえ、大幅な減額がされるべきである。

f 塗装工

塗装工の主要な作業内容は、作業面を平滑にするためモルタルをサンダー等で削り取る作業であるから、塗装工がばく露した石綿粉じんは、主として混和材に起因するものであって、吹付け材が塗装工の主要なばく露原因建材とはいえない。なお、吹付け材が通常施工される鉄骨造建物で甲 1（原告(42-1)ら関係）が作業を行ったのは、同人の職歴全体の 1 割に満たないから、同人が吹付け材に接することはほとんどなかった。

また、被告(マ)ニチアス製造に係る吹付け材について、塗装工は、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。

g 大工、エレベーター工、クロス工、ハウスクリーニング、工事監理・現場監督

(a) 被告(マ)ニチアス製造に係る吹付け材について、上記の者らは、その作業工程において警告表示を目にする機会がなく、警告義務違反と石綿粉じんばく露との間に因果関係はない。

(b) 大工の主要ばく露建材に関し、大工である本件元建築作業従事者らは、けい酸カルシウム板等よりもせっこうボードの作業を行った割合のほうがはるかに多いという趣旨の供述等をするから、被告(マ)ニチアスが製造したけい酸カルシウム板第 1 種に起因する石綿粉じんのばく露量は比較的小さいというべきであり、同建材は、大工である同人らとの関係において、主要ばく露建材には該当しない。

(c) 工事監理を行った甲 1 3（原告(10)関係）について、同人がばく露した可能性のある多種多様の建材のうち被告(マ)ニチアス製造に係るものは、けい酸カルシウム板第 1 種のうちの一部に限られ、かつ、同建材が用いられた現場数も限定的である

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

から、同人が同被告製造に係る建材による石綿粉じんにはばく露した割合は低く、同建材以外の建材に起因するものが大部分であった。

（被告(ニ)ニチハの主張）

(1) 加害行為

ア 被告(ニ)ニチハ株式会社（以下「被告(ニ)ニチハ」という。）は、昭和49年11月から昭和56年5月までの間、木造の低層戸建住宅の外壁として使用する㊦石綿（クリソタイル）含有窯業系サイディング（「ゴールデンモエンサイディング」、石綿含有率8%）を製造・販売したところ（同月以後に製造・販売した窯業系サイディングは石綿を含有しない。）、同建材に含有された石綿の量は全国の石綿製造・使用量のうちのわずかであり、石綿は建材内部に原料として固着した非飛散性のものであって、同建材を切断する際も屋外の開放空間で行われ、ごく少量の石綿が外気中に飛散するのみであることに加え、当時の窯業系サイディングの住宅外壁に占める割合は1%以下であり、被告(ニ)ニチハの製造・販売に係る建材の市場占有率は0.25%を超えないことをも考慮すれば、同被告による製造・販売行為は、各本件元建築作業従事者の損害発生の原因たり得る危険な行為であったとはいえない。

石綿肺は、断面が3ないし5 μm 以下の石綿線維を5ないし20本/ cm^3 の吸入が断続的に起こるような環境がなければ発生しないとされ、その閾値は少なくとも25本/ cm^3 ×年以上であり、また、肺がんの発症リスクを2倍以上にする石綿ばく露量は、累積ばく露量25本/ cm^3 ×年以上である。被告(ニ)ニチハの製造・販売に係る建材は、同(ケ)ケイミューの製造・販売に係る建材とほぼ同様の製品であることから、施工時における時間加重平均個人ばく露濃度も0.098本/ cm^3 と考えられ、このようなばく露濃度の低さに鑑みれば、被告(ニ)ニチハの製造・販売に係る建材による石綿肺ないし肺がん発症の可能性はおよそ考えられない。

イ 石綿含有建材が個別の建築現場に搬入され、各本件元建築作業従事者にばく露され得る状態になって初めて加害行為として捉えられるところ、石綿含有建材を製造・販売し市場に流通させる行為をもって加害行為とすることはできない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(2) 注意義務違反

一民間企業にすぎない被告(ニ)ニチハが、当時の最高の科学技術水準を基礎とした高度の注意義務を負うとはいえないところ、同被告の製造・販売に係る建材の性質（前記(1)のとおり、クリソタイルを含有し、屋外で使用される非飛散性建材であって、石綿含有率は8%）に加え、昭和61年におけるILOの国際合意ですら、非飛散性クリソタイルについては使用を禁止するまでの必要はないと理解され、同時期以前に非飛散性クリソタイルの具体的危険性について医学的知見が確立したはいえないこと、同被告の製造・販売に係る建材は、日本産業衛生学会で承認された許容濃度である「5 μm 以上の石綿線維で2本/cm³」の20分の1のばく露濃度しか認められないこと、屋外における客観的な石綿粉じん濃度の高さを示すような研究結果が昭和56年の時点においても存在しなかったことを考慮すれば、昭和40年ないし昭和50年において、非飛散性クリソタイルの具体的危険性を予見すべきであったとはいえず、上記建材の製造・販売を昭和56年に廃止した同被告に警告義務違反や石綿不使用義務違反はない。

なお、同被告の製造・販売に係る建材は、その性質上、使用に当たり他の石綿含有建材との結合を必須とするものではなく、同被告は、実際の建築現場において他に石綿含有建材が使用されるか否か、仮に使用されるとして、使用される建材の種類、使用方法ないし含有する石綿の種類及び量等について知ることはできず、他の石綿含有建材の使用に伴う危険性を予見することはできない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(ニ)ニチハは、同法施行前の昭和61年に石綿含有建材の製造・販売を廃止したから、同法所定の責任を負うことはない。

(4) 共同不法行為

ア 被告(ニ)ニチハは、他の被告企業らと相互に利用しあって潜在的需要を開発し、市場・販路を形成・拡大したり、共同して石綿含有建材を製造し市場に供給したりしたことはなく、単独で石綿含有建材を製造・販売したにすぎないから、他の被告

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

企業らとの間の共同行為は存在しない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

択一的競合に当たるとして民法 719 条 1 項後段を適用するには、①加害者と疑われる複数の者がそれぞれ独自に因果関係以外の不法行為の要件を満たすこと、②真の加害者が不明であることに加え、③加害者と疑われる各人の各行為がそれぞれ単独で被害者の損害を生じさせる現実的具体的危険性の高い行為であること、④「共同行為者とされる者以外に疑いをかけることのできる者はいない」という形で共同行為者全員が特定されていることを要するというべきところ、原告らは、被告(ニ)ニチハとの関係において、上記③、④を具体的に主張立証しないから失当であり、この点は、予備的主張①（直接取扱い建材）における原告らの主張についても同様である。

本件元建築作業従事者らの作業実態、石綿粉じんばく露の実態も各人ごとに千差万別であって、ある職種に属するからといって、作業実態、石綿ばく露実態を一律的に論ずることはできず、職種のみによって直接取扱い建材を特定する予備的主張①は失当である。

なお、木造建物の耐用年数（30年）に鑑みれば、被告(ニ)ニチハの製造・販売に係る建材が解体の対象となるのは平成16年以降であるところ、石綿関連疾患発症までの潜伏期間を考慮すれば、解体作業との関係においては、平成26年以後に発症した者でなければ同建材を直接取扱い建材とすることはできない。

（被告(ハ)日東紡績の主張）

(1) 加害行為

ア 被告(ハ)日東紡績は、製造業者から仕入れた⑯石綿含有スレートボード・平板（昭和55年から平成13年まで）及び⑰石綿含有けい酸カルシウム板第1種（昭和60年から平成9年まで）を、それぞれ販売した（いずれも製造はしていない。）。また、同被告は、⑱石綿含有ビニル床タイル（昭和35年から昭和62年まで）、⑳石綿含有ロックウール吸音天井板（昭和43年から昭和44年まで及び昭和46年か

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ら昭和 62 年まで), ②石綿含有吹付けロックウール (昭和 36 年から昭和 62 年まで), ③湿式石綿含有吹付け材 (昭和 49 年から昭和 62 年まで), ⑩石綿含有スラグせっこう板, ⑪石綿含有パルプセメント板及び⑰石綿含有その他パネル・ボード (同 3 建材につき, いずれも遅くとも平成 13 年まで) を, それぞれ製造・販売した。

上記建材について, ⑲石綿含有ビニル床タイルは, 樹脂で固形化され板状に加工されたものであって, 切断には主にカッターナイフが使用されるから, 他の素材と比較し粉じんは発生しない。⑳石綿含有ロックウール吸音天井板は, クリソタイルのみを使用し, 主にカッターナイフで切断されるため, 粉じんはほとんど発生しない。㉑石綿含有吹付けロックウールは, クリソタイルのみを使用し, 吹付け後に「コテ押さえ」を行うことにより飛散しにくい状態となるから, 同建材に含有する石綿にばく露する危険性は低い。また, ㉒湿式石綿含有吹付け材は, クリソタイルのみを使用した。

イ 被告企業らが, 石綿含有建材を製造・販売して建材市場の流通においたことを加害行為と捉え, 当該建材に含有される石綿が特定の本件元建築作業従事者らに到達することを加害行為の要件としないことは, 加害行為を広げすぎている点において不当である。

(2) 注意義務違反

我が国において, 原告ら主張に係る注意義務違反の前提となる石綿関連疾患の医学的知見が確立したとはいえないから, 被告(㉓)日東紡績に注意義務違反はない。また, 法令上, 石綿の製造・販売を中止する義務は課されていないから, 同被告が, 法令に基づき石綿含有建材を製造・販売したことにつき, 何らの注意義務違反もない。

なお, 解体工である本件元建築作業従事者らとの関係において, 警告表示による結果回避可能性は否定されるから, 同被告は, 同人らに対し, 警告義務を負わない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告(ム)日東紡績は、昭和62年に石綿含有建材の製造を停止したから、平成7年7月1日に施行された同法に基づく責任を負わない。

同被告は、法令の規制に従って建材を製造したから、同被告の製造に係る建材に欠陥は存在せず、また、欠陥があったとしても、これと本件元建築作業従事者らの損害との間に因果関係は存在しない。

さらに、同法は平成7年7月1日以降に引き渡した製造物について適用されるところ、本件元建築作業従事者らのうち、就労終期が同日より前の者については、そもそも同法による保護を受けられない。

(4) 共同不法行為

ア 民法719条1項前段の要件として、通常の客観的関連共同性では足りず、強い客観的関連共同性が必要と解されるところ、被告企業らによる石綿含有建材の製造・販売について時間的・場所的一体性が存在しないため、同建材の製造・販売行為の結果が競合して本件元建築作業従事者らの損害を発生させる危険な状態を作出したという関係が存在せず、また、被告企業らが、石綿含有建材の有する危険の同質性や集積の必要性の認識を共有していなかったこと等からすれば、被告企業ら間において、上記の強い客観的関連共同性はない。

イ 民法719条1項後段は、加害者間に択一的競合関係がある場合に適用ないし類推適用されるところ、本件では、被告企業らの誰かが加害者であることは明らかであるが、それが誰であるか不明である場合に成立し得るから、原告らは、被告として特定された者以外の者によって損害がもたらされたものではないことを証明する必要がある。しかしながら、原告らはこれをしないから、被告企業ら間に択一的競合関係は認められず、同項後段を適用ないし類推適用することはできない。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

本件元建築作業従事者らが直接取り扱う建材は、その職種が同一であっても、同人らごとに差異がある上、同建材の特定も推測の域を出ず、高度の蓋然性ないし相当程度の可能性の立証に至るものではないから、原告らの主張は失当である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

エ 予備的主張②（主要ばく露建材）

(ア) 前記イのとおり，民法 719 条 1 項後段は択一的競合の場合に適用され，重合的競合の場合に適用ないし類推適用されることはない。

重合的競合の場合に同項後段が類推適用されるとしても，加害行為の前提として，各被告企業の製造に係る建材が特定の本件元建築作業従事者へ到達したこと，及び，共同行為の前提として，強い関連共同性の立証が必要となるところ，これらのいずれも認められない。

(イ) 被告(㌠)日東紡績が製造・販売した建材のうち，各本件元建築作業従事者に到達した蓋然性が高いとして原告らが主張する建材（主要ばく露建材）は，②石綿含有吹付けロックウールである「スプレーテックス」（耐火被覆材乾式工法，製造期間：昭和 36 年から昭和 50 年まで）及び③湿式石綿含有吹付け材である「スプレーウエット」（耐火被覆材，製造期間：昭和 49 年から昭和 62 年まで）である。

「スプレーテックス」の市場占有率は 3.6 ないし 4.6 % 程度であり，同被告又はその子会社であったスプレーテックス工事株式会社（昭和 40 年から昭和 47 年まで）ないし日東紡スプレー工事株式会社（同年以後）が認定した特定の下請業者以外の一般の吹付け業者が取り扱う可能性は低かった。「スプレーウエット」の市場占有率は高くとも 0.9 % 程度であり，日東紡スプレー工事株式会社が認定した特定の下請業者以外の一般の吹付け業者が取り扱う可能性が低かった上，高額かつ特殊な吹付け機械が必要で，高度の技術を持った左官工でないと施工が困難であるなどの事情があったため，ほとんど市場に流通しなかった。以上からすれば，上記の建材が本件元建築作業従事者らに到達した蓋然性が高いとは到底いえない。

なお，原告ら主張に係る現場数については，これを裏付ける立証が不十分であり，また，現場数がいくら多いとしても，これにより被告(㌠)日東紡績の製造・販売に係る石綿含有建材が各本件元建築作業従事者に到達した高度の蓋然性を立証することはできない。

(5) その他

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

九州建設アスベスト損害賠償請求控訴事件において、全ての一審原告らは、昭和50年以前は①吹付け石綿に大きな責任があり、②石綿含有吹付けロックウール及び③湿式石綿含吹付け材はその製造始期が昭和50年より前であったとしても主要ばく露建材に該当しないとして、被告(㏸)日東紡績に対する訴えを取り下げたところ、上記の理由は本訴においても妥当するから、同被告は、原告らに対し、共同不法行為責任を負わない。

（被告(㏸)日本インシュレーションの主張）

(1) 加害行為

被告(㏸)日本インシュレーションは、①石綿含有けい酸カルシウム板第2種（昭和43年から昭和61年まで）、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材（昭和35年から昭和54年まで）及び⑭煙突用石綿断熱材（昭和53年から平成2年まで）を、それぞれ製造・販売した。なお、我が国における石綿含有建材の石綿使用量全体に対する同被告の石綿使用量の割合は、多くとも0.14%にとどまる。

ア ①石綿含有けい酸カルシウム板第2種（「タイカライト1号」、「同2号」）

被告(㏸)日本インシュレーションの、鉄骨用耐火構造用材料全体におけるけい酸カルシウム板第2種の市場占有率は約3%であったところ、「タイカライト1号」、「同2号」の石綿含有率は多くとも7%であり、主として鉄骨造建物の柱・はりの耐火構造用材料として使用され、「広い面積での壁、天井」には使用されない。同建材は、けい酸カルシウムの中に補強繊維として石綿を配合し、板状にプレス成型したものであって、自然に崩れることはないから粉じんが発生・飛散する可能性はなく、また、工場においてプレカット加工されたことから施工現場において加工する機会は極めて少なく、加工を要するとしても手のこで切断する程度であるから、石綿が飛散する可能性は極めて低い。

イ ⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材（「ベストライト」、「エックスライト」、「ダイパライト」、「インヒビライト」）

上記建材は、石油コンビナート、発電所等のプラントの配管（ボイラー室等を除

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

き屋外）及び製鉄所等の加熱炉（屋内）の保温材としてのみ使用され、ビルや一般住宅等での建築設備配管の保温工事には使用されない。

けい酸カルシウムの中に補強繊維として石綿を配合し、配管を覆うカバー状（配管部分用に配管の径に合わせた金型で成形した曲面状の製品）又は板状に固めたものであり、自然に崩れることはないから粉じんが発生・飛散する可能性はなく、また、配管支持部が貫通するように手のこ等で穴を空けたり、プラント曲がり部への施工のため手のこで切断したり、鋼板製の炉外壁に取り付けられたおさえ金物が通る部分を手のこで切除したりする場合等を除き、施工現場での加工はされないから、これにより粉じんが発生・飛散することはない。

ウ ⑭煙突用石綿断熱材（「ハイスタック」）

同建材の石綿含有率は4.3ないし8.4%であり、ボイラー、発電機を有するビル（病院、ホテル、事務所ビル）の煙突に利用され、戸建住宅には使用されない。けい酸カルシウムの中に補強繊維として石綿を配合して筒状にプレス成形して固めたものであり、自然に崩れることはないから粉じんが発生・飛散する可能性がなく、また、あらかじめ工場において鋼材と組み合わせた煙突ユニットとして加工され、施工現場では同煙突ユニットを所定の場所に固定するだけであって、煙突1本当たり1箇所点検口・煙道の施工の際に障害となる断熱材を手のこで切り取る際を除き、粉じんが発生・飛散することはない。

エ ⑪石綿含有けい酸カルシウム板第2種及び⑭煙突用石綿断熱材は、鉄骨造等の堅固な大規模建物、高層ビルに採用されることが多く、これらの建物が解体されるのは早くとも平成10年以降であるところ、石綿関連疾患の潜伏期間を考慮すれば、本件元建築作業従事者らの同疾患発症が、被告(メ)日本インシュレーションの製品を原因とするものとは考え難い。

(2) 注意義務違反

被告(メ)日本インシュレーションは、原告ら主張に係る注意義務の存在自体を争うものであるが、特に解体作業従事者との関係においては、警告表示による結果回避

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

可能性はなく、警告義務違反はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(X)日本インシュレーションは、同法施行時点において石綿含有建材を製造・販売していないから、同法に基づく責任を負わない。

(4) 共同不法行為

ア 原告らは、予備的主張①（直接取扱い建材）及び同②（主要ばく露建材）において、被告(X)日本インシュレーションの製造・販売に係る⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材が、直接取扱い建材ないし主要ばく露建材に該当する旨主張する。

しかし、同保温材は、300ないし1000度にも達する高温への耐熱性を有するものであって、前記(1)イのとおり、石油コンビナートや発電所、製鉄所等の特殊な建物の配管等に使用され、工場一般やビル、一般住宅等に使用されない上、その石綿含有率は低く（4ないし10%）、施工の際の粉じんの飛散性は低い。さらに、保温材には、⑥石綿含有けいそう土保温材、⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材、⑧石綿含有バーミキュライト保温材、⑨石綿含有パーライト保温材、⑩石綿保温材、石綿布団等のほか、グラスウールやロックウールを使用した保温材（けい酸カルシウム保温材に比べコストが安く低温域において汎用性が高い。）があり、多数のメーカーが様々な建材を製造・販売したことや、保温材全体に占める被告(X)日本インシュレーションの市場占有率が極めて小さいこと（昭和52年当時、0.838%）からすれば、本件元建築作業従事者らとの関係において、同被告の製造・販売に係る⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材が直接取扱い建材ないし主要ばく露建材に該当するとはいえない。

イ 原告らは、間接ばく露による被害を指摘し、本件元建築作業従事者らがり患した石綿関連疾患の原因となる石綿粉じんは様々な建材に起因する旨主張するところ、当該主張は、特定の建材が主要ばく露建材であるとして同建材の市場占有率を議論することと矛盾する。また、全ての建材及びその製造・販売企業が記載されていない、用途等が正確でないなどの点において不完全である国交省データベースを基に

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

市場占有率を算出することや、市場占有率 10%以上と 10%未満とで責任の有無を区別することは、不当である。

本件で重要な点は、現場数の多寡（原告ら主張に係る現場数は、「現場」の意味内容、「現場数」の数え方等につき疑義がある。）や市場占有率の高低ではなく、個々の本件元建築作業従事者らが、どの被告企業の建材を使用したかを具体的に明らかにすることであり、これは、各本件元建築作業従事者が、建設を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係、対象建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建築現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離（運搬の容易さ）等の具体的な事実関係によって立証する必要がある。そして、大半の本件元建築作業従事者らについては、被告(メ)日本インシュレーションの製品を取り扱ったことに関する立証がない。

ウ 保温工

原告(20)、同(29)及び同(40)の作業は、次のとおり、被告(メ)日本インシュレーションの製造・販売に係る保温材が使用される作業であったとは認められない。

(ア) 原告(20)は、取り扱った建材の製品名やメーカー名について記憶も記録もない旨供述するところ（甲 F 20 の 2）、同原告が供述する保温材の使用方法は被告(メ)日本インシュレーションの製造・販売に係る保温材に関するものとは考えられない。

(イ) 原告(29)は、被告(キ)A & AMの下請として働き、同(マ)ニチアスからの仕事を専門的に行う北湧産業の仕事を受けていたこと（甲 F 29 の 1）や、国交省データベースに基づき、取り扱ったことのある建材の製品名及びメーカー名を複数挙げているにもかかわらず、被告(メ)日本インシュレーションの製造・販売に係る保温材を挙げていないこと（甲 F 29 の 2）からすれば、同原告が、同建材を使用した可能性は極めて低い。

(ウ) 原告(40)は、ほとんどあらゆる種類の保温材を使用したといえ（甲 F 40 の 1・2、同原告本人）、また、同原告が供述する使用方法（巻く、はがす、塗る、張り付ける、はさみやナイフで切る）は、同被告の製造・販売に係る保温材に関するもの

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ではない。

(5) その他

建築現場における防じん対策の第一次的な責任は、工事作業者と最も緊密な関係にある事業者、元請業者たるゼネコン等、さらには労働者本人にあり、メーカーである被告企業らにあるわけではない。

（被告(㉔)日本碍子の主張）

(1) 加害行為

被告(㉔)日本碍子株式会社（以下「被告(㉔)日本碍子」という。）は、昭和53年以後、同被告が製造する「ハイセラル」(石綿を含有しない。)を、芯材であるフレキシブルボード（特定の提携顧客が現物支給したもの）に接着加工した、⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板である「ハイセラル複合板(腰板パネル)」を、当該提携顧客に販売した。同建材は、提携顧客との間であらかじめ決められた寸法等に従って製造され、配管等へのせん孔を含め、施工現場での切断加工はされず、サッシ等にそのままはめ込む方法により取り付けられる構造となっていたから、その施工に際し、建築作業従事者に対する石綿粉じんばく露を生じさせるものではなかった。

また、同被告は、昭和54年から平成4年までの間、同被告が製造する「NGK WALL」を、裏打ち材である石綿含有けい酸カルシウム板（石綿ボードメーカーが既製品として製造したもの）に接着加工した、⑯石綿含有その他パネル・ボードを販売した。同建材は顧客等との間で決めた寸法等に従って製造され、施工現場での切断加工はなされず、取付けに当たり裏打ち材にビスを貫通させることや、配管等のために現場でせん孔することもなかったから、同建材の施工に当たり、石綿粉じんばく露を生じさせるものではなかった。

同被告の販売に係る前記建材は、いずれも鋼板にセラミック加工の一種であるホーロー加工技術を利用したホーロー加工材であり、堅牢性、耐久性、耐候性という特性を有する建材であって、一般的に30年以上の耐久性を有する鉄骨鉄筋コンク

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

リート造又は鉄筋コンクリート造の大規模建物に使用されたところ、同建材の販売開始時期からすれば、現在までに、同建材が使用された建物について、同建材に影響が及ぶような改修・解体工事が行われた可能性は極めて低い。また、同建材を粉碎するためにはダイヤモンドカッターを用いるなどして長い時間と労力をかける必要がある一方、同建材は切断・粉碎を要することなく容易に取り外しができることや、石綿粉じんばく露から石綿関連疾患発症までに長期の潜伏期間があること等をも考慮すれば、改修・解体工事の場面においても、同建材に起因する石綿粉じんが本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患に患に影響を与えた可能性はない。

以上のとおり、同被告による建材の製造・販売行為は、建築作業現場における石綿粉じんを発生・飛散させることはないから、本件元建築作業従事者らに対する加害行為とはなり得ない。

(2) 注意義務違反

被告(㊦)日本碍子の製造・販売に係る建材は、いずれの本件元建築作業従事者らとの関係においても石綿粉じんばく露の危険性を有しないから、その製造・販売の中止や、製造・販売に当たり警告表示を求められるものではなく、また、その前提となる予見可能性・予見義務も存在しないから、同被告は、原告ら主張に係る注意義務を負わない。また、改修・解体工事段階における石綿粉じんの発生・飛散防止は、製造・販売自体の中止やメーカーによる警告表示によって果たされるものではなく、当該建材に石綿が含まれていることを熟知している建物所有者、建物管理者、改修・解体工事における作業責任者の責任で適切なばく露防止の措置が講じられることによつてなされるべきものであるから、被告企業らは、改修・解体工事段階における石綿粉じんの発生・飛散を想定した警告義務を負わない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(㊦)日本碍子の製造・販売に係る建材は、石綿粉じんを発生させないものであり、建築作業従事者は、同建材により、直接・間接・複合のいずれにせよ石綿粉じんにばく露する危険性はないから、同建材に欠陥はない。なお、「NGK WALL」

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の製造は平成4年で終了したから、同建材につき平成7年7月1日に施行された同法の適用はない。

(4) 共同不法行為

ア 関連共同性

被告(モ)日本碍子の製造・販売に係る建材は、いかなる建築現場においても、建築作業従事者に対して石綿粉じんばく露の危険性を生じさせるものではないから、同被告が同建材を製造・販売した行為は、本件元建築作業従事者らに石綿粉じんの複合的・累積的ばく露を生じさせるものではなく、また、他の被告企業らの石綿含有建材との関係で「危険状態を競合的に作出した」行為とはなり得ないから、同被告において関連共同性は認められない。

イ 民法719条1項後段

同項後段の共同不法行為の成立要件に関する原告らの主張によっても、被告(モ)日本碍子の製造・販売に係る建材は、建築現場における石綿粉じんを発生・飛散させない製品であり、同被告は、本件元建築作業従事者らに対する石綿粉じんばく露による石綿関連疾患へのり患という結果発生の危険性を惹起する行為を行っていないから、上記成立要件を充足しない。

(被告(丙ア)日本化成の主張)

(1) 注意義務違反，因果関係，製造物責任法に基づく責任等

被告(丙ア)日本化成は、平成4年から平成11年までの間、九州地区において、㊸混和材である「NS防水セメント」(石綿含有率39%)を、平成13年から平成16年までの間、関西地区において、㊸混和材である「NSハイパウダーII」(石綿含有率34%)を、それぞれ製造・販売したところ(いずれも少量をセメントモルタルに混入して使用するものであり、練り混ぜ後のモルタル全体に含まれる石綿含有量は1ないし2%程度である。)、その流通経路に鑑みれば、同建材が関東地区で流通したことはなく、本件元建築作業従事者らが同建材を扱った可能性はない。

また、同被告は、平成13年から平成16年までの間、関東地区において、混和

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

材である「NS ボンドM# 150」を製造・販売したところ、同建材及び「NS ハイパウダーⅡ」について、平成11年以後、毎年、公的第三者機関によるX線解析法（当時、石綿含有の有無の判定に最も広く用いられていた検査方法）及びSEM/EDAX分析法によりクリソタイルを含有しないことを確認したから、同被告において、同建材が石綿を含有することを認識することはできなかった。同被告は、平成16年になり、厚労省により新しく採用された微分熱重量分析法によりクリソタイルが検出されたため、以後、上記製品を販売していない。なお、上記建材の販売期間及び石綿関連疾患の潜伏期間からすれば、同建材の製造・販売と本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の間に因果関係はない。

さらに、以上の事情に鑑みれば、被告(丙ア)日本化成の製造・販売に係る建材は、通常有すべき安全性を有していたといえるし、原告ら主張に係る損害との間に個別的因果関係も存在しない。

(2) 共同不法行為

ア 関連共同性

製造した時期も建材の種類も大きく異なる被告企業ら間に関連共同性があると評価することはできず、また、被告(丙ア)日本化成は、前記(1)のとおり、検査の結果、自らが製造・販売する建材は石綿を含有しないと認識していたから、石綿含有建材を製造・販売することについて危険の同質性に対する認識は有していない。

イ 民法719条1項後段の類推適用

被告企業らはシェアを争う関係にあるところ、被告(丙ア)日本化成の製造・販売に係る建材はいずれも混和材であり、混和材においては、昭和31年から平成3年までの35年間にわたり、被告(ウ)ノザワ製造に係るテーリングがシェアを独占したから、被告(丙ア)日本化成は責任企業たり得ない。

(被告(エ)日本バルカー工業の主張)

(1) 加害行為

被告(エ)日本バルカー工業は石綿含有建材を製造・販売したことはなく、関連会社

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

である日本リンペット工事株式会社（以下「日本リンペット工事」という。）がこれを製造し、自らの工事施工のために使用したにすぎない。また、日本リンペット工事は、製造した石綿含有建材を他の建築業者等に販売したことはないから、日本リンペット工事の従業員ないし同社の下請社員ではない本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患に患につき、同被告が責任を負うことはない。

(2) 注意義務違反

日本リンペット工事は、石綿吹付け作業が原則禁止となった昭和50年以降、所定の措置（局所排気装置の設置、作業主任者の選任及び防護マスクの着用）を講じて作業に従事させ、他の工事関係者との並行作業を避けるために工程上の配慮（立入禁止措置）を行い、また、石綿含有ボード等の張り付け作業においては、安衛法上の各種規制に従い、作業場における表示を行うとともに、マスクの着用、手洗いの励行を指導するなどの措置を講じたから、日本リンペット工事に警告義務違反はない。

(3) 共同不法行為

原告らは、おおむね10%以上の市場占有率を有する建材メーカーの建材であれば、1年に1回程度は当該建材を使用する建築現場に従事した確率が高いとし、①吹付け石綿について、被告(エ)日本バルカーの市場占有率は23%であった旨主張するものの、「おおむね10%以上の市場占有率を有する建材メーカーの建材であれば、1年に1回程度は当該建材を使用する建築現場に従事した確率が高い」ことについて何ら立証されておらず、また、同被告の市場占有率の根拠として原告らが提出する証拠（甲C34の2、39、39の2、45の3、50、50の2、51、53、1015等）中の記載は、明らかに事実と異なっていたり、調査の根拠やその裏付け資料等が示されていなかったりするため、信用できない。さらに、日本リンペット工事は、九州地区における小規模な営業活動に基づき、主に福岡周辺の大規模建築における耐火被覆工事を受注したのであって、その施工数は少なく、日本リンペット工事の製造・使用に係る吹付け石綿が各本件元建築作業従事者に到達し

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

た可能性につき、かかる事情を捨象した全国的な市場占有率を基に検討することは相当でない。

（被告(5)ノザワの主張）

(1) 注意義務違反等

ア 被告(5)ノザワの製造・販売に係る「テーリング」の石綿含有率は100%ではなく45%である。

同被告が同建材の石綿含有率を100%と表示した袋を使用したことは認めるが、労働基準監督署からの確認に基づき石綿含有率を測定したところ45%であったため、平成14年2月1日以後、その表示を訂正した。したがって、同日以前における石綿含有率も45%である。

イ 石綿関連疾患は、疾患ごとに、その発症に必要とされる要素（石綿の種類、石綿粉じん濃度の高低、ばく露期間の長短等）が大きく異なるから、同疾患り患の予見可能性は疾患ごとに異なり、当該予見可能性を前提とした、執るべき石綿粉じんばく露防止措置の内容も異なる。

中皮腫について、現在では低濃度ばく露により発症することが知見として確立しているが、低濃度ばく露による中皮腫等の発症リスク評価が試みられるようになったのは1980年代以降であり、平成12年に日本産業衛生学会がクリソタイルの生涯リスク評価値として0.15本/cm³を提案するまでは、国際的に最も厳しい基準を定めた英国でも0.4本/cm³以下の濃度の石綿粉じんは無視して良いとされたから、同年までは、低濃度ばく露による中皮腫についての調査研究義務を負うことはない。

ウ 昭50改正特化則において石綿が特別管理物質と指定された後、石綿の発がん性に関する調査研究・情報収集が可能であったこと、昭和45年以降、新聞各紙で石綿ばく露による発がんの可能性が報じられ、昭和62年には学校パニックが大々的に報じられたこと、本件元建築作業従事者らが所属する組合の機関誌では、昭和57年に石綿の発がん性が記載されたこと、昭和63年に東京土建の組合員を対象

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

に実施されたアンケートの結果、64.1%の組合員が石綿の危険性をよく知っていることと回答したことからすれば、本件元建築作業従事者らにおいて、石綿含有建材の使用に伴う危険性を自ら回避することは困難ではなかったといえる。また、元請業者ないし雇用主は、下請業者も含めた建築作業従事者による工事の内容を常に把握し、同人らを直ちに指揮監督し得る立場にあったため、同人らに対して法令及び信義則に基づき安全配慮義務を負い、石綿含有建材から生じる危険を支配・管理し、損害の発生を防止し得る地位にあったといえる。

他方で、被告企業らは、建築工事には何ら関与せず、昭和50年以降の安衛法57条に基づく警告表示義務も、被告企業らが石綿含有建材の譲渡の相手方に対して負うものであって、建築作業従事者に対して負うものではない。

さらに、石綿の発がん性に関する知見が確立した時点で石綿不使用義務に関する社会的合意が形成されたとは到底考えられず、その後の石綿使用に関する国内外の社会情勢等に照らせば、クロシドライト及びアモサイトについては平成7年に、クリソタイルについては平成16年に、それぞれ、我が国での製造等が禁止されて初めて、これらを含む建材の製造・販売を中止すべきとの社会的合意が形成されたと考えるのが相当である。

したがって、被告企業らは、本件元建築作業従事者らに対し、石綿不使用義務や警告義務といった安全性確保義務を負わない。

なお、被告企業らが警告義務を負うとしても、これは、事業者の安全配慮義務の履行を間接的に促すものにすぎないから、事業者が石綿の有害性を調査可能な程度の内容で、建材の容器又は包装に表示されていれば上記の警告義務を履行したといふべきである。

(2) 製造物責任法に基づく責任

本件元建築作業従事者らは、建築現場で石綿含有建材の加工作業を行うため同法上の「製造者等」に該当し、同法3条の「他人」に含まれないから、被告企業らは、同法に基づく責任を負わない。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(3) 共同不法行為について

ア 本件において中核となる加害行為は、本件元建築作業従事者らに対する元請や雇用主等の安全配慮義務違反であって、仮に、被告(㊦)ノザワが警告義務を負い、同義務に違反して石綿含有建材を製造・販売した行為が加害行為に該当するとしても、同義務は元請等の安全配慮義務の履行を間接的に促す契機の一つにすぎない。同被告の共同不法行為の成否（関連共同性）を検討するに当たっては、工事の時期、場所、内容等に基づき、各本件元建築作業従事者に対する元請等の個別の安全配慮義務違反を特定することが必要であって、かかる特定がされ、当該工事に同被告が製造・販売した建材が供給されたことを主張立証して初めて、同被告と上記元請等の間に関連共同性の成立が可能となる。かかる関連共同性が主張立証されなければ、同被告について、民法 719 条 1 項前段ないし同項後段の共同不法行為が成立する余地はない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）、同②（主要ばく露建材）

被告(㊦)ノザワに警告義務が認められたとしても、同義務違反が加害行為といえるためには、①各本件元建築作業従事者が従事した個々の工事現場を特定した上で、同被告の製造・販売に係る石綿含有建材が同現場に到達したこと、②各工事現場における安全配慮義務の個別具体的な履行状況（工事の内容、工期、本件元建築作業従事者らのばく露状況、雇用主等の安全配慮義務の履行状況）の主張立証が必要不可欠である。

上記①について、原告らは、石綿含有建材の製造・販売期間、本件元建築作業従事者らの就労期間、工事現場数、石綿含有建材の市場占有率等を利用して、「加害行為が到達する相当程度の可能性」の主張立証を試みるが、これらは上記①の各工事現場を特定するものではない。そして、個々の工事現場を特定しないから、原告らは、上記②の要件の主張をしていない。

また、択一的競合の要件として、現実には発生した損害の一部又は全部について「共同行為者以外に加害者はいない」ことを主張立証しなければならないところ、本件

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

元建築作業従事者らの各就労期間中に、後記のとおり、主要なばく露原因が他に存在する一方で、混和材の使用により発生する石綿粉じんのばく露濃度は極めて低く、ばく露量も微量であった以上、損害の一部についてすら共同行為者の範囲が確定されておらず、択一的競合は認められない。

(ア) 左官工

左官工が直接取り扱う石綿含有建材には、混和材以外に、仕上塗材（建物の内外壁及び天井の表面に美装又は下地の保護を目的に使用する材料）及び下地調整塗材（内外装仕上げ工事の下地調整のために使用する材料）があるところ、これらは昭和40年から販売され、有害性の高いアモサイトを含有するものや石綿含有率が40%近くある商品もあり、また、同年以前にも、石綿を含有するものが使用された可能性が高い。

左官工が混和材を使用する場合、1日のうち石綿にばく露する機会があるのは、最大でも、50分程度のうち、混和材と水がある程度混ざるまでの間のみであり、ばく露濃度も最大で0.065本/cm³であったから、混和材は左官工の直接取扱い建材ないし主要なばく露建材ではない。

(イ) タイル工

タイル工は、混和材のほか、吹付け材、仕上塗材及び下地調整塗材にも直接接触した可能性がある。

左官工と異なり、タイル工が下地調整を行うのは、左官工が下地を完成していない場合のみであって、タイル張り付けのために混和材が必ず必要というわけではない。団子張り工法の場合に混和材は使用しないし、下地が濡れているときも混和材を入れない場合がある。

また、タイル工が混和材を使用する場合、1日のうち石綿にばく露する機会があるのは、最大でも、50分程度のうち、混和材と水がある程度混ざるまでの間のみである。

(ウ) 市場占有率

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

原告らは、被告(ア)ノザワに関し、①吹付け石綿、②石綿含有吹付けロックウール、⑩石綿含有けい酸カルシウム板第2種、⑪石綿含有耐火被覆板、⑫石綿含有スレートボード・フレキシブル板、⑬同・平板、⑭石綿含有けい酸カルシウム板第1種及び⑮混和材につき、それぞれ10%を超える市場占有率を有していたと主張するが、その内容は不正確である上、合理的根拠に欠け、共同行為者を認定するための要素にはなり得ない。

①吹付け石綿の市場占有率は、昭和44年当時に8%であり、それ以後も8%以上の数値を認定することはできない。原告らは、昭和46当時に41.3%と主張するが、当該数値の根拠となる月間生産能力は、事業所の各種設備をフル稼働した場合に生産可能な生産量の最大値であって、実際の生産量や施工量とは異なるから、同主張は失当である。

⑫石綿含有スレートボード・フレキシブル板及び⑬同・平板の市場占有率は、昭和45年から昭和51年の間に11.4%減少したことからすれば、昭和49年1月1日以降は10%未満である可能性が高く、かつ、上記の推移からすれば、少なくとも、同日以後、5%を超える数値が維持された可能性は低いと考えるのが合理的である。

⑮混和材の市場占有率に関する被告(イ)太平洋セメント提出に係る証拠(乙ニ14)については、同被告の利害が被告(ア)ノザワの利害と対立することから、その内容を直ちに信用すべきではない。

（被告(リ)ノダの主張）

(1) 加害行為

ア 被告(リ)株式会社ノダ（以下「被告(リ)ノダ」という。）は、昭和62年12月から平成2年5月までの間はクリソタイルを含有する窯業系サイディングを製造・販売し（「ノダセラミックサイディング」）、昭和50年から昭和60年までの間はクリソタイルを含有する窯業系サイディングを購入して切断・塗装の上、販売した（「ノダ耐火サイディング仁王」）。以上のほか、同被告は、クリソタイルを含有する板を

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

仕入れ、これを下請業者にシートラッピング等の加工をさせた上で、販売した（⑰石綿含有スレートボード・軟質板である「ノダフネン板火の守」（昭和55年頃から昭和57年頃まで）及び⑱石綿含有その他パネル・ボードである「ノダ準フネン板火の守エース」（昭和58年頃から平成15年6月頃まで）であり、いずれも、主に戸建住宅の台所壁面に内装材として使用された。）。なお、昭和46年から平成13年までの間に建材に使用された石綿の量のうち、被告(リ)ノダの建材が占める割合は約0.037%にすぎない。

(ア) 「ノダセラミックサイディング」の製造・販売期間は2年半にとどまり、販売量も少なく（窯業系サイディング市場における市場占有率は、平成元年では約0.29%、平成2年では0.098%）、本件元建築作業従事者らのばく露の機会も極めて低いから、被告(リ)ノダは、同建材に基づく責任を負わない。

(イ) 「ノダ耐火サイディング仁王」、「ノダフネン板火の守」及び「ノダ準フネン板火の守エース」については、被告(リ)ノダは石綿含有建材を製造しておらず、同建材に切断、塗装、シートラッピング等の加工を施して販売したにすぎない。同建材は、いずれもクリソタイルを使用し、その石綿含有率は低く、含有石綿がセメント質原料等の中に封入され固着された非飛散性建材であって、通常時においては建材から石綿が飛散することはない。

イ 窯業系サイディングの施工は、サイディング工と呼ばれる専門の職種により、一般に屋外で行われ、他の建築作業従事者が同建材に起因する粉じんの間接ばく露することは通常考えられない。

ウ 中皮腫は、そのほとんどがクロシドライトを原因とするものであるから、クリソタイルのみを含有する被告(リ)ノダの建材は、中皮腫の発生につき因果関係がない。

(2) 注意義務違反

予見可能性の前提となる知見の成立を論じるに当たっては、単に石綿に発がん性等の有害性があるとの知見が成立したのがいつかではなく、石綿の種類及び使用方法ごとに、使用量や用途等についての制限、防じんマスク等の粉じん対策によって

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

損害を防止する方法では不十分であって、石綿の使用を全面的に禁止しなければならないとの知見が成立したのはいつかについて論じなければならず、また、それを前提にして、被告ごとに、その特性や能力を踏まえ、予見可能性の有無を検討する必要がある。

被告(リ)ノダが最後に石綿含有建材を製造・販売した当時、石綿の建材への使用を全面的に禁止すべきとの知見は成立していないところ、建材の材料として石綿の使用を予定する建基法の定めが存在したにもかかわらず、一建材メーカーにすぎない同被告において石綿の使用を全面的に中止すべきであったとするのは不可能を強いるものであり、その予見可能性はない。

また、同被告は、石綿の含有の有無にかかわらず、建材の切断時に飛散する粉じんがじん肺や気管支炎等の原因となり得ることから、各種資料において、防じんカッターや局所排気装置の使用、防じんマスクの着用、うがい手洗いの励行等について注意を行った。にもかかわらず、建築現場において粉じん対策は行われなかったことからすると、警告義務が履行されるか否かと原告らが主張する結果との間に因果関係はない。

(3) 共同不法行為

ア 被告企業ら製造に係る建材の種類や製造時期、使用方法、飛散性の有無等は異なり、建材に含まれる石綿の種類、含有量等は多様である上、被告(リ)ノダは、他の被告企業らと資本関係がなく、製品を共同開発したり共同の地域や工場で製品を製造したりしたこともなく、独立して各建材を製造・販売したから、民法719条1項を論じる前提となる共同行為は存在せず、被告(リ)ノダと他の被告企業らとの間に関連共同性も認められない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

原告らは、職種ごとに直接取扱い建材を特定するものの、各本件元建築作業従事者の作業実態は、同職種内においても多種多様であり、職種により直ちに使用した建材が特定されるものではないから、この点において原告らの主張は失当である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ウ 予備的主張②（主要ばく露建材）

前記のとおり、「ノダセラミックサイディング」の市場占有率や、被告(リ)ノダの販売に係る建材に含有された石綿の合計量の割合に鑑みれば、同建材が、原告ら主張に係る損害の発生の可能性に、有意差を生じさせるものとは到底考えられない。

クロス工である承継前原告(25)は、「ノダフネン板火の守」及び「ノダ準フネン板火の守エース」が主要ばく露建材である旨主張するものの、同建材は、販売時点において、表面が特殊シートで覆われており、その上にクロスを張るなどの作業は想定されないから、クロス工が同建材に触れることはなく、その主要ばく露建材にはならない。

(4) その他

他の同種事件において、同事件の原告らは、被告(リ)ノダの販売に係る建材の市場占有率等を勘案し、同被告に対する訴え全部を取り下げ、また、同被告に対する請求がいずれも棄却されたことからすれば、本件における同被告に対する請求は理由がない。

(被告(ル)福田金属箔粉工業の主張)

(1) 加害行為

被告(ル)福田金属箔粉工業株式会社（以下「被告(ル)福田金属箔粉工業」という。）は、昭和53年から平成16年までの間、⑮石綿（クリソタイル）含有スレートボード・フレキシブル板（「カラーフネン-F」）を製造した。なお、パルプセメント板（「カラーフネン-P」）、けい酸カルシウム板第1種（「カラーフネン-K」）及びパネルボード（「タフボード」）については、初期サンプルを作成したにとどまり、製品として製造するに至らなかった。

「カラーフネン-F」は、団地のベランダ手すりの目隠しパネルとして使用された建材であって、スレート板（石綿セメント板）とカラーアルミ板を仕入れた上で、これらを接着剤で貼り合わせてプレスをかけ、被告(ル)福田金属箔粉工業の製造過程において、顧客（手すりメーカー）からの指示された寸法に裁断され、同建材をベ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ランダ手すりにはめ込む作業は当該顧客の工場で行われたから、建築現場において同建材の切断・せん孔作業は行われぬ。

また、同建材は、石綿含有部分が固化されたスレート板の両面からアルミ板を張り、これが張られていない面にはシーラー処理（ウレタン系樹脂をエアブラシないし刷毛で塗る処理）を施したため、石綿が飛散するおそれはなかった。

さらに、ベランダ目隠し材における同建材の市場占有率は低く、その販売開始時期（昭和 53 年）及び同建材が使用された団地の耐用年数を考慮すれば、現在までに同団地が解体された可能性は極めて低く、本件元建築作業従事者らが同団地の解体に関わった可能性も極めて低い。

(2) 注意義務違反

被告(㉒)福田金属箔粉工業の製造に係る「カラーフネン-F」はクリソタイルを含有するところ、平成 16 年 10 月 1 日に平 15 改正安衛令が施行されるまでの間、クリソタイルの使用は認められ、同被告は、かかる被告(ア)国の規制に従い同建材を製造したことや、前記のとおり、同建材の取付け・解体作業時に石綿粉じんは発生しないことからすれば、同被告において、注意義務違反の前提となる石綿粉じんの危険性を予見することはできず、同被告は警告義務ないし石綿不使用義務を負わない。なお、解体工である本件元建築作業従事者らについては、同人らが製品等に施された警告表示を視認することはなく、警告表示による結果回避可能性がない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(㉒)福田金属箔粉工業は、被告(ア)国の規制に従い「カラーフネン-F」を販売し、また、同建材の取付け・解体作業に石綿粉じんは発生せず石綿ばく露の危険性を有しないから、同建材に欠陥はない。仮に、同建材に欠陥があるとしても、同被告には、同法 4 条 1 号所定の免責事由がある。

(4) 共同不法行為

ア 被告(㉒)福田金属箔粉工業は、他の被告企業らとは別会社であり、これらと協働したことはないから、社会観念上、被告企業らの行為を一体と見ることはできず、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

客観的関連性の要件を欠く。また、本件で共同不法行為を問題とする場合でも、原告ら主張に係る損害と同被告の行為との間に因果関係が認められる必要があるところ、原告らは、同被告の製造に係る「カラーフネン-F」が、特定の建築現場で単独又は他の石綿含有建材とともに使用され、本件元建築作業従事者らが当該建築現場で石綿の被害を被ったことを主張立証しないから、上記因果関係は認められない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

前記(1)のとおり、被告(ウ)福田金属箔粉工業の製造に係る「カラーフネン-F」は団地のベランダ手すりの目隠しパネルとして使用され、これは、電工や配管工による作業と何ら関係ないから、これらの者が同建材を直接取り扱うことはない。

また、同建材を解体するに当たっては、手すりと一体として取り外すのが最も簡便な方法であり、これにより発じんすることはないことや、同建材の低い市場占有率、販売開始時期と使用された団地の耐用年数等を考慮すれば、解体工が同建材を直接取り扱った可能性はない。

（被告(レ)フクビ化学工業の主張）

(1) 加害行為

ア 被告(レ)フクビ化学工業株式会社（以下「被告(レ)フクビ化学工業」という。）は、いずれもクリソタイルを含有する以下の建材を製造・販売した。なお、後記アの床材は、同被告の関連会社であるフクビミカタ工業株式会社が製造し、同社を同被告が平成4年10月に吸収合併した。

(ア) 床材

クッションフロア（昭和49年から昭和62年まで）及びインレイドシート（昭和53年から平成元年まで）

石綿は、バッカー素材の中にパルプ、のり、樹脂で封印されたから、同建材を通常の使用に供することにより石綿にばく露することはない。また、切断作業はカッターで行われるため、同作業で石綿が飛散することもない。

(イ) 外装装飾部材

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

屋根の縁取り、建物外壁の装飾等に使用するもの（昭和 59 年から昭和 63 年まで）、及び、ルーバー、笠木等に使用するもの（「エフクリート」、昭和 52 年から昭和 63 年まで及び平成 8 年から平成 11 年まで）

石綿は、セメントで封印されたから、同建材を通常の使用に供することにより石綿にばく露することはない。また、建築現場での切断、加工作業は基本的に想定されず、これにより石綿にばく露することは考え難い。

(ウ) パネル製品

電気機器等の配線空間を確保するため事務室の床に敷くもの（「OALKP パネル」、平成元年から平成 9 年まで）

OALKP パネルにはクリソタイルが含まれるけい酸カルシウム板が使用されているが、被告(イ)フクビ化学工業は、上記けい酸カルシウム板を購入し、これを切断の上、支持脚ボルト用の穴を空けて製品化し販売したのであって、上記けい酸カルシウム板は同被告が製造したものではない。石綿は上記けい酸カルシウム板内に包含されるため、そのままでは石綿が飛散することはない。また、建築現場での加工は想定されないから、同建材により石綿にばく露することは考え難い。

イ 前記アの建材に含まれる石綿の量は、我が国における石綿使用量の 0.08% に満たないことからすれば、同建材の製造・販売と原告ら主張に係る損害との間に因果関係はない。

(2) 注意義務違反

被告(イ)フクビ化学工業は、そのときどきの法令、監督庁の指示に従って製品を製造したから、同被告に注意義務違反はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

前記(1)の建材のうち、同法の施行日である平成 7 年 7 月 1 日までに製造・販売が終了したものについて、同法が適用される余地はない。

同日以後に製造・販売した建材についても、前記(1)のとおり、比較的害が少ないクリソタイルを使用し、通常の使用ではその飛散性がなく、建築現場での切断・加

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

工作業により石綿にばく露することは考え難いこと、被告(レ)フクビ化学工業は、被告(ア)国が定める基準・規制を遵守したことからすれば、同建材につき欠陥は存在しない。

(4) 共同不法行為

原告ら主張に係る業界団体の存在，J I S規格の統一・公認と建基法の認定，業界挙げての宣伝，施工技術の周知，安全衛生への関与，カルテルによる調整等を通じての製造・販売行為の一体性等は，被告(レ)フクビ化学工業については当てはまらない。

また，原告らは，本件元建築作業従事者ごとに，いつ，いかなる建材を通じて石綿にばく露し被害を被ったかを主張立証すべきであり，この点を欠く以上，原告らの主張は失当である。

(被告(ロ)文化シャッターの主張)

(1) 加害行為

被告(ロ)文化シャッター株式会社（以下「被告(ロ)文化シャッター」という。）は，昭和56年から平成3年までの間，鉄筋鉄骨コンクリート造ないし鉄筋コンクリート造のオフィスビル内の間仕切り材であるパネル（「プレタイトPA50」）を製造した。オフィスビルでの建築作業に従事しない者が同建材を取り扱うことはない上，同建材に使用された石綿は，我が国における昭和46年から平成13年までの間の推定石綿使用量の0.0000168%にすぎない。

同建材は，アスベスト紙（段ボール紙の中に石綿を練り込んだ紙）を蜂の巣状に加工した新日本コア株式会社（現在は新日本フェザーコア株式会社）製造に係る芯材を6面の鋼板の内部に挟み込んだ状態で密閉したものであって，構造上，石綿が外部に露出することはなく，プレカット工法により製造されるため，建築現場での切断・せん孔作業は一切行われぬ。また，同建材の取付け施工は，工事の最終段階（内装工事の最終段階）に専門の工事業者によって行われるところ，本件元建築作業従事者らの中に，当該専門工事業者として従事した者はいない。さらに，同建

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

材は原型のまま取り外して廃棄され、建材の強度の関係上、ボールやハンマー等で物理的に破壊することは不可能であって、解体作業においても同建材から石綿粉じんが発生することはない上、同建材が使用された建物の耐用年数（50年程度）及び同建材の販売期間（昭和56年から平成3年まで）に鑑みれば、これらの建物が現在までに解体された可能性は低い。

(2) 注意義務違反

前記(1)のとおり、被告(㊦)文化シャッターの製造に係る建材は、建築現場で粉じんを発生させるものではないから、石綿粉じんばく露に関する予見可能性、結果回避可能性がなく、同被告は、原告ら主張に係る警告義務や石綿不使用義務を負わない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(㊦)文化シャッターの製造に係る建材の製造期間は昭和56年から平成3年までであり、同法の適用の対象外であるから、同被告は、同法に基づく責任を負わない。

(4) 共同不法行為

ア 共同不法行為における加害行為というためには、個々の本件元建築作業従事者らが被告(㊦)文化シャッターの石綿含有建材を使用したと認められる必要があるにもかかわらず、原告らはこれを主張立証しない。また、同被告は、他の被告企業らと共同し又は協力して石綿含有製品を製造したことも、日本石綿協会等の業界団体に所属したこともないから、同被告には、原告ら主張に係る関連共同性は存在しない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

前記(1)のとおり、解体工である本件元建築作業従事者らが、解体作業において被告(㊦)文化シャッターの製造に係る建材を解体した可能性は極めて低く、同建材は同人らの直接取扱い建材ではない。

原告らの主張によれば、ハウスクリーニングである原告(38)がばく露する石綿粉じんは、電工、配管工、左官工、タイル工、大工の作業によって生じた粉じんであ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

るところ、同被告の製造に係る建材は、これらの職種の直接取扱い建材から除外されているから、同原告との関係においても、直接取扱い建材から除外されるべきである。また、同原告が従事した建築現場はほぼ全てが戸建住宅ないし学校・幼稚園等であり、鉄筋鉄骨コンクリート造ないし鉄筋コンクリート造のオフィスビルで使用される同被告の製造に係る建材に起因する石綿粉じんにはばく露することはない。

(5) その他

被告(甲)文化シャッターは、他の建設アスベスト訴訟において被告とされず、その訴えが取り下げられ、また、請求が棄却されたことからすれば、本訴における同被告に対する請求が棄却されるべきことは明らかである。

(被告(乙)MMKの主張)

(1) 加害行為

被告(乙)MMKの製造・販売に係る石綿含有建材（スレートボード、スラグせっこう板、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第1種、パーライト板、窯業系サイディング及びスレート波板）は、いずれも出荷時の状態では石綿粉じんが発生することはなく、同建材を製造・販売して流通におく行為それ自体は、危険性を有するものではない。

同被告の製造・販売に係る押出成形セメント板の施工は専門業者が行ったから、一般の建築作業従事者が同建材を取り扱うことはない。

同被告の製造・販売に係るスレートボード・フレキシブル板は、その9割超が、指定されたサイズに加工して積水ハウス株式会社関東工場向けに出荷され、同工場において鉄板と接着し表面に塗装が施された上でパネルに組み立てられ、現地に納入されたから、一般の大工が同建材を加工することはない。

けい酸カルシウム板第1種に関し、同被告は、平成3年以降、石綿を含有しない建材を製造・販売し、平成5年以後は、出荷量のうち9割超を無石綿製品が占めたから、同被告の製造・販売に係るけい酸カルシウム板第1種に由来する石綿粉じんに大工その他の建築作業従事者がばく露する可能性は極めて低い。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(2) 注意義務違反

建築作業従事者に対して安全配慮義務を負う使用者は、石綿の有害性に関する知見の確立後、石綿含有建材であることさえ認識できれば、通常尽くすべき調査により、その危険性の内容、程度及び取扱い上の注意事項を知り得たから、石綿含有建材の製造業者ないし販売業者は、取引の相手方当事者（元請業者、下請業者、建材商社、設計事務所等の専門業者）に対し、危険性の内容等までを告知する義務を負わない（最判平成5年3月25日・民集47巻4号3079頁参照）。

そして、被告(㊦)MMKは、安衛法57条ないし安衛令等に基づき、警告義務を適切に履行するとともに、その製造・販売に係る建材に石綿が含まれることをパンフレットに記載し、平成元年以降は「a」マークを表示して石綿を含有することを周知するなどし、石綿含有建材の供給先に対し、必要十分な警告表示を行ったから、この点において、同被告に注意義務違反はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

建材に含有される石綿は、同建材が破砕されない限り飛散しないため、建物の解体作業等に従事する者が適切にばく露防止対策を講じることにより、石綿の危険性が現実化することを回避することが可能であるところ、仮に、本件元建築作業従事者らが、被告(㊦)MMKの製造・販売に係る建材を使用した建物の解体作業等に従事し、石綿粉じんにはく露したことによって健康被害が生じたとしても、適切にばく露防止対策が執られなかった点につき労働災害上の問題が発生し得るのは別として、これをもって直ちに同建材に欠陥があったとはいえない。

(4) 共同不法行為

ア 加害行為の到達

原告らが、加害行為の到達、すなわち、個々の本件元建築作業従事者が被告(㊦)MMKの製造・販売に係る石綿含有建材に由来する粉じんにはく露した事実に関する主張立証を行わない限り、原告らの同被告に対する共同不法行為に基づく請求は失当である。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

イ 関連共同性

被告(リ)MMKとその他の被告企業らの間には、原告ら主張に係る加害行為（本件元建築作業従事者らが現に就労した建築現場群に到達し得る態様において、石綿含有建材を製造・販売し、建材市場の流通においた行為）につき、時間的・場所的近接関係はなく、それぞれ別個に、異なる期間に、異なる相手に対して石綿含有建材を製造・販売した上、同被告は、その資本、生産設備、生産技術、組織、人的関係等について、他の被告企業らとの間に相互利用・補完関係はなく、独自の資本、生産設備、生産技術、生産計画、人員体制の下に製品を製造・販売したのであって、利益共有関係はなく、むしろ、激しい競争のもと利害が相反する関係にあった。したがって、被告企業らの中に関連共同性が認められる余地はない。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）

民法 7 1 9 条 1 項前段が適用されるためには、各行為者の加害行為に緊密な共同関連性が存在することが必要であるものの、国交省データベースに基づき、「被告(リ)MMKが、本件元建築作業従事者らが一般的に取り扱う可能性がある建材の製造・販売企業である」と主張するだけでは、個別の同人らとの関係において、同被告が同項前段所定の加害行為者に該当することの主張として足りない。また、関連共同性に関する原告ら主張に係る事情（直接取扱い建材に係る共同行為者は、同一又は限定された種類の石綿含有建材を製造・販売する企業であること、石綿粉じんばく露態様が特定ないし限定されていること、石綿の代替努力義務ないし安衛法 5 7 条の警告表示義務に共同して違背したこと等）は、加害行為者間の関連共同性を基礎付けるものとはいえない。

エ 予備的主張②（主要ばく露建材）

原告らは、民法 7 1 9 条 1 項後段の適用（択一的競合）ないし類推適用（重合的競合）を前提として、予備的主張②を主張する。

(ア) 択一的競合の成立のために、被害者は、択一的競合関係にある行為者が誰であるかを特定しなければならず、かつ、特定された行為者以外の者によって当該被害

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

者の法益侵害がもたらされたものではないことを主張立証する必要があるところ、原告らの主張を前提としても、建築現場においては、原告ら主張に係る主要ばく露建材の製造・販売企業以外の企業が製造・販売した多種多様な建材に起因する石綿粉じんが飛散しており、本件元建築作業従事者らがこれらの石綿粉じんにばく露した蓋然性は極めて高いから、上記の要件を充足しない。

(イ) 重合的競合の成立のためには、選択された加害者が結果の全部又は一部に寄与すること、すなわち、加害行為が被害者に到達したことを前提とするから、原告らは、「個別の本件元建築作業従事者が従事する建築現場で、被告(ウ)MMKの製造・販売に係る建材が使用されたこと」を主張立証することが必要であるところ、原告らはこれをしない。

本件元建築作業従事者らは、いずれも一定の建材を継続的に取り扱う職人であり、建築作業のうち一定の専門領域に特化している場合が多く、その作業で使用する建材を熟知し、当該建材の包装には製造・販売した企業名が付されること等から、原告らないし本件元建築作業従事者らが使用建材を特定することは容易である。これに対し、建材の製造・販売企業は、多種多様な流通経路を通じて建材を出荷するため、自らの建材がどの現場に出荷されたのかを把握することができず、また、本件元建築作業従事者らがどのような現場で作業したかなどについての情報も持ち合わせない。したがって、当該建築現場において被告(ウ)MMKの製造・販売に係る建材が使用されたか否かの主張立証責任は、原告らが負うべきである。

また、市場占有率と実際の取扱い可能性は直結するものではなく、市場占有率から、加害行為の被害者への到達の事実を推認することはできない。

(被告(キ)明和産業の主張)

被告(キ)明和産業は、昭和49年頃にグラスウール裏張り石綿スレートの、昭和55年頃にグラスウール保温板裏張り波型石綿スレートの、各不燃材料認定申請をし、これらが認定されたことはあるが、当該建材を製造したことも販売したこともない。国交省データベースでは、平成20年当時、被告(キ)明和産業が上記建材のメ

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

一カーとして記載されたが、上記の理由から、平成 22 年 3 月、かかる記載は削除された。

原告らは、日本石綿協会の加入等を根拠に共同性を主張するところ、存在自体不明な「業界」を策定することも、その根拠として同協会を挙げることに無理があるし、被告(中)明和産業は、遅くとも昭和 42 年以降、日本石綿協会の会員ではない。

なお、他の関連訴訟において、同被告に対する訴えは取り下げられた。

（被告(フ)吉野石膏の主張）

(1) 加害行為

被告(フ)吉野石膏株式会社（以下「被告(フ)吉野石膏」という。）は、昭和 46 年から昭和 62 年までの間、㊟石綿（クリソタイル）含有せっこうボード（壁及び天井の下地材）を製造・販売したところ、その石綿含有率は 1.23 ないし 4.5%と極めて低い上、同被告の製造・販売に係るせっこうボードの平均 0.69%のみが石綿を含有するものであって、上記製造・販売期間における各年の我が国の石綿輸入総量（我が国で使用された石綿の大部分は輸入されたものである。）に占める同被告の石綿使用量の割合は平均 0.071%であるなど、その生産量も極めて少ない。

また、これを直接取り扱う職種は大工、電気及び配管工に限られ、使用される建物も高度な防耐火基準が求められる公共建造物や大型建造物等であり、同基準が原則として適用されない戸建住宅や共同住宅の建築現場で使用されることはほとんどなかった。

さらに、同被告の製造・販売に係るせっこうボードは工場で成形され、建築現場では、通常、張り付け作業のみが行われ、仮に切断が必要な場合も主にカッターを用いて行い、その際に粉じんはほとんど飛散しない。また、前記の石綿含有率等に鑑みれば、やすりがけによる石綿の飛散量もごくわずかである。

したがって、本件元建築作業従事者らと前記建材の接点は全くないか、あったとしても同建材に起因する石綿にばく露した可能性は極めて低い。

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(2) 注意義務違反

石綿関連疾患発症の危険性に大きな影響を及ぼす要素である、石綿の種類、飛散性、含有率等は各石綿含有建材により異なるから、これらの差異を捨象して、およそ石綿を含有する建材を製造・販売した者に対し、一律に、同時期に結果予見可能性が存在し、結果回避義務が発生したと考えることはできない。そして、前記(1)のとおり、被告(7)吉野石膏の製造・販売に係る建材は、相対的に危険性が低いとされるクリソタイルを含有するものであり、その飛散性や石綿含有率も低かった。

被告(7)吉野石膏が石綿含有建材の製造・販売を中止した昭和62年の時点で得られていた知見や当時の法制を考慮すれば、被告(7)吉野石膏が製造・販売していた製品との関係において、警告義務が認められる状況にはなかった。なお、解体作業に従事する者は警告表示を直接視認することがなく、現場監督等を通じての指揮監督も期待できないから、結果回避可能性はなく、同被告に警告義務違反はない。

また、我が国においてクリソタイルの製造・販売が禁止された平成15年ないし平成18年当時、国際的にも、クリソタイルは管理使用が可能であるとの知見が大勢を占めていたため、被告(7)国が石綿含有建材の製造・販売禁止措置を講じた同年よりも前の時点において、石綿含有建材について適切な管理使用を執っても石綿関連疾患へのり患を予防することが不可能であるとの知見が確立されたとはいえないから、被告(7)吉野石膏が石綿含有建材の製造・販売を中止した昭和62年時点で、同被告に石綿不使用義務はない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

被告(7)吉野石膏は、同法施行前の昭和62年に石綿含有建材の製造・販売を中止したから、同法に基づく責任を負わない。

(4) 共同不法行為

ア 被告企業らの石綿含有建材の種類、石綿含有の有無と含有率、製造時期、製造量、販売先等は被告企業ごとに異なり、一方で、本件元建築作業従事者らの職種、就労時期、就労場所、就労態様もそれぞれ異なるから、同人らの損害を発生させる

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

可能性の程度は、本件元建築作業従事者・被告企業ごとに大きく相違する。そうすれば、原告らは、本件元建築作業従事者らそれぞれについて、どの被告企業の、どの製品が、どの建築現場で、どの時期に到達したかを特定して主張立証する必要がある、これにより被告企業らの石綿含有建材が各本件元建築作業従事者に到達したことを主張立証する必要があるところ、原告らはこれをしない。

イ 関連共同性

民法 719 条 1 項前段の関連共同性について、原告らは、①競合的な危険状態の作出、②複合的・累積的ばく露の不可避性、③主観的関連共同性の存在等を主張するが、その内容は抽象的な事実を列挙したものにすぎず、前記アの事情（石綿含有建材の種類、石綿含有率、製造時期、各本件元建築作業従事者の職種、就労時期、就労場所、就労態様等の多様性）や、被告(7)吉野石膏の製造・販売に係る石綿含有建材の石綿含有率は最大でも 4.5%であり、昭和 50 年当時の安衛法 57 条の警告表示義務の対象とならないこと、同被告が業界団体を通じて石綿含有建材に関する何らかの活動を行ったことはないこと等に鑑みれば、同被告と他の被告企業らとの間に関連共同性はない。

ウ 予備的主張①（直接取扱い建材）及び同主張②（主要ばく露建材）

同一職種でも、従事する建物の種類等により石綿含有建材を取り扱う可能性は異なること、せっこうボードを直接取り扱う可能性のある職種は、同建材以外の多種の建材も直接取り扱うから、個々の本件元建築作業従事者がばく露した石綿が含有された建材がどの被告企業のものか特定できないこと、石綿含有率、施工方法・施工時間による飛散量の多少や出荷量の多寡、市場占有率の高低等を考慮しないこと等からすれば、原告らの予備的主張①及び同②は失当である。

（被告(7)淀川製鋼所の主張）

(1) 加害行為

ア 被告企業らは、当時の法令上、製造・販売することが是認されていた、社会的に効用のある建材を製造・販売したのであって、当時の違法性判断基準に照らせば、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告企業らの各行為は、その客観面において不法行為上違法と評価されるものではなく、加害行為に当たらない。

イ 被告(シ)株式会社淀川製鋼所（以下「被告(シ)淀川製鋼所」という。）は、芯材に石綿けい酸カルシウム板、石綿セメント板又は石綿吹付け材を使用した鋼板ホーローパネル（昭和42年から昭和52年まで製造され、㉗石綿含有その他パネル・ボードに分類される「ヨドウォル」）、及び、被告(ム)日東紡績の製造に係る石綿（クリソタイル）含有ロックウール板を構成材料の一つとする、㉘石綿含有建材複合金属系サイディング（昭和50年から昭和52年まで製造された「ヨド岩綿サイディング」、同年から昭和53年まで製造された「ヨド岩綿サイディング2型」、同年から昭和58年まで製造された「ヨドホームサイディング3型」）を製造・販売したが、その市場占有率は極めて小さい。

「ヨドウォル」は、芯材に石綿けい酸カルシウム板又は石綿セメント板が使用された場合、石綿は、板状製品として製造される時点で既にバインダー（凝固成分）により固められ、通常では石綿が飛散しない状態にある。また、芯材に石綿吹付け材が使用された場合を含め、「ヨドウォル」は特注品であって製造から使用までの期間が短く、施工時において吹付け石綿が劣化し飛散することはなかった上、建築現場において切断等の加工が行われることはほとんどなかった。解体作業においても、同建材は容易に取り外しができ、同作業に伴い石綿が飛散することは少なく、飛散の可能性を否定できないとしても大量に飛散することは考え難い上、また、同作業は屋外で行われるため粉じんは滞留することなく外部に直ちに拡散する。

前記㉘石綿含有建材複合金属系サイディングは、石綿含有率も、構成材料の一つであるロックウール板の1%（昭和56年から昭和57年まで）又は5%（昭和50年から昭和56年まで）にすぎず、ロックウール板製造の段階で石綿はバインダーにより固められ、通常では石綿が飛散しない状態となっていた上、施工の段階でも、ロックウール板の存する箇所の切断や穴空け等の加工作業を行うことはあるが、同作業は電動工具によりごく短時間に完了するから、施工に伴い石綿が飛散したと

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

しても、その程度や分量は極めて小さい。また、解体作業は屋外で行われるから、同作業に伴い石綿粉じんがごくわずかに発生するとしても、滞留することなく外部に直ちに拡散する。

(2) 注意義務違反

被告(ㄨ)淀川製鋼所は、前記㉔石綿含有建材複合金属系サイディングに関し、製造・販売当時、その構成材料の一つである被告(ㄩ)日東紡績の製造に係るロックウール板に石綿が含まれることを認識せず、かつ、仕様書やJIS規格にも石綿を含有する旨の記載がなかったからこれを認識することができなかった。また、同被告は、当時の法令を遵守し、建材の製造・販売者として尽くすべき注意義務を尽くした。

また、「ヨドウォル」を製造・販売した当時、石綿の少量ばく露により生命・健康に重大な影響が生じることは想定されておらず、建材の構成材料として石綿の使用を避けるべきとする技術的な慣行や常識は存しなかったから、被告(ㄨ)淀川製鋼所において、同建材の製造・販売に際しての警告義務、石綿不使用義務は負わないし、同義務に違反したことはない。

(3) 製造物責任法に基づく責任

同法は、同法施行後の平成7年7月1日以降に製造業者等が引き渡した製造物について適用されるどころ、被告(ㄨ)淀川製鋼所は、同日以後、石綿を含有する製品の製造・販売を行っていないから、同被告に同法が適用される余地はない。

(4) 共同不法行為

ア 原告らは、関連共同性を基礎付ける事情として、競合的な危険状態の作出、主観的な関連共同性、業界団体を通じての一体的行動、カルテルによる調整等を通じての製造・販売行為の一体性、危険共同体・利益共同体としての一体性、石綿の代替化努力義務の共同違背等を挙げるが、これらの事情は、少なくとも被告(ㄨ)淀川製鋼所との関係においては当てはまらず、関連共同性を基礎付けるものではない。

イ 予備的主張①（直接取扱い建材）

予備的主張①は、「同一職種においては、使用する建材や作業内容が一律である」

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ことを前提に行われているものの、「使用する建材」については、原材料、製造工程、流通経路、流通場所、施工用途、使用部位（施工場所）、使用（施工）方法等が、「作業内容」については、作業現場の状況、場所、作業の内容・態様、取り扱った建材等が、それぞれ多種多様であって、これらの個別性や多種多様性を捨象した原告らの主張は、共同不法行為の成立に必要な加害行為の特定を行ったものとはいえず、失当である。

また、解体工ないし大工である本件元建築作業従事者らが、被告(㊦)淀川製鋼所の製造・販売に係る建材を直接取り扱った具体的現実的な可能性は極めて低い上、直接取り扱った具体的な事実の主張立証は一切されていない。

3 損害、消滅時効、過失相殺等

（原告らの主張）

(1) 原告らは、重篤な石綿関連疾患に罹患した者又はその承継人であるところ、石綿肺は不可逆性・進行性・全身疾患性を有するとともに呼吸器感染症に罹患しやすく治りにくいこと、肺がん及び中皮腫は予後が極めて悪く、発症後死亡までの期間が短いこと、石綿関連疾患患者は、日常生活における移動や階段の上り下り、食事や会話等にも困難を来し、最終的に常時酸素吸入を要する状態となるなどして死に至ること等に鑑みれば、本件元建築作業従事者らに生じた被害は、同人らの身体的・精神的苦痛に限定されるものではなく、同人らの人生そのものを破壊し、その家族にまで著しい精神的・経済的苦痛を及ぼすものであって、労災保険給付や石綿健康被害救済法に基づく給付の受給を考慮してもその経済的不安が払拭されるものではない。

そして、原告らは、本件元建築作業従事者ら各人について、加害行為により被った全人間的破壊による損害を総体として包括的に捉え、これへの賠償を包括して慰謝料とし、同人らの間に請求額の差を設けずに本訴請求を行うところ、その慰謝料額は3500万円を下らず、これに加え弁護士費用相当額として350万円の損害を被った。前記の石綿関連疾患の性質に鑑みれば、同人らの生存・死亡の別や管理

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

区分の別により、慰謝料額に差を設けることに合理性はなく、また、上記慰謝料額は、石綿関連疾患死亡者に関する他の裁判例における認容額や、B型・C型肝炎の被害救済制度における給付金の額等と比較しても、極めて謙抑的なものである。

(2) 被告(ア)国は、損害全部につき一次的な責任を負うから、その責任範囲を限定すべきではなく、少なくともその範囲が2分の1を下回ることはない。また、被告(ア)国の責任期間内における石綿粉じんばく露期間の長短や、合法的な嗜好の一種である喫煙を理由に、慰謝料額を減額すべきではない。

(3) 事業主は、各建材メーカーの情報を踏まえ、安全なものであると考えて各建材を使用したから、建材の材料について十分な調査研究を行い、かつ行うべきであった各建材メーカーからの周知がなければ、事業主として、具体的な対応をすることは不可能である。したがって、事業主が一次的に責任を負うべきとはいえない。

(4) 消滅時効の抗弁について

被告らの行為の違法性を判断するに当たっては、建築現場における建築作業従事者の石綿粉じんばく露の状況、石綿粉じんばく露と石綿関連疾患に関する医学的知見の進展等のみならず、被告(ア)国については省令制定権限の根拠となる各法令、同被告の認識を示す通達等の制定状況、被告企業らについては石綿含有建材の販売状況等が基礎的事実として必要であり、これらの事実を認識しなければ、被告らの行為が違法性を有するか否かを判断することは不可能である。しかし、専門家でない原告ら及び本件元建築作業従事者らは、これらの事実を、労災認定等を受けた時点において認識していたとは認められない。

また、建築現場における石綿粉じんばく露による石綿関連疾患発症に関して、被告(ア)国の省令制定権限不行使の違法性を肯定した判決は、平成24年12月5日に言い渡された東京地方裁判所平成20年(ワ)第13069号損害賠償請求事件（首都圏建設アスベスト訴訟東京訴訟）判決が、建材メーカー等の責任を肯定した判決は、平成28年1月29日に言い渡された京都地方裁判所平成23年(ワ)第1956号、同第4104号、同平成24年(ワ)第2100号、同平成25年(ワ)第1627号、同

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

平成 26 年(ワ)第 1 2 3 3 号各損害賠償請求事件（関西建設アスベスト京都訴訟）判決が、それぞれ初めてであるから、この点においても、原告ら及び本件元建築作業従事者らが、労災認定等を受けた時点で、被告らの行為が不法行為を構成すると認識していたとは認められない。なお、関連事件が社会的に広く知られていたからといって、専門家ではない原告ら及び本件元建築作業従事者らが当該関連事件を認識していたかは不明である。

よって、原告ら及び本件元建築作業従事者らは、労災認定等の時点において損害及び加害者を知ったとはいえず、被告ら主張に係る消滅時効は完成していない。

（被告(ア)国の主張）

原告(22)の労災認定疾患が石綿肺であることは否認する。同原告が医師の診断を踏まえて労災認定された傷病名は石綿肺ではなくじん肺である。

（被告(イ)旭硝子及び同(ウ)旭トステム外装の主張）

(1) 承継前原告(45)は、労災認定手続において石綿肺の所見が認められないと診断されたから、同人の石綿関連疾患又は死亡と、被告(イ)旭硝子の製造・販売に係る石綿含有建材による石綿粉じんのばく露との間に、因果関係はない。

(2) 喫煙の影響

喫煙は肺がんの最大要因であることが広く知られ、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もない人の発がんリスクを 1 とすると、喫煙歴があり石綿粉じんばく露歴がない人の同リスクは 10.85 倍、喫煙歴がなく石綿粉じんばく露歴がある人の同リスクは 5.17 倍といわれているから、本件元建築作業従事者らのうち喫煙者である者が肺がんを発症した原因は喫煙と考えるべきである。仮に、喫煙と石綿粉じんばく露がともに肺がんの原因となったと考えとしても、喫煙の有害性を知りながら、長期にわたり喫煙を継続した以上、因果関係、損害等の判断に当たっては、当該事情が十分に考慮されるべきである。

（被告(オ)ウベボードの主張）

(1) 本件元建築作業従事者らの中には、石綿粉じんばく露による石綿関連疾患への

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

り患が明らかでない者がおり、これらの者については、損害の発生、損害と石綿粉じんばく露との因果関係の立証が不十分である。

(2) 喫煙の影響

喫煙は肺がんの発症に影響するから、肺がんになり患した本件元建築作業従事者らのうち喫煙歴がある者については、過失相殺等の減額がされるべきである。

(被告(カ)永大産業の主張)

被告(カ)永大産業は、石綿含有製品の製造を35年以上前の昭和51年に終了し、同製品の仕入れ販売も30年以上前の昭和55年に終了したから、民法724条後段により免責されるべきである。

(被告(ケ)ケイミューの主張)

(1) 喫煙の影響

喫煙は有意に発がんの発症に影響し、喫煙歴も石綿粉じんばく露歴もない人の発がんリスクを1とすると、喫煙歴があつて石綿粉じんばく露歴がない人では10.85倍、喫煙歴がなく石綿粉じんばく露歴がある人では5.17倍となり、喫煙歴の存在は石綿粉じんばく露歴よりも肺がんリスクを高めるから、肺がんになり患した本件元建築作業従事者らに喫煙歴が存する場合は、喫煙により肺がんが発症したものと考えるべきである。

(2) 消滅時効

被告(ケ)ケイミューは、当審の第18回口頭弁論期日（平成29年3月17日）において陳述した乙ケ準備書面10によって、本件訴えが提起された平成26年5月15日から3年遡った平成23年5月15日以前に石綿関連疾病認定を受けた本件元建築作業従事者らに関する原告ら（原告(5)、同(7)、同(10)、同(15)、同(16-1)、同(16-2)、同(18)、同(21)、同(23)、同(26)、同(30)及び同(35)）に対し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(3) 過失相殺

本件元建築作業従事者らが自らの安全管理について専門家としての責任を有する

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

ことは明らかであるから、高度の過失相殺がなされるべきである。

（被告(リ) J F E 建材の主張）

(1) 消滅時効

仮に被告企業らに共同不法行為が成立するとしても、原告ら又は本件元建築作業従事者らは、遅くとも、労災認定を受けた時点又は同人ら死亡の時点で損害及び加害者を知ったといえるから、労災認定日又は同人らの死亡日から本訴提起までに3年が経過した原告らの請求については消滅時効が完成している。被告(リ) J F E 建材は、当審の第2回口頭弁論期日（平成26年12月11日）において陳述した乙ソ準備書面(1)によって、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 喫煙の影響

肺がんは石綿よりも喫煙の影響のほうが大きいことからすれば、肺がんになり患した本件元建築作業従事者らのうち、喫煙歴がある者に関する請求については、過失相殺等の減額がなされるべきである。

（被告(ク)昭和電工建材の主張）

(1) 承継前原告(1)及び原告(36)の各疾病は、石綿粉じんばく露に起因する石綿肺ではなく、はつり作業等に基づくじん肺であるから、被告(ク)昭和電工建材が責任を負うことはない。

また、承継前原告(45)は、医師により石綿肺の所見が認められないことから一般的なじん肺として労災認定を受けたから、石綿粉じんばく露に基づく石綿肺になり患したことが立証されておらず、同被告が責任を負うことはない。

(2) 喫煙の影響

肺がんに関する喫煙の影響に関し、被告(マ)ニチアスの主張を援用する。

（被告(フ)新日鉄住金化学の主張）

(1) 消滅時効

原告ら又は本件元建築作業従事者らは、労災認定や石綿救済法認定等を受けた時点又は同認定申請をした時点において、石綿が原因で特定の疾患になり患したとの認

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

識に至ったから、これにより損害及び加害者を知ったところ、本訴提起の時点で同認定時から3年を経過していた原告(5)、同(7)、同(10)、同(15)、同(16-1)、同(16-2)、同(17)、同(18)、同(21)、同(23)、同(26)、同(30)、同(35)、同(42-1)、同(42-2)、同(42-3)及び同(42-4)について、その損害賠償請求権は時効により消滅した。被告(チ)新日鉄住金化学は、当審の第1回口頭弁論期日（平成26年7月31日）において陳述した答弁書又は当審の第18回口頭弁論期日（平成29年3月17日）において陳述した準備書面11（最終準備書面）によって、同原告らに対し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 除斥期間

被告(チ)新日鉄住金化学は、②石綿含有吹付けロックウールの製造・販売を昭和53年に終了した。仮に、同製造・販売行為に起因して本件元建築作業従事者らが石綿関連疾患に罹患したとしても、その症状の一部（痰が絡む、咳が出るなど）は遅くとも平成元年頃には現れていたというべきであり、その時点において損害の一部が発生したから、その時点から本訴提起までの間に除斥期間は経過した。

（被告(ツ)住友大阪セメントの主張）

(1) 消滅時効

原告(5)、同(7)、同(10)、同(15)、同(16-1)、同(16-2)、同(18)、同(21)、同(23)、同(26)、同(30)及び同(35)については、各労災認定により損害及び加害者を知り、その時から3年を経過した。被告(ツ)住友大阪セメントは、当審の第18回口頭弁論期日（平成29年3月17日）において陳述した乙ツ準備書面(7)によって、同原告らに対し、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 寄与度による責任減免

①石綿の発がん性、中皮腫の有害性は、クロシドライトとクリソタイルで大きな違いがあるところ、被告(ツ)住友大阪セメントは、毒性の低いクリソタイルを含有する製品のみを製造・販売したこと、②同被告が製造・販売したスレート波板及び「ベルダ」は、いずれも非飛散性の石綿含有建材に位置付けられ、吹付け材等の飛散性

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

の石綿含有建材のほうがばく露の危険が大きいことは明らかであるところ、本件元建築作業従事者らの中には、同被告が一切関与していない作業において直接大量の石綿粉じんを浴びた者がいると考えられること、③昭和45年の生産量における同被告が製造したスレート波板の占有率は3.9%にすぎず、「ベルダ」も同程度であって、石綿含有建材全体に占める割合は微々たるものにすぎなかったこと、④事業主が、その義務に違反し、防じんマスクの備付けや着用指示等を怠っていたため、本件元建築作業従事者らはほぼ全員がマスクを着用していなかったから、同人らの損害の発生は、事業主の過失が大いに関与していること、⑤原告らの主張を前提にしても、外国から石綿を持ち込む石綿輸入業者、ゼネコンや工事業者等の現場監督者、問屋及び小売店等、様々な企業の関与が、本件元建築作業従事者らの損害との間に関係性を有することは明らかであること等に照らすと、本件元建築作業従事者らの損害の発生について、被告(ツ)住友大阪セメントの寄与度は低く、その責任は相当程度減免されるべきである。

(3) 喫煙の影響

喫煙は、有意に肺がんの発症に影響し、肺がん発症における喫煙と石綿の関係は、相加的よりも相乗的に作用すると考えられているから、本件元建築作業従事者らのうち喫煙歴がある肺がん患者（承継前原告(2)、同(3)、原告(4)、承継前原告(6)、原告(7)、承継前原告(8)、原告(9)、同(11)、同(12)、甲3（原告(13-1)ら関係）、甲14（原告(15)関係）、甲10（原告(16-1)ら関係）、原告(17)、同(21)、同(23)、甲7（原告(24)関係）、承継前原告(25)、原告(26)、同(28)、同(29)、甲11（原告(31)関係）、原告(32)、甲2（原告(33)関係）、原告(35)、同(36)、甲12（原告(37-1)ら関係）、原告(38)、甲8（原告(39)関係）、原告(40)、甲9（原告(41)関係）、原告(43)、同(44)及び承継前原告(45)）については、過失相殺により賠償額を減額すべきである。

(被告(テ)積水化学工業の主張)

肺がんとの関係においては、石綿粉じんばく露よりも長年の喫煙の影響のほうが大きいから、本件元建築作業従事者らのうち喫煙歴のある肺がん患者については、

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

その発症原因を、石綿粉じんばく露ではなく喫煙に求めるべきである。

（被告(ト)大建工業の主張）

甲 1 3（原告(10)関係）は、建築の専門家であるにもかかわらず、防じんマスクの着用等によって石綿関連疾患へのり患を回避できたのにそれをしなかったから、相当程度の過失相殺が認められるべきである。

（被告(ニ)太平洋セメントの主張）

(1) 原告(35)が石綿肺にり患した旨の立証はなされていない。

(2) 消滅時効

原告ら又は本件元建築作業従事者らは、遅くとも労災認定や石綿救済法認定等を受けた時点において、石綿が原因で特定の疾患にり患したとの認識に至り、損害を知ったといえ、また、本件と同種の訴訟である東京建設アスベスト訴訟（第1陣）が提起された平成20年には加害者を知ったといえるから、本訴提起時点において労災認定や石綿救済法認定等を受けてから3年が経過した原告ら及び本件元建築作業従事者らについては、損害賠償請求権の消滅時効が成立する。被告(ニ)太平洋セメントは、当審の第18回口頭弁論期日（平成29年3月17日）において陳述した乙ニ準備書面(14)によって、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(3) 喫煙の影響

喫煙歴のある肺がん患者に係る過失相殺につき、被告(マ)ニチアスの主張を援用する。

（被告(ノ)D I Cの主張）

(1) 喫煙の影響

石綿と喫煙の両方のばく露を受けると肺がんの危険性は相乗的に高くなるから、肺がんにり患した本件元建築作業従事者らのうち喫煙歴がある者については、公平の観点から、過失相殺により大幅な減額がなされるべきである。

(2) 減免責の抗弁

仮に、本件が損害一体型に該当するとして民法719条1項後段が適用ないし類

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

推適用されるとしても、被告(イ)D I Cの建材は、種類・販売量において少なく（我が国における石綿スレート（波形及びボード）の合計出荷数における同被告の建材の占有率は、昭和60年から平成元年までの間で最大0.22%（ボードの出荷数における占有率は最大0.33%））、非飛散性建材であり、施工の際の石綿粉じんの発生量は相当程度限定されたことからすれば、本件元建築作業従事者らが、同建材に起因する石綿粉じんにばく露した可能性はないか又はその可能性は極めて低く、同被告の損害賠償は免責ないし大幅に減額されるべきである。

（被告(マ)ニチアスの主張）

(1) 承継前原告(1)及び原告(36)の各疾病は、石綿粉じんばく露に起因する石綿肺ではなく、はつり作業等に基づくじん肺である。また、承継前原告(45)は、石綿肺の所見が認められず、一般的なじん肺として労災認定を受けたから、石綿粉じんばく露に基づく石綿肺に罹患したことが立証されていない。

(2) 消滅時効

平成20年には東京地裁及び横浜地裁に関連事件の訴訟が提起され、平成22年には両訴訟にそれぞれ相当数の者が追加提訴し、かつ、これらの訴訟は社会的にも広く知られていたから、原告ら又は本件元建築作業従事者らは、遅くとも本件訴えが提起された平成26年5月15日より3年を遡った平成23年5月14日までは、被告(マ)ニチアスを含む被告企業らを加害者として認識したといえる。被告(マ)ニチアスは、本件元建築作業従事者らのうち、石綿関連疾患認定日が平成23年5月14日以前である者について、当審の第2回口頭弁論期日（平成26年12月11日）において陳述した乙マ準備書面1によって、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(3) 喫煙の影響

喫煙は、慢性気管支炎等と同様に非特異性疾患である肺がんの発症に重大な影響を及ぼし、その影響の程度を具体的に把握する方法はブリンクマン指数（喫煙年数×1日の喫煙本数）を用いることが一般的であるところ、相対リスクが5倍の場合に

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

は寄与危険度割合が 80% となり，喫煙による肺がん発症の高度の蓋然性（相当因果関係）が認められる。

そこで，相対リスクがおおむね 5 倍以上となる場合（扁平上皮がん及び小細胞がんではブリンクマン指数 600 以上のばく露群，大細胞がんでは同指数 1200 以上のばく露群），少なくとも相対リスクがおおむね 10 倍（寄与危険度割合 90%）以上となる場合（扁平上皮がんでは同指数 800 以上のばく露群，小細胞がんでは同指数 1200 以上のばく露群）には，それぞれ，肺がん発症が喫煙によるものとして，石綿粉じんばく露との因果関係を否定すべきである。また，相対リスクがおおむね 2 倍以上となる場合（扁平上皮がん及び小細胞がんでは同指数 200 以上のばく露群，全病理組織型において同指数 400 以上のばく露群）には，喫煙歴を減額要素として考慮し，少なくとも 5 割以上の減額が行われるべきである。

以上によれば，①原告(7)（腺がん・ブリンクマン指数 495），同(12)（腺がん・同指数 600），甲 3（原告(13-1)ら関係，腺がん・同指数 580），原告(23)（組織型不明・同指数 800），甲 7（原告(24)関係，腺がん・同指数 1640），承継前原告(25)（腺がん又は非小細胞肺がん・同指数 1600），原告(26)（組織型不明・同指数 1400），甲 2（原告(33)関係，組織型不明・同指数 700），甲 12（原告(37-1)ら関係，組織型不明・同指数 960），甲 8（原告(39)関係，組織型不明・同指数 1020），甲 9（原告(41)関係，組織型不明・同指数 560）及び原告(44)（腺がん・同指数 760）については 5 割以上の減額が行われるべきであり，②甲 10（原告(16-1)ら関係，扁平上皮がん・同指数 1760）及び原告(21)（扁平上皮がん・同指数 1260）については石綿粉じんばく露との因果関係を否定すべきであり，少なくとも 5 割を大幅に上回る減額が行われるべきである。

（被告(ニ)ニチハの主張）

(1) 消滅時効

原告ら又は本件元建築作業従事者らは，遅くとも，石綿関連疾患認定日に損害及び加害者を知ったというべきところ，原告(5)，同(7)，同(10)，同(15)，同(16-1)，同

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

(16-2), 同(17), 同(18), 同(21), 同(23), 同(26), 同(30), 同(35), 同(42-1), 同(42-2), 同(42-3)及び同(42-4)については, 本訴提起までに消滅時効期間（3年間）を経過した。被告(シ)ニチハは, 当審の第1回口頭弁論期日（平成26年7月31日）において陳述した乙ミ答弁書（原告(30)を除く前記原告ら）又は当審の第18回口頭弁論期日（平成29年3月17日）において陳述した乙ミ第9準備書面（原告(30)）によって, 同原告らに対し, 消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(2) 喫煙の影響等

仮に本件元建築作業従事者らが原告ら主張に係る疾患に罹患したとしても, それは喫煙や吹付け材に含有される石綿にばく露したこと等の被告(シ)ニチハに関係のない原因によるものであって, 同被告に何らかの責任が生じるものではない。

(被告(ム)日東紡績の主張)

原告(5), 同(7), 同(10), 同(15), 同(16-1), 同(16-2), 同(17), 同(18), 同(21), 同(23), 同(26), 同(35), 同(42-1), 同(42-2), 同(42-3)及び同(42-4)については, 石綿関連疾患認定日の後, 本訴提起まで3年間が経過し, 同原告らの不法行為に基づく損害賠償請求権はいずれも時効により消滅した。被告(ム)日東紡績は, 当審の第2回口頭弁論期日（平成26年12月11日）において陳述した乙ム準備書面(1)によって, 同原告らに対し, 消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(被告(メ)日本インシュレーションの主張)

肺がんは, 喫煙等の石綿以外にもその原因となる物質があり, かつ, 喫煙のほうが石綿よりも肺がんに対する影響が大きいことは公知の事実であるし, 粉じんが舞う中で防じんマスクの着用しなかった点について全く問題がないとはいえないから, 喫煙歴がある本件元建築作業従事者らや防じんマスクを着用しなかった本件元建築作業従事者らが肺がんを罹患した場合, 肺がんの発症と被告(メ)日本インシュレーションの行為との間に因果関係が存在する可能性は低く, 仮にこれが存在したとしても, 原告側の過失として考慮され, 過失相殺されるべきである。

(被告(モ)日本硝子の主張)

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

仮に被告(モ)日本碍子と他の被告企業らとの共同不法行為が認められたとしても、同被告の製造・販売に係る建材の特性や、石綿総輸入量に占める同建材の石綿含有量の割合が多くとも0.037%にすぎないことからすれば、原告ら主張に係る損害に関する同被告の寄与度は認められず、同被告は免責される。

（被告(コ)日本バルカー工業の主張）

(1) 損害額

本件元建築作業従事者らの管理区分は様々であり、一律3500万円を請求できる根拠はないから、仮に本件元建築作業従事者らに何らかの損害が生じたとしても、その損害額は、管理区分に従い適切に評価されるべきである。

原告らでないし本件元建築作業従事者らの中には、労災補償又は石綿健康被害救済法により被告(カ)国から多額の金員の支給を受けている者があるところ、同金員は、慰謝料を填補するものではないものの財産的損害を填補するものであって、当然に同人らの財産的損害から控除されるべきである。そうすれば、これらの者については、前記金員によりその損害の大半は填補されたものといえる。

(2) 喫煙の影響

本件元建築作業従事者らのうち、喫煙歴があつて肺がんになり患した者については、肺がんが石綿に起因すること、又は、肺がんが喫煙に起因するものではないことが立証されない限り、石綿粉じんばく露と肺がんのり患との間に因果関係はない。

(3) 消滅時効

原告ら又は本件元建築作業従事者らは、石綿関連疾患を理由とする労災認定がされた時点で本訴請求に係る損害及び加害者を知り、同人らのうち、本訴提起日（平成26年5月15日）から3年を遡った平成23年5月16日以前に労災認定を受けた者に関する請求権は時効により消滅している。被告(コ)日本バルカー工業は、当審の第1回口頭弁論期日（平成26年7月31日）において陳述した乙ユ答弁書によって、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

(4) 過失相殺

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

石綿製品の製造・加工等の各作業に従事する労働者は、旧安衛則が制定された昭和 22 年以後、適切な呼吸用保護具の使用が義務付けられ（旧安衛則 185 条）、昭和 37 年以後、通達により、特級又は一級の防じんマスクを使用するように指導するとされたことから、防じんマスクの着用が当該法令上の義務として課せられたところ、本件元建築作業従事者らには、これらの義務に違反した過失がある。

（被告(イ)ノザワの主張）

平成 20 年には東京地裁及び横浜地裁に関連事件の訴訟が提起され、平成 22 年には両訴訟にそれぞれ相当数の者が追加提訴し、かつ、これらの訴訟は社会的にも広く知られていたから、原告ら又は本件元建設作業従事者らは、遅くとも本件訴えが提起された平成 26 年 5 月 15 日から 3 年を遡った平成 23 年 5 月 14 日までは、被告(イ)ノザワを含む被告企業らを加害者として認識したといえる。被告(イ)ノザワは、本件元建設作業従事者らのうち、石綿関連疾患認定日が平成 23 年 5 月 14 日以前である者について、当審の第 18 回口頭弁論期日（平成 29 年 3 月 17 日）において陳述した乙ラ準備書面(5)によって、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

（被告(ロ)フクビ化学工業の主張）

本件元建築作業従事者らに喫煙歴がある場合や同人らがマスクを着用せずに建築作業を行った場合は、これによる疾患への寄与、被害拡大の可能性につき、過失相殺が検討されるべきである。

（被告(ハ)文化シャッターの主張）

建設作業中にマスクを着用していなかった本件元建築作業従事者らとの関係においては、過失相殺がなされるべきである。また、石綿と喫煙の両方のばく露を受けると、肺がん発症の危険性が相乗的に高くなるとされていることからすれば、肺がんになり患した本件元建築作業従事者らのうち喫煙歴がある者についても、過失相殺がなされるべきである。

（被告(ニ)淀川製鋼所の主張）

当事者の主張（一人親方等関係を除く。）

被告(ソ)淀川製鋼所の製造・販売に係る建材についての特性等に鑑みれば、同建材が本件元建築作業従事者らの石綿関連疾患の発生に寄与した相当程度の可能性を肯定することはおよそ不可能であるから、同被告には、寄与度に応じた免責が、完全に又は少なくとも大幅にされるべきである。

以 上

当事者の主張（一人親方等関係）

1 承継前原告(1)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S60.12	(有)前川電機工業所	電工	労働者	認
②	S61.3～H2.8	日光電気(株)	電工	労働者	認
③	H2.8～H6.11	乙40	電工	労働者	下記参照
④	H6.11～H15.5	ホロン(株)	電工	労働者	認

【原告らの主張】

上記①ないし④の期間中、承継前原告(1)は、一貫してホロン株式会社の指揮監督下で稼働し、その作業実態は同じであるから、上記①、②、④の期間と同様、上記③の期間においても労働者性が認められる。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間中、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したことは否認する。

承継前原告(1)は、労災手続において、乙40として起業し、独立して仕事をしてきた旨供述する（甲F1の3の3・6）。また、乙40は、それまで日光電気株式会社がホロン株式会社から請け負った電機計装業務と同内容の業務をそのまま引き継いだものであって（甲F1の3の2）、乙40の業務も、日光電気株式会社のそれと同様、請負業務であるところ、承継前原告(1)は、ホロン株式会社に入社後、電気計装工事だけでなく、現場工事安全担当業務も行うようになったのであるから（甲F1の3の2）、同人が乙40として行った請負業務と、ホロン株式会社入社後に従業員として従事した業務は、実態が異なる。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 承継前原告(2)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S41.9～S43.3	乙 4 1	電工	労働者	認
②	S43.4～S43.8	乙 4 2	電工	一人親方	認
③	S43.12～S44.3	乙 4 3	電工	労働者	認
④	S44.4～S48.1	乙 4 2	電工	一人親方	認
⑤	S48.2～S49.6	高橋電機工業所(株)	電工	労働者	認
⑥	S49.7～S53.7	末廣電気(株)	電工	労働者	認
⑦	S53.8～S54.12	乙 4 4	電工	労働者	下記参照
⑧	S55.1～S55.4	乙 4 5	電工	一人親方	認
⑨	S55.5～H14.10	(株)幸成電気工業所	電工	事業主	認
⑩	H14.11～H23.2	アスカ計装(株)	電工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

(1) 上記⑦の期間中、承継前原告(2)は、国民年金に加入しているものの、被告(ア)国が労働者性を争わない上記⑥の期間のうち昭和50年7月22日から昭和53年7月31日までの間も国民年金に加入していたことからすれば、国民年金加入との事情をもって上記⑦の期間中の労働者性を否定することはできない。

承継前原告(2)は、労災手続において、上記⑦の期間中、乙44の社員として丙4ビルの業務に従事し、最終の賃金額は日給1万1000円くらい、月額27ないし30万円くらいであって、ボーナスは離職時に1回だけ3万円が支給された旨等を供述するなどするから（甲F2の3の6・7）、同人は、上記期間中、乙44の指揮監督下で業務に従事し、労務の対価として報酬を得る労働者であった。

(2) 上記⑩の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

当事者の主張（一人親方等関係）

【被告(7)国の主張】

(1) 上記⑦の期間中、承継前原告(2)が石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したことは否認する。

同人は、同期間中、国民年金に加入し（乙アC2の1）、また、労災手続において、昭和53年9月から昭和54年12月までの間、乙45を自営した旨供述する（甲F2の3の1・5）。

(2) 上記⑩の期間のうち、平成14年11月から平成17年6月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年7月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、承継前原告(2)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 承継前原告(3)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S50	乙 4 6	左官工	労働者	認
②	S50～S60	(屋号なし)	左官工	一人親方	下記参照
③	S60～H19	(屋号なし)	左官工・塗装工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記②、③の期間について、承継前原告(3)は、労災手続において、自らが施工した左官作業は、主に石綿材の吹付け、塗付けであった旨、石綿は、世間における危険性の認識により、昭和50年代後半から次第に使われなくなり、代替品に変わっていった旨等を供述するところ（甲F3の3の3）、昭和50年頃及びそれ以後に左官工として稼働しなければ上記の変遷を知るはずはないから、同人は、同年頃及びそれ以後も、左官工として混和材等を使用するなど、石綿粉じんばく露作業に従事した。

上記③の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、左官工等が使用する混和材は規制対象外であること、既に市場に流通する商品が使用される可能性があること、承継前原告(3)の業務の約2割を占める改修工事の際には（甲F3の2）、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにばく露することからすれば、同政令を根拠に、同人の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記②、③の期間中、一人親方として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

承継前原告(3)は、労災手続において、自らが携わり施工した左官業は、主に石綿材の吹付け、塗付けであった旨供述するものの（甲F3の3の3）、これを確認する客観的資料は何ら残されておらず、むしろ、石綿ばく露期間につき、昭和30年

当事者の主張（一人親方等関係）

から昭和50年の約20年間であると自ら記入し回答したことからすれば（甲F3の3の2）、同人は、昭和50年以降、自らが石綿粉じんばく露作業に従事したとは認識していなかったものであり、これは、同人が同年以降同作業に従事していないことを裏付けるものである。

また、平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、承継前原告(3)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 原告(4)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S47.4～H8.8	(有)浅野工業	配管工	労働者	認
②	H8.9～H25.6.30	(有)浅野工業	配管工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記②の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記②の期間のうち、平成8年9月から平成17年6月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年7月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、原告(4)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

5 甲 5（原告(5)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S41.1～S44.4	乙 4 7	大工	労働者	認
②	S44.5～S55.4	乙 4 8	大工	一人親方	下記参照
③	S55.4～H19	(有)年岡工務店	大工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露するから、同政令を根拠に、甲 5 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。また、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記②、③の期間のうち、昭和 4 4 年 5 月から平成 1 7 年 6 月 3 0 日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが（ただし、上記②の期間中は事業主）、同年 7 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 5 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。また、平成 1 7 年 7 月 1 日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、同人が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

6 承継前原告(6)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S44～S47	(有)柿山工務店	大工	労働者	認
②	S47～S53	(有)佐藤工務店	大工	労働者	認
③	S53～S54	(株)関野工務店	大工	労働者	認
④	S54～H11	(有)伸光建設	大工	労働者	下記参照
⑤	H11～H21	(有)建匠	大工	労働者	下記参照
⑥	H21～H23	(株)一建設	大工	労働者	下記参照
⑦	H23～H25.8	(株)アイディフォーム	大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

(1) 上記④の期間について、承継前原告(6)は、労災手続において、有限会社伸光建設に常備（工事の出来高に関係なく日当計算で報酬を受け取り、常時雇われている者）として就労した旨供述すること等からすれば（甲F6の3の1・6・8）、同人は、同期間中、実質的には労働者であったというべきである。

(2) 上記⑤ないし⑦の期間について、承継前原告(6)は、いわゆる手間請けとして、専ら各事業所の指揮監督下で業務に従事し報酬を得たから、実質的な労働者であったと評価すべきである。

平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、承継前原告(6)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

(1) 上記④の期間中、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、平成2年4月1日以降、労働者として就労したことは否認する。

労災手続において湘央建設組合が提出した職歴証明（甲F6の3の2）には、承

当事者の主張（一人親方等関係）

継前原告(6)が、昭和54年頃（「昭和45年頃」との記載は誤記）から平成元年頃まで、有限会社伸光建設に所属し、その後平成25年10月21日まで、大工の一人親方として建設業に従事した旨記載され、また、同組合が神奈川労働基準局長に提出した「労働者災害補償保険 特別加入に関する変更届」（乙アC6の2）には、同人が、平成2年4月1日から一人親方として労災加入したことが記載されたことからすれば、同人が有限会社伸光建設に労働者として所属した期間は、昭和54年から平成2年3月31日までであって、同年4月1日以降は、一人親方として稼働したことが明らかである。さらに、同人は、有限会社伸光建設の仕事がないときに、有限会社神奈川建設、乙49の仕事を行い、その際に一人親方の特別加入をした旨述べるところ（甲F6の3の6）、遅くとも一人親方の特別加入をした平成2年4月1日以降は、有限会社伸光建設からの仕事の依頼について諾否の自由を有していたと認められるから、同社との間の使用従属性は否定されるべきである。

なお、「常傭」とは、請負契約において、専ら発注者の下での作業のみを請け負う場合にも用いられる用語であり、必ずしも労働者として雇用されることを示すものではなく、このことは、承継前原告(6)自身、労災手続において、「常傭」、「手間請け」、「労働者」を使い分け（甲F6の3の6・7）、「常傭」を労働者と認識していたとはいえないことから裏付けられる。

(2) 上記⑤ないし⑦の期間のうち、平成11年から平成16年9月30日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したこと及び同年10月1日以降同作業に従事したことは否認する。

前記(1)のとおり、上記⑤ないし⑦の期間は、労働者ではなく一人親方として稼働したものである。なお、承継前原告(6)は、労災手続において、平成11年頃以後の建匠等における業務が手間請けであったことを認めるところ（甲F6の3の6）、通常、「手間請け」とは一人親方による請負を示すものである。

また、平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたか

当事者の主張（一人親方等関係）

ら、承継前原告(6)が、同日以降、石綿粉じんにはばく露したことはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

7 原告(7)

	原告らの主張				被告(7)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S40.2	村松設備工業(株)	空調設備工	労働者	認
②	S40.2～H10.5	乙50	空調設備工	労働者	認
③	H10.5～H22	(屋号なし)	空調設備工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、原告(7)の業務の7割を占める改修工事の際には（甲F7の2）、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露するから、同政令を根拠に、同原告の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(7)国の主張】

上記③の期間のうち、平成10年5月から平成16年9月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同人が同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(7)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

8 承継前原告(8)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S41.2	横浜エレベータ(株)	エレベーター工	労働者	認
②	S41.2～S42.2	乙 5 1	エレベーター工	労働者	認
③	S43.8～S44.3	乙 5 2	エレベーター工	労働者	認
④	S44.4～S45.3	乙 5 3	エレベーター工	労働者	認
⑤	S45.4～S46.3	三幸(株)	エレベーター工	労働者	認
⑥	S46.4～H12.3	乙 5 (乙 6)	エレベーター工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記⑥の期間について、エレベーター工の作業内容の特殊性（特定のエレベーター製造会社の下で業務を行い、同会社が手配した機材を使用し、同会社若しくはビル建設会社又はこれらの一次下請業者の現場監督の指示に従って作業をする。）に鑑みれば、承継前原告(8)は、専ら上記会社等の指揮監督下で業務に従事し報酬を得たから、実質的には労働者であった。

【被告(ア)国の主張】

上記⑥の期間中、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として同作業に従事したことは否認する。

承継前原告(8)は、労災手続において、昭和46年4月以後、横浜エレベータ株式会社の下請業者として仕事を請け負い、昭和55年には事業主として労災保険の特別加入手続を行った旨供述するとおり（甲F8の3の4）、事業主として稼働した。横浜エレベータ株式会社の下請業者は複数おり（甲F8の3の4）、業務の発注者である同社が、承継前原告(8)の作業工程や作業時間管理について、他の労働者や下請業者との調整を行うことは、業務の性質上当然にあり得るのであって、これを理由に業務遂行上の指揮監督関係を認めることはできない。

当事者の主張（一人親方等関係）

9 原告(9)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S45	乙 5 4	タイル工	労働者	認
②	S46～S58	乙 5 5	タイル工	労働者	認
③	S59～S60	乙 5 6	タイル工	労働者	認
④	S60～H14	シブノタイル工事(有)	タイル工	労働者	認
⑤	H15～H22.3	(株)秋葉タイル工業所	タイル工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

タイル工が最も多くの石綿粉じんにはばく露するのは、タイル切断作業ではなく、下地調整に当たり、モルタル作成のため砂やセメントと混和材を混ぜ合わせる作業であるから、原告(9)が、上記⑤の期間において、タイル切断作業をほとんどしなかったとしても、これをもって石綿粉じんばく露を否定することはできない。

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、タイル工等が使用する混和材は規制対象外であるから、同政令を根拠に、原告(9)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑤の期間中、労働者として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

原告(9)は、労災手続において、最後に携わった平成 2 1 年 6 月ないし同年 1 1 月のマンション新築工事で、タイルを電動工具で加工するなどして粉じんにはばく露した旨供述するが（甲 F 9 の 3 の 6）、株式会社秋葉タイル工業所代表者は、最近ではタイルの切断加工はほとんどない旨供述する（乙ア C 9 の 2）ことからすれば、上記期間において、石綿粉じんばく露作業に従事した事実は認められない。

また、平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で

当事者の主張（一人親方等関係）

非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(9)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

10 甲13（原告(10)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S55.3～S55.4 S55.8～S55.9	(有)鍵山工務店	解体工・大工	労働者	
②	S59.3～H5.11	乙57	工事監理	労働者	認
③	H5.12～H8	(有)エイトリフォーム	設計・大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記①の期間について、労災資料（甲F10の3の1・11）によれば、甲13が労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは明らかである。

上記③の期間について、甲13は、月の半分以上は有限会社エイトリフォームの工事現場で大工仕事に従事し、石綿粉じんにばく露した。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間中、労働者として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

甲13の業務は、基本的に設計業務であって工事現場の工事監理業務ではなく、設計業務において現場に赴くのは、事前調査として、敷地、地盤、周辺環境等の条件について調査を行うためであるから、これにより、石綿粉じんにばく露することはない。

また、同人は、労災手続において、石綿にばく露したのは、乙57でビル新築工事の工事監理をしていた昭和59年から平成5年までである旨供述し（甲F10の3の10）、有限会社エイトリフォームに雇用されていた期間に石綿粉じんにばく露していないことを認めている。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 1 原告(11)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S42	乙 5 8	鉄骨工	労働者	下記参照
②	S42.12～H5.12	乙 7	鉄骨工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記①の期間について、原告(11)は、工場における鉄板加工業務と並行して、建設現場での鉄骨工の業務に従事したから（甲 F 1 1 の 1），同期間中の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

上記②の期間について、原告(11)は、滝沢工務店のほぼ専属として、その指揮監督下で業務に従事し報酬を得ていたから、実質的には労働者であった。

【被告(ア)国の主張】

(1) 上記①の期間中、労働者として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

原告(11)は、労災手続において、乙 5 8 では石綿を吸っていない旨供述することや（甲 F 1 1 の 3 の 7），通常、鉄骨は石綿を含有せず、鉄骨の組立て、溶接・切断作業に従事しても石綿粉じんにばく露するわけではないことからすれば、同原告が、上記期間中、鉄骨工の業務に従事したことをもって、石綿粉じんにばく露したものとはいえない。

(2) 上記②の期間中、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したことは否認する。

原告(11)は、労災手続において、昭和 4 2 年 1 2 月に乙 7 を立ち上げ、後に自らを含め 3 名で共同経営するとともに、昭和 5 0 年 2 月以降、一人親方として特別加入した旨供述するなどし（甲 F 1 1 の 3 の 6 ・ 7），他の共同経営者も同趣旨の供述をすることからすれば（甲 F 1 1 の 3 の 2 ・ 3），同原告は、昭和 4 2 年 1 2 月から昭和 5 0 年 1 月までは事業主として、同年 2 月以降は一人親方として稼働したと

当事者の主張（一人親方等関係）

いえる。

なお、原告(11)は、労災手続において、昭和 5 2 年頃から平成 5 年までの間、有限会社滝沢工務店の下請として建物の改修・解体・新築工事を行った旨供述し（甲 1 1 の 3 の 7）、工事発注に関する書面（甲 F 1 1 の 3 の 4）からは、同社が、乙 7 に対し、通常注文者が行う程度にとどまらない、実質的な指揮監督関係にあったとは認められない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 2 原告(12)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S44.4～S52.3	乙 8	大工・解体工	労働者	認
②	S52.4～H23.8	(屋号なし)	大工	一人親方	下記参照
③	S52.4～S60.12	乙 8	大工	労働者	下記参照
④	S53～S54	乙 9	大工	労働者	下記参照
⑤	S54～S58	乙 1 0	大工	労働者	下記参照
⑥	S63～H5	乙 1 1	大工	労働者	下記参照
⑦	H6～H23.8	乙 1 2	大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

(1) 上記③の期間について、原告(12)は、一人親方として大工の業務に従事する傍ら（上記②参照）、年度変わり等の仕事がない時期におおむね1年に2、3か月程度、それ以外の時期でも仕事がないときや親方から依頼されたとき等に数日ないし1週間程度、乙8に雇用された労働者として大工の業務に従事した。

原告(12)は、乙8で業務をする際、勤務時間については始業から終業まで親方に拘束され、業務内容についても親方から指示を受けており、同指示に従わない自由はなかった。また、同原告は、上記①の期間と同様、1日当たり約2万円の報酬を月に2回（1日と15日）支給されたところ、これは仕事の完成とは何ら関係なく、労務提供の対価として支払われた。

よって、上記③の期間中、少なくとも1年につき2か月（合計1年6か月）は労働者性を認めるべきである。

(2) 上記④ないし⑦の期間について、原告(12)は、特定の建設会社から仕事を請けている間は専らその業務に従事し、元請会社の指揮監督下で作業を行い、実質的な労働者として各建設会社に勤務したから、労働者性を認めるべきである。

当事者の主張（一人親方等関係）

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露するから、同政令を根拠に、原告(12)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(7)国の主張】

- (1) おおむね上記②の期間中、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、「就労始期・終期」が正確か否かについては不知。
- (2) 上記③ないし⑦の期間のうち、昭和 5 2 年 4 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したこと及び同年 1 0 月 1 日以降同作業に従事したことは否認する。

上記③の期間について、原告(12)は、労災手続において、昭和 4 4 年 4 月から昭和 5 1, 5 2 年までの間、乙 8 で大工見習として「雇われていた」と述べる一方で、昭和 5 2 年頃、独立して一人親方となったが、昭和 6 0 年頃までの間、乙 8 で「人工として」働いた旨供述するなど（甲 F 1 2 の 3 の 2）、「雇われる」と「人工」という言葉を明確に使い分けていること、乙 8 も、同原告が労働者であった時期につき、昭和 4 4 年以後 7, 8 年（昭和 5 2 年頃まで）とすること（甲 F 1 2 の 3 の 4）, 同原告が乙 8 で勤務した期間が数日から 1 週間程度であったことからすれば、同原告は、労働者ではなく下請の立場であった。

上記④ないし⑦の期間について、各元請での同原告の作業内容は、一貫して、新築一般木造建築工事において建材を電動丸のこで切断する作業であるところ（甲 F 1 2 の 3 の 3）, 同原告が元請会社の指揮監督下で同作業を行ったとする客観的資料は示されていない。

以上に加え、同原告が、平成 1 2 年 1 0 月から平成 2 3 年 8 月まで特別加入をしていたこと（甲 F 1 2 の 3 の 1 ・ 3）からすれば、同原告は、上記③ないし⑦の期間中、労働者ではなく一人親方として稼働したものといえる。

また、平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で

当事者の主張（一人親方等関係）

非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(12)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 3 甲 3（原告(13-1)ら関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40～S51	中川工業(有)	配管工	労働者	認
②	S51～S58	乙 5 9	配管工	労働者	認
③	S59～S60	八洲エンジニアリング(株)	配管工	労働者	認
④	S60～S61	渡辺設備(株)	配管工	労働者	認
⑤	S61～S63	保全設備(株)	配管工	労働者	認
⑥	H元～H24.4	N K E 設備工事(有)	配管工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記⑥の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、甲 3 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑥の期間のうち、平成元年から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 3 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 4 甲 6（原告(14)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
	H5.1～H22.1	乙 6 0	大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、平成 1 0 年以降の甲 6 の業務の 1 0 0 % を占める改修工事の際には（甲 F 1 4 の 2 ）、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、甲 6 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

平成 5 年 1 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 6 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

15 甲14（原告(15)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S43.12.15	井上建設(株)	現場監督	労働者	認
②	S44.6.1～S45.4.1	国都光業(株)	現場監督	労働者	認
③	S45.6～S45.7	二見建設(株)	現場監督	労働者	認
④	S46.4～S60.3	中部建設(株)	現場監督	労働者	認

当事者の主張（一人親方等関係）

16 甲10（原告(16-1)ら関係）

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S46.3～S63.5	(有)忍工業	空調設備工	労働者	認
②	S63.6～H20.11	乙61	空調設備工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記②の期間について、甲10は、賃金未払があったため、有限会社忍工業を退社せざるを得なくなり（上記①参照）、その苦境を救済するために、同会社の親会社であった綜建工業株式会社が同人に直接仕事を発注するようになったから（甲F16の1の2、16の3の4）、同人は、実質的には同社の労働者であった。

平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された既設管等の石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、甲10の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記②の期間のうち、昭和63年6月から平成16年9月30日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したこと及び同年10月1日以降同作業に従事したことは否認する。

甲10が乙61の立場で綜建工業株式会社から請け負った業務内容は、空調、給排水管工事であり、これは、有限会社忍工業において労働者として従事していた際と同一の業務内容であるから（甲F16の1の2、乙アC16の3）、甲10は、綜建工業株式会社の下請であった有限会社忍工業と同様の業務を請け負ったといえ、同人と綜建工業株式会社との間に使用従属関係があったことを裏付ける客観的証拠も認められない。また、乙61から綜建工業株式会社宛の工事支払請求書（乙アC16の4）には、出来高の請負代金を請求する内容が記載されているから、同

当事者の主張（一人親方等関係）

社の乙 6 1 に対する報酬に労務対償性は認められない。

以上に加え、原告(16-1)は、甲 1 0 に係る労災手続において、同人は、昭和 6 3 年ないし平成 1 9 年の間、個人事業主であった旨述べることや（乙ア C 1 6 の 1）, 同人が個人事業主として労災保険の特別加入をした（乙ア C 1 6 の 2）ことから、同人は、上記②の期間中、事業主であったといえる。

また、平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 1 0 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 7 原告(17)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S47	(有)佐藤左官工業	左官工	労働者	認
②	S47～S49	乙 6 2	左官工	労働者	認
③	S49～S50	根門工業(株)	左官工	労働者	認
④	S50～S52	乙 2 3	左官工	労働者	認
⑤	S52～S54	乙 2 4	左官工	労働者	認
⑥	S54～H23.3	乙 2 5	左官工・大工 ・ブロック工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記⑥の期間のうち、発注元である有限会社秋田組及び同須藤鉄金で働いた期間は、同社から日給月給で報酬の支払を受け、残業代の支払もあったことからすれば、原告(17)は、実質的には同社の労働者であった。

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、原告(17)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑥の期間のうち、昭和 5 4 年から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として従事したこと及び同年 1 0 月 1 日以降同作業に従事したことは否認する。

乙 2 5 から有限会社秋田組及び同須藤鉄金に宛てた工事支払請求書(甲 F 1 7 の 3 の 4)では、原告らが指摘する残業代を含め、職人一人当たりの単価を作業量として請負(委託)代金を決定し、消費税を上乗せして請求しており、この報酬に有限会社秋田組及び同須藤鉄金での労務対償性は認められない。

当事者の主張（一人親方等関係）

以上に加え、原告(17)は、労災手続において、昭和54年に自営として乙25を始めた旨述べ（甲F17の3の3）、平成6年1月に個人事業主として労災保険の特別加入をしたこと（乙アC17の2）からすれば、上記期間中、事業主であったと認められる。

また、平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(17)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 8 原告(18)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S42.3	(屋号なし((有)中川建設下請))	大工	一人親方	下記参照
②	S42.4	(屋号なし)	大工	一人親方	下記参照
③	S42.5～S49.12	(屋号なし((株)山二建設下請))	大工	一人親方	下記参照
④	S50.1～S52.12	(屋号なし(乙 6 3 下請))	大工	一人親方	下記参照
⑤	S53.1～S54.12	(屋号なし(創和技研(株)下請))	大工	一人親方	下記参照
⑥	S55.1～S55.6	(屋号なし(下請))	大工	一人親方	下記参照
⑦	S55.7～S55.8	(屋号なし)	大工	一人親方	下記参照
⑧	S55.9～S55.12	乙 6 4	大工	事業主	下記参照
⑨	S56.1～S57.12	乙 6 4 (乙 6 5 下請)	大工	一人親方	下記参照
⑩	S58.1～H11.7	乙 6 4 → 乙 6 6 (S61.3～) (株)木下工務店下請)	大工	一人親方	下記参照
⑪	H11.8～H13.5	乙 6 6 (飯田建設工業(株)下請)	大工	一人親方	下記参照
⑫	H13.6～H13.10	乙 6 6 (飯田産業(株)下請)	大工	一人親方	下記参照
⑬	H13.11～H14.6	乙 6 6	大工	一人親方	下記参照
⑭	H14.7～H19.8	乙 6 6 (アーネストワン(株)下請)	大工	一人親方	下記参照
⑮	H19.9～H20.12	乙 6 6 (乙 6 7 下請)	大工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記⑭、⑮の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、原告(18)の石綿粉じんばく露を否定することはできな

当事者の主張（一人親方等関係）

い。

【被告(ア)国の主張】

上記①ないし⑬の期間のうち，平成16年9月30日までの間，労働者以外の立場（ただし，昭和61年2月以前は事業主）で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが，平成16年10月1日以降，同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により，同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから，原告(18)が，同日以降，石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

1 9 甲 4（原告(19)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S62.5～S62.12	(有)寛栄設備工業	配管工	労働者	認
②	S63.1～H6.11	(有)鈴功工業社	配管工	労働者	認
③	H6.12～H21.9	乙 6 8	配管工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間のうち、平成6年12月から平成16年9月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲4が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

20 原告(20)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S51.10～S52.4.30	三洋装備(株)	築炉工	労働者	認
②	S52.7～S54.6	(有)佐瀬工業	築炉工	労働者	認
③	S55.12.25～S56.3.11	(株)ユニバーサル通商	築炉工	労働者	認
④	H2.7～H4.7 のうちの通算104日	乙 2 8 (岩功技研(株))	解体工 (現場監督)	一人親方	下記参照
⑤	H6.8～H19.3	乙 2 7 ((株)袋内興業)	解体工	労働者	下記参照
⑥	H13.12～H14.3 のうちの通算25日	乙 2 7 ((株)袋内興業)	解体工・ 現場監督	労働者	認
⑦	H11.2～H19.3 のうちの通算776日	乙 2 7 (乙 6 9)	プラント工	労働者	認

【被告(ア)国の主張】

上記④の期間中、労働者以外の立場（ただし、事業主）で、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認める。

上記⑤の期間中、労働者として通算 9 7 6 日、事業主（非労働者）として通算 7 7 9 日、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認める。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 1 原告(21)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S42～S55	乙70	解体工	労働者	認
②	S56.5～H6.5	(有)大友工業	解体工	労働者	認
③	H7～H12	(屋号なし)	解体工	労働者	下記参照
④	H16.4～H21.9	(株)ウミヤマ	解体工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、原告(21)は、オペレーター仲間等から解体作業の手伝いを依頼され、9時から16時まで、日給2万円くらいで、100以上の現場を渡り歩いた旨供述するとおり（甲F21の1）、同原告が労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは明らかである。

上記④の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

(1) 上記③の期間に係る主張は否認する。

原告(21)は、労災手続において、同期間の石綿粉じんばく露について何ら触れず、むしろ、乙71で型枠大工の仕事をした旨供述するなど、解体工をしていた旨の主張とは矛盾する供述をする上、有限会社大友工業在籍時以外での石綿粉じんばく露の事実を否定する（甲F21の3の3）。

(2) 上記④の期間中、労働者として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

株式会社ウミヤマの代表取締役は、同社の作業工程においては、解体作業に先立ち、石綿を専門業者が除去処理する旨供述するから（乙アC21の2）、上記の期間中、原告(21)が、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

また、平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における

当事者の主張（一人親方等関係）

石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、原告(21)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 2 原告(22)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40～S44	乙 7 2	タイル工	労働者	下記参照
②	S45～S55	東栄タイル工業(株)	タイル工	労働者	認
③	S56	(有)第一共栄タイル工業	タイル工	労働者	認
④	S57～H20	東栄タイル工業(株)	タイル工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記①の期間について、原告(22)は、労災手続において、乙 7 2 における就労状況を述べることからすれば（甲 F 2 2 の 3 の 2）、同原告が石綿粉じんばく露作業に従事したことは明らかである。

上記④の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、タイル工等が使用する混和材は規制対象外であるから、同政令を根拠に、原告(22)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

(1) 上記①の期間に係る主張は否認する。

原告(22)は、労災手続において、上記期間中、労働者として就労したことや石綿粉じんばく露作業に従事したことについて具体的に供述せず（甲 F 2 2 の 3 の 2）、これを確認できる資料も何ら示されていない。

(2) 上記④の期間のうち、昭和 5 7 年から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(22)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

なお、原告(22)の労災手続における供述（甲 F 2 2 の 3 の 2）によれば、同原告は、東栄タイル工業株式会社においてタイルの切断及びタイル張りの業務に専念し、モルタルを作るために砂やセメントと石綿を含有する混和材を混ぜ合わせるなどの作業を行うことはなく、むしろ、当該作業を行う者が、同原告以外にいたことがうかがわれる。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 3 原告(23)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S40.12	(有)小松タイル工業所	タイル工	労働者	認
②	S42.11～S44.12	上野興業(有)	タイル工	労働者	認
③	S45.1～S48.4	(有)北星産業	タイル工	労働者	認
④	S48.5～H21.9	(有)白田兄弟タイル店((有)大翔)	タイル工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記④の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、タイル工等が使用する混和材は規制対象外であるから、同政令を根拠に、原告(23)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記④の期間のうち、昭和48年5月から平成16年9月30日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(23)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 4 甲 7（原告(24)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S41.6～S43.10	(株)岩手工務店	大工	労働者	認
②	S43.10～S45.10	乙 7 3	大工	労働者	認
③	S47.1～S47.12	乙 7 4	大工	労働者	認
④	S48.1～H23.10	乙 7 5	大工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記④の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、甲 7 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記④の期間のうち、昭和 4 8 年 1 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 7 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 5 承継前原告(25)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
	S49～H24.7	乙76	クロス（内装）工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

昭和49年から昭和52年までの間について、承継前原告(25)は、労災手続において、昭和49年から一人親方として主にクロス張りを行った旨供述するなどするから（甲F25の3の1・2）、上記期間における石綿粉じんばく露を否定することはできない。

平成16年10月1日以後について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、承継前原告(25)が多く携わった改修工事の際に（甲F25の3の4・5）、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにばく露するから、同政令を根拠に、同人の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

昭和53年から平成16年9月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、その余は否認する。

昭和49年から昭和52年までの間について、承継前原告(25)は、クロス張りを主に行った旨主張するのみで、具体的な業務内容や、当該業務における具体的な石綿粉じんばく露態様について、客観的な証拠に基づく具体的な主張立証をしない。

また、平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、承継前原告(25)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 6 原告(26)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S52.6～H3	(有)義見左官	左官工	労働者	認
②	H3～H6.7	(有)大沢産業	左官工	労働者	認
③	H6.8～H7.10	(有)阿部官業	左官工	労働者	認
④	H7.11～H8.7	(屋号なし)	左官工	一人親方	認
⑤	H8.8～H21.10	(株)有馬工務店	左官工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記⑤の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、左官工等が使用する混和材は規制対象外であるから、同政令を根拠に、原告(26)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑤の期間のうち、平成8年8月から平成16年9月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(26)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

27 原告(27)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S44.3	乙77	大工	労働者	認
②	S45.4～S48.12	乙78	大工	労働者	認
③	S49.1～S49.10	乙79	大工	労働者	認
④	S49.11～S51.12	乙78	大工	労働者	認
⑤	S52.1～S53.6	乙80	大工	一人親方	認
⑥	S53.7～H25.7	乙81	大工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記⑥の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、原告(27)の業務の100%を占める改修工事の際には（甲F27の2）、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、同原告の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑥の期間のうち、昭和53年7月から平成16年9月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(27)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

2 8 原告(28)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S44.3	乙 8 2	大工	労働者	認
②	S44.4～S49.3	乙 8 3	大工	労働者	認
③	S50～S58	乙 8 4	大工	労働者	認
④	S59～S63	乙 8 5	大工	労働者	認
⑤	H元～H2	いろいろ	大工	労働者	下記参照
⑥	H3～H8.2	乙 8 6	大工	労働者	認
⑦	H8.3～H9.12	乙 8 4	大工	労働者	認

【原告らの主張】

上記⑤の期間について、原告(28)は、いずれの会社でも従業員ではなかったが、各会社の専属として、同社が受けた工事につき同社の指示で現場へ行き作業をした旨、賃金は働いた分に見合う日給月給で受領した旨供述するから（甲 F 2 8 の 1 ）、実質的には就労先の指揮監督の下に労務を提供し、労務の提供の対価として報酬を支払われたことは明らかであって、労働者性を認めるべきである。

【被告(ア)国の主張】

上記⑤の期間に係る主張は否認する。

原告(28)は、労災手続においても、この点につき何ら主張せず、むしろ、陳述書（甲 F 2 8 の 1 ）において、どの会社でも従業員ではなかった旨供述し、自ら労働者性を明確に否定している。

当事者の主張（一人親方等関係）

2.9 原告(29)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40	乙 2	保温工	労働者	認
②	S40～S48	乙 3	保温工	労働者	下記参照
③	S49～S53	乙 2 9	とび・保温工	労働者	下記参照
④	S53～S60	乙 3 0	とび・保温工	労働者	下記参照
⑤	S60.10～H7.12	(有)金沢保温	保温工	労働者	下記参照
⑥	H8～H22	乙 3 1 ((株)日辰断熱)	保温工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

(1) 上記③及び④の期間について、被告(ア)国が指摘する原告(29)の供述はとびとして稼働したときに関するものであり（甲 F 2 9 の 3 の 5），保温工として稼働したときは、直接的に石綿粉じんにはばく露した。

同原告は、上記期間中、乙 2 9 及び乙 3 0 の下でとびとして働く傍ら、乙 3 での保温の仕事を掛け持ちしたところ（同原告本人），とびの仕事が 3 割程度、保温の仕事が 7 割程度であったから、上記期間中の 7 割程度に相当する 7 年 8 か月間は、石綿粉じんにはばく露したというべきである。

(2) 上記⑤の期間について、原告(29)は、有限会社金沢保温において、1 か月当たり 2 4 日の割合で保温工事に従事したから（甲 F 2 9 の 3 の 9），同社の労働者として業務に従事したというべきである。なお、仮に同社の労働者として稼働した期間が平成 2 年までであるとしても、同原告は、同年以後も、仕事を請け負っていた株式会社日辰断熱の実質的な労働者であった。

(3) 上記⑥の期間について、原告(29)は、専ら株式会社日辰断熱から仕事を請けて働き、日給月給で給与の支払を受けたから、実質的には同社の労働者であった。

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に

当事者の主張（一人親方等関係）

市場に流通する商品が使用される可能性がある上、改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、原告(29)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

(1) 上記②の期間に係る主張はおおむね認める。ただし、乙3での就労始期は昭和41年である（甲F29の3の5）。

(2) 上記③及び④の期間中、労働者として就労したことは認めるが、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

原告(29)は、労災手続において、同期間中、自ら直接石綿を取り扱わなかったが、周囲で別の作業者が鉄鋼に石綿を吹き付けるなどしたため、間接的に石綿にはばく露した旨供述するが（甲F29の3の6）、とびは、屋外での作業が中心であって、周囲で石綿の吹付け作業が行われていたとは考えられない。また、同原告は、保温工として稼働した際、どのような業務に従事し、どのような態様で石綿粉じんにはばく露したのか、客観的な証拠による具体的な主張立証をしない。

(3) 上記⑤の期間のうち、昭和61年10月から平成2年までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、平成3年以降、労働者として就労したことは否認する。

原告(29)は、労災手続において、有限会社金沢保温の就労期間を昭和61年から平成2年までとする（甲F29の3の5）。仮に、同原告が昭和60年から平成7年12月まで有限会社金沢保温で保温工事に従事したと認められるとしても（甲F29の3の9参照）、それは同原告の「従事歴」が証明されたにすぎず、同原告が同社の労働者として稼働したことを証明するものではない。

(4) 上記⑥の期間のうち、平成8年から平成16年9月30日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したこと及び同年10月1日以降同作業に従事していたことは否認する。

原告(29)は、労災手続において、有限会社金沢保温を辞め、独立して保温作業に従

当事者の主張（一人親方等関係）

事した旨供述するから（甲 F 2 9 の 3 の 6），労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したのではない。また，株式会社日辰断熱から専ら仕事を請けていたことは，同原告が，同社の専属の下請であったことを示すにすぎず，労働者性を肯定するものではない。

また，平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により，同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから，原告(29)が，同日以降，石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

30 原告(30)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S48.11～H9.2	大原工業(株)	配管工	労働者	認
②	H9.7～H11.4	丸幸工業(株)	配管工	労働者	認
③	H11.5～H22.3	(有)寛成設備	配管工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間のうち、平成11年5月から平成17年6月30日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年7月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、原告(30)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 1 甲 1 1（原告(31)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S44～S48	大高建設(株)	解体工	労働者	認
②	S48～S53	乙 8 7	解体工	労働者	下記参照
③	S53～H16	乙 8 8	解体工	労働者	認
④	H16～H21.8	乙 8 9	解体工	労働者	下記参照
⑤	H21.8～H24.2	乙 9 0	解体工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

- (1) 上記②の期間について、労災手続の際に作成された作業歴情報（甲 F 3 1 の 3 の 1）に、乙 8 7 に勤務したことが明記されているから、甲 1 1 が乙 8 7 で就労した事実は明らかである。
- (2) 上記④、⑤の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにばく露するから、同政令を根拠に、甲 1 1 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

- (1) 上記②の期間に係る主張は否認する。

原告(31)は、甲 1 1 が同期間、労働者として就労した事実及び石綿粉じんばく露作業に従事したことを示す証拠を何ら提出せず、また、労災手続においても、この点につき何ら主張しない。

- (2) 上記④、⑤の期間に係る主張のうち、平成 1 6 年から平成 1 7 年 6 月 3 0 日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 7 月 1 日以降、石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

当事者の主張（一人親方等関係）

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたことから、甲11が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

また、平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲11が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 2 原告(32)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S43.9～S49.6	乙 9 1	タイル工	労働者	認
②	S49.7～H2.3.31	乙 9 2	タイル工	労働者	認
③	H3.9.1～H21.12.31	乙 9 3	タイル工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであり、タイル工等が使用する混和材は規制対象外であるから、同政令を根拠に、原告(32)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間のうち、平成 3 年 9 月 1 日から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、事業主として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(32)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 3 甲 2（原告(33)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
	H10.4～H22.12	(有)宮沢電気	電工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

平成10年4月から平成17年6月30日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年7月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、甲2が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

（34 原告(34)は，訴えを全部取り下げたため欠番）

35 原告(35)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S42.12	乙94	タイル工	労働者	認
②	S43.1～H4.1.10	乙95	タイル工	事業主	認
③	H4.1.11～H22.4	乙95	タイル工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について，平15改正安衛令は，列挙された製品の製造等を禁止するのみであり，タイル工等が使用する混和材は規制対象外であるから，同政令を根拠に，原告(35)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間のうち，平成4年1月11日から平成16年9月30日までの間，労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが，同年10月1日以降，石綿粉じんばく露作業に従事したことは否認する。

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により，同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから，原告(35)が，同日以降，石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 6 原告(36)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S47.3～H17.11	乙 9 6	大工	労働者	下記参照
②	H17.11～H24.7	(株)イターナルスペース	大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記①、②の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、原告(36)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記①、②の期間に係る主張のうち、昭和 4 7 年 3 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(36)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

37 甲12（原告(37-1)ら関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S58.4～S60	乙32	解体工	労働者	認
②	S61～S63	品川装備工業(株)	解体工	労働者	認
③	H元～H2.4	(株)伊東産業, (株)銅建	解体工	労働者	認
④	H2.4～H4	乙97	解体工	事業主	認
⑤	H4～H25.1	(株)細谷興業	解体工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記⑤の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記⑤の期間のうち、平成4年から平成17年6月30日までの間、事業主として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年7月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、甲12が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

38 原告(38)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S58～H13.12	乙98	ハウスクリーニング	事業主	認
②	H14～H24.7.11	乙98	ハウスクリーニング	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記②の期間について、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記②の期間に係る主張は否認する。

平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、原告(38)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

3 9 甲 8（原告(39)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.3～S43.3	乙 9 9	大工	労働者	認
②	S43.4～H2.7	乙 1 0 0	大工	一人親方	認
③	H2.7～H21.12	(有)喜栄美建	大工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記③の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであって、既に市場に流通する商品が使用される可能性があるから、同政令を根拠に、甲 8 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記③の期間のうち、平成 2 年 7 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 8 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

40 原告(40)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S40.9	(株)摂津保温	保温工	労働者	認
②	S40.9～S47	乙101	保温工	労働者	下記参照
③	S47～S49	(株)摂津保温	保温工	労働者	認
④	S49～S52	乙4	保温工	労働者	認
⑤	S52～S54	乙102	保温工	労働者	認
⑥	S54～S59	乙103	保温工	労働者	認
⑦	S59～H18.1	乙104	保温工	労働者	下記参照
⑧	H18.2～H20.6	(株)カクエイ	保温工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記⑦、⑧の期間について、平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにはばく露するから、同政令を根拠に、原告(40)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

- (1) 上記②の期間に係る主張はおおむね認める。ただし、原告(40)は、労災手続において、乙101の就労期間を昭和35年から昭和49年とする一方で（甲F40の3の7）、同期間中、大正アスベスト株式会社に就労した事実も確認できるから、乙101における厳密な就労期間は特定できない。
- (2) 上記⑦、⑧の期間に係る主張のうち、昭和59年から平成16年9月30日までの間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年10月1日以降、同作業に従事したことは否認する。

当事者の主張（一人親方等関係）

平成16年10月1日に施行された平15改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(40)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 1 甲 9（原告(41)関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S40.11	乙 1 0 5	大工	労働者	認
②	S40.12～H18.3	(有)近江工業	大工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

上記②の期間について、甲 9 は、有限会社近江工業の代表取締役であったが、会長であった父親の指示に従い稼働したため、実質的には労働者であった。

平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露するから、同政令を根拠に、甲 9 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。また、石綿則が施行されたとしても、いまだ石綿粉じんばく露防止策としては不十分であった。

【被告(ア)国の主張】

上記②の期間のうち、昭和 4 0 年 1 2 月から平成 1 7 年 6 月 3 0 日までの間、石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、労働者として就労したこと及び同年 7 月 1 日以降同作業に従事したことは否認する。

甲 9 は、労災手続において、自らが有限会社近江工業の事業主である旨、昭和 6 2 年から平成 1 8 年 3 月末日まで中小事業主として特別加入した旨等を供述することからすれば（甲 F 4 1 の 3 の 3 ・ 5 ），同期間中、実質的にも事業主であった。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 9 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。また、平成 1 7 年 7 月 1 日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、同人が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 2 甲 1（原告(42-1)ら関係）

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S40.3	乙 1 0 6	塗装工	労働者	認
②	S40.4～S40.9	(有)東横塗装工業	塗装工	労働者	認
③	S40.9～S44.3	タナカ工業(株)	塗装工	労働者	認
④	S44.4～H24	乙 1 0 7	塗装工	事業主	下記参照

【原告らの主張】

上記④の期間について、平 1 5 改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんばく露するから、同政令を根拠に、甲 1 の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記④の期間のうち、昭和 4 4 年 4 月から平成 1 6 年 9 月 3 0 日までの間、労働者以外の立場で石綿粉じんばく露作業に従事したことは認めるが、同年 1 0 月 1 日以降、同作業に従事したことは否認する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 日に施行された平 1 5 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、甲 1 が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 3 原告(43)

	原告らの主張				被告(ア)国の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S40.1.1～S46.3	乙 1 0 8	大工	労働者	認
②	S46.4～S48.3	広和建设(株)	大工	労働者	認
③	S48.4～S53.5	日住建設(株)	大工	労働者	認
④	S53.6～H7.12	(有)吉村工務店	大工	事業主	認
⑤	H8.1～H19.9	乙 3 3	大工	労働者	下記参照
⑥	H19.10～H21.1	乙 3 3	大工	一人親方	下記参照

【原告らの主張】

上記⑤の期間中、原告(43)は、出向社員として契約し（甲F 4 3の3の1・2・6）、労働者として就労した。また、同原告が従事した業務は、新築住宅及びリフォーム工事における大工工事（建材の切断加工、取付け等）であって（甲F 4 3の3の6）、これには雨漏り補修、外壁材張替え、フローア補修、壁・天井補修も含まれること、同原告が、内部造作工事作業中に現場内に飛散した粉じん（石綿を含む。）を吸い込んだ可能性があることも指摘されていること（甲F 4 3の3の7）等からすれば、同原告は、上記期間中、石綿粉じんばく露作業に従事したといえる。

平15改正安衛令は、列挙された製品の製造等を禁止するのみであるから、既に市場に流通する商品が使用される可能性がある上、解体・改修工事の際には、過去に使用された石綿含有建材から発生する石綿粉じんにばく露するから、同政令を根拠に、原告(43)の石綿粉じんばく露を否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記⑤、⑥の期間に係る主張は否認する。

原告(43)の労災手続において、乙33は、同原告につき、平成8年から平成19年9月までの間、月額報酬を定め、主にアフターサービスの専属大工として同社サー

当事者の主張（一人親方等関係）

ビス担当者と同行の上、既築施主宅のアフター対応の施行大工として就労し、社会保険等の雇用契約はなく、月額就労報酬のみでの雇用形態であった旨述べることからすれば（甲 F 4 3 の 3 の 8）、同原告が労働者であったとは認められない。また、同期間中に同原告が従事した作業は、建具の建付調整、フローア補修、雨戸・サッシ等の戸車交換等であって、これらは石綿粉じんばく露作業とはいえない。

平成 16 年 10 月 1 日に施行された平 15 改正安衛令により、同日時点で非石綿製品への代替が困難なものを除く全ての石綿製品の製造等が禁止されたから、原告(43)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 4 原告(44)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S41～S43	乙 1 0 9	大工	労働者	下記参照
②	S43～S44.12	乙 1 1 0	大工	労働者	下記参照
③	S45.1～S48.10	乙 1 1 1	大工	労働者	認
④	S48.11～S49.12	(有)大降工務店	大工	労働者	認
⑤	S50.1～S50.11	乙 1 1 2	大工	労働者	認
⑥	S50.12～S53.8	短期アルバイト	大工	労働者	下記参照
⑦	S53.9～S55.8	(株)滝沢工務店	大工	労働者	認
⑧	S55.9～S57.1	短期アルバイト等	大工	労働者	下記参照
⑨	S57.2～S59.9	乙 3 4	大工	労働者	認
⑩	S59.9～S60.2	乙 1 1 3	大工	労働者	下記参照
⑪	S60.2～S60.3	乙 3 5	大工	労働者	認
⑫	S60.3～S60.6	乙 3 6	大工	労働者	認
⑬	S61.10～H元.1	短期アルバイト等	大工	労働者	下記参照
⑭	H元.2～H2.10	乙 3 7	大工	労働者	認
⑮	H2.11～H3.10	乙 3 8	大工	労働者	認
⑯	H3.11～H7.1	短期アルバイト等	大工	労働者	下記参照
⑰	H7.2～H8.6	乙 3 9	大工	労働者	認
⑱	H8.6～H11.2	短期アルバイト等	大工	労働者	下記参照
⑲	H11.3～H12.3	(有)小林工務店	大工	労働者	認
⑳	H12.4～H12.5	短期アルバイト等	大工	労働者	下記参照
㉑	H12.6～H14.10	高幸建設(株)	大工・解体工・土木	労働者	下記参照

当事者の主張（一人親方等関係）

②②	H16.9～H17.8	(有)巧工研	防水・タイル工	労働者	下記参照
②③	H17.10～H19.12	(株)浦賀興業	解体工	労働者	下記参照
②④	H20.1～H21.12	乙 1 1 4	解体工	労働者	下記参照
②⑤	H22.1～H23.8	(株)鳶丸悦	解体工	労働者	下記参照

【原告らの主張】

石綿関連疾患（肺がん）に関する労災認定においては、石綿粉じんばく露作業従事期間が10年以上であることが要件の一つとされているところ、原告(44)は、就労先を容易に特定することができる期間が合計10年以上あったことから、調査の長期化を避け早期に労災認定を受けるため、あえて短期間の就労先に関する従事証明書を提出しなかったにすぎない。

(1) 同原告は、2年9か月（上記⑥）又は1年5か月（上記⑧）もの間、就労することなく生活したことはないから、同期間、短期のアルバイトとしていくつかの事業主に雇用され、大工の業務に従事したと考えるべきである。

(2) 同原告は、上記⑩の期間中、乙 1 1 3 に雇用された労働者として、増築や屋根の葺替え工事等の大工の業務に従事した（甲 F 4 4 の 5）。

(3) 同原告は、上記⑬の期間のうち少なくとも昭和61年10月から昭和63年5月までの間、乙 1 1 5 に雇用された労働者として（甲 F 4 4 の 6）、上記⑯の期間のうち少なくとも平成3年11月から平成5年2月までの間、乙 1 1 6 に雇用された労働者として（甲 F 4 4 の 7）、それぞれ大工の業務に従事した。その余の期間について、同原告は、8か月又は2年もの間、就労することなく生活したことはないから、短期のアルバイトとしていくつかの事業主に雇用され、大工の業務に従事したと考えるべきである。

(4) 同原告は、上記⑱の期間のうち、平成8年6月から同年8月までの間、有限会社佐州建設に雇用された労働者として（甲 F 4 4 の 8）、同年7月から同年11月までの間、乙 1 1 7 に雇用された労働者として（甲 F 4 4 の 9）、平成9年1月から同年6月までの間、乙 1 1 8 に雇用された労働者として（甲 F 4 4 の 1 0）、そ

当事者の主張（一人親方等関係）

のほかに、乙119、乙120、乙121、乙122、乙123、乙124、乙125等で労働者として、それぞれ大工の業務に従事した。その余の期間について、同原告は、2年以上もの間、就労することなく生活したことはないから、短期のアルバイトとしていくつかの事業主に雇用され、大工の業務に従事したと考えるべきである。

(5) 同原告は、上記⑳の期間中、短期間で複数の事業所を渡り歩いていたため当該事業所を特定することはできないが、2か月もの間、就労することなく生活したことはないから、短期のアルバイトとしていくつかの事業主に雇用され、大工の業務に従事したと考えるべきである。

(6) 上記㉑ないし㉕の期間について、各事業所で就労したことに関する同原告の記憶は明確であるから、同原告が労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことを否定することはできない。

【被告(ア)国の主張】

上記①、②、⑥、⑧、⑩、⑬、⑯、⑱、㉑ないし㉕の期間に係る主張はいずれも否認する。原告(44)は、上記の期間、労働者として石綿粉じんばく露作業に従事したことを示す客観的な証拠を提出しない。

(1) 上記㉑の期間について、事業主である高幸建設株式会社はとび・土木・コンクリート工事業を主要職種とする会社であり、原告(44)の業務も、一般土工職を主体に、型枠大工の工事があったときにはその職に従事するものであり、石綿ばく露作業はなかったとのことであるから（乙アC44の3）、同原告が、同社において、石綿ばく露作業に従事したとはいえない。

(2) 上記㉒の期間について、事業主である有限会社巧工研が、石綿ばく露作業がないことを証明していることからすれば（乙アC44の1）、原告(44)が、同社において、石綿粉じんばく露作業に従事したものとはいえない。

(3) 上記㉒ないし㉕の期間について、平成17年7月1日に施行された石綿則において、解体等の工事における石綿等のばく露防止対策が義務付けられたから、原告

当事者の主張（一人親方等関係）

(44)が、同日以降、石綿粉じんばく露作業に従事することはない。

当事者の主張（一人親方等関係）

4 5 承継前原告(45)

	原告らの主張				被告(ア)国 の認否等
	就労始期・終期	事業所	職種	立場	
①	S44.4～S49.12	乙 1 2 6	大工	労働者	認
②	S50.1～S55.10	乙 1 2 7	大工	労働者	認
③	S56.1～S60.12	横浜・東京の工務店等	大工	労働者	認
④	S61.1～H元.6	乙 1 2 8	大工	労働者	認
⑤	H元.7～H10.1	(株)エール	大工	労働者	認
⑥	H10.1～H15.12	乙 1 2 9	大工	一人親方	認

原告No.	元建築作業従事者名	原告名	就労始期	就労終期	就労月数	石綿関連疾患名	従事建物の比率		新築・改修の比率		
							木造	鉄筋・鉄骨	新築	改修	
3	訴訟承継前原告(3)	原告(3)	1955(昭30)年	2007(平19)年	624	中皮腫	55～61年	7割	3割	10割	0
							62～74年	2割	8割	8～9割	1～2割
							75～85年	6割	4割	8割	2割
17	原告(17)		1964(昭39)年4月	2011(平23)年3月	564	石綿肺	64～74年	0	10割	8～10割	2割～0
							75～78年	9～10割	0～1割	2～9割	1～8割
							79～11年	1割	9割	1割	9割
26	原告(26)		1977(昭52)年6月	2009(平21)年10月	388	肺ガン	9割	1割	7割	3割	

①吹付け石綿

西暦	昭和	資料記載の会社名								合計	資料名	甲号証
		日本アスベスト	朝日石綿工業	日本バルカー工業	ノザワ	ナイガイ						
		ニチアス	エアードエーマテリアル	日本バルカー工業	ノザワ	ナイガイ						
		トムレックス	プロベスト	リンベット	コーベックス	サーモテックス						
1969	昭44	生産能力(m ² /月間)	40,000~50,000	70,000~80,000	20,000~30,000					280,000~360,000	鉱石質建材市場要覧 昭和44年10月	甲C39の 2・25頁
		平均値(m ² /月間)	1,750,000	450,000	75,000	250,000				320,000		
			シェア	14.1%	23.4%	7.8%				100%		
1971	昭46	生産能力(m ² /月間)	22,000	80,000	100,000	20,000				242,000	無機繊維系建材と石膏ボード	甲C51・24 頁
		シェア	8.3%	9.1%	33.1%	41.3%				100.0%		
1973	昭48	施行量(トン/月間)	250	700	200					7,000	防火建材の市場性と成長性	甲C52・73 ~74頁
		シェア										

②石綿含有吹付けロックウール

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業・浅野シート	日本セメント	新日本製鉄化学	日東紡績	日本ハルカ工業	ノゾワ	その他	合計	資料名	甲号証
1971	46	被告メーカー名											
		施工量(トン/月)	150	150	150	450	400		50	150		建材の需給実態―需給動向から新製品開発まで―	甲C58・300頁
1974	49	シェア	10%	10%	10%	30%	26.7%		3%	10%	100%		
		施工量(千㎡/年)	1,900	1,300	1,300	1,300	800		400	7,000		昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C500の2・72頁
1976	51	シェア	27%	19%	19%	19%	11%			6%	100%		
		施工量(千㎡/年)	2,100	2,000	1,700	1,300	1,000		2,200	10,300		昭和52～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C450の3・108頁
1977	52	シェア(%)	20.4%	19.4%	16.5%	12.6%	9.7%			21.4%	100%		
		施工量(千㎡/年)	1,687	1,432	1,705	273	682		614	477	—	6,820	1980年版日本の建材産業
1978	53	シェア(%)	24.0%	21.0%	25.0%	4.0%	10.0%		7.0%	0.0%	100.0%		
		施工量(千㎡/年)	2,200	2,200	1,800	1,400	1,100		2,300	11,000		80年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C34の2・126頁
		シェア(%)	20.0%	20.0%	16.4%	12.7%	10.0%			20.9%	100.0%		

⑦石綿含有けい酸カルシウム保温材

西暦	昭和	資料記載の会社名		日本アスベスト	朝日石綿工業	大阪パッキング	神島化学工業	その他	合計	資料名	甲号証
		資料記載の会社名		日本アスベスト	朝日石綿工業	大阪パッキング	神島化学工業				
		被告メーカー名		ニチアス	A&Aマテリアル	日本インシュレーション	神島化学工業				
1975	昭50	出荷量	4700トン	29.7%	3160トン	3120トン	2771トン	2048トン	1万5800トン	断熱材市場の全貌 -断熱材商の実態 と商品競合分析	甲A489・ 92～96頁
		シェア			20.0%	19.7%	17.5%	13.0%	100%		
1976	昭51	出荷量	5200トン	29.7%	3500トン	3446トン	2730トン	2604トン	1万7480トン	断熱材市場の全貌 -断熱材商の実態 と商品競合分析	甲A489・ 92～96頁
		シェア			20.0%	19.7%	15.6%	14.9%	100%		
1977	昭52	出荷量	5700トン	30%	3800トン	3753トン	3765トン	1982トン	1万9000トン	断熱材市場の全貌 -断熱材商の実態 と商品競合分析	甲A489・ 92～96頁
		シェア			20.0%	19.8%	19.8%	10%	100%		

⑮石綿含有スレートボード・フレキシブル板, ⑯同・平板

西暦	昭和	資料記載の会社名	朝日石綿工業	浅野スレート	ノゾク	三菱セメント	宇都スレート	久保田鉄工	その他	合計	文献	甲号証
		被吉メーカー名	A&A合	A&A合	ノゾク	エム・エム・ケイ	ウベボード	クボタ				
1968	43	フレキシブル板 平板 シェア	1,240 2,140	1,430 2,140	2,400				30.2%	100%	鉱石質建材市場要覧	甲C39の2・ 23頁
1969	44	フレキシブルボード 平板 シェア	1,430 2,080	1,500 2,170	3,000				49.1%	5,400 14,600	No3 セメント系不燃建材	甲C44・23頁
1970	45	フレキシブルボード 平板 シェア	1,800 2,830	2,180 3,000	3,200	2,760			18.8%	7,500 11,920	No3 セメント系不燃建材	甲C44・23頁
1974	49	ボード シェア	7,000	5,500	3,500	4,500	3,000		14,385	37,885	昭和51年版建材用途・部位 別需要動向と適合性	甲C50の2・ 48頁
1976	51	ボード(ケイ酸カルシウム板を含む) シェア	8,300	6,000	2,000	5,000	800		17,031	39,131	昭和52~53年版建材用途・ 部位別需要動向と適合性	甲C45の3・ 48頁
1978	53	ボード シェア	7,000	4,800	1,900	4,200	500	7,000	10,700	36,156	80年版 建材用途・部位 別需要動向と適合性	甲C34・47 頁
				32.7%	5.3%	11.6%	1.4%	19.4%		100%		

⑳石綿含有けい酸カルシウム板第1種

西暦	昭和	資料記載の会社名	日本アスベスト	朝日石綿工業	浅野スレート	A&A合計	三菱セメント	大建工業	久保田鉄工	その他	合計	資料名	甲号証
		被告メーカー名	ニチアス	A&Aマテリアル		A&A合計							
1974	49	総出荷量(千枚/年) シェア	3,000 36.6%	1,800 22.0%	700 8.5%	2,500 30.5%	1,000 12.2%	1,000 12.2%		700 8.5%	8,200 100.0%	昭和51年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C500 2・50頁
1976	51	総出荷量(千枚/年) シェア	3,000 35.3%	1,600 18.8%	500 5.9%	2,100 24.7%	800 9.4%	800 9.4%		1,800 21.2%	8,500 100.0%	昭和52～53年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C450 3・50頁
1977	52	生産量(枚/月) シェア	24万枚 29.0%		26万枚 37.8%	26万枚 37.8%	11万枚 13.3%	15万枚(神島化学) 18.2%			82万5000枚	1980年版日本の建材産業	甲C53・48 頁
1978	53	総出荷量(千枚/年) シェア	3,300 32.5%	1,950 19.2%	600 6.0%	2,550 25.1%	1,200 11.8%	15.7万枚(神島化学) 18.2%	600 6.0%	2,500 24.6%	10,150 100.1%	80年版建材用途・部位別需要動向と競合性	甲C34・44 頁
1979	54	総出荷量(千枚/年) シェア	3,500 30.3%	2,100 18.3%	650 5.7%	2,750 24.0%	1,100 9.6%		700 6.1%	3,450 30.0%	11,500 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35 頁
1980	55	総出荷量(千枚/年) シェア	2,950 30.6%	1,700 17.6%	550 5.6%	2,250 23.2%	950 9.8%		650 6.7%	2,850 29.6%	9,650 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35 頁
1981	56	総出荷量(千枚/年) シェア	3,000 30.3%	1,800 18.2%	600 6.1%	2,400 24.3%	1,000 10.1%		750 7.6%	2,750 27.7%	9,900 100.0%	住宅システム市場調査総覧	甲C54・35 頁